

令和6年3月

郡山市議会定例会議案

(令和6年度予算案等)

目 次

議案第30号	令和6年度郡山市一般会計予算	4
議案第31号	令和6年度郡山市国民健康保険特別会計予算	214
議案第32号	令和6年度郡山市後期高齢者医療特別会計予算	255
議案第33号	令和6年度郡山市介護保険特別会計予算	275
議案第34号	令和6年度郡山市公共用地先行取得事業特別会計予算	312
議案第35号	令和6年度郡山市県中都市計画荒井北井土地区画整理事業特別会計予算	320
議案第36号	令和6年度郡山市県中都市計画富田第二土地区画整理事業特別会計予算	328
議案第37号	令和6年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計予算	338
議案第38号	令和6年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計予算	357
議案第39号	令和6年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計予算	377
議案第40号	令和6年度郡山市駐車場事業特別会計予算	396
議案第41号	令和6年度郡山市県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計予算	409
議案第42号	令和6年度郡山市総合地方卸売市場特別会計予算	417
議案第43号	令和6年度郡山市工業団地開発事業特別会計予算	438
議案第44号	令和6年度郡山市熱海温泉事業特別会計予算	452
議案第45号	令和6年度郡山市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	469
議案第46号	令和6年度郡山市多田野財産区特別会計予算	481
議案第47号	令和6年度郡山市河内財産区特別会計予算	494
議案第48号	令和6年度郡山市月形財産区特別会計予算	506
議案第49号	令和6年度郡山市舟津財産区特別会計予算	516
議案第50号	令和6年度郡山市舘財産区特別会計予算	528
議案第51号	令和6年度郡山市浜路財産区特別会計予算	540
議案第52号	令和6年度郡山市横沢財産区特別会計予算	551
議案第53号	令和6年度郡山市中野財産区特別会計予算	562
議案第54号	令和6年度郡山市後田財産区特別会計予算	573

議案第55号	令和6年度郡山市水道事業会計予算	584
議案第56号	令和6年度郡山市簡易水道事業会計予算	622
議案第57号	令和6年度郡山市下水道事業会計予算	649
議案第58号	令和6年度郡山市農業集落排水事業会計予算	694
議案第59号	郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	762
議案第60号	郡山市公文書管理条例	764
議案第61号	郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	778
議案第62号	郡山市片平財産区の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例	779
議案第63号	郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会条例の一部を改正する条例	781
議案第64号	郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び郡山市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	782
議案第65号	郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	790
議案第66号	郡山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	878
議案第67号	郡山市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	879
議案第68号	郡山市水道事業給水条例及び郡山市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例	880
議案第69号	郡山市体育施設条例の一部を改正する条例	882
議案第70号	郡山市歴史情報博物館条例	883
議案第71号	包括外部監査契約について	890
議案第72号	郡山市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	891

令和6年度郡山市一般会計予算

令和6年度郡山市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ141,540,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 万里

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		51,178,824
	1 市民税	20,021,667
	2 固定資産税	21,289,863
	3 軽自動車税	1,013,506
	4 市たばこ税	2,991,818
	5 入湯税	55,904
	6 事業所税	2,049,210
	7 都市計画税	3,756,856
2 地方譲与税		1,256,733
	1 地方揮発油譲与税	275,011
	2 自動車重量譲与税	890,403
	3 地方道路譲与税	1
	4 森林環境譲与税	91,318
3 利子割交付金		13,646
	1 利子割交付金	13,646
4 配当割交付金		175,195
	1 配当割交付金	175,195
5 株式等譲渡所得割交付金		114,253
	1 株式等譲渡所得割交付金	114,253
6 法人事業税交付金		937,969
	1 法人事業税交付金	937,969
7 地方消費税交付金		8,355,936
	1 地方消費税交付金	8,355,936
8 ゴルフ場利用税交付金		18,209
	1 ゴルフ場利用税交付金	18,209

一般会計

(単位 千円)

款	項	金額
9 特別地方消費税交付金		1
	1 特別地方消費税交付金	1
10 環境性能割交付金		81,969
	1 環境性能割交付金	81,969
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金		3,067
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,067
12 地方特例交付金		1,839,112
	1 地方特例交付金	1,824,112
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	15,000
13 地方交付税		11,930,000
	1 地方交付税	11,930,000
14 交通安全対策特別交付金		45,571
	1 交通安全対策特別交付金	45,571
15 分担金及び負担金		416,630
	1 負担金	416,630
16 使用料及び手数料		2,289,998
	1 使用料	1,413,344
	2 手数料	876,654
17 国庫支出金		24,759,732
	1 国庫負担金	15,907,209
	2 国庫補助金	8,760,976
	3 委託金	91,547
18 県支出金		9,876,883
	1 県負担金	5,838,681

一般会計

(単位 千円)

款	項	金額		
	2 県補助金	3,456,642		
	3 委託金	581,560		
19 財産収入		83,872		
	1 財産運用収入	43,841		
	2 財産売払収入	40,031		
20 寄附金		174,349		
	1 寄附金	174,349		
21 繰入金		9,617,776		
	1 特別会計繰入金	296,742		
	2 基金繰入金	9,321,034		
22 繰越金		2,600,000		
	1 繰越金	2,600,000		
23 諸収入		4,194,075		
	1 延滞金、加算金及び過料	70,003		
	2 市預金利子	1,500		
	3 貸付金元利収入	3,547,218		
	4 受託事業収入	103,330		
	5 雑入	472,024		
24 市債		11,576,200		
	1 市債	11,576,200		
歳	入	合	計	141,540,000

一般会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		669,689
	1 議会費	669,689
2 総務費		15,311,210
	1 総務管理費	10,043,994
	2 徴税費	4,114,424
	3 戸籍住民基本台帳費	886,621
	4 選挙費	102,503
	5 統計調査費	73,408
	6 監査委員費	90,260
3 民生費		52,639,729
	1 社会福祉費	4,570,913
	2 心身障害者福祉費	7,574,414
	3 老人福祉費	10,538,156
	4 児童福祉費	24,084,089
	5 生活保護費	5,832,588
	6 災害救助費	39,569
4 衛生費		10,852,507
	1 保健衛生費	6,416,578
	2 清掃費	4,123,983
	3 上水道費	52,542
	4 簡易水道費	259,404
5 労働費		160,941
	1 労働諸費	160,941
6 農林水産業費		5,482,330
	1 農業費	4,901,987

一般会計

(単位 千円)

款	項	金額
	2 林業費	580,343
7 商工費		7,434,171
	1 商工費	7,434,171
8 土木費		17,640,383
	1 土木管理費	350,157
	2 道路橋りょう費	5,667,846
	3 河川費	938,388
	4 都市計画費	9,521,376
	5 住宅費	1,162,616
9 消防費		3,851,726
	1 消防費	3,851,726
10 教育費		19,140,867
	1 教育総務費	673,464
	2 小中学校費	9,117,024
	3 社会教育費	5,356,073
	4 保健体育費	3,994,306
11 災害復旧費		128,129
	1 農林水産施設災害復旧費	18,305
	2 公共土木施設災害復旧費	8,536
	3 文教施設災害復旧費	101,288
12 公債費		7,879,401
	1 公債費	7,879,401
13 諸支出金		48,917
	1 普通財産取得費	48,917
14 予備費		300,000

一般会計

(単位 千円)

款	項	金額
	1 予備費	300,000
歳	出 合 計	141,540,000

第 2 表 継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	旧赤津小学校解体事業	千円 302,691	6	千円 181,620
				7	121,071
6 農林水産業費	1 農業費	ため池防災・減災事業（その 3）	771,100	6	731,946
				7	39,154
7 商工費	1 商工費	郡山ユラックス熱海長寿命化 事業	2,127,806	6	1,020,764
				7	1,020,764
				8	86,278

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
例規データベースシステム使用料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和11年度まで	千円 16,660
公用車賃借料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和13年度まで	18,853
まちづくり基本指針策定支援業務委託料	令和6年度から 令和7年度まで	12,263
地理情報システム再構築事業 (令和6年度分)	令和6年度から 令和10年度まで	51,678
モノクロプリンタ更新事業 (令和6年度分)	令和6年度から 令和11年度まで	129,624
ウェブサイト管理システム使用料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和9年度まで	12,308
公共施設LED照明機器賃借料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和16年度まで	678,240
行政センター公用車賃借料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和12年度まで	3,345
市長選挙ポスター掲示場設置等委託料	令和6年度から 令和7年度まで	23,110
障がい福祉施設再整備事業アドバイザー業務委託料	令和6年度から 令和7年度まで	11,297
地域密着型サービス拠点整備費補助金 (令和6年度分)	令和6年度から 令和8年度まで	353,952

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
老人福祉施設等整備費補助金 (令和6年度分)	令和6年度から 令和8年度まで	千円 914,810
A I 保育施設等入所選考システム構築事業	令和6年度から 令和9年度まで	11,630
保健所公用車賃借料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和11年度まで	6,297
クリーンセンターごみ投入・検査装置整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	87,010
農業振興資金利子補給金 (令和6年度貸付分)	令和6年度から 令和15年度まで	16,615
森林公園基本計画策定支援業務委託料	令和6年度から 令和7年度まで	11,670
みらい創造融資利子補給金 (令和6年度貸付分)	令和6年度から 令和9年度まで	借入期間中における融資残高につき年利1.4パーセント以内の割合で計算した利子相当額
小規模事業者経営改善資金利子補給金 (令和6年度貸付分)	令和6年度から 令和8年度まで	借入期間中における融資残高につき年利1.0パーセントの割合で計算した利子の12月分
除雪機械整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	10,100
小学校仮設校舎賃借料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和9年度まで	135,436
デジタル採点システム導入事業 (令和6年度分)	令和6年度から 令和11年度まで	34,682
図書館情報システム再構築事業 (令和6年度分)	令和6年度から 令和12年度まで	85,800

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
社会教育施設公用車賃借料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和12年度まで	千円 3,229

第 4 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
行政センター施設整備事業	千円 73,500	(1) 借入方法 普通貸借又は債券発行債券の発行価格は、市長が定める。 (2) 借入資金 政府資金その他	5.00%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内 (うち据置5年以内)の期間において資金の融通条件並びに市長の定めるところにより償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えをすることができるものとする。
市民福祉施設整備事業	472,900			
公共施設等除却事業	442,700			
老人福祉施設整備補助事業	163,300			
災害援護資金貸付事業	5,000			
保健衛生施設整備事業	68,000			
一般廃棄物処理事業	75,900			
労働施設整備事業	9,500			
農業農村整備事業	1,847,000			
林道整備事業	21,600			
観光振興施設整備事業	1,000,400			
道路整備事業	1,909,800			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川整備事業	千円 567,900			
街路整備事業	130,600			
公園整備事業	97,000			
公営住宅建設事業	193,600			
消防防災設備整備事業	116,200			
学校教育施設等整備事業	1,101,500			
社会教育施設整備事業	113,400			
(仮称)歴史情報・公文書館 施設整備事業	1,069,800			
開成山地区体育施設整備事業	1,101,400			
文教施設災害復旧事業	101,200			
臨時財政対策	894,000			
合 計	11,576,200			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 市税	51,178,824	52,055,097	△876,273
2 地方譲与税	1,256,733	1,197,247	59,486
3 利子割交付金	13,646	26,785	△13,139
4 配当割交付金	175,195	174,376	819
5 株式等譲渡所得割交付金	114,253	74,391	39,862
6 法人事業税交付金	937,969	917,351	20,618
7 地方消費税交付金	8,355,936	9,048,705	△692,769
8 ゴルフ場利用税交付金	18,209	18,502	△293
9 特別地方消費税交付金	1	1	0
10 環境性能割交付金	81,969	75,552	6,417
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,067	3,036	31
12 地方特例交付金	1,839,112	374,074	1,465,038
13 地方交付税	11,930,000	10,643,000	1,287,000
14 交通安全対策特別交付金	45,571	53,502	△7,931
15 分担金及び負担金	416,630	409,266	7,364
16 使用料及び手数料	2,289,998	2,506,375	△216,377
17 国庫支出金	24,759,732	23,573,386	1,186,346
18 県支出金	9,876,883	9,564,828	312,055
19 財産収入	83,872	103,837	△19,965
20 寄附金	174,349	160,006	14,343
21 繰入金	9,617,776	5,696,186	3,921,590
22 繰越金	2,600,000	1,600,000	1,000,000
23 諸収入	4,194,075	4,692,797	△498,722
24 市債	11,576,200	11,031,700	544,500
歳入合計	141,540,000	134,000,000	7,540,000

一般会計

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 議会費	669,689	649,888	19,801			3	669,686
2 総務費	15,311,210	10,761,613	4,549,597	3,096,000	901,400	479,841	10,833,969
3 民生費	52,639,729	50,143,878	2,495,851	26,159,974	215,000	846,455	25,418,300
4 衛生費	10,852,507	11,503,604	△651,097	519,565	143,900	1,483,993	8,705,049
5 労働費	160,941	120,047	40,894	5,268	9,500	1,374	144,799
6 農林水産業費	5,482,330	5,130,378	351,952	779,451	1,868,600	111,863	2,722,416
7 商工費	7,434,171	6,252,540	1,181,631	38,395	1,000,400	3,533,868	2,861,508
8 土木費	17,640,383	18,163,103	△522,720	2,035,588	2,939,900	853,412	11,811,483
9 消防費	3,851,726	3,768,023	83,703	2,339	116,200	8,065	3,725,122
10 教育費	19,140,867	19,006,125	134,742	2,000,035	3,386,100	1,073,720	12,681,012
11 災害復旧費	128,129	31,016	97,113		101,200		26,929
12 公債費	7,879,401	7,993,759	△114,358			264,499	7,614,902
13 諸支出金	48,917	76,026	△27,109				48,917
14 予備費	300,000	400,000	△100,000				300,000
歳 出 合 計	141,540,000	134,000,000	7,540,000	34,636,615	10,682,200	8,657,093	87,564,092

2 歳入

(款) 1 市税

(項) 1 市民税

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 個人	16,395,532	17,873,435	△ 1,477,903	1 現年課税分	16,232,900	個人・現年課税分 16,232,900
				2 滞納繰越分	162,632	個人・滞納繰越分 162,632
2 法人	3,626,135	3,682,180	△ 56,045	1 現年課税分	3,616,875	法人・現年課税分 3,616,875
				2 滞納繰越分	9,260	法人・滞納繰越分 9,260
計	20,021,667	21,555,615	△ 1,533,948			

(款) 1 市税

(項) 2 固定資産税

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 固定資産税	21,193,882	20,835,816	358,066	1 現年課税分	21,062,976	固定資産税・現年課税分 21,062,976
				2 滞納繰越分	130,906	固定資産税・滞納繰越分 130,906
2 国有資産等所在市 町村交付金	95,981	93,667	2,314	1 国有資産等 所在市町村 交付金	95,981	国有資産等所在市町村交付金 95,981
計	21,289,863	20,929,483	360,380			

1款 市税

(款) 1 市税

(項) 3 軽自動車税

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 環境性能割	59,612	60,700	△ 1,088	1 環境性能割	59,612	環境性能割 59,612
2 種別割	953,894	929,570	24,324	1 現年課税分	940,646	種別割・現年課税分 940,646
				2 滞納繰越分	13,248	種別割・滞納繰越分 13,248
計	1,013,506	990,270	23,236			

(款) 1 市税

(項) 4 市たばこ税

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 市たばこ税	2,991,818	2,787,927	203,891	1 現年課税分	2,991,818	市たばこ税・現年課税分 2,991,818
計	2,991,818	2,787,927	203,891			

(款) 1 市税

(項) 5 入湯税

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 入湯税	55,904	51,756	4,148	1 現年課税分	55,556	入湯税・現年課税分 55,556
				2 滞納繰越分	348	入湯税・滞納繰越分 348
計	55,904	51,756	4,148			

1款 市税

(款) 1 市税

(項) 6 事業所税

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 事業所税	2,049,210	2,033,238	15,972	1 現年課税分	2,044,052	事業所税・現年課税分 2,044,052
				2 滞納繰越分	5,158	事業所税・滞納繰越分 5,158
計	2,049,210	2,033,238	15,972			

(款) 1 市税

(項) 7 都市計画税

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 都市計画税	3,756,856	3,706,808	50,048	1 現年課税分	3,732,797	都市計画税・現年課税分 3,732,797
				2 滞納繰越分	24,059	都市計画税・滞納繰越分 24,059
計	3,756,856	3,706,808	50,048			

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 地方揮発油譲与税	275,011	276,393	△ 1,382	1 地方揮発油譲与税	275,011	地方揮発油譲与税 275,011
計	275,011	276,393	△ 1,382			

1款 市税

2款 地方譲与税

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 自動車重量譲与税	890,403	849,622	40,781	1 自動車重量譲与税	890,403	自動車重量譲与税 890,403
計	890,403	849,622	40,781			

(款) 2 地方譲与税

(項) 3 地方道路譲与税

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 地方道路譲与税	1	1	0	1 地方道路譲与税	1	地方道路譲与税 1
計	1	1	0			

(款) 2 地方譲与税

(項) 4 森林環境譲与税

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 森林環境譲与税	91,318	71,231	20,087	1 森林環境譲与税	91,318	森林環境譲与税 91,318
計	91,318	71,231	20,087			

2款 地方譲与税

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 利子割交付金	13,646	26,785	△ 13,139	1 利子割交付金	13,646	利子割交付金 13,646
計	13,646	26,785	△ 13,139			

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 配当割交付金	175,195	174,376	819	1 配当割交付金	175,195	配当割交付金 175,195
計	175,195	174,376	819			

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 株式等譲渡所得割交付金	114,253	74,391	39,862	1 株式等譲渡所得割交付金	114,253	株式等譲渡所得割交付金 114,253
計	114,253	74,391	39,862			

3款 利子割交付金

4款 配当割交付金

5款 株式等譲渡所得割交付金

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1 法人事業税交付金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 法人事業税交付金	937,969	917,351	20,618	1 法人事業税交付金	937,969	法人事業税交付金 937,969
計	937,969	917,351	20,618			

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 地方消費税交付金	8,355,936	9,048,705	△ 692,769	1 地方消費税交付金	8,355,936	地方消費税交付金 8,355,936
計	8,355,936	9,048,705	△ 692,769			

(款) 8 ゴルフ場利用税交付金

(項) 1 ゴルフ場利用税交付金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 ゴルフ場利用税交付金	18,209	18,502	△ 293	1 ゴルフ場利用税交付金	18,209	ゴルフ場利用税交付金 18,209
計	18,209	18,502	△ 293			

6款 法人事業税交付金

7款 地方消費税交付金

8款 ゴルフ場利用税交付金

(款) 9 特別地方消費税交付金

(項) 1 特別地方消費税交付金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 特別地方消費税交付金	1	1	0	1 特別地方消費税交付金	1	特別地方消費税交付金 1
計	1	1	0			

(款) 10 環境性能割交付金

(項) 1 環境性能割交付金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 環境性能割交付金	81,969	75,552	6,417	1 環境性能割交付金	81,969	環境性能割交付金 81,968 自動車取得税交付金 1
計	81,969	75,552	6,417			

(款) 11 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(項) 1 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,067	3,036	31	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,067	国有提供施設等所在市町村助成交付金 3,067

9款 特別地方消費税交付金

10款 環境性能割交付金

11款 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(款) 11 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(項) 1 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
計	3,067	3,036	31			

(款) 12 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 地方特例交付金	1,824,112	369,074	1,455,038	1 地方特例交付金	1,824,112	個人住民税減収補てん特例交付金 1,824,112
計	1,824,112	369,074	1,455,038			

(款) 12 地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	15,000	5,000	10,000	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	15,000	固定資産税減収補てん特別交付金 15,000

11款 国有提供施設等所在市町村助成交付金

12款 地方特例交付金

(款) 12 地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
計	15,000	5,000	10,000			

(款) 13 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	11,930,000	10,643,000	1,287,000	1 地方交付税	11,930,000	普通交付税 10,190,000 特別交付税 1,740,000
計	11,930,000	10,643,000	1,287,000			

(款) 14 交通安全対策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 交通安全対策特別交付金	45,571	53,502	△ 7,931	1 交通安全対策特別交付金	45,571	交通安全対策特別交付金 45,571
計	45,571	53,502	△ 7,931			

12款 地方特例交付金

13款 地方交付税

14款 交通安全対策特別交付金

(款) 15 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 総務費負担金	25,101	24,298	803	1 総務管理費負担金	23,804	電算機器賃借負担金 22,818 保存文書溶解処理負担金 986
				2 徴税费負担金	1,297	電算機器賃借負担金 1,297
2 民生費負担金	385,425	378,794	6,631	1 老人福祉費負担金	46,154	養護老人ホーム等入所者負担金 41,762 いきいきデイクラブ事業利用者負担金 4,392
				2 児童福祉費負担金	339,271	母子生活支援施設入所者負担金 1 保育所入所者負担金 326,000 保育所入所者負担金・滞納繰越分 1 保育所延長保育入所者負担金 1,050 保育所延長保育入所者負担金・滞納繰越分 1 一時預かり事業入所者負担金 7,255 広域委託保育入所者負担金 513 広域入所施設負担金 4,450
3 衛生費負担金	3,000	3,000	0	1 保健衛生費負担金	3,000	未熟児養育医療費自己負担金 3,000
4 農林水産業費負担金	2,554	2,624	△ 70	1 農業費負担金	2,554	郡山区域農用地総合整備事業費償還負担金 2,553 郡山区域農用地総合整備事業費償還負担金・滞納繰越分 1
5 土木費負担金	550	550	0	1 土木管理費負担金	550	木造住宅耐震診断事業費自己負担金 550
計	416,630	409,266	7,364			

15款 分担金及び負担金

(款) 16 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 総務使用料	19,307	38,138	△ 18,831	1 総務管理使用料	19,307	熱海多目的交流施設使用料 189 市民ふれあいプラザ使用料 1,733 市民交流プラザ使用料 3,734 公会堂使用料 304 ふれあいセンター使用料 1,497 コミュニティセンター使用料 73 庁舎駐車場使用料 420 総務管理施設行政財産目的外使用料 11,357
2 民生使用料	209,792	388,378	△ 178,586	1 社会福祉使用料	4,011	社会福祉施設行政財産目的外使用料 4,011
				2 心身障害者福祉使用料	30	心身障害者福祉施設行政財産目的外使用料 30
				3 老人福祉使用料	30	老人福祉施設行政財産目的外使用料 30
				4 児童福祉使用料	205,721	放課後児童クラブ使用料 1,029 公園占用料 3 保育所入所者使用料 203,400 保育所入所者使用料・滞納繰越分 1 児童福祉施設行政財産目的外使用料 667 広域受託保育入所者使用料 429 こども総合支援センター駐車場使用料 192

16款 使用料及び手数料

(款) 16 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明		
				区分	金額			
3 衛生使用料	173,274	167,969	5,305	1 保健衛生使用料	173,259	休日・夜間急病センター使用料 96,739		
							東山悠苑使用料 18,992	
						東山霊園使用料 57,314		
						保健衛生施設行政財産目的外使用料 214		
				2 清掃使用料	15	清掃施設行政財産目的外使用料 15		
4 労働使用料	4,087	4,349	△ 262	1 労働使用料	4,087	勤労青少年ホーム使用料 4,078		
								労働施設行政財産目的外使用料 9
5 農林水産業使用料	1,365	1,316	49	1 農業使用料	1,239	農産加工センター使用料 157		
								農道水路等占用料 820
								片平農村交流センター使用料 1
								農業施設行政財産目的外使用料 261
				2 林業使用料	126	林道占用料 108		
						林業施設行政財産目的外使用料 18		
6 商工使用料	109	840	△ 731	1 商工使用料	109	商工施設行政財産目的外使用料 109		
7 土木使用料	952,518	931,144	21,374	1 道路橋りょう使用料	114,172	道路占用料 102,204		
								郡山駅西口駅前広場占用料 269
								郡山駅西口駅前広場使用料 4,399
								郡山駅西口駅前広場障害者等駐車場使用料 300
						郡山駅東口広場駐車場使用料 7,000		
				2 河川使用料	993	河川占用料 976		
						河川施設行政財産目的外使用料 17		

16款 使用料及び手数料

(款) 16 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
7 土木使用料				3 都市計画使用料	51,245	公園占用料 2,349 公園使用料 6,797 自転車等駐車場使用料 19,450 麓山地区駐車場使用料 21,980 都市計画施設行政財産目的外使用料 669
				4 住宅使用料	786,108	市営住宅使用料 736,190 市営住宅使用料・滞納繰越分 17,116 市営住宅駐車場使用料 30,637 市営住宅駐車場使用料・滞納繰越分 436 住宅施設行政財産目的外使用料 1,729
8 消防使用料	87	87	0	1 消防使用料	87	コミュニティ消防センター使用料 1 水防センター使用料 10 消防施設行政財産目的外使用料 76
9 教育使用料	52,805	87,037	△ 34,232	1 小中学校使用料	2,147	小中学校屋外運動場夜間照明設備使用料 742 教育研修センター使用料 72 小中学校施設行政財産目的外使用料 1,333
				2 社会教育使用料	40,996	総合学習センター使用料 6,545 (仮称) 歴史情報・公文書館常設展観覧料 283 (仮称) 歴史情報・公文書館企画展観覧料 283 公民館使用料 8,996 視聴覚ホール等使用料 914 音楽・文化交流館使用料 6,701

16款 使用料及び手数料

(款) 16 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
9 教育使用料						美術館常設展観覧料 193
						美術館企画展観覧料 15,972
						社会教育施設行政財産目的外使用料 1,109
				3 保健体育使用料	9,662	地域体育館使用料 736
				日和田野球場使用料 248		
				フットボールセンター使用料 3,384		
スポーツ広場夜間照明設備使用料 797						
保健体育施設行政財産目的外使用料 4,497						
計	1,413,344	1,619,258	△ 205,914			

(款) 16 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 総務手数料	110,862	111,858	△ 996	1 総務管理手数料	90	行政不服審査関係手数料 1
						公文書等開示関係手数料 85
						認可地縁団体に関する証明等手数料 2
						土地に関する証明手数料 2
				2 徴税手数料	15,757	市税関係証明手数料 15,757

16款 使用料及び手数料

(款) 16 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 総務手数料				3 戸籍住民基本台帳手数料	95,015	戸籍謄抄本住民票等交付手数料 91,565 臨時運行許可申請手数料 3,450
2 民生手数料	1	1	0	1 児童福祉手数料	1	その他の証明手数料 1
3 衛生手数料	731,162	739,939	△ 8,777	1 保健衛生手数料	118,370	薬事許可申請等手数料 2,477 医療関係許可申請等手数料 736 保健所関係証明手数料 26 休日・夜間急病センター診断証明手数料 63 畜犬登録等手数料 7,134 食品営業許可申請等手数料 14,590 温泉利用許可申請手数料 140 環境衛生営業許可申請等手数料 847 抑留犬返還手数料 219 飼い犬及び飼い猫引取り手数料 17 動物取扱業登録申請手数料 330 受託検査手数料 3,150 と畜検査等手数料 79,746 食肉衛生検査所関係証明手数料 9 埋火葬等証明手数料 38 東山霊園管理手数料 7,389 東山霊園管理手数料・滞納繰越分 2

16款 使用料及び手数料

(款) 16 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
3 衛生手数料						浄化槽保守点検業者登録等手数料 1,457
				2 清掃手数料	612,792	犬、猫等の死体の処分手数料 288
						ごみ焼却処分手数料 610,000
						ごみ埋立処分手数料 1
						使用済自動車解体業破砕業許可申請手数料 924
						一般廃棄物処理業許可申請等手数料 170
						浄化槽清掃業許可申請等手数料 10
						産業廃棄物処理業許可申請等手数料 1,399
4 農林水産業手数料	65	71	△ 6	1 農業手数料	65	農地転用等証明手数料 46
						農地基本台帳記録事項要約書発行等手数料 3
						土地に関する証明手数料 16
5 商工手数料	1,426	2,290	△ 864	1 商工手数料	1,426	計量検査手数料 1,426
6 土木手数料	33,136	32,956	180	1 土木管理手数料	10,498	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 4,576
						建築確認等申請手数料 3,439
						低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 156
						住宅租税証明及びその他の証明手数料 2,327
				2 道路橋りょう手数料	1,092	道路台帳図交付手数料 480
						土地に関する証明手数料 612
				3 河川手数料	11	土地に関する証明手数料 11
4 都市計画手数料	21,508	開発行為許可申請手数料 3,400				
		屋外広告物許可申請手数料 17,417				
		開発等に関する証明手数料 484				

16款 使用料及び手数料

(款) 16 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
6 土木手数料						屋外広告物講習会受講申込手数料	4
						都市計画証明手数料	32
						流通業務地区適合証明手数料	1
						区画整理証明手数料	1
						土地に関する証明手数料	2
						撤去自転車等返還手数料	146
						自転車等駐車場定期券再発行手数料	20
						その他の証明手数料	1
				5 住宅手数料	27	自動車保管場所証明手数料	23
						市営住宅入居証明手数料	2
		市営住宅使用料等納付証明手数料	1				
		その他の証明手数料	1				
7 教育手数料	2	2	0	1 小中学校手数料	2	調理業務従事証明書発行手数料	2
計	876,654	887,117	△ 10,463				

16款 使用料及び手数料

(款) 17 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明			
				区分	金額				
1 民生費国庫負担金	15,856,067	15,644,224	211,843	1 社会福祉費 国庫負担金	287,657	生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金 3,240			
						国民健康保険基盤安定国庫負担金 275,897			
									未就学児均等割保険税国庫負担金 7,512
									産前産後保険税国庫負担金 1,008
				2 心身障害者 福祉費国庫 負担金	2,948,043				障害者自立支援給付費国庫負担金 2,813,847
									特別障害者手当等給付費国庫負担金 134,196
3 老人福祉費 国庫負担金	126,941				低所得者介護保険料軽減国庫負担金 126,941				
4 児童福祉費 国庫負担金	8,425,461				母子生活支援施設措置費国庫負担金 8,394				
					児童手当国庫負担金 3,131,766				
					児童扶養手当国庫負担金 453,335				
					子育てのための施設等利用給付交付金 531,789				
					子どものための教育・保育給付交付金 3,179,444				
					障害児給付費国庫負担金 1,120,733				
5 生活保護費 国庫負担金	4,067,965				生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金 7,492				
					生活保護費等国庫負担金 4,060,473				
2 衛生費国庫負担金	51,142	708,629	△ 657,487	1 保健衛生費 国庫負担金	51,142	感染症予防事業費国庫負担金 9,443			
						結核医療費国庫負担金 2,295			
						未熟児養育医療費等国庫負担金 6,000			
						障害者医療（育成医療）費国庫負担金 1,000			
						小児慢性特定疾病事業費国庫負担金 29,059			

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
2 衛生費国庫負担金						新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付国庫負担金 3,345
計	15,907,209	16,352,853	△ 445,644			

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	2,511,886	266,450	2,245,436	1 総務管理費 国庫補助金	13,978	被災者支援総合交付金 55 デジタル田園都市国家構想交付金 6,426 防災・安全交付金 1,100 福島再生加速化交付金 6,168 地域女性活躍推進交付金 229
				2 徴税費国庫 補助金	2,322,000	地方創生臨時交付金 2,322,000
				3 戸籍住民基 本台帳費国 庫補助金	175,908	マイナンバーカード交付事務費国庫補助金 155,477 社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金 20,431
2 民生費国庫補助金	2,291,712	1,150,956	1,140,756	1 社会福祉費 国庫補助金	916,241	生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金 10,413 困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金 83

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金						地方創生臨時交付金 869,000
						重層的支援体制整備事業交付金 36,745
				2 心身障害者 福祉費国庫 補助金	192,800	地域生活支援事業費等国庫補助金 134,883
						地域生活支援促進事業費国庫補助金 4,721
						重層的支援体制整備事業交付金 53,196
				3 老人福祉費 国庫補助金	181,623	老人クラブ活動等事業費国庫補助金 4,261
						デジタル田園都市国家構想交付金 352
						重層的支援体制整備事業交付金 177,010
				4 児童福祉費 国庫補助金	993,446	子ども・子育て支援交付金 487,789
						保育対策総合支援事業費国庫補助金 175,832
						子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費 国庫補助金 2,581
						地域少子化対策重点推進交付金 36,571
						就学前教育・保育施設整備交付金 55,760
		被災者支援総合交付金 133,165				
		児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助 金 11,923				
		母子家庭等対策費国庫補助金 29,213				
		住宅セーフティネット促進補助事業費国庫補 助金 12,900				
		デジタル田園都市国家構想交付金 444				
		子ども・子育て支援施設整備交付金 16,992				

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金						重層的支援体制整備事業交付金 27,767
						困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金 2,509
				5 生活保護費国庫補助金	7,602	生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金 7,602
3 衛生費国庫補助金	249,403	469,357	△ 219,954	1 保健衛生費国庫補助金	249,403	福島再生加速化交付金 1,346
						難病患者地域支援対策推進事業費国庫補助金 81
						エイズ対策促進事業費国庫補助金 298
						特定感染症検査事業費等国庫補助金 25,513
						結核医療費国庫補助金 434
						感染症対策特別促進事業費国庫補助金 312
						感染症予防事業費等国庫補助金 6,046
						保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金 4,982
						子ども・子育て支援交付金 3,240
						母子保健衛生費国庫補助金 25,874
						小児慢性特定疾病対策国庫補助金 682
						循環型社会形成推進交付金 17,797
						出産・子育て応援交付金 142,006
						重層的支援体制整備事業交付金 19,998
精神保健費等国庫補助金 43						
消費・安全対策交付金 339						
地域健康危機管理対策事業費国庫補助金 412						

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
4 労働費国庫補助金	5,268	0	5,268	1 労働諸費国庫補助金	5,268	地域就職氷河期世代支援加速化交付金 5,268
5 農林水産業費国庫補助金	8,181	8,768	△ 587	1 農業費国庫補助金	8,181	デジタル田園都市国家構想交付金 4,606 福島再生加速化交付金 3,575
6 商工費国庫補助金	35,621	38,093	△ 2,472	1 商工費国庫補助金	35,621	デジタル田園都市国家構想交付金 16,621 国立公園等資源整備事業費国庫補助金 16,000 地域経済循環創造事業交付金 3,000
7 土木費国庫補助金	1,714,464	2,175,866	△ 461,402	1 土木管理費国庫補助金	21,298	防災・安全交付金 16,226 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業費国庫補助金 5,072
				2 道路橋りょう費国庫補助金	577,813	社会資本整備総合交付金 206,960 防災・安全交付金 270,230 無電柱化推進事業費国庫補助金 14,300 道路更新防災等対策事業費国庫補助金 74,423 デジタル田園都市国家構想交付金 11,900
				3 河川費国庫補助金	36,000	防災・安全交付金 36,000
				4 都市計画費国庫補助金	919,749	社会資本整備総合交付金 492,394 スマートウェルネス住宅等推進事業費国庫補助金 307,290 防災・安全交付金 39,050 踏切道改良計画事業費国庫補助金 81,015

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
7 土木費国庫補助金				5 住宅費国庫補助金	159,604	社会資本整備総合交付金 103,216 防災・安全交付金 56,388
8 消防費国庫補助金	2,339	3,000	△ 661	1 消防費国庫補助金	2,339	防災・安全交付金 1,000 消防団設備整備費国庫補助金 1,339
9 教育費国庫補助金	1,942,102	3,017,302	△ 1,075,200	1 教育総務費国庫補助金	2,327	教育支援体制整備事業費国庫補助金 2,327
				2 小中学校費国庫補助金	276,261	デジタル田園都市国家構想交付金 1,927 教育支援体制整備事業費国庫補助金 540 小学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金 4,544 小学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金 11,592 中学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金 5,766 中学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金 10,302 小学校理科教育設備整備費等国庫補助金 1,500 へき地児童生徒援助費等国庫補助金 12,201 学校・家庭・地域連携協力推進事業費国庫補助金 295 中学校理科教育設備整備費等国庫補助金 1,500 小学校学校施設環境改善交付金 214,387 公立学校情報機器整備費国庫補助金 11,707

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
9 教育費国庫補助金				3 社会教育費 国庫補助金	229,010	学校・家庭・地域連携協力推進事業費国庫補助金 5,561 文化財発掘調査事業費国庫補助金 18,614 都市構造再編集中支援事業費国庫補助金 195,300 デジタル田園都市国家構想交付金 5,613 文化財保存事業費国庫補助金 3,922
				4 保健体育費 国庫補助金	1,434,504	デジタル田園都市国家構想交付金 33,947 都市構造再編集中支援事業費国庫補助金 1,400,557
計	8,760,976	7,129,792	1,631,184			

(款) 17 国庫支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	22,436	23,592	△ 1,156	1 総務管理費 委託金	21,550	自衛官募集事務国庫委託金 63 国民年金事務国庫委託金 21,487
				2 戸籍住民基本 台帳費委託金	886	中長期在留者住居地届出等事務国庫委託金 886
2 民生費委託金	49,667	48,343	1,324	1 社会福祉費 委託金	43,319	厚生労働統計調査国庫委託金 358 国民年金事務国庫委託金 41,303

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
2 民生費委託金						年金生活者支援給付金事務国庫委託金 1,658
				2 児童福祉費委託金	3,259	特別児童扶養手当支給事務国庫委託金 3,259
				3 生活保護費委託金	3,089	遺族及び留守家族等事務国庫委託金 3,089
3 衛生費委託金	7,882	7,684	198	1 保健衛生費委託金	7,882	厚生労働統計調査国庫委託金 6,174 国民栄養調査等国庫委託金 1,708
4 土木費委託金	11,562	11,122	440	1 河川費委託金	11,562	排水機場施設管理国庫委託金 7,862 徳定川浄化施設管理国庫委託金 3,700
計	91,547	90,741	806			

(款) 18 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	5,833,466	5,613,850	219,616	1 社会福祉費県負担金	917,406	国民健康保険基盤安定県負担金 913,146 未就学児均等割保険税県負担金 3,756 産前産後保険税県負担金 504
				2 心身障害者福祉費県負担金	1,406,923	障害者自立支援給付費県負担金 1,406,923

17款 国庫支出金

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金				3 老人福祉費 県負担金	678,052	低所得者介護保険料軽減県負担金 63,470 後期高齢者医療保険基盤安定県負担金 614,582
				4 児童福祉費 県負担金	2,831,085	児童手当県負担金 683,366 子育てのための施設等利用給付費県負担金 265,894 子どものための教育・保育給付費県負担金 1,321,459 障害児給付費県負担金 560,366
2 衛生費県負担金	5,215	12,303	△ 7,088	1 保健衛生費 県負担金	5,215	予防接種事故救済給付費県負担金 1,715 未熟児養育医療給付事業費県負担金 3,000 障害者医療（育成医療）費県負担金 500
(消防費県負担金)	0	1,300	△ 1,300			
計	5,838,681	5,627,453	211,228			

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県補助金	39,525	18,193	21,332	1 総務管理費 県補助金	39,525	ふくしま移住支援金給付費県補助金 33,300 土地利用規制対策費県交付金 692 消費者行政強化県交付金 1,434 地域創生総合支援事業費県補助金 3,449 犯罪被害者等見舞金等支給事業費県補助金 650

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
2 民生費県補助金	2,128,930	1,900,829	228,101	1 社会福祉費 県補助金	74,784	乳幼児医療助成事業費県補助金（国保分）	7,985
						子ども医療助成事業費県補助金（国保分）	56,642
						重度心身障害者医療助成事業費県補助金（こ ども医療国保分）	117
						重層的支援体制整備事業費県交付金	10,040
				2 心身障害者 福祉費県補 助金	367,797	地域生活支援事業費等県補助金	67,440
						戦傷病者補装具給付等事務費県補助金	10
						地域生活支援促進事業費県補助金	2,360
						重度心身障害者医療助成事業費県補助金	271,389
				3 老人福祉費 県補助金	113,980	介護保険利用者負担軽減対策事業費県補助金	3,157
						地域医療介護総合確保基金事業費県補助金	22,300
						重層的支援体制整備事業費県交付金	88,523
				4 児童福祉費 県補助金	1,572,369	子ども・子育て支援県交付金	487,789
						子ども・子育て支援施設整備県交付金	16,992
						乳幼児医療助成事業費県補助金（社保分）	158,547
						子ども医療助成事業費県補助金（社保分）	640,224
						重度心身障害者医療助成事業費県補助金（こ ども医療社保分）	2,305
ひとり親家庭医療助成事業費県補助金	27,086						
住宅セーフティネット促進補助事業費県補助 金	6,135						

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金						保育対策総合支援事業費県補助金 37,161 施設型給付費地方単独費県補助金 164,879 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費県補助金 521 重層的支援体制整備事業費県交付金 23,819 児童虐待防止対策等総合支援事業費県補助金 3,311 病児保育広域運営支援事業費県補助金 3,600
3 衛生費県補助金	198,958	410,829	△ 211,871	1 保健衛生費 県補助金	187,458	骨髓移植ドナー助成事業費県補助金 210 自家消費野菜等放射能検査事業費県補助金 80 在宅ターミナルケア支援助成事業費県補助金 486 救急医療施設運営事業費県補助金 1,911 予防接種事故救済給付費県補助金 300 風しん対策事業費県補助金 1,275 地域自殺対策強化県交付金 3,011 健康増進事業費県補助金 26,673 子ども・子育て支援県交付金 3,240 浄化槽設置整備事業費県補助金 10,191 除染対策事業費県補助金 97,895 放射線健康対策事業費県補助金 946 出産・子育て応援県交付金 36,002 重層的支援体制整備事業費県交付金 4,938 予防接種再接種費用助成事業費県補助金 300

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費県補助金				2 清掃費県補助金	11,500	産業廃棄物税県交付金 11,500
4 農林水産業費県補助金	766,037	585,100	180,937	1 農業費県補助金	547,110	農業委員会費県交付金 9,325 農地利用最適化県交付金 540 農地集積・集約化等対策事業費県補助金 27,571 人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業費県補助金 2,958 経営所得安定対策等推進事業費県補助金 26,288 農業経営基盤強化資金利子補給費県補助金 4 中山間地域等直接支払事業費県交付金 88,227 農業次世代人材投資事業費県補助金 6,790 遊休農地等再生対策支援事業費県補助金 431 地域を支える新たな農業者等確保支援事業費県補助金 296 新規就農者育成総合対策事業費県補助金 59,743 環境保全型農業直接支払県交付金 2,587 環境保全型農業直接支払等県推進交付金 48 狩猟による地域環境保全対策推進事業費県補助金 780 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費県補助金 7,346 特定外来生物対策事業費県補助金 540 産地生産力強化総合対策事業費県補助金 1,740

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
4 農林水産業費県補助金						国営造成水利施設管理強化事業費県補助金	43,434
						多面的機能支払県交付金	219,877
						地籍調査費県補助金	41,250
						農用地等集団化事業費県補助金	3,235
						狩猟技術向上等支援事業費県補助金	370
						地域計画策定推進緊急対策事業費県補助金	300
						地域創生総合支援事業費県補助金	3,430
				2 林業費県補助金	218,927	造林事業費県補助金	2,121
						ふくしま森林再生事業県補助金	23,500
						森林環境県交付金	8,192
		里山林保全対策事業費県補助金	6,242				
		林業・木材産業循環成長対策県交付金	178,872				
5 商工費県補助金	2,724	6,382	△ 3,658	1 商工費県補助金	2,724	活力ある商店街支援事業費県補助金	500
						地域創生総合支援事業費県補助金	2,224
6 土木費県補助金	298,185	302,834	△ 4,649	1 土木管理費県補助金	4,970	木造住宅等耐震化支援事業費県補助金	3,280
						建築物耐震化促進事業費県補助金	1,690
				2 都市計画費県補助金	293,215	市街地再開発事業費県補助金	291,755
						市町村生活交通対策事業運行費県補助金	1,460
7 教育費県補助金	22,283	5,272	17,011	1 小中学校費県補助金	5,263	森林環境県交付金	604
						公立中学校部活動指導員配置促進事業費県補助金	4,659

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
7 教育費県補助金				2 社会教育費 県補助金	17,020	指定文化財保存活用事業費県補助金 17,020
計	3,456,642	3,229,439	227,203			

(款) 18 県支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	522,153	649,731	△ 127,578	1 総務管理費 委託金	2,667	うつくしま権限移譲交付金 1,376 地域人権啓発活動活性化事業費県委託金 1,291
				2 徴税费委託 金	500,000	個人県民税徴収取扱費県交付金 500,000
				3 選挙費委託 金	61	在外選挙人名簿登録事務県委託金 61
				4 統計調査費 委託金	19,425	経済センサス調査区管理県委託金 50 全国家計構造調査県委託金 4,328 農林業センサス県委託金 13,478 学校基本調査県委託金 54 現住人口調査県委託金 81 国勢調査調査区設定県委託金 1,434

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
2 民生費委託金	132	122	10	1 心身障害者 福祉費委託 金	132	うつくしま権限移譲交付金 132
3 衛生費委託金	6,965	7,131	△ 166	1 保健衛生費 委託金	6,965	県民健康調査費県委託金 289 うつくしま権限移譲交付金 6,213 感染症ウイルス等検査県委託金 1 生活環境保全等市町村委任事務県交付金 390 猪苗代湖水環境保全権限移譲交付金 72
4 農林水産業費委託 金	5,233	4,420	813	1 農業費委託 金	5,233	うつくしま権限移譲交付金 5,233
5 商工費委託金	50	50	0	1 商工費委託 金	50	うつくしま権限移譲交付金 50
6 土木費委託金	11,377	10,832	545	1 土木管理費 委託金	20	うつくしま権限移譲交付金 20
				2 道路橋りよ う費委託金	10	うつくしま権限移譲交付金 10
				3 河川費委託 金	11,347	河川環境保全事業県委託金 9,889 県管理河川水門等管理県委託金 1,458
7 教育費委託金	35,650	35,650	0	1 教育総務費 委託金	35,650	緊急スクールカウンセラー等活用事業費県委 託金 35,650
計	581,560	707,936	△ 126,376			

18款 県支出金

(款) 19 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	32,779	44,611	△ 11,832	1 土地建物貸付収入	32,779	土地貸付収入 16,580 建物貸付収入 16,199
2 利子及び配当金	11,062	12,756	△ 1,694	1 利子及び配当金	11,062	財政調整基金利子 313 減債基金利子 35 地方創生応援基金利子 1 公共施設等総合管理基金利子 674 福祉基金利子 2,248 高齢化社会対策基金利子 526 すこやか子育て基金利子 4 環境基金利子 25 東山霊園管理基金利子 1,535 農業水利施設等保全再生事業基金利子 8 森林環境譲与税基金利子 30 市有林基金利子 46 水と緑のまちづくり基金利子 3,823 消防力整備基金利子 107 小学校特別支援教育設備充実基金利子 1 篤志奨学資金給与基金利子 219 学校施設整備基金利子 8 文化体育振興基金利子 508 音楽堂整備基金利子 101 美術品取得基金利子 20

19款 財産収入

(款) 19 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金						株式配当金 815 キャラクターデザイン運用収入 15
計	43,841	57,367	△ 13,526			

(款) 19 財産収入

(項) 2 財産売払収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売払収入	2	1	1	1 土地売払収入	1	市有地売払収入 1
				2 立木売払収入	1	立木売払収入 1
2 物品売払収入	37,989	44,364	△ 6,375	1 物品売払収入	37,989	市史編さん事業刊行物売払収入 2,062 キャラクターグッズ販売収入 297 絵葉書販売収入 48 開成館テレホンカード売払収入 1 美術品図録等売払収入 700 ごみ破碎処分回収物売払収入 33,880 郡山市民手帳売払収入 1,001
3 生産物売払収入	2,040	2,105	△ 65	1 生産物売払収入	2,040	園芸振興センター生産物売払収入 2,040

19款 財産収入

(款) 19 財産収入

(項) 2 財産売却収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
計	40,031	46,470	△ 6,439			

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 一般寄附金	174,342	160,000	14,342	1 ふるさと納税寄附金	174,342	こおりやま応援寄附金 174,342
2 総務費寄附金	1	1	0	1 総務管理費寄附金	1	交通遺児激励寄附金 1
3 民生費寄附金	2	2	0	1 老人福祉費寄附金	1	高齢化社会対策推進寄附金 1
				2 児童福祉費寄附金	1	子育て支援推進寄附金 1
4 衛生費寄附金	1	1	0	1 保健衛生費寄附金	1	環境寄附金 1
5 土木費寄附金	1	1	0	1 都市計画費寄附金	1	水と緑のまちづくり基金寄附金 1
6 教育費寄附金	2	1	1	1 小中学校費寄附金	1	奨学資金給与費寄附金 1

19款 財産収入

20款 寄附金

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
6 教育費寄附金				2 社会教育費寄附金	1	文化体育振興寄附金 1
計	174,349	160,006	14,343			

(款) 21 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険繰入金	22,361	23,668	△ 1,307	1 国民健康保険繰入金	22,361	国民健康保険繰入金 22,361
2 介護保険繰入金	106,634	0	106,634	1 介護保険繰入金	106,634	介護保険繰入金 106,634
3 荒井北井土地区画整理事業繰入金	268	1,900	△ 1,632	1 荒井北井土地区画整理事業繰入金	268	荒井北井土地区画整理事業繰入金 268
4 富田第二土地区画整理事業繰入金	47,696	37,960	9,736	1 富田第二土地区画整理事業繰入金	47,696	富田第二土地区画整理事業繰入金 47,696
5 駐車場事業繰入金	92,047	47,266	44,781	1 駐車場事業繰入金	92,047	駐車場事業繰入金 92,047

20款 寄附金

21款 繰入金

(款) 21 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
6 郡山駅西口市街地再開発事業繰入金	18,591	18,671	△ 80	1 郡山駅西口市街地再開発事業繰入金	18,591	郡山駅西口市街地再開発事業繰入金 18,591
7 多田野財産区繰入金	3,069	1,074	1,995	1 多田野財産区繰入金	3,069	多田野財産区事務費繰入金 3,069
8 河内財産区繰入金	3,069	1,074	1,995	1 河内財産区繰入金	3,069	河内財産区事務費繰入金 3,069
9 舟津財産区繰入金	54	54	0	1 舟津財産区繰入金	54	舟津財産区事務費繰入金 54
10 舘財産区繰入金	64	62	2	1 舘財産区繰入金	64	舘財産区事務費繰入金 64
11 横沢財産区繰入金	1,762	61	1,701	1 横沢財産区繰入金	1,762	横沢財産区事務費繰入金 61 横沢財産区集会所整備費繰入金 1,701
12 赤津財産区繰入金	356	2,022	△ 1,666	1 赤津財産区繰入金	356	赤津財産区事務費繰入金 356
13 三代財産区繰入金	397	1,976	△ 1,579	1 三代財産区繰入金	397	三代財産区事務費繰入金 397
14 福良財産区繰入金	374	2,068	△ 1,694	1 福良財産区繰入金	374	福良財産区事務費繰入金 374

21款 繰入金

(款) 21 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
(母子父子寡婦福祉資金貸付金繰入金)	0	5,362	△ 5,362			
計	296,742	143,218	153,524			

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	7,450,000	4,430,000	3,020,000	1 財政調整基金繰入金	7,450,000	財政調整基金繰入金 7,450,000
2 減債基金繰入金	193,435	13,167	180,268	1 減債基金繰入金	193,435	減債基金繰入金 193,435
3 きずな基金繰入金	28,282	59,973	△ 31,691	1 きずな基金繰入金	28,282	きずな基金繰入金 28,282
4 地方創生応援基金繰入金	88,074	27,334	60,740	1 地方創生応援基金繰入金	88,074	地方創生応援基金繰入金 88,074
5 公共施設等総合管理基金繰入金	1,395,460	874,891	520,569	1 公共施設等総合管理基金繰入金	1,395,460	公共施設等総合管理基金繰入金 1,395,460

21款 繰入金

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
6 すこやか子育て基金繰入金	17,300	24,000	△ 6,700	1 すこやか子育て基金繰入金	17,300	すこやか子育て基金繰入金 17,300
7 環境基金繰入金	26,000	12,000	14,000	1 環境基金繰入金	26,000	環境基金繰入金 26,000
8 農業水利施設等保全再生事業基金繰入金	16,003	15,006	997	1 農業水利施設等保全再生事業基金繰入金	16,003	農業水利施設等保全再生事業基金繰入金 16,003
9 森林環境譲与税基金繰入金	93,739	85,656	8,083	1 森林環境譲与税基金繰入金	93,739	森林環境譲与税基金繰入金 93,739
10 篤志奨学資金給与基金繰入金	12,741	10,941	1,800	1 篤志奨学資金給与基金繰入金	12,741	篤志奨学資金給与基金繰入金 12,741
計	9,321,034	5,552,968	3,768,066			

21款 繰入金

(款) 22 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	2,600,000	1,600,000	1,000,000	1 前年度繰越金	2,600,000	前年度繰越金 2,600,000
計	2,600,000	1,600,000	1,000,000			

(款) 23 諸収入

(項) 1 延滞金、加算金及び過料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 延滞金	70,001	75,001	△ 5,000	1 延滞金	70,001	延滞金 70,001
2 加算金	1	1	0	1 加算金	1	加算金 1
3 過料	1	1	0	1 過料	1	過料 1
計	70,003	75,003	△ 5,000			

(款) 23 諸収入

(項) 2 市預金利子

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 市預金利子	1,500	1,500	0	1 市預金利子	1,500	市預金利子 1,500
計	1,500	1,500	0			

22款 繰越金

23款 諸収入

(款) 23 諸収入

(項) 3 貸付金元利収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 民生費貸付金元利収入	133,331	125,121	8,210	1 災害救助費貸付金元利収入	133,331	災害援護資金貸付金元金収入（東日本大震災分） 80,546 災害援護資金貸付金利子収入（東日本大震災分） 536 災害援護資金貸付金元金収入・滞納繰越分（東日本大震災分） 33,589 災害援護資金貸付金利子収入・滞納繰越分（東日本大震災分） 1,600 災害援護資金貸付金元金収入（令和元年台風分） 8,756 災害援護資金貸付金利子収入（令和元年台風分） 380 災害援護資金貸付金元金収入・滞納繰越分（令和元年台風分） 1,603 災害援護資金貸付金利子収入・滞納繰越分（令和元年台風分） 96 災害援護資金貸付金元金収入（令和3年福島県沖地震分） 3,594 災害援護資金貸付金元金収入（令和4年福島県沖地震分） 2,600 災害援護資金貸付金利子収入（令和3年福島県沖地震分） 31

23款 諸収入

(款) 23 諸収入

(項) 3 貸付金元利収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
2 商工費貸付金元利収入	3,399,287	3,934,503	△ 535,216	1 商工費貸付金元利収入	3,399,287	中小企業融資原資預託金収入 3,399,287
3 土木費貸付金元利収入	14,600	14,600	0	1 都市計画費貸付金元利収入	14,600	法人保留床取得資金貸付金収入 14,600
計	3,547,218	4,074,224	△ 527,006			

(款) 23 諸収入

(項) 4 受託事業収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 衛生費受託事業収入	100,578	93,687	6,891	1 保健衛生費受託事業収入	100,578	後期高齢者健康診査受託事業収入 100,578
2 農林水産業費受託事業収入	2,752	2,614	138	1 農業費受託事業収入	2,752	農地中間管理機構管理業務受託事業収入 2,752
計	103,330	96,301	7,029			

23款 諸収入

(款) 23 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 滞納処分費	1	1	0	1 滞納処分費	1	滞納処分費 1
2 弁償金	16	14	2	1 弁償金	16	原動機付自転車標識亡失弁償金 15 公共施設等損壊弁償金 1
3 雑入	471,706	445,593	26,113	1 実費徴収金	75,343	複写経費実費収入 3,020 あさかの学園大学経費実費収入 10,150 元気な遊びのひろばペップキッチン実費収入 2,335 公立保育所食材料費実費収入 57,687 公立保育所食材料費実費収入・滞納繰越分 1 保育所広域入所食材料費実費収入 222 休日・夜間急病センター容器代等実費収入 58 健康増進健康診査費実費収入 20 勤労青少年ホーム講座教材費実費収入 39 ふれあい体験農園実費収入 240 都市計画図実費頒布収入 141 文化刊行物実費頒布収入 133 公民館講座実費収入 488 指導者研修実費収入 40 こおりやま文学の森資料館実費頒布収入 36 古文書教室教材費実費収入 72 市内史跡めぐりバスハイク参加費実費収入 80 美術館実技講座実費収入 115 スポーツ教室教材費実費収入 140

23款 諸収入

(款) 23 諸収入
(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
3 雑入						証明書オンライン申請郵送代実費収入 306
						文化財見学者保険料実費収入 20
				2 雑入	396,363	雇用保険料個人負担分 18,113
						私用電話料 149
						私用光熱水料 22,656
						郡山地方土地開発公社業務取扱負担金 1,600
						不用消耗品売払収入 24
						広告料収入 37,013
						県市町村職員共済組合助成金 28,198
						積立年金制度「いしずえ」事務手数料 348
						企業会計ストレスチェック制度負担金 217
						光ファイバ貸付料 4,038
						電気自動車用急速充電器提携料 421
						県民だより配布手数料交付金 4,494
						県市民交通災害共済組合交付金 7,354
						放置自転車売払収入 110
						国際交流員住宅使用料個人負担分 240
						地域再生マネージャー事業助成金 4,920
						経営継承・発展等支援事業費補助金 1,000
						後期高齢者医療高額介護合算療養費返納金 500
						子育て短期支援施設利用料個人負担分 257

23款 諸収入

(款) 23 諸収入
(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
3 雑入						日本スポーツ振興センター納付金（保護者負担分） 10,288 広域連携事業費負担金 509 中核市事務処理の特例等交付金 7,900 狂犬病予防注射普及支援事業費助成金 70 クリーンセンター余剰電力売却収入 96,915 農業者年金業務委託手数料 1,026 農学研究成果活用推進事業費負担金 567 一般財団法人自治体国際化協会助成金 4,549 みらいを描く市町村等支援事業助成金 13,685 送電線線下補償金 92 地方創生アドバイザー事業助成金 176 消防団員福祉共済事務取扱手数料 106 語学指導外国人住宅使用料個人負担分 5,760 新市町村振興宝くじ交付金 43,000 地域伝統芸術等保存事業助成金 1,837 文化財発掘調査事業開発者負担金 23,980 後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金 984 負担金補助及び交付金過年度返還金 301 成年後見人制度支援利用者負担金 1 職員給与費精算金 28,569

23款 諸収入

(款) 23 諸収入
(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
3 雑入						企業会計人件費負担金 996 いわき市営競輪郡山場外車券売場周辺環境整備費負担金 11,102 重度心身障害者医療費助成金返納金 6,586 借地内電柱等設置占用料 105 シンポジウム事業助成金 3,000 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金 2,163 自動車保険返戻金 1 損害保険金・市有物件災害共済会共済金 1 児童手当等過年度返還金 1 児童扶養手当過年度返還金 1 実習生謝礼金 335 生活保護費過年度戻入金 1 生活保護法第63条に係る返還金 1 生活保護法第63条に係る過年度返還金 1 生活保護法第78条に係る徴収金 1 生活保護法第78条に係る過年度徴収金 1 雑入 100
4 違約金及び延納利息	301	161	140	1 違約金及び延納利息	301	市営住宅使用料・遅延損害金 300 市営住宅駐車場使用料・遅延損害金 1
計	472,024	445,769	26,255			

23款 諸収入

(款) 24 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	901,400	8,100	893,300	1 総務管理債	901,400	行政センター施設整備事業債 73,500 市民福祉施設整備事業債 472,900 公共施設等除却事業債 355,000
2 民生債	215,000	230,000	△ 15,000	1 老人福祉債	210,000	老人福祉施設整備事業債 163,300 公共施設等除却事業債 46,700
				2 災害救助債	5,000	災害援護資金貸付事業債 5,000
3 衛生債	143,900	46,400	97,500	1 保健衛生債	68,000	保健衛生施設整備事業債 68,000
				2 清掃債	75,900	一般廃棄物処理事業債 75,900
4 労働債	9,500	900	8,600	1 労働債	9,500	労働施設整備事業債 9,500
5 農林水産業債	1,868,600	1,855,400	13,200	1 農業債	1,847,000	農業農村整備事業債 1,847,000
				2 林業債	21,600	林道整備事業債 21,600
6 商工債	1,000,400	98,600	901,800	1 商工債	1,000,400	観光振興施設整備事業債 1,000,400
7 土木債	2,939,900	2,998,300	△ 58,400	1 道路橋りょう債	1,909,800	道路整備事業債 1,909,800
				2 河川債	567,900	河川整備事業債 567,900
				3 都市計画債	227,600	街路整備事業債 130,600 公園整備事業債 97,000
				4 住宅債	234,600	公営住宅建設事業債 193,600 公共施設等除却事業債 41,000
8 消防債	116,200	74,400	41,800	1 消防債	116,200	消防防災設備整備事業債 116,200
9 教育債	3,386,100	4,057,900	△ 671,800	1 小中学校債	1,101,500	小学校教育施設等整備事業債 997,400 中学校教育施設等整備事業債 101,600

24款 市債

(款) 24 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
9 教育債						教育研修施設整備事業債 2,500
				2 社会教育債	1,183,200	社会教育施設整備事業債 1,183,200
				3 保健体育債	1,101,400	保健体育施設整備事業債 1,101,400
10 災害復旧債	101,200	3,700	97,500	1 文教施設災害復旧債	101,200	社会教育施設災害復旧事業債 101,200
11 臨時財政対策債	894,000	1,658,000	△ 764,000	1 臨時財政対策債	894,000	臨時財政対策債 894,000
計	11,576,200	11,031,700	544,500			

24款 市債

3 歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 議会費	669,689	649,888	19,801	特定財源 3	1 報酬	276,722	◎職員給与費 129,251
				その他 3	2 給料	65,317	◎議員費 509,322
				一般財源 669,686	3 職員手当等	131,942	◎事務局費 31,116
					4 共済費	102,527	
				特定財源の内訳	7 報償費	240	
				(他) 雇用保険料個人負担分 3	8 旅費	15,393	
					9 交際費	750	
					10 需用費	13,250	
					11 役務費	774	
					12 委託料	10,879	
					13 使用料及び賃借料	3,480	
					17 備品購入費	32	
					18 負担金補助及び交付金	48,383	
				計	669,689	649,888	19,801

1款 議会費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 総務法務費	882,580	993,253	△110,673	特定財源	88,918	1 報酬	8,766	◎職員給与費	208,199
				国・県	65	2 給料	97,220	◎庶務管理事務費	23,281
				その他	88,853	3 職員手当等	65,115	○平和推進事業費★	12,959
				一般財源	793,662	4 共済費	36,896	◎訴訟等事務費	3,330
						7 報償費	299	◎私立学校振興費	4,450
				特定財源の内訳		8 旅費	2,147	○私立学校等振興事業費★	4,450
				(国) 被災者支援総合交付金	55	10 需用費	311,427	◎長期避難者等支援事業費	459
				(県) うつくしま権限移譲交付金	10	11 役務費	39,930	○長期避難者等支援事業費★	459
				(他) 保存文書溶解処理負担金	986	12 委託料	237,045	◎文書収発費	6,756
				(他) 庁舎駐車場使用料	420	13 使用料及び賃借料	63,599	◎浄書印刷費	1,787
				(他) 行政不服審査関係手数料	1	17 備品購入費	753	◎保存文書費	10,160
				(他) 土地に関する証明手数料	1	18 負担金補助及び交付金	18,855	◎法規事務費	4,863
				(他) 建物貸付収入	4,942	26 公課費	528	◎庁舎費	566,244
				(他) 公共施設等総合管理基金繰入金	75,077			○庁舎長寿命化事業費★	99,199
				(他) 雇用保険料個人負担分	100			○庁舎省エネルギー環境整備事業費★	22,000
				(他) 私用電話料	46			◎車両管理費	40,121
				(他) 私用光熱水料	5,003				
				(他) 郡山地方土地開発公社業務取扱負担金	1,600				
				(他) 不用消耗品売払収入	17				
				(他) 広告料収入	660				

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 総務法務費							○公用車の調達及び 運行管理事業費★ 40,121 ◎包括外部監査費 12,500 ◎行政不服審査費 430
2 秘書事務費	171,297	143,773	27,524	一般財源 171,297	1 報酬	165	◎職員給与費 132,496
					2 給料	71,044	◎秘書事務費 12,587
					3 職員手当等	42,853	◎市長会費 4,599
					4 共済費	18,420	◎ほう賞及び表彰費 21,615
					7 報償費	5,651	
					8 旅費	5,158	
					9 交際費	2,800	
					10 需用費	10,961	
					11 役務費	2,090	
					12 委託料	5,426	
					13 使用料及び 賃借料	1,287	
					17 備品購入費	54	
					18 負担金補助 及び交付金	5,388	

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明					
					区分	金額						
3 人事管理費	846,133	383,937	462,196	特定財源	1,045	1 報酬	120,303	◎職員給与費	334,084			
				その他	1,045	2 給料	59,026	◎職員管理費	461,382			
				一般財源	845,088	3 職員手当等	95,520	◎職員研修費	1,137			
						4 共済費	52,465	◎人材育成推進費	41,958			
				特定財源の内訳					7 報償費	686	○人材育成推進事業	
				(他) 雇用保険料個人負担分				1,045	8 旅費	22,456	費★	41,958
									10 需用費	2,220	◎職員採用試験事務費	6,949
									11 役務費	861	◎議員報酬及び市長等	
									12 委託料	468,151	給料審議会費	278
									13 使用料及び	9,472	◎職員表彰費	345
									賃借料			
									18 負担金補助	14,973		
									及び交付金			
4 職員厚生費	1,473,754	427,187	1,046,567	特定財源	28,825	1 報酬	8,176	◎職員給与費	122,123			
				その他	28,825	2 給料	53,381	◎退職手当費	1,074,509			
				一般財源	1,444,929	3 職員手当等	1,113,568	◎職員児童手当支給費	98,770			
						4 共済費	21,381	◎職員福利厚生費	148,080			
				特定財源の内訳					5 災害補償費	1,018	◎恩給及び退職年金	945
				(他) 雇用保険料個人負担分				62	6 恩給及び退	945	◎公務災害補償費	1,336
				(他) 県市町村職員共済組合助成金				28,198	職年金		◎職員表彰費	644
				(他) 積立年金制度「いしずえ」事務手数料				348	7 報償費	504	◎企業会計退職手当負	
				(他) 企業会計ストレスチェック制度負担金				217	8 旅費	673	担金	27,347

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 職員厚生費					10 需用費	28,235	
					11 役務費	154	
					12 委託料	109,955	
					17 備品購入費	339	
					18 負担金補助 及び交付金	36,655	
					19 扶助費	98,770	
5 行財政改革 推進費	63,908	68,486	△4,578	一般財源 63,908	1 報酬	324	◎職員給与費 62,300
					2 給料	31,584	◎行財政改革推進費 1,245
					3 職員手当等	19,481	○業務プロセス再構 築推進事業費★ 385
					4 共済費	11,235	◎行政不服審査会費 363
					7 報償費	488	
					8 旅費	593	
					10 需用費	168	
					18 負担金補助 及び交付金	35	
6 政策開発費	359,109	250,642	108,467	特定財源 36,525	1 報酬	5,730	◎職員給与費 173,161
				国・県 33,300	2 給料	83,401	◎企画事務費 6,993
				その他 3,225	3 職員手当等	53,389	◎地方創生費 60,080
				一般財源 322,584	4 共済費	30,554	○移住・定住促進事 業費★ 57,933
					7 報償費	5,881	

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳 本財源内	節		説明		
					区分	金額			
6 政策開発費	特定財源の内訳				8 旅費	6,262	◎若者参加支援事業費	1,403	
	(県) ふくしま移住支援金給付費県補助金				33,300	10 需用費	5,555	○Z世代職員アイデア	
	(他) 地方創生応援基金利子				1	11 役務費	6,288	ア創出事業費★	1,403
	(他) 雇用保険料個人負担分				48	12 委託料	101,122	◎連携中枢都市圏推進	
	(他) 地方創生アドバイザー事業助成金				176	13 使用料及び	6,125	費	14,275
	(他) シンポジウム事業助成金				3,000	賃借料		○連携中枢都市圏推	
						17 備品購入費	1,298	進事業費	12,103
						18 負担金補助	53,503	○Z世代地域活躍推	
						及び交付金		進事業費★	2,172
						24 積立金	1	◎総合教育会議費	36
							◎学術連携推進費	1,033	
							◎まちづくり基本指針		
							費	18,513	
							◎SDGs未来都市推		
							進事業費	15,226	
							○SDGs理解・普		
							及費	15,226	
							◎地方創生応援基金費	1	
							◎市制施行100周年		
							記念事業費	68,388	

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明					
					区分	金額						
7 情報政策費	1,590,001	1,484,095	105,906	特定財源	26,489	1 報酬	1,603	◎職員給与費	119,560			
				国・県	5,827	2 給料	57,374	◎情報政策推進事業費	96,338			
				その他	20,662	3 職員手当等	39,013	○情報セキュリティ 対策事業費★	407			
				一般財源	1,563,512	4 共済費	21,570	○地域情報化推進事 業費★	6,213			
				特定財源の内訳				7 報償費	196	○郡山市デジタル市 役所推進事業費★	429	
				(国) デジタル田園都市国家構想交付金				5,827	8 旅費	382	○デジタルファース ト推進事業費★	51,587
				(他) 電算機器賃借負担金				16,611	10 需用費	77,096	○ICTを活用した 働き方改革推進事業 費★	37,392
				(他) 雇用保険料個人負担分				13	11 役務費	100,023	◎情報システム運営事 業費	1,374,103
				(他) 光ファイバ貸付料				4,038	12 委託料	388,809	◎職員給与費	106,145
									13 使用料及び 賃借料	887,226	◎広聴広報費	233,850
									18 負担金補助 及び交付金	16,709	○こおりやまインフ ォメーション事業費 ★	162,161
											○ウェブ等情報発信 事業費★	13,170
				8 広聴広報費	340,687	305,322	35,365	特定財源	2,248	1 報酬	5,315	◎職員給与費
国・県	63	2 給料	50,048					◎広聴広報費	233,850			
その他	2,185	3 職員手当等	32,539					○こおりやまインフ ォメーション事業費 ★	162,161			
一般財源	338,439	4 共済費	18,314					○ウェブ等情報発信 事業費★	13,170			
特定財源の内訳									7 報償費	427		
(国) 自衛官募集事務国庫委託金								63	8 旅費	679		
					10 需用費	130,205						

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明			
					区分	金額				
8 広聴広報費	(他) 公文書等開示関係手数料 (他) 複写経費実費収入 (他) 雇用保険料個人負担分 (他) 広告料収入			85 39 42 2,019	11 役務費	59,216	○メディア広報事業費★ ○こおりやまりサーチ事業費★ ◎個人情報保護費 ◎情報公開費			
					12 委託料	31,391		54,855		
					13 使用料及び賃借料	12,174		2,923		
					17 備品購入費	161		309		
					18 負担金補助及び交付金	218		383		
9 財政管理費	167,802	157,533	10,269	特定財源	362	1 報酬	1,664	◎職員給与費	153,348	
				その他	362	2 給料	71,200	◎財政管理費	14,104	
				一般財源	167,440	3 職員手当等	53,898	◎財政調整基金費	314	
						4 共済費	26,488	◎減債基金費	36	
				特定財源の内訳				8 旅費	411	
				(他) 財政調整基金利子	313	10 需用費	1,265			
				(他) 減債基金利子	35	12 委託料	12,306			
				(他) 雇用保険料個人負担分	14	18 負担金補助及び交付金	220			
						24 積立金	350			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
10 財産管理費	672,036	294,679	377,357	特定財源	411,782	1 報酬	1,813	◎職員給与費	147,524
				国・県	702	2 給料	73,815	◎財産管理費	485,467
				市債	355,000	3 職員手当等	46,981	○公有資産マネジメ ント推進事業費★	414,401
				その他	56,080	4 共済費	25,107	○旧豊田貯水池利活 用事業費★	8,697
				一般財源	260,254	7 報償費	149	◎普通財産管理費	36,877
						8 旅費	656	◎土地利用対策費	420
				特定財源の内訳		10 需用費	11,391	◎公共施設等総合管理 基金費	1,748
				(県) 土地利用規制対策費県交付金	692	11 役務費	44,061		
				(県) うつくしま権限移譲交付金	10	12 委託料	74,886		
				(市債) 公共施設等除却事業債	355,000	13 使用料及び 賃借料	332		
				(他) 土地に関する証明手数料	1	14 工事請負費	390,368		
				(他) 土地貸付収入	14,775	17 備品購入費	22		
				(他) 建物貸付収入	3,817	18 負担金補助 及び交付金	707		
				(他) 公共施設等総合管理基金利子	674	24 積立金	1,748		
				(他) 株式配当金	815				
				(他) 市有地売払収入	1				
				(他) 多田野財産区事務費繰入金	99				
				(他) 河内財産区事務費繰入金	99				
				(他) 舟津財産区事務費繰入金	21				
				(他) 館財産区事務費繰入金	28				
				(他) 横沢財産区事務費繰入金	26				
				(他) 赤津財産区事務費繰入金	94				

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
10 財産管理費				(他) 三代財産区事務費繰入金	135				
				(他) 福良財産区事務費繰入金	112				
				(他) 公共施設等総合管理基金繰入金	35,368				
				(他) 雇用保険料個人負担分	13				
				(他) 自動車保険返戻金	1				
				(他) 損害保険金・市有物件災害共済会共済金	1				
11 契約管理費	216,849	206,196	10,653	特定財源	5,933	1 報酬	7,677	◎職員給与費	180,006
				その他	5,933	2 給料	84,501	◎契約事務費	30,759
				一般財源	210,916	3 職員手当等	56,554	◎公契約審議会費	463
						4 共済費	30,982	◎入札監視委員会費	211
	特定財源の内訳					7 報償費	162	◎庁用共通事務費	5,410
				(他) 電算機器賃借負担金	4,875	8 旅費	835		
				(他) 雇用保険料個人負担分	62	10 需用費	4,032		
				(他) 企業会計人件費負担金	996	11 役務費	728		
						12 委託料	23,160		
						13 使用料及び賃借料	5,365		
						17 備品購入費	2,662		
						18 負担金補助及び交付金	191		

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
12 技術検査費	13,504	17,169	△3,665	特定財源	1,332	7 報償費	302	◎工事検査費 13,504 ○建設系技術職員育成事業費★ 45
				その他	1,332	8 旅費	2	
				一般財源	12,172	10 需用費	1,652	
						11 役務費	788	
				特定財源の内訳 (他) 電算機器賃借負担金	1,332	13 使用料及び 賃借料	10,595	
				18 負担金補助 及び交付金	165			
13 市民協働推進費	296,189	272,619	23,570	特定財源	7,565	1 報酬	1,935	◎職員給与費 134,226
				国・県	1,356	2 給料	68,699	◎市民協働推進事業費 23,859
				その他	6,209	3 職員手当等	39,776	○協働のまちづくり 推進事業費★ 22,602
				一般財源	288,624	4 共済費	24,292	○ユニバーサルデザ イン推進事業費★ 582
				特定財源の内訳		7 報償費	80,862	◎自治振興費 135,611
				(県) うつくしま権限移譲交付金	1,356	8 旅費	459	○町内会活動促進事 業費★ 6,100
				(他) 認可地縁団体に関する証明等手数料	2	10 需用費	1,225	○地域集会所補助事 業費★ 39,840
				(他) 横沢財産区集会所整備費繰入金	1,701	11 役務費	6,461	◎市民相談費 2,493
				(他) 雇用保険料個人負担分	12	12 委託料	20,749	
				(他) 県民だより配布手数料交付金	4,494	13 使用料及び 賃借料	4,251	
				18 負担金補助 及び交付金	47,480			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明								
					区分	金額									
14 男女共同参画費	600,821	104,924	495,897	特定財源	449,481	1 報酬	2,825	◎職員給与費	48,225						
				国・県	2,170	2 給料	21,864	◎男女共同参画推進費	2,903						
				市債	412,000	3 職員手当等	15,517	○男女共同参画推進事業費★	2,201						
				その他	35,311	4 共済費	8,366	◎男女共同参画センター費	546,310						
				一般財源	151,340	7 報償費	877	○男女共同参画センター長寿化事業費★	463,286						
				特定財源の内訳				10 需用費	7,820	◎人権啓発活動推進費	3,383				
				(国) 地域女性活躍推進交付金	229	11 役務費	1,106	○人権啓発活動推進事業費★	3,383						
				(県) 犯罪被害者等見舞金等支給事業費県補助金	650	12 委託料	76,519								
				(県) 地域人権啓発活動活性化事業費県委託金	1,291	14 工事請負費	453,476								
				(市債) 市民福祉施設整備事業債	412,000	17 備品購入費	9,636								
				(他) 公共施設等総合管理基金繰入金	35,290	18 負担金補助及び交付金	944								
				(他) 雇用保険料個人負担分	21	19 扶助費	1,300								
				15 市民安全費	248,656	330,165	△81,509	特定財源	10,030	1 報酬	18,706	◎職員給与費	127,049		
								国・県	2,534	2 給料	56,722	◎消費生活センター費	4,857		
								その他	7,496	3 職員手当等	34,885	◎防犯灯費	76,199		
								一般財源	238,626	4 共済費	22,548	◎防犯灯補助事業費	3,535		
								特定財源の内訳				7 報償費	4,600	◎防犯対策費	8,596
								(国) 防災・安全交付金	1,100	8 旅費	3,028	○郡山市防犯まちづくり推進事業費★	8,596		
(県) 消費者行政強化県交付金	1,434	10 需用費	82,569					◎交通安全推進費	22,704						
				11 役務費	1,367										

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
15 市民安全費	(他) 交通遺児激励寄附金			1	12 委託料	4,274	○交通安全活動事業費★ ◎セーフコミュニティ推進事業費 ○セーフコミュニティ推進事業費★	
				101	14 工事請負費	3,690		21,870
				40	18 負担金補助及び交付金	16,232		5,716
				7,354	26 公課費	35		5,716
16 国際政策費	136,594	144,958	△8,364	特定財源	1 報酬	7,483	◎職員給与費	97,169
				国・県	2 給料	39,863	◎シティプロモーション推進事業費	26,943
				その他	3 職員手当等	31,959	○シティプロモーション推進事業費★	20,675
				一般財源	4 共済費	17,664	○日本遺産魅力発信推進事業費★	6,170
					7 報償費	691	◎都市交流費	4,523
					8 旅費	3,771	○ホストタウン・都市間等交流推進事業費★	4,523
					10 需用費	2,163	◎国際化推進費	7,959
					11 役務費	2,129	○多文化共生推進事業費★	7,959
					12 委託料	24,376		
					13 使用料及び賃借料	1,453		
					18 負担金補助及び交付金	5,042		
					240			
				特定財源の内訳				
				(国) デジタル田園都市国家構想交付金	599			
				(国) 福島再生加速化交付金	6,168			
				(県) 地域創生総合支援事業費県補助金	3,449			
				(他) キャラクターデザイン運用収入	1			
				(他) キャラクターグッズ販売収入	289			
				(他) 絵葉書販売収入	48			
				(他) 雇用保険料個人負担分	54			
				(他) 国際交流員住宅使用料個人負担分	240			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
17 会計管理費	126,206	112,686	13,520	特定財源 13	1 報酬	1,506	◎職員給与費 112,597
				その他 13	2 給料	55,119	◎会計管理費 13,609
				一般財源 126,193	3 職員手当等	36,136	
					4 共済費	19,736	
				特定財源の内訳	8 旅費	404	
				(他) 雇用保険料個人負担分 13	10 需用費	981	
					11 役務費	12,281	
					18 負担金補助及び交付金	43	
18 行政センター及び連絡所費	1,489,070	1,363,960	125,110	特定財源 106,687	1 報酬	65,019	◎職員給与費 1,257,860
				国・県 21,487	2 給料	610,527	◎行政センター及び連絡所費 231,210
				市債 73,500	3 職員手当等	353,395	
				その他 11,700	4 共済費	226,221	
				一般財源 1,382,383	7 報償費	105	
					8 旅費	3,514	
				特定財源の内訳	10 需用費	98,083	
				(国) 国民年金事務国庫委託金 21,487	11 役務費	10,823	
				(市債) 行政センター施設整備事業債 73,500	12 委託料	34,605	
				(他) 熱海多目的交流施設使用料 189	13 使用料及び賃借料	1,522	
				(他) 建物貸付収入 98	14 工事請負費	79,400	
				(他) 多田野財産区事務費繰入金 2,970	15 原材料費	771	
				(他) 河内財産区事務費繰入金 2,970			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
18 行政センター及び連絡所費				(他) 舟津財産区事務費繰入金	33	17 備品購入費	4,231	
				(他) 館財産区事務費繰入金	36	18 負担金補助及び交付金	468	
				(他) 横沢財産区事務費繰入金	35			
				(他) 赤津財産区事務費繰入金	262	26 公課費	386	
				(他) 三代財産区事務費繰入金	262			
				(他) 福良財産区事務費繰入金	262			
				(他) 雇用保険料個人負担分	876			
				(他) 私用光熱水料	3,707			
19 市民ふれあいプラザ及び市民交流プラザ費	160,282	152,895	7,387	特定財源	6,316	10 需用費	14,999	◎市民ふれあいプラザ及び市民交流プラザ費 160,282
				その他	6,316	11 役務費	838	
				一般財源	153,966	12 委託料	28,133	
						17 備品購入費	218	
	特定財源の内訳					18 負担金補助及び交付金	116,094	
	(他) 市民ふれあいプラザ使用料				1,733			
	(他) 市民交流プラザ使用料				3,734			
(他) 建物貸付収入				283				
(他) 私用光熱水料				566				

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明				
					区分	金額					
20 公会堂費	72,727	6,591	66,136	特定財源	68,046	10 需用費	1,834	◎公会堂費 72,727			
				市債	60,900	11 役務費	29				
				その他	7,146	12 委託料	1,360				
				一般財源	4,681	13 使用料及び賃借料	972				
				特定財源の内訳					14 工事請負費	67,742	
				(市債) 市民福祉施設整備事業債					60,900	17 備品購入費	790
				(他) 公会堂使用料					304		
(他) 公共施設等総合管理基金繰入金				6,842							
21 ふれあいセンター費	100,355	170,152	△69,797	特定財源	9,449	10 需用費	70,424	◎ふれあいセンター費 100,355			
				その他	9,449	11 役務費	590				
				一般財源	90,906	12 委託料	26,822				
				特定財源の内訳					13 使用料及び賃借料	2,519	
				(他) ふれあいセンター使用料					1,497		
				(他) 公共施設等総合管理基金繰入金					7,952		
22 コミュニティセンター費	14,720	10,472	4,248	特定財源	73	10 需用費	10,867	◎コミュニティセンター費 14,720			
				その他	73	11 役務費	77				
				一般財源	14,647	12 委託料	2,652				
				特定財源の内訳					13 使用料及び賃借料	1,124	
				(他) コミュニティセンター使用料					73		

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
23 公平委員会 費	714	751	△37	一般財源 714	1 報酬	211	◎公平委員会費 714
					8 旅費	352	
					10 需用費	23	
					18 負担金補助 及び交付金	128	
計	10,043,994	7,402,445	2,641,549	特定財源 1,271,967 国・県 77,720 市債 901,400 その他 292,847 一般財源 8,772,027			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 市民税費	806,855	799,521	7,334	特定財源 230,771 国・県 230,000 その他 771 一般財源 576,084	1 報酬	13,242	◎職員給与費 315,255
					2 給料	144,892	◎市民税課税費 69,125
					3 職員手当等	103,394	◎固定資産評価審査委 員会費 1,199
					4 共済費	53,442	
					7 報償費	67,850	◎事業所税課税費 518

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 市民税費	特定財源の内訳				8 旅費	1,589	◎諸税課税費	11,295
				(県) 個人県民税徴収取扱費県交付金 230,000	10 需用費	6,291	◎税総合システム運用	
				(他) 電算機器賃借負担金 670	11 役務費	28,158	事業費	311,746
				(他) 原動機付自転車標識亡失弁償金 15	12 委託料	301,527	◎ふるさと納税費	97,717
				(他) 雇用保険料個人負担分 86	13 使用料及び賃借料	58,292	○こおりやま応援寄附金事業費★	97,717
					18 負担金補助及び交付金	28,178		
2 資産税費	383,605	431,647	△48,042	特定財源 15,860	1 報酬	12,611	◎職員給与費	294,601
				その他 15,860	2 給料	135,416	◎固定資産税課税費	88,920
				一般財源 367,745	3 職員手当等	95,742	◎固定資産評価員費	84
					4 共済費	50,401		
	特定財源の内訳				8 旅費	807		
				(他) 市税関係証明手数料 15,757	10 需用費	3,999		
				(他) 複写経費実費収入 1	11 役務費	13,923		
				(他) 雇用保険料個人負担分 102	12 委託料	65,314		
					13 使用料及び賃借料	5,116		
					18 負担金補助及び交付金	276		

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明						
					区分	金額							
3 徴収費	601,964	592,452	9,512	特定財源	340,874	1 報酬	28,874	◎職員給与費	344,222				
				国・県	270,000	2 給料	155,500	◎徴収費	253,592				
				その他	70,874	3 職員手当等	98,171	◎税込確保対策事業費	2,332				
				一般財源	261,090	4 共済費	60,419	○税込確保対策事業費★	2,332				
				特定財源の内訳				7 報償費	2,352	◎納税貯蓄組合費	619		
				(県) 個人県民税徴収取扱費県交付金				270,000	8 旅費	1,828	◎債権管理費	1,199	
				(他) 電算機器賃借負担金				627	10 需用費	3,728	○債権管理適正化推進事業費★	1,199	
				(他) 延滞金				70,000	11 役務費	47,102			
				(他) 過料				1	12 委託料	1,179			
				(他) 滞納処分費				1	13 使用料及び賃借料	2,577			
				(他) 雇用保険料個人負担分				245	18 負担金補助及び交付金	234			
									22 償還金利子及び割引料	200,000			
				4 定額減税補足給付金費	2,322,000	0	2,322,000	特定財源	2,322,000	10 需用費	710	◎定額減税補足給付金	
								国・県	2,322,000	11 役務費	20,807	給付事業費	2,322,000
								12 委託料	279,833				
特定財源の内訳								19 扶助費	2,020,650				
(国) 地方創生臨時交付金								2,322,000					

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	4,114,424	1,823,620	2,290,804	特定財源 2,909,505 国・県 2,822,000 その他 87,505 一般財源 1,204,919			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	884,811	944,163	△59,352	特定財源 275,256	1 報酬	95,931	◎職員給与費 543,238
				国・県 176,794	2 給料	197,599	◎戸籍事務費 79,913
				その他 98,462	3 職員手当等	154,913	◎住民基本台帳費 53,458
				一般財源 609,555	4 共済費	92,411	◎印鑑登録事務費 869
					8 旅費	2,938	◎窓口業務のオンライン化推進事業費 34,227
				特定財源の内訳	10 需用費	14,689	○窓口業務のオンライン化推進事業費★ 34,227
				(国) マイナンバーカード交付事務費国庫補助金 155,477	11 役務費	22,250	◎マイナンバーカード事務費 170,543
				(国) 社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金 20,431	12 委託料	231,623	◎外国人登録費 70
				(国) 中長期在留者住居地届出等事務国庫委託金 886	13 使用料及び賃借料	51,746	
				(他) 戸籍謄抄本住民票等交付手数料 91,565	17 備品購入費	880	

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	(他) 臨時運行許可申請手数料			3,450	18 負担金補助 及び交付金	19,831	◎市民サービスセンター 一費 2,493
	(他) 森林環境譲与税基金繰入金			297			
	(他) 証明書オンライン申請郵送代実費収入			306			
	(他) 雇用保険料個人負担分			798			
	(他) 広告料収入			2,046			
2 住居表示整備費	1,810	59	1,751	一般財源 1,810	10 需用費	60	◎住居表示事務費 1,810
					14 工事請負費	1,750	
計	886,621	944,222	△57,601	特定財源 275,256 国・県 176,794 その他 98,462 一般財源 611,365			

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 選挙費	102,503	445,433	△342,930	特定財源 75 国・県 61 その他 14 一般財源 102,428	1 報酬	4,724	◎職員給与費 58,630
					2 給料	30,222	◎選挙管理委員会費 2,729
					3 職員手当等	24,157	◎選挙管理委員会事務 局費 3,665
					4 共済費	10,868	
					7 報償費	730	◎選挙啓発費 968

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 選挙費	特定財源の内訳					8 旅費	948	◎市長選挙費 36,511
	(県) 在外選挙人名簿登録事務県委託金 61					10 需用費	8,195	
	(他) 雇用保険料個人負担分 14					11 役務費	17,413	
						13 使用料及び 賃借料	3,256	
						17 備品購入費	1,788	
						18 負担金補助 及び交付金	202	
計	102,503	445,433	△342,930	特定財源 75 国・県 61 その他 14 一般財源 102,428				

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 統計調査費	73,408	54,737	18,671	特定財源	20,438	1 報酬	16,467	◎職員給与費	51,285
				国・県	19,425	2 給料	25,353	◎統計事務費	3,973
				その他	1,013	3 職員手当等	15,866	○データ利活用推進	
				一般財源	52,970	4 共済費	8,980	事業費★	284
						7 報償費	859	◎基幹統計調査費	18,150
						8 旅費	418		
						10 需用費	2,757		
						11 役務費	1,069		
						13 使用料及び	1,121		
						賃借料			
						18 負担金補助	518		
						及び交付金			
				計	73,408	54,737	18,671	特定財源	20,438
				国・県	19,425				
				その他	1,013				
				一般財源	52,970				

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 監査委員費	90,260	91,156	△896	一般財源 90,260	1 報酬	2,760	◎職員給与費 84,798 ◎監査委員費 3,507 ◎監査事務費 1,955
					2 給料	45,228	
					3 職員手当等	24,243	
					4 共済費	15,327	
					8 旅費	1,057	
					10 需用費	1,176	
					11 役務費	11	
					12 委託料	200	
					18 負担金補助 及び交付金	258	
計	90,260	91,156	△896	一般財源 90,260			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総 務費	1,543,664	634,085	909,579	特定財源 930,974	1 報酬	4,810	◎職員給与費 171,585 ◎社会福祉総務費 73,705 ◎地方社会福祉審議会 費 1,269 ◎民生委員費 60,162
				国・県 929,796	2 給料	83,735	
				その他 1,178	3 職員手当等	53,770	
				一般財源 612,690	4 共済費	30,678	
					7 報償費	39,118	

2款 総務費

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	特定財源の内訳				8 旅費	1,504	○民生児童委員協議会 連合会育成事業費★ ◎地域福祉推進事業費 ○福祉のまちづくり事業費★ ○保健・福祉フェスティバル開催事業費★ ○福祉大会開催事業費★ ◎援護費 ○援護法関係団体育成事業費★ ◎生活困窮者自立支援事業費 ○生活困窮者自立支援事業費★ ◎指導監査費 ◎厚生労働統計調査費 ◎社会福祉団体補助事業費
	(国) 生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金	3,240	10 需用費	6,928			
	(国) 生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金	10,413	11 役務費	7,256			
	(国) 地方創生臨時交付金	869,000	12 委託料	318,720			
	(国) 重層的支援体制整備事業交付金	36,745	13 使用料及び賃借料	41,434			
	(国) 厚生労働統計調査国庫委託金	358	18 負担金補助及び交付金	201,251			
	(県) 重層的支援体制整備事業費県交付金	10,040	19 扶助費	754,460			
	(他) 建物貸付収入	335					
	(他) 福祉基金利子	816					
	(他) 雇用保険料個人負担分	27					

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費							○(福)郡山市社会福祉協議会補助事業費★ 110,162 ○保護司会補助事業費★ 250 ◎総合福祉センター費 96,101 ◎重層的支援体制整備推進事業費 40,787 ○福祉まるごと支援事業費★ 32,975 ○重層的支援体制整備推進事業費★ 7,812 ◎物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業費 869,000
2 女性保護費	166	166	0	特定財源 83 国・県 83 一般財源 83	8 旅費	148	◎女性保護費 166
	特定財源の内訳						
	(国) 困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金			83			
					10 需用費	18	

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明					
					区分	金額						
3 国保年金費	3,027,083	2,900,676	126,407	特定財源	1,309,572	1 報酬	5,187	◎職員給与費 39,596				
				国・県	1,309,528	2 給料	16,281	◎国民年金事務費 10,284				
				その他	44	3 職員手当等	11,123	◎国民健康保険事業費 2,977,203				
				一般財源	1,717,511	4 共済費	6,783					
						8 旅費	279					
						10 需用費	1,474					
						11 役務費	199					
						12 委託料	8,551					
						18 負担金補助及び交付金	3					
						27 繰出金	2,977,203					
				特定財源の内訳								
								(国) 国民健康保険基盤安定国庫負担金	275,897			
								(国) 未就学児均等割保険税国庫負担金	7,512			
								(国) 産前産後保険税国庫負担金	1,008			
								(国) 国民年金事務国庫委託金	41,303			
								(国) 年金生活者支援給付金事務国庫委託金	1,658			
								(県) 国民健康保険基盤安定県負担金	913,146			
				(県) 未就学児均等割保険税県負担金	3,756							
				(県) 産前産後保険税県負担金	504							
				(県) 乳幼児医療助成事業費県補助金(国保分)	7,985							
				(県) 子ども医療助成事業費県補助金(国保分)	56,642							
				(県) 重度心身障害者医療助成事業費県補助金(こども医療国保分)	117							
				(他) 雇用保険料個人負担分	44							

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	4,570,913	3,534,927	1,035,986	特定財源 2,240,629 国・県 2,239,407 その他 1,222 一般財源 2,330,284			

(款) 3 民生費

(項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明				
					区分	金額					
1 障害福祉費	7,377,325	7,132,874	244,451	特定財源 4,876,608 国・県 4,875,426 その他 1,182 一般財源 2,500,717	1 報酬	16,489	◎職員給与費 206,659				
					2 給料	97,206	◎障害者福祉総務費 16,770				
					3 職員手当等	61,300	◎自立支援事業費 5,628,188				
					4 共済費	35,608	◎地域生活支援事業費 421,728				
					7 報償費	17,208	○障害者相談支援事業費★ 119,941				
					8 旅費	3,489	○コミュニケーション等支援事業費★ 20,734				
					10 需用費	8,226					
					11 役務費	18,573					
					特定財源の内訳						
					(国) 障害者自立支援給付費国庫負担金				2,813,847		
					(国) 特別障害者手当等給付費国庫負担金				134,196		

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 障害福祉費	(国) 地域生活支援事業費等国庫補助金			131,197	12 委託料	271,521	○障害者地域生活支援拠点事業費★ 10,984 ◎障害者福祉推進事業費 9,531 ○ふれあいピック大会開催事業費★ 350 ◎障害者福祉センター費 38,061 ◎障害者支援施設等費 51,758 ◎障害者援護手当等給付費 778,507 ◎在宅障害者福祉対策事業費 225,673 ○身体障害者はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業費★ 1,173 ◎障害者福祉団体育成費 450 ○障害者福祉団体育成事業費★ 450
	(国) 地域生活支援促進事業費国庫補助金			4,526	13 使用料及び賃借料	2,745	
	(国) 重層的支援体制整備事業交付金			37,074	18 負担金補助及び交付金	6,505	
	(県) 障害者自立支援給付費県負担金			1,406,923	19 扶助費	6,837,955	
	(県) 地域生活支援事業費等県補助金			65,597	22 償還金利子及び割引料	500	
	(県) 戦傷病者補装具給付等事務費県補助金			10			
	(県) 地域生活支援促進事業費県補助金			2,263			
	(県) 重度心身障害者医療助成事業費県補助金			261,124			
	(県) 重層的支援体制整備事業費県交付金			18,537			
	(県) うつくしま権限移譲交付金			132			
	(他) 建物貸付収入			571			
	(他) 雇用保険料個人負担分			101			
	(他) 広告料収入			10			
	(他) 後期高齢者医療高額介護合算療養費返納金			500			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明					
					区分	金額						
2 保健所障害福祉費	197,089	167,492	29,597	特定財源	40,270	2 給料	39,387	◎職員給与費	80,395			
				国・県	40,269	3 職員手当等	26,493	◎地域生活支援事業費	91,826			
				その他	1	4 共済費	14,515	○精神障害者相談支援事業費★	36,454			
				一般財源	156,819	7 報償費	53	◎障害者援護手当等給付費	23,024			
				特定財源の内訳					8 旅費	5	◎在宅障害者福祉対策事業費	1,452
				(国) 地域生活支援事業費等国庫補助金					10 需用費	34	◎地域生活支援促進事業費	392
				(国) 地域生活支援促進事業費国庫補助金					11 役務費	471		
				(国) 重層的支援体制整備事業交付金					12 委託料	84,454		
				(県) 地域生活支援事業費等県補助金					18 負担金補助及び交付金	7,104		
				(県) 地域生活支援促進事業費県補助金					19 扶助費	24,573		
				(県) 重度心身障害者医療助成事業費県補助金								
				(県) 重層的支援体制整備事業費県交付金								
				(他) 成年後見人制度支援利用者負担金								
				計	7,574,414	7,300,366	274,048	特定財源	4,916,878			
				国・県	4,915,695							
				その他	1,183							
				一般財源	2,657,536							

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明						
					区分	金額							
1 健康長寿費	1,346,359	1,313,876	32,483	特定財源	108,583	1 報酬	3,509	◎職員給与費	73,787				
				国・県	4,261	2 給料	35,318	◎老人福祉総務費	282				
				市債	46,700	3 職員手当等	21,781	◎在宅福祉事業費	317,361				
				その他	57,622	4 共済費	12,967	○高齢者健康長寿サ ポート事業費★	311,451				
				一般財源	1,237,776	7 報償費	157,888	○高齢者にやさしい 住まいづくり助成事 業費★	5,910				
						8 旅費	330	◎生きがい対策事業費	239,800				
						10 需用費	8,637	○高齢者の生きがい と健康づくり事業費 ★	1,577				
						11 役務費	17,294	○老人クラブ育成事 業費★	12,871				
						12 委託料	317,150	○長寿社会対策推進 事業費★	47,821				
						13 使用料及び 賃借料	370	○スマートシニア応 援事業費★	155				
						14 工事請負費	51,710	◎老人措置費	229,412				
						17 備品購入費	6,081	◎老人デイサービス費	60,471				
						18 負担金補助 及び交付金	174,130	◎高齢者文化休養セン ター費	71,482				
						19 扶助費	539,193						
						24 積立金	1						
				特定財源の内訳									
				(国) 老人クラブ活動等事業費国庫補助金				4,261					
				(市債) 公共施設等除却事業債				46,700					
				(他) 養護老人ホーム等入所者負担金				41,762					
				(他) 建物貸付収入				144					
				(他) 高齢化社会対策基金利子				526					
				(他) 高齢化社会対策推進寄附金				1					
				(他) 公共施設等総合管理基金繰入金				5,010					
				(他) あさかの学園大学経費実費収入				10,150					
(他) 雇用保険料個人負担分				29									

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 健康長寿費							◎老人福祉センター費 76,044 ◎地域交流センター費 79,490 ◎市民福祉センター費 44,967 ◎老人福祉施設補助事業費 153,262 ○軽費老人ホーム事務費補助事業費★ 153,262 ◎高齢化社会対策基金費 1	
2 地域包括ケア推進費	742,002	293,561	448,441	特定財源	376,559	2 給料	41,112	◎職員給与費 80,982
				国・県	265,533	3 職員手当等	25,542	◎地域包括ケア推進総務費 137
				その他	111,026	4 共済費	14,328	◎在宅福祉事業費 238,393
				一般財源	365,443	7 報償費	2,098	○高齢者日常生活支援事業費★ 149,153
				8 旅費	512	○いきいきデイクラブ事業費★ 42,281		
				10 需用費	1,293	○ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業費★ 39,673		
				11 役務費	1,983	○配食サービス活用事業費★ 7,286		
				12 委託料	507,472			
				13 使用料及び賃借料	100			
				19 扶助費	147,562			
特定財源の内訳								
				(国) 重層的支援体制整備事業交付金	177,010			
				(県) 重層的支援体制整備事業費県交付金	88,523			
				(他) いきいきデイクラブ事業利用者負担金	4,392			
				(他) 介護保険繰入金	106,634			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 地域包括ケア推進費							◎重層的支援体制整備 推進事業費 422,490
3 介護保険事業費	4,549,999	4,845,153	△295,154	特定財源 379,169	8 旅費	4	◎介護保険事業費 4,364,859 ◎老人福祉施設等整備 補助事業費 185,140 ○地域密着型サービス拠点整備補助事業費★ 21,770 ○老人福祉施設等整備補助事業費★ 163,300
				国・県 215,868	10 需用費	68	
				市債 163,300	11 役務費	946	
				その他 1	12 委託料	2,303	
				一般財源 4,170,830	18 負担金補助及び交付金	189,302	
				特定財源の内訳	19 扶助費	48	
				(国) 低所得者介護保険料軽減国庫負担金 126,941	27 繰出金	4,357,328	
				(県) 低所得者介護保険料軽減県負担金 63,470			
				(県) 介護保険利用者負担軽減対策事業費県補助金 3,157			
				(県) 地域医療介護総合確保基金事業費県補助金 22,300			
(市債) 老人福祉施設整備事業債 163,300							
(他) 土地貸付収入 1							
4 後期高齢者医療費	3,899,796	3,828,457	71,339	特定財源 614,934	2 給料	9,360	◎職員給与費 20,062 ◎後期高齢者医療事業費 3,879,734
				国・県 614,934	3 職員手当等	7,170	
				一般財源 3,284,862	4 共済費	3,532	
				特定財源の内訳	18 負担金補助及び交付金	2,952,700	
				(国) デジタル田園都市国家構想交付金 352	27 繰出金	927,034	
				(県) 後期高齢者医療保険基盤安定県負担金 614,582			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	10,538,156	10,281,047	257,109	特定財源 1,479,245 国・県 1,100,596 市債 210,000 その他 168,649 一般財源 9,058,911			

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明				
					区分	金額					
1 こども総務 企画費	1,610,694	1,568,296	42,398	特定財源 952,619	1 報酬	7,947	◎職員給与費 146,188				
				国・県 932,545	2 給料	65,670	◎児童福祉総務費 31,852				
				その他 20,074	3 職員手当等	49,109	○子ども食堂支援事業費★ 5,990				
				一般財源 658,075	4 共済費	25,267	◎子育て環境整備費 58,447				
					7 報償費	1,610	○子育て環境整備促進(ベビーファースト)事業費★ 6,166				
					8 旅費	1,123	○結婚新生活支援事業費★ 52,026				
					10 需用費	22,305	○婚活支援事業費★ 255				
					11 役務費	5,822					
					12 委託料	1,013,254					
					13 使用料及び賃借料	33,701					
				特定財源の内訳							
				(国) 子ども・子育て支援交付金 429,979							
				(国) 保育対策総合支援事業費国庫補助金 2,032							
(国) 地域少子化対策重点推進交付金 36,571											
(国) 子ども・子育て支援施設整備交付金 16,992											
(県) 子ども・子育て支援県交付金 429,979											

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 こども総務 企画費	(県) 子ども・子育て支援施設整備県交付金			16,992	14 工事請負費	50,976	◎すこやか子育て基金 費 ◎少年センター費 ○街頭補導活動事業 費★ ○郡山地区更生保護 女性会活動支援事業 費★ ◎青少年活動費 ○青少年団体育成事 業費★ ○こどもまつり開催 事業費★ ○青少年健全育成推 進協議会補助事業費 ★ ◎放課後児童クラブ費 ◎民間放課後児童ク ラブ補助事業費 ○民間放課後児童ク ラブ補助事業費★	
	(他) 放課後児童クラブ使用料			1,029	17 備品購入費	1,716		1
	(他) すこやか子育て基金利子			4	18 負担金補助 及び交付金	332,193		2,637
	(他) 子育て支援推進寄附金			1	24 積立金	1		2,343
	(他) 公共施設等総合管理基金繰入金			16,992				200
	(他) すこやか子育て基金繰入金			2,000				27,593
	(他) 雇用保険料個人負担分			48				520
						10,300		
						16,773		
						1,098,136		
						245,840		
						245,840		

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 子育て給付費	7,971,680	7,994,561	△22,881	特定財源	5,296,031	1 報酬	25,193	◎職員給与費	177,459
				国・県	5,279,866	2 給料	70,469	◎児童手当等支給事務	
				その他	16,165	3 職員手当等	51,150	費	9,309
				一般財源	2,675,649	4 共済費	29,712	◎児童手当等支給費	7,393,482
						7 報償費	41	○こども医療助成事	
						8 旅費	1,080	業費★	1,534,975
						10 需用費	42,502	◎ひとり親家庭医療助	
						11 役務費	12,180	成事業費	59,103
						12 委託料	323,579	◎こども総合支援セン	
						13 使用料及び	4,056	ター費	95,984
						賃借料		○こども総合支援セ	
						17 備品購入費	2,834	ンター事業費★	38,183
						18 負担金補助	55	◎ファミリーサポート	
						及び交付金		センター事業費	9,469
						19 扶助費	7,408,829	○ファミリーサポー	
								トセンター事業費★	9,469
								◎地域子育て支援セン	
								ター費	56,862
								◎子どもの遊び場費	148,357
								◎児童センター費	21,655
特定財源の内訳									
(国) 児童手当国庫負担金				3,131,766					
(国) 児童扶養手当国庫負担金				453,335					
(国) 子ども・子育て支援交付金				2,533					
(国) 被災者支援総合交付金				133,165					
(国) 重層的支援体制整備事業交付金				22,503					
(県) 児童手当県負担金				683,366					
(県) 子ども・子育て支援県交付金				2,533					
(県) 乳幼児医療助成事業費県補助金(社保分)				158,547					
(県) 子ども医療助成事業費県補助金(社保分)				640,224					
(県) 重度心身障害者医療助成事業費県補助金(こども医療社保分)				2,305					
(県) ひとり親家庭医療助成事業費県補助金				27,086					
(県) 重層的支援体制整備事業費県交付金				22,503					
(他) 公園占用料				3					
(他) こども総合支援センター駐車場使用料				192					
(他) 建物貸付収入				970					

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 子育て給付費				(他) 福祉基金利子	1,432				
				(他) すこやか子育て基金繰入金	10,200				
				(他) 元気な遊びのひろばペップキッチン実費収入	2,335				
				(他) 雇用保険料個人負担分	296				
				(他) 私用光熱水料	735				
				(他) 児童手当等過年度返還金	1				
				(他) 児童扶養手当過年度返還金	1				
3 こども家庭費	193,350	172,344	21,006	特定財源	68,523	1 報酬	9,375	◎職員給与費	99,433
				国・県	68,187	2 給料	43,776	◎子ども家庭総合支援	
				その他	336	3 職員手当等	28,772	拠点費	2,098
				一般財源	124,827	4 共済費	17,310	◎主任児童委員活動費	14
						7 報償費	855	◎児童虐待防止対策費	6,085
	特定財源の内訳					8 旅費	548	○児童虐待防止対策	
	(国) 母子生活支援施設措置費国庫負担金				8,394	10 需用費	1,348	事業費★	2,553
	(国) 子ども・子育て支援交付金				1,868	11 役務費	805	○養育支援訪問事業	
	(国) 児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金				5,300	12 委託料	20,181	費★	1,950
	(国) 母子家庭等対策費国庫補助金				29,213	13 材料及び	1,584	○子育て短期支援事	
	(国) 住宅セーフティネット促進補助事業費国庫補助金				12,900	賃借料		業費★	1,582
	(国) 困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金				2,509	18 負担金補助	51,842	◎母子福祉対策費	67,454
						及び交付金		○母子自立支援事業	
						19 扶助費	16,790	費★	67,454

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明			
					区分	金額				
3 こども家庭費	(県) 子ども・子育て支援県交付金			1,868	27 繰出金	164	◎母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 164			
	(県) 住宅セーフティネット促進補助事業費県補助金			6,135						
	(他) 母子生活支援施設入所者負担金			1						
	(他) 雇用保険料個人負担分			78						
	(他) 子育て短期支援施設利用料個人負担分			257						
4 保育費	12,028,490	11,660,460	368,030	特定財源	6,459,668	1 報酬	127,639	◎職員給与費 2,929,367		
				国・県	5,850,209	2 給料	1,492,314	◎児童福祉総務費 246,020		
				その他	609,459	3 職員手当等	794,341	○保育士・保育所支援センター事業費★ 231,490		
				一般財源	5,568,822	4 共済費	509,316	◎公立保育所費 499,219		
						7 報償費	8,284	○公立保育所児童カウンセリング事業費★ 4,660		
				特定財源の内訳				8 旅費	7,657	○公立保育所地域ふれあい事業費★ 3,665
				(国) 子育てのための施設等利用給付交付金			531,789	10 需用費	336,010	○公立保育所延長保育事業費★ 1,197
				(国) 子どものための教育・保育給付交付金			3,179,444	11 役務費	25,947	○保育所DX推進事業費★ 24,837
				(国) 子ども・子育て支援交付金			53,409	12 委託料	171,797	◎民間認可保育所費 5,643,785
				(国) 保育対策総合支援事業費国庫補助金			173,800	13 使用料及び賃借料	77,212	
				(国) 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金			2,581	14 工事請負費	5,881	
				(国) 就学前教育・保育施設整備交付金			55,760	17 備品購入費	5,335	
				(国) デジタル田園都市国家構想交付金			444	18 負担金補助及び交付金	8,466,557	
				(国) 重層的支援体制整備事業交付金			5,264			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 本財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 保育費	(県) 子育てのための施設等利用給付費県負担金			265,894	22 償還金利子 及び割引料	200	○民間認可保育所児 童カウンセリング事 業費★ 2,225 ○特定教育・保育施 設等補助事業費★ 36,016 ○民間認可保育所延 長保育事業費★ 17,662 ○民間認可保育所地 域ふれあい事業費★ 214 ○認可保育所等整備 補助事業費★ 64,294 ◎認可外保育施設費 231,238 ○保育所等保育料無 料化・軽減等事業費 ★ 23,794 ○多子世帯保育料軽 減事業費★ 15,369 ○認可外保育施設支 援事業費★ 5,950 ○私立保育園運営費 補助事業費★ 11,043
	(県) 子どものための教育・保育給付費県負担金			1,321,459			
	(県) 子ども・子育て支援県交付金			53,409			
	(県) 保育対策総合支援事業費県補助金			37,161			
	(県) 施設型給付費地方単独費県補助金			164,879			
	(県) 重層的支援体制整備事業費県交付金			1,316			
	(県) 病児保育広域運営支援事業費県補助金			3,600			
	(他) 保育所入所者負担金			326,000			
	(他) 保育所入所者負担金・滞納繰越分			1			
	(他) 保育所延長保育入所者負担金			1,050			
	(他) 保育所延長保育入所者負担金・滞納繰越分			1			
	(他) 一時預かり事業入所者負担金			7,255			
	(他) 広域委託保育入所者負担金			513			
	(他) 広域入所施設負担金			4,450			
	(他) 保育所入所者使用料			203,400			
	(他) 保育所入所者使用料・滞納繰越分			1			
	(他) 広域受託保育入所者使用料			429			
	(他) その他の証明手数料			1			
	(他) すこやか子育て基金繰入金			4,700			
	(他) 公立保育所食材料費実費収入			57,687			
	(他) 公立保育所食材料費実費収入・滞納繰越分			1			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
4 保育費	(他) 保育所広域入所食材料費実費収入			222			○認可外保育施設児童 カウンセリング事業費★ 368	
	(他) 雇用保険料個人負担分			2,698				
	(他) 日本スポーツ振興センター納付金(保護者負担分)			541				
	(他) 広域連携事業費負担金			509				
5 児童障害福祉費	2,279,875	1,629,391	650,484	特定財源	1,694,813	2 給料	7,592	◎職員給与費 15,053
				国・県	1,694,813	3 職員手当等	4,651	◎児童手当等支給事務費 568
				一般財源	585,062	4 共済費	2,810	
						7 報償費	250	◎心身障害児福祉費 2,260,585

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
5 児童障害福祉費	特定財源の内訳				8 旅費	68	○児童発達支援利用者負担無料化事業費 ★ 552 ○難聴児補聴器購入費等助成事業費★ 1,042 ◎希望ヶ丘学園費 3,669
	(国) 障害児給付費国庫負担金 1,120,733				10 需用費	31	
	(国) 児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金 6,623				11 役務費	4,870	
	(国) 特別児童扶養手当支給事務国庫委託金 3,259				12 委託料	16,542	
	(県) 障害児給付費県負担金 560,366				18 負担金補助及び交付金	552	
	(県) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費県補助金 521				19 扶助費	2,242,509	
	(県) 児童虐待防止対策等総合支援事業費県補助金 3,311						
計	24,084,089	23,025,052	1,059,037	特定財源 14,471,654 国・県 13,825,620 その他 646,034 一般財源 9,612,435			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 5 生活保護費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明					
					区分	金額						
1 生活保護費	5,832,588	5,940,046	△107,458	特定財源	4,078,778	1 報酬	13,791	◎職員給与費	397,322			
				国・県	4,078,656	2 給料	192,020	◎生活保護事務費	21,842			
				その他	122	3 職員手当等	121,845	○被保護者就労支援事業費★	163			
				一般財源	1,753,810	4 共済費	68,987	○被保護者健康管理支援事業費★	579			
				特定財源の内訳					7 報償費	1,063	◎生活扶助費	5,347,156
				(国)生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金					8 旅費	1,508	◎生活支援給付費	66,268
				(国)生活保護費等国庫負担金					10 需用費	2,150		
				(国)生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金					11 役務費	11,769		
				(国)遺族及び留守家族等事務国庫委託金					12 委託料	2,112		
				(他)雇用保険料個人負担分					13 使用料及び賃借料	3,521		
				(他)生活保護費過年度戻入金					18 負担金補助及び交付金	398		
				(他)生活保護法第63条に係る返還金					19 扶助費	5,413,424		
				(他)生活保護法第63条に係る過年度返還金								
				(他)生活保護法第78条に係る徴収金								
				(他)生活保護法第78条に係る過年度徴収金								
				計	5,832,588	5,940,046	△107,458	特定財源	4,078,778			
								国・県	4,078,656			
								その他	122			
								一般財源	1,753,810			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 6 災害救助費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明					
					区分	金額						
1 災害救助費	39,569	62,440	△22,871	特定財源	34,245	1 報酬	122	◎災害救助費 33,605 ○避難行動要支援者 避難支援体制管理事 業費★ 3,823 ◎災害援護資金費 5,964				
				市債	5,000	8 旅費	145					
				その他	29,245	10 需用費	1,141					
				一般財源	5,324	11 役務費	3,361					
						12 委託料	1,518					
						19 扶助費	28,282					
						20 貸付金	5,000					
				特定財源の内訳								
				(市債) 災害援護資金貸付事業債					5,000			
				(他) きずな基金繰入金					28,282			
(他) 災害援護資金貸付金利息収入 (東日本大震災分)					536							
(他) 災害援護資金貸付金利息収入・滞納繰越分 (東日本大震災分)					427							
計	39,569	62,440	△22,871	特定財源	34,245							
				市債	5,000							
				その他	29,245							
				一般財源	5,324							

3款 民生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 保健所総務費	369,150	345,520	23,630	特定財源	19,201	1 報酬	3,482	◎職員給与費	119,456
				国・県	1,996	2 給料	52,907	◎保健所総務費	12,878
				その他	17,205	3 職員手当等	43,321	◎保健所費	116,887
				一般財源	349,949	4 共済費	19,709	◎医事薬事指導費	3,620
						7 報償費	1,512	◎保健衛生管理費	11,486
						8 旅費	1,785	○保健委員会支援事業費★	11,486
						10 需用費	58,257	◎献血活動等推進費	3,549
						11 役務費	3,352	◎(公財)郡山市健康振興財団運営補助事業費	101,274
						12 委託料	66,949	○(公財)郡山市健康振興財団運営補助事業費★	101,274
						13 使用料及び賃借料	1,859		
						17 備品購入費	1,300		
						18 負担金補助及び交付金	114,712		
						26 公課費	5		
						特定財源の内訳			
						(国) 福島再生加速化交付金	1,346		
						(国) 厚生労働統計調査国庫委託金	71		
						(県) 骨髄移植ドナー助成事業費県補助金	210		
						(県) 自家消費野菜等放射能検査事業費県補助金	80		
						(県) 県民健康調査費県委託金	289		
		(他) 薬事許可申請等手数料	2,477						
		(他) 医療関係許可申請等手数料	736						
		(他) 保健所関係証明手数料	1						
		(他) 建物貸付収入	245						
		(他) 雇用保険料個人負担分	28						
		(他) 私用電話料	1						
		(他) 私用光熱水料	9,104						
		(他) 中核市事務処理の特例等交付金	4,613						

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明						
					区分	金額							
2 保健所健康政策費	383,311	374,626	8,685	特定財源	105,400	1 報酬	23,946	◎職員給与費	126,872				
				国・県	8,014	2 給料	45,695	◎保健所健康政策費	17,068				
				その他	97,386	3 職員手当等	35,319	○SDGs推進全世界健康都市圏事業費					
				一般財源	277,911	4 共済費	21,354	★	13,978				
						7 報償費	1,717	◎保健衛生統計費	1,313				
						8 旅費	1,813	◎初期救急医療事業費	6,450				
						10 需用費	19,135	○休日在宅診療当番					
						11 役務費	3,152	医制運営事業費★	6,127				
						12 委託料	111,790	○救急医療啓発事業費★	323				
						13 使用料及び賃借料	670	◎医療従事者総合支援事業費	9,051				
						17 備品購入費	500	○医療従事者支援事業費★	2,169				
						18 負担金補助及び交付金	118,170	○新興感染症対策体制整備事業費★	6,882				
						22 償還金利子及び割引料	50	◎休日・夜間急病センター費	116,470				
								○休日・夜間急病センター運営事業費★	116,470				
				特定財源の内訳									
								(国) 厚生労働統計調査国庫委託金	6,103				
								(県) 救急医療施設運営事業費県補助金	1,911				
								(他) 休日・夜間急病センター使用料	96,739				
								(他) 休日・夜間急病センター診断証明手数料	63				
								(他) 休日・夜間急病センター容器代等実費収入	58				
								(他) 雇用保険料個人負担分	192				
								(他) 私用電話料	1				
				(他) 実習生謝礼金	333								

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
2 保健所健康政策費							◎二次救急病院運営助成事業費 105,904 ○二次救急病院運営助成事業費★ 105,904 ◎医療介護連携事業費 183
3 保健所保健・感染症費	1,728,337	2,069,700	△341,363	特定財源 54,573 国・県 51,732 その他 2,841 一般財源 1,673,764	1 報酬 28,935 2 給料 58,073 3 職員手当等 53,636 4 共済費 26,687 7 報償費 6,029 8 旅費 2,679 10 需用費 12,290 11 役務費 13,153 12 委託料 1,497,276 13 使用料及び賃借料 2,868 18 負担金補助及び交付金 12,869 19 扶助費 13,824 26 公課費 18		◎職員給与費 167,122 ◎保健衛生管理費 749 ◎難病対策事業費 1,000 ○難病患者等地域支援対策推進事業費★ 1,000 ◎保健対策事業費 310 ◎予防接種事業費 1,470,757 ○任意予防接種事業費★ 13,302 ◎感染症予防対策事業費 80,662 ○特定感染症検査等対策事業費★ 51,673 ◎精神保健福祉費 7,737 ○精神保健福祉事業費★ 2,315
	特定財源の内訳						
				(国) 感染症予防事業費国庫負担金 6,185			
				(国) 結核医療費国庫負担金 2,295			
				(国) 新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付国庫負担金 3,345			
				(国) 難病患者地域支援対策推進事業費国庫補助金 81			
				(国) エイズ対策促進事業費国庫補助金 298			
				(国) 特定感染症検査事業費等国庫補助金 25,513			
				(国) 結核医療費国庫補助金 434			
				(国) 感染症対策特別促進事業費国庫補助金 312			
				(国) 精神保健費等国庫補助金 43			

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
3 保健所保健 ・感染症費	(国) 地域健康危機管理対策事業費国庫補助金			412			○自殺対策推進事業 費★ 5,422		
	(県) 予防接種事故救済給付費県負担金			1,715					
	(県) 予防接種事故救済給付費県補助金			300					
	(県) 風しん対策事業費県補助金			1,275					
	(県) 地域自殺対策強化県交付金			3,011					
	(県) 予防接種再接種費用助成事業費県補助金			300					
	(県) うつくしま権限移譲交付金			6,213					
	(他) 雇用保険料個人負担分			234					
(他) 中核市事務処理の特例等交付金			2,607						
4 保健所健康 づくり費	1,329,163	1,314,912	14,251	特定財源	159,445	1 報酬	17,648	◎職員給与費	338,055
				国・県	35,252	2 給料	164,444	◎保健所健康づくり費	4,465
				その他	124,193	3 職員手当等	95,113	◎保健所駅前健康相談 センター費	211
				一般財源	1,169,718	4 共済費	59,783	○保健所駅前健康相 談センター運営事業 費★	211
	特定財源の内訳					7 報償費	2,563		
	(国) 感染症予防事業費等国庫補助金			6,046	8 旅費	1,993			
	(国) 消費・安全対策交付金			339	10 需用費	17,554			
	(国) 国民栄養調査等国庫委託金			1,708	11 役務費	27,424	◎生活習慣病対策推進 事業費	11,144	
	(県) 在宅ターミナルケア支援助成事業費県補助金			486	12 委託料	900,305			
	(県) 健康増進事業費県補助金			26,673	13 使用料及び 賃借料	7,563	○生活習慣病対策事 業費★	6,199	
	(他) 国民健康保険繰入金			22,361	17 備品購入費	22	○食育推進事業費★	4,321	

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
4 保健所健康 づくり費				(他) 後期高齢者健康診査受託事業収入	100,578	18 負担金補助 及び交付金	34,654	○特定歯科保健事業 費★ 624 ◎健康増進事業費 778,266 ○健康増進事業費★ 778,266 ◎後期高齢者健康診査 事業費 195,314 ◎保健衛生統計費 1,708
				(他) 健康増進健康診査費実費収入	20			
				(他) 雇用保険料個人負担分	209	19 扶助費	64	
				(他) 中核市事務処理の特例等交付金	40	26 公課費	33	
				(他) 後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ 交付金	984			
				(他) 実習生謝礼金	1			
5 保健所生活 衛生費	192,119	190,646	1,473	特定財源	24,036	1 報酬	2,708	◎職員給与費 169,159 ◎生活衛生費 22,960
				その他	24,036	2 給料	83,542	
				一般財源	168,083	3 職員手当等	52,067	
						4 共済費	30,666	
				特定財源の内訳		7 報償費	45	
				(他) 保健所関係証明手数料	25	8 旅費	1,189	
				(他) 畜犬登録等手数料	7,134	10 需用費	10,617	
				(他) 食品営業許可申請等手数料	14,590	11 役務費	2,049	
				(他) 温泉利用許可申請手数料	140	12 委託料	7,478	
				(他) 環境衛生営業許可申請等手数料	847	13 使用料及び 賃借料	33	
				(他) 抑留犬返還手数料	219	18 負担金補助 及び交付金	1,685	
				(他) 飼い犬及び飼い猫引取り手数料	17			
				(他) 動物取扱業登録申請手数料	330	26 公課費	40	
				(他) 雇用保険料個人負担分	24			
				(他) 中核市事務処理の特例等交付金	640			

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 本財源内訳	節		説明					
					区分	金額						
5 保健所生活 衛生費	(他) 狂犬病予防注射普及支援事業費助成金			70								
6 保健所検査 費	108,253	99,436	8,817	特定財源	6,424	1 報酬	1,715	◎職員給与費	70,954			
				国・県	3,259	2 給料	35,530	◎保健所検査費	37,299			
				その他	3,165	3 職員手当等	20,790					
				一般財源	101,829	4 共済費	12,809					
						8 旅費	425					
				特定財源の内訳					10 需用費	8,591		
				(国) 感染症予防事業費国庫負担金				3,258	11 役務費	4,311		
				(県) 感染症ウイルス等検査県委託金				1	12 委託料	2,302		
				(他) 受託検査手数料				3,150	13 使用料及び 賃借料	3,036		
				(他) 雇用保険料個人負担分				15				
									17 備品購入費	18,560		
									18 負担金補助 及び交付金	184		
				7 食肉衛生検 査費	198,444	184,769	13,675	特定財源	84,789	1 報酬	6,146	◎職員給与費
国・県	4,982	2 給料	69,455					◎食肉衛生検査費	43,600			
その他	79,807	3 職員手当等	52,471									
一般財源	113,655	4 共済費	26,541									
		8 旅費	773									
特定財源の内訳									10 需用費	14,329		
(国) 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金								4,982	11 役務費	1,827		

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明					
					区分	金額						
7 食肉衛生検査費	(他) と畜検査等手数料			79,746	12 委託料	5,741						
	(他) 食肉衛生検査所関係証明手数料			9	13 使用料及び賃借料	8,089						
	(他) 雇用保険料個人負担分			52	17 備品購入費	12,994						
					18 負担金補助及び交付金	78						
8 母子保健衛生費	837,086	905,782	△68,696	特定財源	279,024	1 報酬	10,238	◎職員給与費	134,497			
				国・県	275,539	2 給料	62,179	◎母子医療対策事業費	79,917			
				その他	3,485	3 職員手当等	38,492	◎母子保健推進活動費	622,672			
				一般財源	558,062	4 共済費	23,588	○母子保健推進活動事業費★	10,472			
						7 報償費	24,943	○幼児歯科保健事業費★	4,704			
						8 旅費	1,102	○幼児肥満予防対策事業費★	1,614			
						10 需用費	8,964	○妊産婦健康診査事業費★	312,150			
						11 役務費	3,817	○母子健康教育事業費★	859			
						12 委託料	358,923	○産後ケア事業費★	12,456			
						13 使用料及び賃借料	6,033	○子育て世代包括支援センター事業費★	2,308			
						17 備品購入費	210					
						18 負担金補助及び交付金	82					
						19 扶助費	298,515					
				特定財源の内訳								
							(国) 未熟児養育医療費等国庫負担金	6,000				
							(国) 障害者医療(育成医療)費国庫負担金	1,000				
							(国) 小児慢性特定疾病事業費国庫負担金	29,059				
							(国) 子ども・子育て支援交付金	3,240				
							(国) 母子保健衛生費国庫補助金	25,874				
			(国) 小児慢性特定疾病対策国庫補助金	682								
			(国) 出産・子育て応援交付金	142,006								
			(国) 重層的支援体制整備事業交付金	19,998								
			(県) 未熟児養育医療給付事業費県負担金	3,000								
			(県) 障害者医療(育成医療)費県負担金	500								

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
8 母子保健衛生費				(県) 子ども・子育て支援県交付金	3,240			○妊娠・出産包括支援事業費★ 228,619
				(県) 出産・子育て応援県交付金	36,002			
				(県) 重層的支援体制整備事業費県交付金	4,938			
				(他) 未熟児養育医療費自己負担金	3,000			
				(他) すこやか子育て基金繰入金	400			
				(他) 雇用保険料個人負担分	84			
				(他) 実習生謝礼金	1			
9 環境政策費	898,154	631,327	266,827	特定財源	421,998	1 報酬	14,715	◎職員給与費 248,086
				国・県	5,666	2 給料	118,932	◎環境政策費 29,713
				市債	68,000	3 職員手当等	72,570	○地球温暖化対策事業費★ 24,533
				その他	348,332	4 共済費	41,923	
				一般財源	476,156	7 報償費	226	◎新エネルギー普及促進費 33,174
						8 旅費	2,456	
						10 需用費	87,420	○新エネルギー導入促進事業費★ 234
	特定財源の内訳							
				(県) 除染対策事業費県補助金	5,666	11 役務費	3,486	○新エネルギー普及促進事業費★ 30,858
				(市債) 保健衛生施設整備事業債	68,000	12 委託料	107,401	○水素利活用推進事業費★ 2,082
				(他) 東山悠苑使用料	18,992	13 使用料及び賃借料	513	◎環境基金費 26
				(他) 東山霊園使用料	57,314	14 工事請負費	373,317	◎共用墓地費 165
				(他) 埋火葬等証明手数料	38	15 原材料費	466	
				(他) 東山霊園管理手数料	7,389	17 備品購入費	7,462	
				(他) 東山霊園管理手数料・滞納繰越分	2			

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
9 環境政策費	(他) 環境基金利子				25	18 負担金補助及び交付金	48,263	◎東山悠苑費	201,370
	(他) 東山霊園管理基金利子				1,535			◎東山霊園費	385,620
	(他) 環境寄附金				1	21 補償補填及び賠償金	11,966	○東山霊園管理事務所整備事業費★	318,585
	(他) 公共施設等総合管理基金繰入金				246,030	24 積立金	7,016		
	(他) 環境基金繰入金				16,000	26 公課費	22		
	(他) 雇用保険料個人負担分				393				
	(他) 私用電話料				1				
	(他) 私用光熱水料				191				
(他) 電気自動車用急速充電器提携料				421					
10 環境保全センター費	168,393	169,605	△1,212	特定財源	462	2 給料	49,094	◎職員給与費	93,208
				国・県	462	3 職員手当等	27,703	◎公害防止対策費	65,324
				一般財源	167,931	4 共済費	16,411	○環境調査事業費★	3,130
						7 報償費	27	○猪苗代湖環境保全事業費★	1,174
	特定財源の内訳					8 旅費	1,074	◎環境保全センター費	9,363
	(県) 生活環境保全等市町村委回事務県交付金				390	10 需用費	14,776	◎環境保全事務費	498
	(県) 猪苗代湖水環境保全権限移譲交付金				72	11 役務費	993		
						12 委託料	39,983		
						13 使用料及び賃借料	5,243		
						17 備品購入費	10,990		
					18 負担金補助及び交付金	2,084			

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
10 環境保全センター費						26 公課費	15		
11 浄化槽対策費	108,337	111,543	△3,206	特定財源	29,241	8 旅費	97	◎浄化槽対策費 108,337 ○浄化槽汚水処理対策補助事業費★ 80,777	
				国・県	27,988	10 需用費	145		
				その他	1,253	11 役務費	849		
				一般財源	79,096	12 委託料	77		
				特定財源の内訳			18 負担金補助及び交付金		107,169
				(国) 循環型社会形成推進交付金	17,797				
(県) 浄化槽設置整備事業費県補助金	10,191								
(他) 浄化槽保守点検業者登録等手数料	1,253								
12 医療介護病院費	2,650	9,517	△6,867	一般財源	2,650	1 報酬	333	◎医療介護病院費 2,650	
						8 旅費	30		
						10 需用費	28		
						11 役務費	18		
						12 委託料	547		
						13 使用料及び賃借料	1,694		
13 原子力災害対策費	93,181	302,155	△208,974	特定財源	93,175	8 旅費	93	◎除染管理費 92,229 ◎原子力災害対策事業費 952	
				国・県	93,175	10 需用費	2,283		
				一般財源	6	11 役務費	1,985		
						12 委託料	88,806		

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
13 原子力災害 対策費	特定財源の内訳				26 公課費	14	
				(県) 除染対策事業費県補助金 92,229			
				(県) 放射線健康対策事業費県補助金 946			
(ワクチン 接種費)	0	642,174	△642,174				
計	6,416,578	7,351,712	△935,134	特定財源 1,277,768 国・県 508,065 市債 68,000 その他 701,703 一般財源 5,138,810			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 5 R推進費	1,277,351	1,279,967	△2,616	特定財源 26,360	1 報酬 6,524		◎職員給与費 197,789
				国・県 11,500	2 給料 101,444		◎5 R推進管理費 12,027
				その他 14,860	3 職員手当等 58,167		○ポイ捨て・犬のふ
				一般財源 1,250,991	4 共済費 34,785		ん放置防止啓発推進
					7 報償費 22,123		事業費★ 5,285

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 5 R推進費	特定財源の内訳				8 旅費	2,041	◎ごみ収集費	1,011,590	
	(県) 産業廃棄物税県交付金 11,500				10 需用費	13,632	○5 R推進事業費★	7,070	
	(他) 犬、猫等の死体の処分手数料 72				11 役務費	3,341	◎ごみの減量と資源再		
	(他) 使用済自動車解体業破碎業許可申請手数料 924				12 委託料	1,013,598	利用推進事業費	32,594	
	(他) 一般廃棄物処理業許可申請等手数料 170				13 使用料及び	75	○生ごみ減量啓発事		
	(他) 浄化槽清掃業許可申請等手数料 10				賃借料		業費★	12,479	
	(他) 産業廃棄物処理業許可申請等手数料 1,399				17 備品購入費	1,692	◎産業廃棄物対策費	23,351	
	(他) ごみ破碎処分回収物売払収入 80				18 負担金補助	19,848	○廃棄物の不法投棄		
	(他) 環境基金繰入金 10,000				及び交付金		・不適正処理の監視		
	(他) 雇用保険料個人負担分 42				26 公課費	81	指導事業費★	12,282	
(他) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金 2,163									
2 資源循環費	2,846,632	2,646,951	199,681	特定財源	843,330	1 報酬	8,363	◎職員給与費	255,839
				市債	75,900	2 給料	125,066	◎資源循環管理費	802
				その他	767,430	3 職員手当等	78,192	◎公衆便所費	63,858
				一般財源	2,003,302	4 共済費	44,098	◎富久山クリーンセン	
						7 報償費	155	ター費	1,147,154
	特定財源の内訳				8 旅費	493	◎富久山クリーンセン		
	(市債) 一般廃棄物処理事業債 75,900				10 需用費	1,383,329	ター資源化選別施設費	72,295	
	(他) 犬、猫等の死体の処分手数料 216				11 役務費	17,557	◎河内クリーンセンタ		
	(他) ごみ焼却処分手数料 610,000				12 委託料	1,178,226	一費	812,093	

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明					
					区分	金額						
2 資源循環費	(他) ごみ埋立処分手数料 (他) ごみ破碎処分回収物売払収入 (他) 公共施設等総合管理基金繰入金 (他) 雇用保険料個人負担分 (他) 私用光熱水料 (他) クリーンセンター余剰電力売却収入			1 33,800 25,063 258 1,177 96,915	13 使用料及び 賃借料	5,987	◎河内埋立処分場費 159,460 ○河内埋立処分場長 寿命化事業費★ 19,090 ◎し尿処理総務費 1,191 ◎衛生処理センター費 333,940					
					15 原材料費	1,419						
					18 負担金補助 及び交付金	91						
					26 公課費	3,656						
					計	4,123,983		3,926,918	197,065	特定財源 869,690 国・県 11,500 市債 75,900 その他 782,290 一般財源 3,254,293		

(款) 4 衛生費

(項) 3 上水道費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 上水道費	52,542	32,778	19,764	一般財源 52,542	18 負担金補助 及び交付金	6,082	◎上水道事業出資金 46,460 ◎職員手当等負担金 6,000 ◎安全衛生管理等負担 金 82
					23 投資及び出 資金	46,460	
計	52,542	32,778	19,764	一般財源 52,542			

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 4 簡易水道費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 簡易水道費	259,404	192,196	67,208	一般財源 259,404	18 負担金補助 及び交付金	155,014	◎簡易水道費 259,404
					23 投資及び出 資金	104,390	
計	259,404	192,196	67,208	一般財源 259,404			

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明				
					区分	金額					
1 労働諸費	159,578	118,667	40,911	特定財源 14,779 国・県 5,268 市債 9,500 その他 11 一般財源 144,799	1 報酬	1,305	◎職員給与費 32,154				
					2 給料	15,694	◎雇用対策費 60,196				
					3 職員手当等	9,561	○高年齢者就業機会 確保事業費★ 7,905				
					4 共済費	5,511	○大学生等インター ンシップ推進事業費 ★ 180				
					7 報償費	382	○介護資格取得支援 事業費★ 1,516				
					8 旅費	196	○育パパサポート奨 励事業費★ 762				
					10 需用費	221					
					11 役務費	231					
					12 委託料	88,794					
					13 使用料及び 賃借料	294					
					特定財源の内訳						
					(国) 地域就職氷河期世代支援加速化交付金 5,268						
					(市債) 労働施設整備事業債 9,500						
(他) 雇用保険料個人負担分 11											

4款 衛生費

5款 労働費

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 労働諸費					18 負担金補助 及び交付金	37,389	○多様な働き方支援 事業費★ 7,026 ○労働情報発信事業 費★ 71 ○求職者職業訓練支 援事業費★ 105 ○雇用促進事業費★ 3,025 ○中小企業就労支援 事業費★ 39,254 ◎勤労者福祉費 14,714 ○郡山市勤労者互助 会育成事業費★ 12,602 ○労働団体育成事業 費★ 516 ◎職業能力開発校費 5,900 ○職業能力開発推進 事業費★ 5,700 ◎労働福祉会館費 46,614 ○労働福祉会館長寿 命化事業費★ 10,609

5款 労働費

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
2 勤労青少年ホーム費	1,363	1,380	△17	特定財源	1,363	1 報酬	243	◎勤労青少年ホーム費 ○勤労青少年ホーム 事業費★ 1,061
				その他	1,363	7 報償費	439	
						8 旅費	232	
				特定財源の内訳		10 需用費	147	
				(他) 勤労青少年ホーム使用料	1,324	11 役務費	72	
				(他) 勤労青少年ホーム講座教材費実費収入	39	13 使用料及び 賃借料	230	
計	160,941	120,047	40,894	特定財源	16,142			
				国・県	5,268			
				市債	9,500			
				その他	1,374			
				一般財源	144,799			

5款 労働費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明						
					区分	金額							
1 農業委員会費	162,528	161,034	1,494	特定財源	13,284	1 報酬	29,033	◎職員給与費	125,433				
				国・県	12,143	2 給料	61,999	◎農業委員費	28,156				
				その他	1,141	3 職員手当等	36,211	○農業委員活動推進事業費★	93				
				一般財源	149,244	4 共済費	21,695	◎事務局費	4,796				
						7 報償費	685	○農業委員会情報活動事業費★	409				
						8 旅費	2,847	◎農地調整事務処理事業費	4				
						9 交際費	88	◎農業者年金事務費	221				
						10 需用費	1,952	◎農業経営者育成対策事業費	2,089				
						11 役務費	634	○農業経営改善指導事業費★	114				
						12 委託料	1,486	○青年農業経営者育成対策事業費★	170				
						13 使用料及び賃借料	3,467	◎農業経営基盤強化促進事業費	663				
						18 負担金補助及び交付金	2,431	◎食糧問題啓発事業費	240				
								○食糧問題啓発事業費★	240				
								◎農地基本台帳費	80				
				特定財源の内訳									
				(県) 農業委員会費県交付金					9,325				
				(県) 農地利用最適化県交付金					540				
(県) 農地集積・集約化等対策事業費県補助金					1,555								
(県) 地域計画策定推進緊急対策事業費県補助金					300								
(県) うつくしま権限移譲交付金					423								
(他) 農地転用等証明手数料					46								
(他) 農地基本台帳記録事項要約書発行等手数料					3								
(他) 雇用保険料個人負担分					46								
(他) 広告料収入					20								
(他) 農業者年金業務委託手数料					1,026								

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農業委員会費							◎農地法権限移譲事務費 107 ◎農地利用状況調査事業費 739
2 農業政策費	450,539	481,011	△30,472	特定財源 218,047 国・県 213,290 その他 4,757 一般財源 232,492	1 報酬 14,787 2 給料 75,054 3 職員手当等 60,898 4 共済費 32,693 7 報償費 5,421 8 旅費 2,619 10 需用費 5,200 11 役務費 1,730 12 委託料 16,354 13 使用料及び賃借料 2,630 18 負担金補助及び交付金 232,830 22 償還金利子及び割引料 300 26 公課費 23		◎職員給与費 184,452 ◎農業総務費 2,891 ◎農村生活中核施設黒石荘費 1,691 ◎制度資金利子補給事業費 5,283 ○農業制度資金利子補給事業費★ 5,283 ◎農業振興地域整備促進事業費 284 ◎地域農政推進事業費 12,345 ○農学研究成果活用推進事業費★ 10,963 ◎緑地等管理中央センター費 5,763 ◎中山間地域農業活性化対策事業費 123,502
				特定財源の内訳			
				(国) デジタル田園都市国家構想交付金 2,537			
				(県) 農地集積・集約化等対策事業費県補助金 26,016			
				(県) 人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業費県補助金 2,958			
				(県) 経営所得安定対策等推進事業費県補助金 26,288			
				(県) 農業経営基盤強化資金利子補給費県補助金 4			
				(県) 中山間地域等直接支払事業費県交付金 88,227			
				(県) 農業次世代人材投資事業費県補助金 6,790			
				(県) 遊休農地等再生対策支援事業費県補助金 431			
				(県) 地域を支える新たな農業者等確保支援事業費県補助金 296			

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 農業政策費	(県) 新規就農者育成総合対策事業費県補助金			59,743			○ふるさと田舎体験 推進事業費★ 598
	(他) 農地中間管理機構管理業務受託事業収入			2,752			○中山間地域等直接 支払事業費★ 122,904
	(他) 雇用保険料個人負担分			138			◎食と農推進事業費 3,000
	(他) 経営継承・発展等支援事業費補助金			1,000			○食と農推進事業費 ★ 3,000
	(他) 農学研究成果活用推進事業費負担金			567			◎地域計画推進事業費 28,850
	(他) 負担金補助及び交付金過年度返還金			300			○地域計画推進事業 費★ 28,850
							◎稲作近代化推進費 7,569
3 農業振興費	493,793	448,777	45,016	特定財源 32,946	1 報酬	15,569	◎職員給与費 184,176
				国・県 27,295	2 給料	83,263	◎農業総務費 1,013
				その他 5,651	3 職員手当等	52,746	◎稲作近代化推進費 1,260
				一般財源 460,847	4 共済費	32,010	○稲作農業確立対策 事業費★ 1,260
					7 報償費	912	

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の財源	節		説明	
					区分	金額		
3 農業振興費	特定財源の内訳				8 旅費	4,192	◎農業改良事業費	53,702
	(国) デジタル田園都市国家構想交付金			2,069	10 需用費	21,638	○環境保全型農業直接支援対策事業費★	3,587
	(国) 福島再生加速化交付金			3,575	11 役務費	2,474	○郡山地域産業6次化推進事業費★	6,795
	(県) 環境保全型農業直接支払県交付金			2,587	12 委託料	190,066	○果樹農業6次産業化プロジェクト事業費★	4,760
	(県) 環境保全型農業直接支払等県推進交付金			48	13 使用料及び賃借料	2,436	○郡山産農産物等販売促進事業費★	17,078
	(県) 狩猟による地域環境保全対策推進事業費県補助金			780	15 原材料費	60	○農産物等海外連携事業費★	18,182
	(県) 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費県補助金			7,346	17 備品購入費	3,545	◎農産加工センター費	1,571
	(県) 特定外来生物対策事業費県補助金			540	18 負担金補助及び交付金	84,846	◎農作物災害対策費	48,621
	(県) 産地生産力強化総合対策事業費県補助金			1,740	26 公課費	36	○鳥獣被害防止総合対策事業費★	46,611
	(県) 狩猟技術向上等支援事業費県補助金			370			◎園芸振興センター費	19,536
	(県) 地域創生総合支援事業費県補助金			3,430			○農業実証・普及事業費★	4,064
	(県) うつくしま権限移譲交付金			4,810				
	(他) 農産加工センター使用料			157				
	(他) 土地貸付収入			503				
	(他) キャラクターデザイン運用収入			14				
	(他) 園芸振興センター生産物売払収入			2,040				
	(他) 地方創生応援基金繰入金			1,266				
	(他) ふれあい体験農園実費収入			240				
	(他) 雇用保険料個人負担分			221				
	(他) みらいを描く市町村等支援事業助成金			1,210				

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 農業振興費							○農業体験食育普及事業費★ 532 ◎園芸振興奨励費 4,535 ○こおりやま園芸産地づくり支援事業費★ 4,535 ◎水産振興奨励費 10,727 ○水産振興奨励事業費★ 100 ○鯉6次産業化プロジェクト事業費★ 10,627 ◎畜産経営改善対策費 9,184 ○畜産経営改善事業費★ 9,184 ◎畜産振興センター費 106,675 ◎（公財）郡山市観光交流振興公社助成費 52,793

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
4 農地費	2,620,418	2,529,320	91,098	特定財源	2,174,257	1 報酬	6,753	◎職員給与費	184,357
				国・県	307,796	2 給料	86,018	◎農業総務費	589
				市債	1,847,000	3 職員手当等	58,684	◎土地改良区等育成費	64,712
				その他	19,461	4 共済費	32,506	◎農道水路等費	1,943,159
				一般財源	446,161	7 報償費	3,738	○農道整備事業費★	10,099
						8 旅費	715	○農業用施設整備事業費★	43,079
						10 需用費	9,967	○ため池防災・減災事業費★	1,772,341
						11 役務費	1,480	◎農用地総合整備事業費	2,621
						12 委託料	210,267	◎農村公園費	13,501
						13 使用料及び賃借料	3,591	◎基幹水利施設管理事業費	2,306
						14 工事請負費	1,774,843	◎多面的機能支払交付金事業費	291,998
						15 原材料費	4,740	○多面的機能支払交付金事業費★	291,998
						18 負担金補助及び交付金	425,514	◎地籍調査事業費	83,042
						21 補償補填及び賠償金	1,550	○地籍調査事業費(補助)★	59,440
						24 積立金	9		
						26 公課費	43		
						納繰越分	1		
						(他) 農道水路等占用料	820		
						(他) 片平農村交流センター使用料	1		
						(他) 土地に関する証明手数料	16		
						(他) 農業水利施設等保全再生事業基金利子	8		
						(他) 農業水利施設等保全再生事業基金繰入金	16,003		
						(他) 延滞金	1		

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 農地費	(他) 雇用保険料個人負担分			58			○地籍調査事業費 (単独) ★ 23,602
							◎ほ場整備事業費 18,121 ○県営ほ場整備事業費★ 18,121 ◎ため池放射性物質対策事業費 16,012
5 総合地方卸売市場費	598,855	572,516	26,339	一般財源 598,855	27 繰出金	598,855	◎総合地方卸売市場費 598,855
6 農業集落排水事業費	575,854	568,124	7,730	一般財源 575,854	18 負担金補助及び交付金	421,643	◎農業集落排水事業費 575,854
					23 投資及び出資金	154,211	
計	4,901,987	4,760,782	141,205	特定財源 2,438,534 国・県 560,524 市債 1,847,000 その他 31,010 一般財源 2,463,453			

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明					
					区分	金額						
1 林業振興費	580,343	369,596	210,747	特定財源	321,380	1 報酬	3,218	◎職員給与費	93,312			
				国・県	218,927	2 給料	45,958	◎林業総務費	2,377			
				市債	21,600	3 職員手当等	27,972	◎森林整備事業費	15,625			
				その他	80,853	4 共済費	16,080	○森林整備事業費★	15,625			
				一般財源	258,963	7 報償費	1,422	◎森林保護対策事業費	15,254			
						8 旅費	634	◎森林公園費	91,754			
				特定財源の内訳					10 需用費	6,027	◎ふくしま森林再生事	
				(県) 造林事業費県補助金	2,121	11 役務費	64	業費	34,460			
				(県) ふくしま森林再生事業県補助金	23,500	12 委託料	141,695	○ふくしま森林再生				
				(県) 森林環境県交付金	8,192	13 使用料及び	1,096	事業費★	34,460			
				(県) 里山林保全対策事業費県補助金	6,242	賃借料		◎市有林管理事業費	158			
				(県) 林業・木材産業循環成長対策県交付金	178,872	14 工事請負費	55,216	◎林道費	44,502			
				(市債) 林道整備事業債	21,600	15 原材料費	3,795	○林道整備事業費★	21,843			
				(他) 林道占用料	108	17 備品購入費	3,365	◎森林経営管理事業費	12,680			
				(他) 土地貸付収入	19	18 負担金補助	182,287	○森林経営管理事業				
				(他) 森林環境譲与税基金利子	30	及び交付金		費★	12,680			
				(他) 市有林基金利子	46	24 積立金	91,507	◎森林環境譲与税基金				
				(他) 立木売払収入	1	26 公課費	7	費	91,349			
				(他) 森林環境譲与税基金繰入金	79,981			◎林業・木材産業支援				
				(他) 雇用保険料個人負担分	27			事業費	178,872			
(他) 広告料収入	550											
(他) 送電線線下補償金	91											

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	580,343	369,596	210,747	特定財源 321,380 国・県 218,927 市債 21,600 その他 80,853 一般財源 258,963			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明				
					区分	金額					
1 商工振興費	3,775,431	4,300,060	△524,629	特定財源 3,406,918	1 報酬	2,100	◎職員給与費 108,551				
				国・県 6,191	2 給料	52,757	◎振興事業費 156,112				
				その他 3,400,727	3 職員手当等	35,189	○商業施設等誘致活動事業費★ 8				
				一般財源 368,513	4 共済費	18,991	○商店街等支援事業費★ 23,786				
					7 報償費	53	○商工業指導事業費★ 64,136				
					8 旅費	738	○人材育成事業費★ 2,037				
					10 需用費	1,612	○中小企業の国際化支援事業費★ 2,615				
					11 役務費	434					
					12 委託料	43,598					
					13 使用料及び賃借料	720					
				特定財源の内訳							
				(国) デジタル田園都市国家構想交付金 2,691							
				(国) 地域経済循環創造事業交付金 3,000							
(県) 活力ある商店街支援事業費県補助金 500											
(他) 計量検査手数料 1,426											
(他) 中小企業融資原資預託金収入 3,399,287											

6款 農林水産業費

7款 商工費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 商工振興費	(他) 雇用保険料個人負担分			13	18 負担金補助 及び交付金	219,951	○郡山産品販路拡大 事業費★ 10,000
	(他) 負担金補助及び交付金過年度返還金			1	20 貸付金	3,399,288	○創業・事業承継支 援事業費★ 33,126 ○こおりやま中小企 業活性化事業費★ 7,908 ○農商工連携推進事 業費★ 1,605 ○産業DX推進事業 費★ 9,383 ◎東部勤労者研修セン ター費 3,544 ◎金融対策費 3,486,701 ○中小企業融資制度 事業費★ 3,483,322 ○小規模事業者経営 改善資金利子補給事 業費★ 3,379 ◎団体育成費 5,750 ○商工団体育成事業 費★ 5,750 ◎計量費 14,773

7款 商工費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 観光物産費	1,855,030	779,257	1,075,773	特定財源	1,151,368	1 報酬	1,664	◎職員給与費	106,106
				国・県	27,224	2 給料	48,500	◎観光物産総務費	222
				市債	1,000,400	3 職員手当等	36,899	◎観光開発費	63,774
				その他	123,744	4 共済費	18,945	○郡山湖南まつり開 催事業費★	4,500
				一般財源	703,662	7 報償費	9,169	○サマーフェスタ開 催事業費★	18,600
						8 旅費	2,724	○郡山うねめまつり 開催事業費★	34,200
				特定財源の内訳		10 需用費	639,289	○こおりやまビッグ ツリーページェント 開催事業費★	4,000
				(国) デジタル田園都市国家構想交付金	9,000	11 役務費	1,648	○磐梯熱海温泉つる りんご祭開催事業費 ★	1,000
				(国) 国立公園等資源整備事業費国庫補助金	16,000	12 委託料	387,974	◎観光地整備事業費	74,739
				(県) 地域創生総合支援事業費県補助金	2,224	13 使用料及び 賃借料	14,535	○サスティナブル観 光開発事業費★	36,634
				(市債) 観光振興施設整備事業債	1,000,400	14 工事請負費	469,066	◎観光宣伝費	4,945
				(他) 公共施設等総合管理基金繰入金	111,171	15 原材料費	139	○広域観光推進事業 費★	4,945
				(他) 雇用保険料個人負担分	14	18 負担金補助 及び交付金	224,478	◎観光振興対策事業費	33,388
				(他) 地域再生マネージャー事業助成金	4,920				
				(他) 一般財団法人自治体国際化協会助成金	2,429				
				(他) みらいを描く市町村等支援事業助成金	5,210				

7款 商工費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 観光物産費							○旅行誘客推進事業費★ 31,388 ◎観光団体育成費 72,872 ○郡山DMO推進事業費★ 72,872 ◎郡山ユラックス熱海費 1,369,627 ○郡山ユラックス熱海長寿命化事業費★ 1,111,571 ◎（公財）郡山市観光交流振興公社助成費 64,297 ◎物産振興費 12,745 ○物産振興事業費★ 12,745 ◎コンベンション都市推進費 34,315 ○コンベンション都市推進事業費★ 34,315 ◎磐梯熱海観光物産館費 18,000

7款 商工費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
3 産業創出費	1,728,344	1,116,845	611,499	特定財源	14,377	1 報酬	1,413	◎職員給与費	157,764
				国・県	4,980	2 給料	81,188	◎新事業創出促進事業	
				その他	9,397	3 職員手当等	46,625	費	39,354
				一般財源	1,713,967	4 共済費	28,438	○産業イノベーション事業費★	26,186
						7 報償費	534	○知的財産活用推進	
						8 旅費	4,021	事業費★	5,038
						10 需用費	1,499	◎企業誘導費	709,898
						11 役務費	3,262	○企業誘致活動事業	
						12 委託料	22,884	費★	16,823
						13 使用料及び賃借料	8,108	○企業立地促進助成	
						18 負担金補助及び交付金	709,044	事業費★	692,933
						27 繰出金	821,328	◎工業団地開発事業費	821,328
4 工業用水道費	75,366	56,378	18,988	一般財源	75,366	18 負担金補助及び交付金	75,366	◎工業用水道事業補助金	75,366
計	7,434,171	6,252,540	1,181,631	特定財源	4,572,663				
				国・県	38,395				
				市債	1,000,400				
				その他	3,533,868				
				一般財源	2,861,508				

7款 商工費

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明							
					区分	金額								
1 営繕費	188,658	196,277	△7,619	一般財源 188,658	2 給料	96,682	◎職員給与費 ◎営繕費	185,236 3,422						
					3 職員手当等	55,831								
					4 共済費	32,723								
					8 旅費	648								
					10 需用費	1,702								
					11 役務費	11								
					12 委託料	528								
					13 使用料及び 賃借料	3								
					18 負担金補助 及び交付金	530								
2 建築指導費	152,332	152,376	△44	特定財源	37,351	1 報酬	2,047	◎職員給与費 ◎建築指導事務費 ○住宅・建築物耐震 化事業費★	92,020 60,312 22,152					
				国・県	26,288	2 給料	45,977							
				その他	11,063	3 職員手当等	27,896							
				一般財源	114,981	4 共済費	16,287							
						7 報償費	22							
						8 旅費	591							
						10 需用費	1,001							
						11 役務費	604							
						12 委託料	37,432							
						13 使用料及び 賃借料	1,428							
				特定財源の内訳										
				(国) 防災・安全交付金						16,226				
				(国) 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業費国庫補助金						5,072				
(県) 木造住宅等耐震化支援事業費県補助金					3,280									
(県) 建築物耐震化促進事業費県補助金					1,690									

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 建築指導費	(県) うつくしま権限移譲交付金 (他) 木造住宅耐震診断事業費自己負担金 (他) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 (他) 建築確認等申請手数料 (他) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 (他) 住宅租税証明及びその他の証明手数料 (他) 雇用保険料個人負担分			20 550 4,576 3,439 156 2,327 15	18 負担金補助 及び交付金	19,047	
3 土地開発基金費	9,167	7,527	1,640	一般財源 9,167	27 繰出金	9,167	◎土地開発基金費 9,167
計	350,157	356,180	△6,023	特定財源 37,351 国・県 26,288 その他 11,063 一般財源 312,806			

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 道路建設費	1,351,519	1,216,790	134,729	特定財源	560,277	1 報酬	4,824	◎職員給与費	235,195
				国・県	233,135	2 給料	117,742	◎建設団体事務費	1,225
				市債	327,100	3 職員手当等	69,855	◎登記事務費	3,144
				その他	42	4 共済費	42,474	◎道路費	1,111,955
				一般財源	791,242	7 報償費	61	○幹線道路新設改良	
						8 旅費	1,779	舗装事業費★	524,763
				特定財源の内訳		10 需用費	1,478	○生活道路改良舗装	
				(国) 社会資本整備総合交付金	156,960	11 役務費	171	事業費★	388,357
				(国) 防災・安全交付金	61,875	12 委託料	110,290	○私道整備補助事業	
				(国) 無電柱化推進事業費国庫補助金	14,300	13 使用料及び	63	費★	5,000
				(市債) 道路整備事業債	327,100	賃借料		○通学路安全対策事	
				(他) 土地に関する証明手数料	1	14 工事請負費	506,800	業費★	106,000
				(他) 雇用保険料個人負担分	41	16 公有財産購	28,272	○アイコンストラク	
						入費		ション導入促進事業	
						18 負担金補助	219,470	費★	95
						及び交付金		○無電柱化促進事業	
						21 補償補填及	248,240	費★	48,091
		び賠償金							

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明						
					区分	金額							
2 道路維持費	3,977,617	3,369,914	607,703	特定財源	1,993,905	1 報酬	6,301	◎職員給与費	339,572				
				国・県	294,688	2 給料	166,523	◎道路費	2,524,915				
				市債	1,537,700	3 職員手当等	105,507	○アイラブロード事業費★	2,648				
				その他	161,517	4 共済費	60,996	○交通安全施設整備事業費★	142,400				
				一般財源	1,983,712	7 報償費	5,533	○通学路安全対策事業費★	33,947				
						8 旅費	675	○道路照明改修費★	358,000				
						10 需用費	177,047	◎橋りょう費	177,716				
						11 役務費	6,617	○橋りょう長寿命化事業費★	177,716				
						12 委託料	1,646,193	◎浸水対策事業費	100,650				
						13 使用料及び賃借料	7,423	◎水路側溝費	630,500				
						14 工事請負費	1,663,929	○水路側溝整備事業費★	630,500				
						15 原材料費	60,000	◎地下道費	64,313				
						16 公有財産購入費	5,230	◎駅前広場費	139,951				
						17 備品購入費	63,949						
						18 負担金補助及び交付金	1,499						
						26 公課費	195						
				特定財源の内訳									
								(国) 防災・安全交付金	208,355				
								(国) 道路更新防災等対策事業費国庫補助金	74,423				
								(国) デジタル田園都市国家構想交付金	11,900				
								(県) うつくしま権限移譲交付金	10				
								(市債) 道路整備事業債	1,537,700				
								(他) 交通安全対策特別交付金	45,571				
								(他) 道路占用料	102,204				
								(他) 郡山駅西口駅前広場占用料	269				
								(他) 郡山駅西口駅前広場使用料	4,399				
				(他) 郡山駅西口駅前広場障害者等駐車場使用料	300								
				(他) 郡山駅東口広場駐車場使用料	7,000								
				(他) 道路台帳図交付手数料	480								
				(他) 土地に関する証明手数料	611								
				(他) 雇用保険料個人負担分	53								
				(他) 私用光熱水料	300								

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
2 道路維持費	(他) 広告料収入			330			
3 みなし道路買収事業費	116,694	120,673	△3,979	一般財源 116,694	10 需用費	186	◎みなし道路買収事業費 116,694
					11 役務費	8	
					12 委託料	13,600	
					14 工事請負費	87,000	
					16 公有財産購入費	14,400	
					21 補償補填及び賠償金	1,500	
4 工業団地整備事業費	222,016	75,851	146,165	特定財源 95,000	8 旅費	47	◎工業団地整備事業費 222,016 ○工業団地整備事業費★ 222,016
				国・県 50,000	14 工事請負費	75,969	
				市債 45,000	18 負担金補助及び交付金	146,000	
				一般財源 127,016			
	特定財源の内訳						
				(国) 社会資本整備総合交付金 50,000			
				(市債) 道路整備事業債 45,000			
計	5,667,846	4,783,228	884,618	特定財源 2,649,182			
				国・県 577,823			
				市債 1,909,800			
				その他 161,559			
				一般財源 3,018,664			

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明					
					区分	金額						
1 河川費	938,388	1,013,532	△75,144	特定財源	628,813	1 報酬	1,627	◎職員給与費	137,022			
				国・県	58,909	2 給料	66,994	◎河川費	773,866			
				市債	567,900	3 職員手当等	44,704	○準用河川改修事業				
				その他	2,004	4 共済費	23,605	費★	293,010			
				一般財源	309,575	7 報償費	10,766	○普通河川改修事業				
						8 旅費	389	費★	180,559			
				特定財源の内訳					10 需用費	15,734	○水辺空間整備事業	
				(国) 防災・安全交付金		36,000	11 役務費	1,222	費★	21,639		
				(国) 排水機場施設管理国庫委託金		7,862	12 委託料	191,841	○河川台帳電子化促			
				(国) 徳定川浄化施設管理国庫委託金		3,700	13 使用料及び	476	進事業費★	6,884		
				(県) 河川環境保全事業県委託金		9,889	賃借料		◎急傾斜地崩壊対策事			
				(県) 県管理河川水門等管理県委託金		1,458	14 工事請負費	507,900	業費	27,500		
				(市債) 河川整備事業債		567,900	15 原材料費	1,000				
				(他) 河川占用料		976	16 公有財産購	5,100				
				(他) 土地に関する証明手数料		11	入費					
				(他) 土地貸付収入		1,004	18 負担金補助	27,907				
				(他) 雇用保険料個人負担分		13	及び交付金					
								21 補償補填及	39,110			
								び賠償金				
								26 公課費	13			

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	938,388	1,013,532	△75,144	特定財源 628,813 国・県 58,909 市債 567,900 その他 2,004 一般財源 309,575			

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 開発指導費	86,408	103,720	△17,312	特定財源 21,350	1 報酬	5,910	◎職員給与費 84,507
				その他 21,350	2 給料	41,310	◎開発許可事務費 789
				一般財源 65,058	3 職員手当等	22,759	◎景観まちづくり事業費 554
					4 共済費	14,812	◎屋外広告物指導費 381
				特定財源の内訳	8 旅費	715	○屋外広告物指導費
				(他) 開発行為許可申請手数料 3,400	10 需用費	503	★
				(他) 屋外広告物許可申請手数料 17,417	11 役務費	155	◎盛土規制許可事務費 177
				(他) 開発等に関する証明手数料 484	18 負担金補助及び交付金	244	
				(他) 屋外広告物講習会受講申込手数料 4			
				(他) 雇用保険料個人負担分 45			

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 都市計画費	1,467,052	1,273,604	193,448	特定財源	1,028,191	1 報酬	1,999	◎職員給与費	137,700
				国・県	1,027,439	2 給料	68,565	◎都市計画総務費	1,352
				その他	752	3 職員手当等	43,722	◎都市計画審議会費	731
				一般財源	438,861	4 共済費	23,969	◎建設団体事務費	559
						7 報償費	234	◎都市計画事務等経費	6,556
						8 旅費	1,297	◎市街地整備総務費	565
						10 需用費	1,477	◎市街地活性化推進費	1,319,589
						12 委託料	5,717	○地域生活拠点型再	
						13 使用料及び	141	開発事業費★	614,580
						賃借料		○市街地再開発整備	
						18 負担金補助	1,319,931	事業費★	704,614
						及び交付金		○中心市街地活性化	
								推進事業費★	395
特定財源の内訳									
(国) 社会資本整備総合交付金					428,394				
(国) スマートウェルネス住宅等推進事業費国庫補助									
金					307,290				
(県) 市街地再開発事業費県補助金					291,755				
(他) 都市計画証明手数料					32				
(他) 流通業務地区適合証明手数料					1				
(他) その他の証明手数料					1				
(他) 法人保留床取得資金貸付金収入					565				
(他) 都市計画図実費頒布収入					141				
(他) 雇用保険料個人負担分					12				

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
3 街路費	391,008	1,265,201	△874,193	特定財源	275,615	8 旅費	386	◎建設団体事務費	207
				国・県	145,015	10 需用費	482	◎街路整備費	372,551
				市債	130,600	11 役務費	462	○環状線等街路整備	
				一般財源	115,393	12 委託料	198,123	事業費★	372,551
						13 使用料及び	2,433	◎県営事業負担金	18,250
						賃借料			
						14 工事請負費	68,000		
						16 公有財産購	12,300		
						入費			
						18 負担金補助	18,431		
						及び交付金			
		21 補償補填及	90,391						
		び賠償金							
4 土地区画整理費	967,574	1,149,858	△182,284	特定財源	14	1 報酬	1,516	◎職員給与費	84,637
				その他	14	2 給料	41,051	◎建設団体事務費	195
				一般財源	967,560	3 職員手当等	27,411	◎土地区画整理費	881,320
						4 共済費	14,492	◎土地区画整理事業地	
						8 旅費	281	内公共施設維持管理費	1,422
						10 需用費	144		
						11 役務費	387		
						12 委託料	1,422		
特定財源の内訳									
(他) 区画整理証明手数料					1				
(他) 雇用保険料個人負担分					13				

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
4 土地区画整理費					13 使用料及び賃借料	133			
					18 負担金補助及び交付金	203			
					27 繰出金	880,534			
5 公園費	1,190,247	1,677,598	△487,351	特定財源	189,766	1 報酬	1,664	◎職員給与費	139,270
				国・県	39,050	2 給料	69,559	◎建設団体事務費	280
				市債	97,000	3 職員手当等	43,325	◎公園費	1,046,873
				その他	53,716	4 共済費	24,598	○公園改修費★	101,250
				一般財源	1,000,481	7 報償費	6,184	○公園トイレ整備事業費★	42,856
						8 旅費	1,134	◎緑化推進事業費	3,823
				特定財源の内訳		10 需用費	170,051	○緑あふれるまちづくり事業費★	3,823
				(国) 防災・安全交付金	39,050	11 役務費	2,748	◎水と緑のまちづくり基金費	1
				(市債) 公園整備事業債	97,000	12 委託料	666,572		
				(他) 公園占用料	2,349	13 使用料及び賃借料	3,919		
				(他) 公園使用料	5,743	14 工事請負費	197,066		
				(他) 土地に関する証明手数料	2	15 原材料費	800		
				(他) 水と緑のまちづくり基金利子	3,823	18 負担金補助及び交付金	2,594		
				(他) 水と緑のまちづくり基金寄附金	1	24 積立金	1		
(他) 公共施設等総合管理基金繰入金	38,468	26 公課費	32						
(他) 雇用保険料個人負担分	30								
(他) 広告料収入	3,300								

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明				
					区分	金額					
6 史跡公園費	92,366	80,412	11,954	特定財源	1,178	10 需用費	3	◎大安場史跡公園費 92,366			
				その他	1,178	11 役務費	3				
				一般財源	91,188	12 委託料	92,360				
				特定財源の内訳							
				(他) 公園使用料	1,054						
				(他) キャラクターグッズ販売収入	8						
				(他) 文化刊行物実費頒布収入	116						
7 公共下水道費	4,975,548	5,270,247	△294,699	一般財源	4,975,548	18 負担金補助及び交付金	3,312,178	◎公共下水道費 4,975,548			
						23 投資及び出資金	1,663,370				
8 公共交通対策費	351,173	219,289	131,884	特定財源	43,730	1 報酬	1,614	◎職員給与費 62,204			
				国・県	1,460	2 給料	31,574	◎総合交通対策費 160,611			
				その他	42,270	3 職員手当等	17,925	○福島空港利活用促進事業費★ 2,749			
				一般財源	307,443	4 共済費	10,999	○生活路線バス維持対策事業費★ 125,535			
				特定財源の内訳				8 旅費	1,213	○乗合タクシー運行事業費★ 30,809	
								(県) 市町村生活交通対策事業運行費県補助金	1,460		
								(他) 自転車等駐車場使用料	19,450		
						10 需用費	20,972				
						11 役務費	1,556				
						12 委託料	117,227				

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
8 公共交通対策費	(他) 麓山地区駐車場使用料			21,980	13 使用料及び 賃借料	1,014	◎自転車対策費 5,929
	(他) 撤去自転車等返還手数料			146			○自転車等放置対策 事業費★ 5,929
	(他) 自転車等駐車場定期券再発行手数料			20	17 備品購入費	19,128	
	(他) 公共施設等損壊弁償金			1	18 負担金補助 及び交付金	127,851	◎自転車等駐車場費 75,117
	(他) 雇用保険料個人負担分			13			◎駐車場費 47,312
	(他) 広告料収入			550	22 償還金利子 及び割引料	100	
	(他) 放置自転車売払収入			110			
計	9,521,376	11,039,929	△1,518,553	特定財源 1,559,844 国・県 1,212,964 市債 227,600 その他 119,280 一般財源 7,961,532			

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明						
					区分	金額							
1 住宅費	1,162,616	970,234	192,382	特定財源	953,710	1 報酬	3,377	◎職員給与費	113,018				
				国・県	159,604	2 給料	56,148	◎住宅総務費	3,966				
				市債	234,600	3 職員手当等	34,642	○空家等対策事業費					
				その他	559,506	4 共済費	19,080	★	2,742				
				一般財源	208,906	8 旅費	576	◎市営住宅費	1,045,632				
						10 需用費	29,582	○市営住宅ストック					
						11 役務費	5,544	総合改善事業費★	492,208				
						12 委託料	358,428						
						13 使用料及び 賃借料	22,520						
						14 工事請負費	560,754						
						16 公有財産購 入費	67,160						
						18 負担金補助 及び交付金	2,319						
						21 補償補填及 び賠償金	2,291						
						22 償還金利子 及び割引料	190						
						26 公課費	5						
				特定財源の内訳									
								(国) 社会資本整備総合交付金	103,216				
								(国) 防災・安全交付金	56,388				
								(市債) 公営住宅建設事業債	193,600				
								(市債) 公共施設等除却事業債	41,000				
								(他) 市営住宅使用料	506,162				
				(他) 市営住宅使用料・滞納繰越分	17,116								
				(他) 市営住宅駐車場使用料	30,637								
				(他) 市営住宅駐車場使用料・滞納繰越分	436								
				(他) 自動車保管場所証明手数料	23								
				(他) 市営住宅入居証明手数料	2								
				(他) 市営住宅使用料等納付証明手数料	1								
				(他) その他の証明手数料	1								
				(他) 公共施設等総合管理基金繰入金	4,697								
				(他) 雇用保険料個人負担分	25								
				(他) 借地内電柱等設置占用料	105								

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 住宅費	(他) 市営住宅使用料・遅延損害金 300 (他) 市営住宅駐車場使用料・遅延損害金 1						
計	1,162,616	970,234	192,382	特定財源 953,710 国・県 159,604 市債 234,600 その他 559,506 一般財源 208,906			

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 消防防災費	3,831,686	3,745,114	86,572	特定財源 125,594 国・県 1,339 市債 116,200 その他 8,055 一般財源 3,706,092	1 報酬 107,428 2 給料 52,468 3 職員手当等 40,454 4 共済費 19,859 7 報償費 1,220 8 旅費 1,954 10 需用費 70,559 11 役務費 35,735 12 委託料 36,832	◎職員給与費 116,432 ◎消防総務費 1,768 ◎消防力整備基金費 108 ◎常備消防費 3,156,060 ◎非常備消防費 195,232 ◎消防施設費 210,992 ○消防力整備事業費 ★ 102,404 ◎災害対策費 149,995	
	特定財源の内訳						
	(国) 消防団設備整備費国庫補助金 1,339						
	(市債) 消防防災設備整備事業債 116,200						

8款 土木費

9款 消防費

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 消防防災費	(他) コミュニティ消防センター使用料			1	13 使用料及び	6,112	○地域防災充実事業費★ ○自主防災組織活動支援事業費★ ○防災啓発事業費★ ○防災情報発信事業費★ ◎危機管理費 ◎国民保護協議会費 ◎国土強靱化地域計画推進費		
					賃借料				
					14 工事請負費	39,331			
					17 備品購入費	94,334			
					18 負担金補助及び交付金	3,321,251			
					24 積立金	108			
					26 公課費	4,041			
2 災害対策費	20,040	22,909	△2,869	特定財源	1,010	1 報酬	9	◎水防費	6,222
				国・県	1,000	7 報償費	275	◎水防センター費	1,210
				その他	10	8 旅費	334	◎浸水対策推進事業費★	12,608
				一般財源	19,030	10 需用費	2,348	○浸水対策推進事業費★	4,108
				特定財源の内訳		11 役務費	3,714	○避難案内看板設置事業費★	6,000
				(国) 防災・安全交付金	1,000	12 委託料	7,107	○洪水ハザードマップ改訂事業費★	2,500
				(他) 水防センター使用料	10	13 使用料及び	13		
						賃借料			
						14 工事請負費	6,000		
						26 公課費	240		

9款 消防費

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	3,851,726	3,768,023	83,703	特定財源 126,604 国・県 2,339 市債 116,200 その他 8,065 一般財源 3,725,122			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 教育委員会 費	204,964	180,413	24,551	特定財源 204	1 報酬	30,136	◎職員給与費 181,732
				その他 204	2 給料	71,385	◎教育委員費 8,002
				一般財源 204,760	3 職員手当等	57,874	◎事務局費 15,230
					4 共済費	28,516	
				特定財源の内訳	5 災害補償費	1,075	
				(他) 雇用保険料個人負担分 204	7 報償費	314	
					8 旅費	4,281	
					9 交際費	200	
					10 需用費	3,263	
					11 役務費	2,407	
					12 委託料	4,219	

9款 消防費

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明					
					区分	金額						
1 教育委員会費					13 使用料及び賃借料	50						
					17 備品購入費	20						
					18 負担金補助及び交付金	1,224						
2 総合教育支援センター費	468,500	400,586	67,914	特定財源	39,770	1 報酬	257,392	◎職員給与費	450,784			
				国・県	37,977	2 給料	28,889	◎総合教育支援センター費	17,716			
				その他	1,793	3 職員手当等	95,030	○適応指導事業費★	4,278			
				一般財源	428,730	4 共済費	63,244	○スクールカウンセラー配置事業費★	2,937			
				特定財源の内訳				8 旅費	8,108	○幼保小連携推進事業費★	322	
				(国) 教育支援体制整備事業費国庫補助金				10 需用費	3,800	○小中学校特別支援教育派遣事業費★	4,976	
				(県) 緊急スクールカウンセラー等活用事業費県委託金				11 役務費	2,934			
				(他) 小学校特別支援教育設備充実基金利子				12 委託料	3,810			
				(他) 雇用保険料個人負担分				13 使用料及び賃借料	446			
								18 負担金補助及び交付金	116			
				計	673,464	580,999	92,465	特定財源	39,974			
								国・県	37,977			
								その他	1,997			
				一般財源	633,490							

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 学校教育推進費	1,061,691	983,168	78,523	特定財源	41,767	1 報酬	230,358	◎職員給与費	484,835
				国・県	21,387	2 給料	81,698	◎学校教育総務費	16,161
				その他	20,380	3 職員手当等	91,620	○学校音楽環境整備	
				一般財源	1,019,924	4 共済費	76,674	事業費★	9,221
						7 報償費	5,874	◎学校教育審議会費	464
						8 旅費	12,076	◎就学事務費	942
						10 需用費	251,074	◎指導事業費	56,259
						11 役務費	4,664	○スーパーティーチ	
						12 委託料	633	ャー(教科専門員)	
						13 使用料及び	74,267	派遣事業費★	23
						賃借料		○教育内容・方法の	
						17 備品購入費	9,001	充実事業費★	8,670
						18 負担金補助	48,868	○通学路等交通安全	
						及び交付金		確保事業費★	118
						19 扶助費	171,249	○心のハーモニー学	
						21 補償補填及	3,634	校音楽振興事業費★	2,983
						び賠償金		○新聞活用事業費★	6,343
						24 積立金	1	○小中一貫プログラ	
								ミング教育推進事業	
								費★	263
								◎学校全国大会参加支	
								援事業費	18,498

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 学校教育推進費							○小中学校の全国音楽祭参加支援事業費★ 17,498 ◎奨学資金費 26,201 ○奨学資金給与事業費★ 26,200 ◎小学校管理費 230 ○小学校司書支援事業費★ 230 ◎小学校教授費 272,381 ◎小学校就学奨励援助費 59,532 ◎中学校管理費 81 ○中学校司書支援事業費★ 81 ◎中学校教授費 10,606 ◎中学校就学奨励援助費 111,785 ◎いじめ問題対策費 3,716

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 学校管理費	4,929,421	3,965,138	964,283	特定財源	54,579	1 報酬	26,955	◎職員給与費	507,339
				国・県	32,116	2 給料	256,712	◎指導事業費	118
				その他	22,463	3 職員手当等	143,903	◎教職員健康管理費	40,794
				一般財源	4,874,842	4 共済費	81,531	◎小学校管理費	908,020
						7 報償費	75,992	○小学校教育環境整備事業費★	7,039
						8 旅費	4,268	◎小学校教授費	87,879
						10 需用費	1,354,615	◎小学校遠距離通学費	275
						11 役務費	74,520	◎小学校スクールバス	
						12 委託料	1,153,410	運行費	126,825
						13 使用料及び賃借料	50,118	◎中学校管理費	448,682
						17 備品購入費	68,477	○中学校教育環境整備事業費★	6,191
						18 負担金補助及び交付金	1,638,920	◎中学校教授費	65,146
								◎中学校遠距離通学費	725
								◎学校保健指導費	126,020
								◎学校体育振興費	70,066
								○小中学生の体づくり推進事業費★	6,802
								○中学校体育大会支援事業費★	16,570
								◎学校給食費	2,547,532
特定財源の内訳									
				(国) 小学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金	7,749				
				(国) 中学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金	4,212				
				(国) 小学校理科教育設備整備費等国庫補助金	1,500				
				(国) へき地児童生徒援助費等国庫補助金	12,201				
				(国) 学校・家庭・地域連携協力推進事業費国庫補助金	295				
				(国) 中学校理科教育設備整備費等国庫補助金	1,500				
				(県) 公立中学校部活動指導員配置促進事業費県補助金	4,659				
				(他) 調理業務従事証明書発行手数料	2				
				(他) 森林環境譲与税基金繰入金	12,191				
				(他) 雇用保険料個人負担分	443				
				(他) 私用電話料	58				
				(他) 私用光熱水料	22				
				(他) 日本スポーツ振興センター納付金(保護者負担分)	9,747				

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
2 学校管理費							○あんしん給食・食育推進元気アップ事業費★ 465 ○学校給食費支援事業費★ 1,603,525
3 学校施設費	2,328,017	2,901,401	△573,384	特定財源 1,643,949 国・県 214,387 市債 1,099,000 その他 330,562 一般財源 684,068	2 給料 27,338 3 職員手当等 20,878 4 共済費 9,349 8 旅費 179 10 需用費 125,678 11 役務費 18,435 12 委託料 225,630 13 使用料及び賃借料 244,631 14 工事請負費 1,655,413 15 原材料費 454 18 負担金補助及び交付金 14 24 積立金 9 26 公課費 9	◎職員給与費 57,565 ◎小学校施設費 1,959,955 ○小学校施設環境整備事業費★ 105,499 ○小学校長寿命化改修事業費★ 1,687,260 ◎中学校施設費 309,084 ○中学校施設環境整備事業費★ 209,302 ◎学校施設整備基金費 9 ◎教職員住宅管理費 205 ◎小中学校屋外運動場夜間照明費 1,199	
	特定財源の内訳						
				(国) 小学校学校施設環境改善交付金 214,387			
				(市債) 小学校教育施設等整備事業債 997,400			
				(市債) 中学校教育施設等整備事業債 101,600			
				(他) 小中学校屋外運動場夜間照明設備使用料 742			
				(他) 学校施設整備基金利子 8			
				(他) 公共施設等総合管理基金繰入金 329,811			
				(他) 私用光熱水料 1			

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
4 教育研修センター費	797,895	750,445	47,450	特定財源	16,273	1 報酬	7,961	◎職員給与費	98,637
				国・県	13,634	2 給料	43,089	◎教育研修センター費	29,832
				市債	2,500	3 職員手当等	30,571	○教育研修事業費（ 教職員スキルアップ 事業）★	12,800
				その他	139	4 共済費	16,700	○教師塾・授業づく りサポート事業費★	175
				一般財源	781,622	7 報償費	1,881	◎教育のDX推進費	668,871
						8 旅費	9,912	○教育のDX推進事 業費★	668,871
				特定財源の内訳		10 需用費	58,749	◎研究推進協力校費	555
				(国) デジタル田園都市国家構想交付金	1,927	11 役務費	29,813		
				(国) 公立学校情報機器整備費国庫補助金	11,707	12 委託料	91,693		
				(市債) 教育研修施設整備事業債	2,500	13 使用料及び 賃借料	507,522		
				(他) 教育研修センター使用料	72	18 負担金補助 及び交付金	4		
				(他) 雇用保険料個人負担分	67				
				計	9,117,024	8,600,152	516,872	特定財源	1,756,568
				国・県	281,524				
				市債	1,101,500				
				その他	373,544				
				一般財源	7,360,456				

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明					
					区分	金額						
1 生涯学習費	1,365,038	1,231,726	133,312	特定財源	71,499	1 報酬	383,289	◎職員給与費	814,846			
				国・県	5,561	2 給料	108,960	◎社会教育委員費	1,230			
				市債	41,000	3 職員手当等	187,673	◎総務管理費	1,538			
				その他	24,938	4 共済費	125,996	○社会教育団体育成 事業費★	1,000			
				一般財源	1,293,539	7 報償費	34,585	◎総合学習センター費	64,605			
						8 旅費	17,225	◎振興事業費	22,078			
				特定財源の内訳					10 需用費	211,340	○家庭教育充実事業 費★	2,485
				(国) 学校・家庭・地域連携協力推進事業費国庫補助 金					11 役務費	15,367	○生涯学習支援事業 費★	5,501
				(市債) 社会教育施設整備事業債					12 委託料	185,158	○地域学校協働活動 推進事業費★	14,092
				(他) 総合学習センター使用料					13 使用料及び 賃借料	24,433	◎明るいまちづくり費	7,713
				(他) 公民館使用料					14 工事請負費	47,791	○明るいまちづくり 事業費★	7,713
				(他) 建物貸付収入					17 備品購入費	6,559	◎ハタチのつどい費	13,207
				(他) 複写経費実費収入					18 負担金補助 及び交付金	16,657	○ハタチのつどい開 催事業費★	13,207
				(他) 公民館講座実費収入					26 公課費	5	◎青少年会館費	50,681
				(他) 指導者研修実費収入							◎公民館費	360,276
				(他) 雇用保険料個人負担分								
				(他) 私用電話料								
				(他) 私用光熱水料								

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生涯学習費							○中央公民館の定期講座開催事業費★ 3,275 ○地区・地域公民館の定期講座等開催事業費★ 22,917 ○中央公民館の共催事業費★ 3,598 ○地区・地域公民館の共催事業費★ 5,978 ○こころに響くハーモニ―事業費★ 743 ○家庭教育ふれあい事業費★ 1,308 ◎少年湖畔の村費 28,864
2 図書館費	481,723	453,179	28,544	特定財源 7,812 その他 7,812 一般財源 473,911	1 報酬 85,931 2 給料 91,356 3 職員手当等 83,100 4 共済費 52,722 7 報償費 4,377 8 旅費 4,528 10 需用費 81,314 11 役務費 8,686	◎職員給与費 316,219 ◎図書館費 165,504 ○子ども読書活動推進事業費★ 630	
	特定財源の内訳						
	(他) 視聴覚ホール等使用料 914						
	(他) 建物貸付収入 358						
	(他) 森林環境譲与税基金繰入金 1,270						

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 図書館費	(他) 複写経費実費収入			348	12 委託料	45,095			
					(他) 雇用保険料個人負担分	797		13 使用料及び賃借料	22,616
					(他) 私用光熱水料	48		17 備品購入費	1,917
					(他) 不用消耗品売払収入	7		18 負担金補助及び交付金	56
					(他) 新市町村振興宝くじ交付金	4,070		26 公課費	25
3 文化振興費	3,171,459	3,832,770	△661,311	特定財源	1,682,778	1 報酬	32,230	◎職員給与費	271,122
				国・県	240,469	2 給料	108,449	◎振興事業費	7,227
				市債	1,142,200	3 職員手当等	82,149	○文化団体支援事業費★	6,441
				その他	300,109	4 共済費	47,577	◎音楽活動推進費	26,989
				一般財源	1,488,681	7 報償費	6,661	○音楽文化芸術振興事業費★	26,989
				特定財源の内訳		8 旅費	6,899	◎音楽堂整備基金費	102
				(国) 文化財発掘調査事業費国庫補助金	18,614	10 需用費	78,490	◎(公財)郡山市文化・学び振興公社助成費	81,808
				(国) 都市構造再編集中支援事業費国庫補助金	195,300	11 役務費	4,784	◎市民文化センター費	327,651
				(国) デジタル田園都市国家構想交付金	5,613	12 委託料	1,597,251	◎こおりやま文学の森資料館費	74,967
				(国) 文化財保存事業費国庫補助金	3,922	13 使用料及び賃借料	12,061	◎ふれあい科学館費	389,510
				(県) 指定文化財保存活用事業費県補助金	17,020	14 工事請負費	992,636	◎音楽・文化交流館費	16,140
				(市債) 社会教育施設整備事業債	1,142,200	17 備品購入費	13,640		
				(他) (仮称) 歴史情報・公文書館常設展観覧料	283	18 負担金補助及び交付金	188,529		
				(他) (仮称) 歴史情報・公文書館企画展観覧料	283				

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 文化振興費	(他) 音楽・文化交流館使用料			6,701	24 積立金	103	◎開成館費 164,473
	(他) 建物貸付収入			1,109			◎歴史資料館費 1,629,739
	(他) 文化体育振興基金利子			305			○(仮称)歴史情報 ・公文書館施設整備 事業費★ 1,598,310
	(他) 音楽堂整備基金利子			101			◎文化財保護審議会費 596
	(他) 市史編さん事業刊行物売払収入			2,062			◎文化財保護費 34,124
	(他) 開成館テレホンカード売払収入			1			○指定文化財保護事 業費★ 19,057
	(他) 文化体育振興寄附金			1			○歴史資料保存整備 事業費★ 6,204
	(他) 公共施設等総合管理基金繰入金			231,762			◎文化財資料収納庫費 643
	(他) 複写経費実費収入			1			◎埋蔵文化財発掘調査 費 118,171
	(他) 文化刊行物実費頒布収入			17			◎市史編さん事業費 28,196
	(他) こおりやま文学の森資料館実費頒布収入			36			◎文化体育振興基金費 1
	(他) 古文書教室教材費実費収入			72			
	(他) 市内史跡めぐりバスハイク参加費実費収入			80			
	(他) 文化財見学者保険料実費収入			20			
	(他) 雇用保険料個人負担分			268			
	(他) 私用光熱水料			60			
	(他) 広告料収入			8,030			
	(他) 新市町村振興宝くじ交付金			23,000			
	(他) 地域伝統芸術等保存事業助成金			1,837			
	(他) 文化財発掘調査事業開発者負担金			23,980			
	(他) 雑入			100			

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明					
					区分	金額						
4 美術館費	337,853	329,308	8,545	特定財源	33,545	1 報酬	1,704	◎職員給与費	96,014			
				その他	33,545	2 給料	46,919	◎美術館費	241,839			
				一般財源	304,308	3 職員手当等	30,330	○美術館展覧会等活				
						4 共済費	17,052	動推進事業費★	73,653			
				特定財源の内訳					7 報償費	1,462	○美術品デジタル化	
				(他) 美術館常設展観覧料	193	8 旅費	3,315	事業費★	5,166			
				(他) 美術館企画展観覧料	15,972	10 需用費	48,185					
				(他) 建物貸付収入	146	11 役務費	8,566					
				(他) 美術品取得基金利子	20	12 委託料	129,025					
				(他) 美術品図録等売払収入	700	13 使用料及び	7,956					
				(他) 美術館実技講座実費収入	115	賃借料						
				(他) 雇用保険料個人負担分	13	17 備品購入費	5,647					
				(他) 私用光熱水料	456	18 負担金補助	37,633					
				(他) 新市町村振興宝くじ交付金	15,930	及び交付金						
						24 積立金	21					
						26 公課費	38					
				計	5,356,073	5,846,983	△490,910	特定財源	1,795,634			
								国・県	246,030			
								市債	1,183,200			
								その他	366,404			
				一般財源	3,560,439							

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 4 保健体育費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明						
					区分	金額							
1 スポーツ振興費	3,994,306	3,977,991	16,315	特定財源	2,867,679	1 報酬	14,595	◎職員給与費	193,853				
				国・県	1,434,504	2 給料	87,636	◎社会体育振興費	135,030				
				市債	1,101,400	3 職員手当等	64,195	○スポーツ団体等支援事業費★	15,245				
				その他	331,775	4 共済費	32,736	○スポーツ事業開催・助成事業費★	14,064				
				一般財源	1,126,627	7 報償費	7,062	○郡山シティーマラソン大会開催事業費★	6,500				
						8 旅費	3,924	○国際大会参加支援事業費★	240				
						10 需用費	47,596	○東京2020オリンピック・パラリンピックレガシー継承事業費★	3,494				
						11 役務費	2,881	○健康づくりのためのスポーツ・レクリエーション啓発事業費★	3,196				
						12 委託料	594,628	○こおりやまスポーツイノベーション事業費★	90,538				
						13 使用料及び賃借料	16,250						
						14 工事請負費	34,225						
						15 原材料費	415						
						17 備品購入費	6,246						
						18 負担金補助及び交付金	3,081,845						
						26 公課費	72						
				特定財源の内訳									
								(国) デジタル田園都市国家構想交付金	33,947				
								(国) 都市構造再編集中支援事業費国庫補助金	1,400,557				
								(市債) 保健体育施設整備事業債	1,101,400				
								(他) 地域体育館使用料	736				
								(他) 日和田野球場使用料	248				
								(他) フットボールセンター使用料	3,384				
								(他) スポーツ広場夜間照明設備使用料	797				
				(他) 土地貸付収入	278								
				(他) 建物貸付収入	1,343								
				(他) 文化体育振興基金利子	203								
				(他) 地方創生応援基金繰入金	86,808								
				(他) 公共施設等総合管理基金繰入金	218,115								
				(他) 複写経費実費収入	2								
				(他) スポーツ教室教材費実費収入	140								
				(他) 雇用保険料個人負担分	163								

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 4 保健体育費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 スポーツ振 興費	(他) 私用電話料			2			◎スポーツ推進審議会 費 321
	(他) 私用光熱水料			97			
	(他) 広告料収入			19,458			◎スポーツ推進委員会 費 5,626
	(他) 送電線線下補償金			1			◎体育館費 3,164,419
							○スポーツ施設リノ ベーション事業費★ 3,060,578
							◎運動場費 126,556
							○パークゴルフ場整 備事業費★ 38,804
							◎屋内水泳場費 172,413
							◎スポーツ広場費 63,835
							◎スケート場費 132,253
計	3,994,306	3,977,991	16,315	特定財源 2,867,679 国・県 1,434,504 市債 1,101,400 その他 331,775 一般財源 1,126,627			

10款 教育費

(款) 11 災害復旧費

(項) 1 農林水産施設災害復旧費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農業施設災害復旧費	9,909	9,910	△1	一般財源 9,909	7 報償費	190	◎令和6年発生災害復旧費 9,909
					8 旅費	42	
					10 需用費	277	
					12 委託料	3,000	
					14 工事請負費	6,000	
					15 原材料費	400	
2 林業施設災害復旧費	8,396	8,397	△1	一般財源 8,396	7 報償費	395	◎令和6年発生災害復旧費 8,396
					12 委託料	3,000	
					14 工事請負費	4,000	
					15 原材料費	1,001	
計	18,305	18,307	△2	一般財源 18,305			

(款) 11 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 道路橋りょう災害復旧費	3,036	3,037	△1	一般財源 3,036	8 旅費	28	◎令和6年発生災害復旧費 3,036
					12 委託料	1,000	
					13 使用料及び賃借料	8	
					14 工事請負費	2,000	

11款 災害復旧費

(款) 11 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 河川災害復 旧費	5,500	5,501	△1	一般財源 5,500	12 委託料	500	◎令和6年発生災害復 旧費 5,500
					14 工事請負費	5,000	
計	8,536	8,538	△2	一般財源 8,536			

(款) 11 災害復旧費

(項) 3 文教施設災害復旧費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会教育施 設災害復旧 費	101,288	4,171	97,117	特定財源 101,200 市債 101,200 一般財源 88	12 委託料	8,056	◎令和3年発生災害復 旧費 101,288
					14 工事請負費	93,232	
特定財源の内訳 (市債) 社会教育施設災害復旧事業債				101,200			
計	101,288	4,171	97,117	特定財源 101,200 市債 101,200 一般財源 88			

11款 災害復旧費

(款) 12 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 元金	7,471,828	7,690,376	△218,548	特定財源 244,119 その他 244,119 一般財源 7,227,709	22 償還金利子 及び割引料	7,471,828	◎本年度償還元金 7,471,828
	特定財源の内訳						
	(他) 市営住宅使用料			176,845			
	(他) 災害援護資金貸付金元金収入(東日本大震災分)			43,002			
	(他) 災害援護資金貸付金元金収入・滞納繰越分(東日本大震災分)			16,794			
	(他) 災害援護資金貸付金元金収入(令和元年台風分)			3,942			
	(他) 災害援護資金貸付金元金収入・滞納繰越分(令和元年台風分)			801			
	(他) 災害援護資金貸付金元金収入(令和3年福島県沖地震分)			1,435			
	(他) 災害援護資金貸付金元金収入(令和4年福島県沖地震分)			1,300			
2 利子	407,573	303,383	104,190	特定財源 20,380 その他 20,380 一般財源 387,193	22 償還金利子 及び割引料	407,573	◎本年度償還利子 407,329 ◎一時借入金利子 244

12款 公債費

(款) 12 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 利子	特定財源の内訳 (他) 市営住宅使用料			20,380			
計	7,879,401	7,993,759	△114,358	特定財源 264,499 その他 264,499 一般財源 7,614,902			

(款) 13 諸支出金

(項) 1 普通財産取得費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 土地取得費	48,917	76,026	△27,109	一般財源 48,917	16 公有財産購入費	48,917	◎土地取得費 48,917
計	48,917	76,026	△27,109	一般財源 48,917			

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	300,000	400,000	△100,000	一般財源 300,000			
計	300,000	400,000	△100,000	一般財源 300,000			

12款 公債費

13款 諸支出金

14款 予備費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)				計 (千円)	
本 年 度	長 等	3		33,996	11,389 (3.35)		45,385	4,731	50,116	
	議 員	38	275,076		92,151 (3.35)		367,227	80,165	447,392	
	その他の 特別職	4,112	195,594	17,100	5,729 (3.35)	3,475	221,898	2,971	224,869	
	計	4,153	470,670	51,096	109,269 (3.35)	3,475	634,510	87,867	722,377	
前 年 度	長 等	3		33,996	11,049 (3.25)		45,045	4,922	49,967	
	議 員	38	269,076		87,060 (3.25)		356,136	81,648	437,784	
	その他の 特別職	5,284	209,882	17,100	5,558 (3.25)	0	232,540	3,174	235,714	
	計	5,325	478,958	51,096	103,667 (3.25)	0	633,721	89,744	723,465	
比 較	長 等	0		0	340 (0.10)		340	△ 191	149	
	議 員	0	6,000		5,091 (0.10)		11,091	△ 1,483	9,608	
	その他の 特別職	△ 1,172	△ 14,288	0	171 (0.10)	3,475	△ 10,642	△ 203	△ 10,845	
	計	△ 1,172	△ 8,288	0	5,602 (0.10)	3,475	789	△ 1,877	△ 1,088	

一般会計

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本年度	(1,292) 1,927	1,863,649	7,851,875	6,337,290	16,052,814	3,111,774	19,164,588	
前年度	(1,998) 1,908	2,373,365	7,802,589	4,964,031	15,139,985	3,145,138	18,285,123	
比較	(△706) 19	△509,716	49,286	1,373,259	912,829	△33,364	879,465	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度	173,650	169,233	123,232	26,127	704,810	26,092	80
	前 年 度	179,010	160,615	129,270	30,405	767,704	33,168	100
	比 較	△5,360	8,618	△6,038	△4,278	△62,894	△7,076	△20
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	2,063,889	1,674,706	0	2,287	285,135	8,907	55
	前 年 度	2,029,832	1,265,765	130	3,382	278,650	7,712	65
	比 較	34,057	408,941	△130	△1,095	6,485	1,195	△10
手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	本 年 度	8,053			0	1,071,034		
	前 年 度	17,676			547	60,000		
	比 較	△9,623			△547	1,011,034		

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)				計 (千円)
本 年 度	(12) 1,789		7,279,890	5,477,862	12,757,752	2,528,980	15,286,732	
前 年 度	(17) 1,789		7,274,476	4,454,283	11,728,759	2,560,830	14,289,589	
比 較	(△ 5) 0		5,414	1,023,579	1,028,993	△ 31,850	997,143	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度	173,650	150,213	123,232	25,623	700,940	26,092	80
	前 年 度	179,010	140,575	129,270	28,715	764,777	33,168	100
	比 較	△ 5,360	9,638	△ 6,038	△ 3,092	△ 63,837	△ 7,076	△ 20
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	1,603,606	1,298,955	0	2,287	285,135	8,907	55
	前 年 度	1,544,741	1,265,765	130	3,382	278,650	7,712	65
	比 較	58,865	33,190	△ 130	△ 1,095	6,485	1,195	△ 10
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	本 年 度	8,053			0	1,071,034		
	前 年 度	17,676			547	60,000		
	比 較	△ 9,623			△ 547	1,011,034		

イ 会計年度任用職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	(1,280) 138	1,863,649	571,985	859,428	3,295,062	582,794	3,877,856
前 年 度	(1,981) 119	2,373,365	528,113	509,748	3,411,226	584,308	3,995,534
比 較	(△701) 19	△509,716	43,872	349,680	△116,164	△1,514	△117,678

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度		19,020		504	3,870		
	前 年 度		20,040		1,690	2,927		
	比 較		△1,020		△1,186	943		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	460,283	375,751					
	前 年 度	485,091	0					
	比 較	△24,808	375,751					
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	本 年 度							
	前 年 度							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	49,286	給与改定に伴う増減分	156,289	
		昇給に伴う増加分	85,459	平均昇給率 1.13%
		その他の増減分	△ 192,462	
職 員 手 当	1,373,259	制度改正に伴う増減分	1,481,173	期末手当 53,551 勤勉手当 416,588 退職手当 1,011,034
		その他の増減分	△ 107,914	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職	技能労務職	教育職	医療職
令和6年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	334,465	343,520	441,282	498,800
	平均給与月額 (円)	388,861	367,379	522,068	1,012,000
	平均年齢 (歳)	43.10	56.06	52.08	40.08
令和5年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	330,411	336,625	437,400	487,600
	平均給与月額 (円)	386,590	363,454	516,914	1,050,800
	平均年齢 (歳)	42.02	55.00	50.08	38.08

イ 初任給

区 分	行政職 (円)	技能労務職 (円)	医療職 (円)	国の制度	
				行政職 (円)	医療職 (円)
高校卒	174,400	172,800	-	166,600	-
大学卒	207,100	-	(大学6卒) 276,800	196,200	(大学6卒) 264,700

ウ 級別職員数

区分	行政職			技能労務職			教育職			医療職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年 1月1日現在	1級	() 137	() 8.3	1級	()	()	1級	()	()	1級	()	()
	2級	(5) 188	(55.6) 11.5	2級	(3) 26	(100.0) 21.8	2級	() 3	() 10.7	2級	()	()
	3級	(4) 507	(44.4) 30.9	3級	() 93	() 78.2	特2級	() 1	() 3.6	3級	()	()
	4級	() 425	() 25.9				3級	() 14	() 50.0	4級	() 1	() 100.0
	5級	() 268	() 16.3				4級	() 10	() 35.7			
	6級	() 68	() 4.1									
	7級	() 29	() 1.8									
	8級	() 19	() 1.2									
	計	(9) 1,641	(100.0) 100.0	計	(3) 119	(100.0) 100.0	計	() 28	() 100.0	計	() 1	() 100.0
令和5年 1月1日現在	1級	() 106	() 6.7	1級	()	()	1級	()	()	1級	()	()
	2級	(4) 198	(50.0) 12.5	2級	(5) 31	(83.3) 24.6	2級	() 4	() 14.3	2級	()	()
	3級	(4) 519	(50.0) 32.8	3級	(1) 95	(16.7) 75.4	特2級	() 1	() 3.6	3級	()	()
	4級	() 405	() 25.6			()	3級	() 13	() 46.4	4級	() 1	() 100.0
	5級	() 251	() 15.9			()	4級	() 10	() 35.7			
	6級	() 66	() 4.2			()						
	7級	() 26	() 1.7			()						
	8級	() 10	() 0.6			()						
	計	(8) 1,581	(100.0) 100.0	計	(6) 126	(100.0) 100.0	計	() 28	() 100.0	計	() 1	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
行政職	主 事 技 師	高度の知識 又は経験を 必要とする 主事・技師	主 査 技 査	係 長	課長補佐	課 長	部 次 長	部 長

エ 昇 給

区 分		合 計	行政職	技能労務職	教育職	医療職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	1,789	1,638	122	28	1	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	1,499	1,406	70	22	1	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	6	6			
		2 号 給 (人)	13	11		2	
		3 号 給 (人)	5	5			
		4 号 給 (人)	1,333	1,253	59	20	1
		5 号 給 (人)					
		6 号 給 (人)	54	54			
		7 号 給 (人)					
8 号 給 (人)	88	77	11				
比 率 (B) / (A) (%)	83.8	85.8	57.4	78.6	100.0		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	1,666	1,543	94	28	1	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	1,408	1,337	50	20	1	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	6	6			
		2 号 給 (人)	3	3			
		3 号 給 (人)	3	3			
		4 号 給 (人)	1,255	1,198	36	20	1
		5 号 給 (人)					
		6 号 給 (人)	55	55			
		7 号 給 (人)					
8 号 給 (人)	86	72	14				
比 率 (B) / (A) (%)	84.5	86.6	53.2	71.4	100.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.225	2.225	4.45		
前 年 度	(1.150)	(1.150)	(2.30)	有	
	2.175	2.175	4.35		
国 の 制 度	(1.225)	(1.225)	(2.45)	有	
	2.250	2.250	4.50		

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置	
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置	

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 員	行 政 職	技能労務職	教 育 職	医 療 職
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	0.3	0.3	0.5	0.0	16.0
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (%) (令 和 6 年 1 月 1 日 現 在)	13.9	13.0	29.4	0.0	100.0
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	不愉快業務従事職員の手当 社会福祉職員の手当 税務職員及び税外収入徴収事務従事職員の手当				

ク その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容	
		本 市	国
扶 養 手 当	同		
住 居 手 当	異	1 借家・借間 (1) 基礎控除額 9,500円 (2) 全額支給限度額 11,000円 (3) 1/2加算限度額 17,000円	1 借家・借間 (1) 基礎控除額 16,000円 (2) 全額支給限度額 11,000円 (3) 1/2加算限度額 17,000円
通 勤 手 当	異	1 支給対象者 片道2km以上の通勤者 2 交通機関利用者 実費支給、ただし50,000円を超える場合は 50,000円にその超える額の1/2の額を加算 した額 3 交通用具使用者 通勤距離等に応じ支給 支給限度額 37,000円	1 支給対象者 片道2km以上の通勤者 2 交通機関利用者 実費支給、ただし支給限度額 55,000円 3 交通用具使用者 通勤距離等に応じ支給 支給限度額 31,600円

継続費調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 末までの 支出予定額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									一般財源
					特 定 財 源									
					国 県 支 出 金	市 債	そ の 他							
2 総務費	1 総務管理 費	旧赤津小学校	6	181,620		165,200	16,420			181,620	181,620		60.0	
		解体事業	7	121,071		108,900	12,171					121,071	40.0	
		計		302,691		274,100	28,591			181,620	181,620	121,071	100.0	
6 農林水産 業費	1 農業費	ため池防災・ 減災事業	5	806,934		806,700		234		806,934		806,934	45.0	
			6	986,247		985,900		347		986,247	986,247		55.0	
		(その2)	計	1,793,181		1,792,600		581		806,934	986,247	1,793,181	100.0	
		ため池防災・ 減災事業	6	731,946		731,600		346		731,946	731,946		94.9	
			7	39,154		39,100		54				39,154	5.1	
		(その3)	計	771,100		770,700		400		731,946	731,946	39,154	100.0	

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 額(見込)額	当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 末までの 支出予定額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			一般財源						
					特 定 財 源									
					国県支出金	市 債	そ の 他							
7 商工費	1 商工費	郡山ユラック ス熱海長寿命 化事業	6	1,020,764		918,600	102,164				1,020,764	1,020,764		48.0
			7	1,020,764		918,600	102,164						1,020,764	48.0
			8	86,278		77,600	8,678						86,278	4.0
			計	2,127,806		1,914,800	213,006				1,020,764	1,020,764	1,107,042	100.0
8 土木費	4 都市計画 費	東部幹線二線 橋整備事業	3	260	130	100		30	260	260		260		0.0
			4	332,000	182,600	134,400		15,000	206,268	206,268		206,268		10.7
			5	836,522	460,087	338,700		37,735		962,254		962,254		49.9
			6	132,089	72,648	53,400		6,041		132,089	132,089			6.8
			7	629,071	345,989	254,700		28,382					629,071	32.6
			計	1,929,942	1,061,454	781,300		87,188	206,528	1,168,782	132,089	1,300,871	629,071	100.0
10 教育費	3 社会教育 費	(仮称)歴史 情報・公文書 館整備事業	4	0										0.0
			5	2,487,562	1,054,900	1,289,300	143,362			2,487,562		2,487,562		78.2
			6	692,305	81,900	549,200	61,205				692,305	692,305		21.8
			計	3,179,867	1,136,800	1,838,500	204,567			2,487,562	692,305	3,179,867		100.0

一般会計

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 額(見込)額	当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 末までの 支出予定額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									一般財源
					特 定 財 源									
					国県支出金	市 債	そ の 他							
10教育費	3 社会教育 費	開成館改修事 業	5	0								0.0		
			6	123,471	17,020	72,400		34,051		123,471	123,471		15.0	
			7	222,102	29,900	132,400		59,802				222,102	27.1	
			8	222,102	29,900	132,400		59,802				222,102	27.1	
			9	222,102	29,900	132,400		59,802				222,102	27.1	
			10	30,723	10,240			20,483				30,723	3.7	
			計	820,500	116,960	469,600		233,940			123,471	123,471	697,029	100.0
11災害復旧 費	3 文教施設 災害復旧 費	開成館災害復 旧工事	5	0								0.0		
			6	101,288		101,200		88		101,288	101,288		68.7	
			7	11,553		11,500		53				11,553	7.8	
			8	11,553		11,500		53				11,553	7.8	
			9	11,553		11,500		53				11,553	7.8	
			10	11,553		11,500		53				11,553	7.9	
			計	147,500		147,200		300			101,288	101,288	46,212	100.0

一般会計

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

1 当該年度設定債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
例規データベースシステム使用料 (令和6年度分)	16,660			令和6年度 令和11年度	16,660				16,660
公用車賃借料 (令和6年度分)	18,853			令和6年度 令和13年度	18,853				18,853
まちづくり基本指針策定支援業務委託料	12,263			令和6年度 令和7年度	12,263				12,263
地理情報システム再構築事業 (令和6年度分)	51,678			令和6年度 令和10年度	51,678				51,678
モノクロプリンタ更新事業 (令和6年度分)	129,624			令和6年度 令和11年度	129,624				129,624
ウェブサイト管理システム使用料 (令和6年度分)	12,308			令和6年度 令和9年度	12,308				12,308
公共施設LED照明機器賃借料 (令和6年度分)	678,240			令和6年度 令和16年度	678,240				678,240
行政センター公用車賃借料 (令和6年度分)	3,345			令和6年度 令和12年度	3,345				3,345

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
市長選挙ポスター掲示場設置等委託料	23,110			令和 6年度 令和 7年度	23,110				23,110
障がい福祉施設再整備事業アドバイザー業務委託料	11,297			令和 6年度 令和 7年度	11,297				11,297
地域密着型サービス拠点整備費補助金(令和6年度分)	353,952			令和 6年度 令和 8年度	353,952	353,952			
老人福祉施設等整備費補助金(令和6年度分)	914,810			令和 6年度 令和 8年度	914,810		914,800		10
AI保育施設等入所選考システム構築事業	11,630			令和 6年度 令和 9年度	11,630				11,630
保健所公用車賃借料(令和6年度分)	6,297			令和 6年度 令和11年度	6,297				6,297
クリーンセンターごみ投入・検査装置整備事業	87,010			令和 6年度 令和 7年度	87,010				87,010
農業振興資金利子補給金(令和6年度貸付分)	16,615			令和 6年度 令和15年度	16,615				16,615
森林公園基本計画策定支援業務委託料	11,670			令和 6年度 令和 7年度	11,670			11,670	

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
みらい創造融資利子補給金 (令和6年度貸付分)	借入期間中における融資残高につき年利1.4パーセント以内の割合で計算した利子相当額			令和6年度 令和9年度	借入期間中における融資残高につき年利1.4パーセント以内の割合で計算した利子相当額				全額
小規模事業者経営改善資金利子補給金(令和6年度貸付分)	借入期間中における融資残高につき年利1.0パーセントの割合で計算した利子の12月分			令和6年度 令和8年度	借入期間中における融資残高につき年利1.0パーセントの割合で計算した利子の12月分				全額
除雪機械整備事業	10,100			令和6年度 令和7年度	10,100		10,100		
小学校仮設校舎賃借料(令和6年度分)	135,436			令和6年度 令和9年度	135,436				135,436
デジタル採点システム導入事業(令和6年度分)	34,682			令和6年度 令和11年度	34,682				34,682
図書館情報システム再構築事業(令和6年度分)	85,800			令和6年度 令和12年度	85,800				85,800
社会教育施設公用車賃借料(令和6年度分)	3,229			令和6年度 令和12年度	3,229				3,229

一般会計

2 前年度以前設定債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	市 債	そ の 他	
設備保守管理業務委託料（その2）（令和5年度分）	15,878	令和5年度		令和6年度 令和8年度	15,878				15,878
キャッシュレス・POSレジサービス使用料（令和5年度分）	29,949	令和5年度		令和6年度 令和8年度	29,949				29,949
公用車賃借料（令和元年度分）	12,374	令和元年度 令和5年度	6,735	令和6年度 令和8年度	4,069				4,069
庁舎駐車場運營業務委託料（令和5年度分）	130,420	令和5年度		令和6年度 令和10年度	130,420				130,420
庁舎電話機器等更新事業（令和4年度分）	419,505	令和4年度 令和5年度	148,786	令和6年度 令和10年度	60,072				60,072
公用車賃借料（令和3年度分）	8,912	令和3年度 令和5年度	2,033	令和6年度 令和10年度	4,574				4,574
電気自動車・充電設備賃借料（令和5年度分）	145,037	令和5年度		令和6年度 令和12年度	139,003				139,003
人事給与・庶務事務システム再構築事業（令和5年度分）	639,741	令和5年度		令和6年度 令和9年度	506,672				506,672
行政手続オンライン化事業	119,130	令和3年度 令和5年度	3,696	令和6年度 令和8年度	5,082				5,082
行政手続オンライン化事業（オンライン決済機能追加分）	20,543	令和4年度 令和5年度	1,848	令和6年度 令和8年度	5,082				5,082

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
情報政策推進システム賃借料 (令和4年度分)	55,458	令和4年度 令和5年度	13,321	令和6年度 令和7年度	26,697				26,697
電子複合機更新事業(令和2 年度分)	254,337	令和2年度 令和5年度	92,742	令和6年度 令和7年度	49,091				49,091
情報システム再構築事業	1,018,990	令和3年度 令和5年度	252,944	令和6年度 令和8年度	380,965				380,965
住民情報系統合サーバ用デー タセンター使用料	196,970	令和3年度 令和5年度	41,800	令和6年度 令和9年度	91,080				91,080
住民情報系統合サーバ用デー タセンター使用料(リソース 追加分)	83,266	令和4年度 令和5年度	17,319	令和6年度 令和9年度	64,944				64,944
封入封かん機等アウトソーシ ング賃借料(令和2年度分)	79,241	令和2年度 令和5年度	47,520	令和6年度 令和7年度	25,344				25,344
文書管理・財務会計システム 再構築事業	542,735	平成30年度 令和5年度	247,794	令和6年度 令和7年度	23,219				23,219
公共施設LED照明機器賃借 料(令和4年度分)	379,040	令和4年度 令和5年度	30,593	令和6年度 令和14年度	287,161				287,161
公共施設LED照明機器賃借 料(令和5年度分)	563,280	令和5年度		令和6年度 令和15年度	561,014				561,014
市民活動サポートセンター業 務委託料(令和4年度分)	48,942	令和4年度 令和5年度	16,314	令和6年度 令和7年度	32,628				32,628
公用車賃借料(令和5年度 分)	4,364	令和5年度		令和6年度 令和11年度	3,542				3,542

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
公会堂LED照明機器賃借料	10,249	平成30年度 令和5年度	4,860	令和6年度 令和10年度	4,167				4,167
個人住民税額シミュレーションシステム賃借料(令和5年度分)	1,089	令和5年度		令和6年度 令和8年度	1,089				1,089
税総合システム業務委託料(令和4年度分)	240,537	令和4年度 令和5年度	72,600	令和6年度 令和7年度	145,200				145,200
税総合システム再構築事業(令和2年度分)	1,256,880	令和2年度 令和5年度	462,504	令和6年度 令和8年度	565,282				565,282
戸籍システム再構築事業	126,288	令和4年度 令和5年度	30,040	令和6年度 令和9年度	52,569				52,569
火葬申請書等ファイリングシステム構築事業	8,487	令和5年度		令和6年度 令和10年度	2,948				2,948
マイナンバーカード統合端末等機器賃借料(令和2年度分)	15,047	令和2年度 令和5年度	6,821	令和6年度 令和7年度	4,515	4,515			
国民年金システム再構築事業	28,086	令和3年度 令和5年度	10,225	令和6年度 令和9年度	9,351	9,351			
障害者自立支援システム再構築事業	23,940	令和3年度 令和5年度	10,565	令和6年度 令和8年度	9,244				9,244

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
社会福祉施設整備資金利子補給金(老人福祉施設分)	借入期間中における融資残高につき年利5.0パーセント以内の割合で計算した利子相当額	平成16年度 令和 5年度	222,213	令和 6年度 令和 7年度	93				93
放課後児童クラブ施設賃借料(令和3年度分)	103,014	令和 3年度 令和 5年度	23,716	令和 6年度 令和 9年度	44,045	29,360			14,685
放課後児童クラブ施設賃借料(令和4年度分)	58,740	令和 4年度 令和 5年度	9,676	令和 6年度 令和 9年度	38,703	25,800			12,903
こども総合支援センターファミリー広場等業務委託料(令和4年度分)	90,534	令和 4年度 令和 5年度	30,159	令和 6年度 令和 7年度	60,317	18,428			41,889
こども総合支援センター駐車場運営業務委託料(令和5年度分)	34,980	令和 5年度		令和 6年度 令和10年度	34,980				34,980
ファミリーサポートセンター業務委託料(令和4年度分)	28,089	令和 4年度 令和 5年度	9,102	令和 6年度 令和 7年度	18,203	10,132		640	7,431
保育業務支援システム賃借料(令和5年度分)	102,060	令和 5年度		令和 6年度 令和10年度	102,060				102,060
公立保育所寝具賃借料(令和5年度分)	138,870	令和 5年度		令和 6年度 令和 8年度	123,695				123,695
教育保育施設等給付費申請システム構築事業	4,691	令和 5年度		令和 6年度 令和 8年度	4,689				4,689

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
一時預かり業務委託料（令和5年度分）	126,024	令和5年度		令和6年度 令和7年度	126,024	24,684		12,928	88,412
生活保護システム再構築事業	10,032	令和3年度 令和5年度	4,224	令和6年度 令和8年度	3,696				3,696
避難行動要支援者支援システム構築事業	6,270	令和5年度		令和6年度 令和10年度	6,270				6,270
災害援護資金貸付システム再構築事業	941	令和3年度 令和5年度	396	令和6年度 令和8年度	545				545
保健センター公用車賃借料（令和5年度分）	4,004	令和5年度		令和6年度 令和10年度	2,048				2,048
レセプト健診データ分析・保健情報管理システム賃借料（令和2年度分）	28,245	令和2年度 令和5年度	16,573	令和6年度 令和7年度	11,049				11,049
母子保健情報管理システム再構築事業（令和2年度分）	30,210	令和2年度 令和5年度	17,398	令和6年度 令和7年度	12,092				12,092
母子保健事業ウェブサイト予約システム構築事業	4,488	令和5年度		令和6年度 令和7年度	4,488				4,488
環境ワンクリック募金ウェブサイト運営業務委託料	594	令和4年度 令和5年度	245	令和6年度 令和7年度	306				306
農業経営基盤強化資金利子補給金（平成16年度貸付分）	3,850	平成16年度 令和5年度	1,923	令和6年度 令和10年度	13	7			6
農業経営基盤強化資金利子補給金（平成20年度貸付分）	14,400	平成20年度 令和5年度	1,424	令和6年度 令和14年度	11	6			5

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
農業振興資金利子補給金（平成28年度貸付分）	13,684	平成28年度 令和 5年度	5,090	令和 6年度 令和 7年度	25				25
農業振興資金利子補給金（平成29年度貸付分）	9,952	平成29年度 令和 5年度	3,280	令和 6年度 令和 8年度	98				98
農業振興資金利子補給金（平成30年度貸付分）	11,214	平成30年度 令和 5年度	2,969	令和 6年度 令和 9年度	198				198
農業振興資金利子補給金（令和元年度貸付分）	11,610	令和元年度 令和 5年度	1,195	令和 6年度 令和10年度	121				121
農業振興資金利子補給金（令和2年度貸付分）	9,087	令和 2年度 令和 5年度	493	令和 6年度 令和11年度	98				98
農業振興資金利子補給金（令和3年度貸付分）	11,205	令和 3年度 令和 5年度	756	令和 6年度 令和12年度	744				744
農業振興資金利子補給金（令和4年度貸付分）	11,205	令和 4年度 令和 5年度	895	令和 6年度 令和13年度	1,974				1,974
農業振興資金利子補給金（令和5年度貸付分）	13,680	令和 5年度		令和 6年度 令和14年度	190				190
青果物価格補償事業準備金（第16業務年間分）	4,782	令和 5年度		令和 6年度 令和 8年度	4,782				4,782

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
令和元年台風第19号災害対策 資金融資利子補給金（令和元 年度貸付分）	借入期間中における融資残 高につき年利 1.3パーセント 以内の割合で 計算した利子 相当額	令和元年度 令和5年度	62,576	令和6年度 令和9年度	10,859				10,859
令和元年台風第19号災害対策 資金融資利子補給金（令和2 年度貸付分）	借入期間中における融資残 高につき年利 1.3パーセント 以内の割合で 計算した利子 相当額	令和2年度 令和5年度	7,479	令和6年度 令和9年度	2,300				2,300
福島県沖地震災害対策資金融 資利子補給金（令和2年度貸 付分）	借入期間中における融資残 高につき年利 1.3パーセント 以内の割合で 計算した利子 相当額	令和2年度 令和5年度	1,147	令和6年度 令和9年度	649				649
福島県沖地震災害対策資金融 資利子補給金（令和3年度貸 付分）	借入期間中における融資残 高につき年利 1.3パーセント 以内の割合で 計算した利子 相当額	令和3年度 令和5年度	59,851	令和6年度 令和10年度	51,756				51,756

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
令和4年3月福島県沖地震災害対策資金融資利子補給金 (令和4年度貸付分)	借入期間中における融資残高につき年利1.3パーセント以内の割合で計算した利子相当額	令和4年度 令和5年度	8,904	令和6年度 令和11年度	20,930				20,930
みらい創造融資利子補給金 (令和5年度貸付分)	借入期間中における融資残高につき年利1.4パーセント以内の割合で計算した利子相当額	令和5年度		令和6年度 令和8年度	4,614				4,614
小規模事業者経営改善資金利子補給金(令和5年度貸付分)	借入期間中における融資残高につき年利1.0パーセントの割合で計算した利子の12月分	令和5年度		令和6年度 令和7年度	借入期間中における融資残高につき年利1.0パーセントの割合で計算した利子の12月分				全額
フィルムコミッションウェブサイト運営管理業務委託料 (令和4年度分)	3,087	令和4年度 令和5年度	1,029	令和6年度 令和7年度	2,057	1,370			687
郡山ユラックス熱海ESCO業務委託料	1,005,000	平成29年度 令和5年度	548,595	令和6年度 令和14年度	275,550				275,550
工業用水道関連支援事業補助金	332,897	令和2年度 令和5年度	161,217	令和6年度 令和11年度	169,132				169,132

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
県営咲田橋架替事業負担金	710,896	令和4年度 令和5年度	98,653	令和6年度 令和8年度	612,243	288,705	259,700		63,838
道路照明LED化ESCO業務委託料	408,000	令和5年度		令和6年度 令和16年度	408,000		314,200		93,800
麓山地区立体駐車場キャッシュレスシステム使用料（令和5年度分）	234	令和5年度		令和6年度 令和7年度	233				233
郡山カルチャーパーク自動券売機賃借料（令和4年度分）	9,885	令和4年度 令和5年度	1,691	令和6年度 令和9年度	8,116				8,116
学校用務員業務委託料（令和4年度分）	774,978	令和4年度 令和5年度	205,686	令和6年度 令和7年度	410,498				410,498
学校電子複合機更新事業（令和4年度分）	77,135	令和4年度 令和5年度	7,071	令和6年度 令和11年度	46,642				46,642
学校給食調理業務委託料（令和5年度分）	2,118,503	令和5年度		令和6年度 令和8年度	1,746,029				1,746,029
小学校仮設校舎賃借料（令和5年度分）	275,345	令和5年度		令和6年度 令和8年度	192,005				192,005
教育用ソフトウェア導入業務委託料（令和4年度分）	62,196	令和4年度 令和5年度	12,276	令和6年度 令和7年度	24,552				24,552
教育用タブレット端末管理ソフトウェア等導入業務委託料（令和4年度分）	16,226	令和4年度 令和5年度	3,868	令和6年度 令和8年度	9,347				9,347
校務支援システム賃借料（令和2年度分）	210,280	令和2年度 令和5年度	119,097	令和6年度 令和7年度	79,398				79,398

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
学校高速プリンタ賃借料 (令和2年度分)	66,523	令和2年度 令和5年度	26,235	令和6年度 令和7年度	16,762				16,762
中学校教育用サーバ等賃借料 (令和3年度分)	147,505	令和3年度 令和5年度	29,146	令和6年度 令和9年度	62,892				62,892
教育用ソフトウェア包括ライセンス使用料 (令和5年度分)	14,960	令和5年度		令和6年度 令和7年度	14,960				14,960
公民館LED照明機器賃借料	3,884	令和元年度 令和5年度	1,215	令和6年度 令和11年度	1,893				1,893
中央図書館LED照明機器賃借料	23,070	平成29年度 令和5年度	13,920	令和6年度 令和9年度	7,821				7,821
(仮称)歴史情報・公文書館展示システム構築事業	444,583	令和5年度		令和6年度 令和11年度	431,610				431,610
収蔵品管理システム使用料	1,782	令和3年度 令和5年度	792	令和6年度 令和8年度	990				990
市史デジタル化業務委託料	13,973	令和5年度		令和6年度 令和11年度	13,973				13,973
美術館LED照明機器賃借料	34,680	平成29年度 令和5年度	19,376	令和6年度 令和10年度	14,321				14,321
開成山地区体育施設整備事業モニタリング支援業務委託料	18,700	令和5年度		令和6年度 令和7年度	18,700				18,700
開成山地区体育施設整備・運営事業 (PFI事業)	10,500,000	令和4年度 令和5年度	475,958	令和6年度 令和14年度	9,954,632	3,110,743	2,499,700	370,554	3,973,635

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
湖南スポーツ広場LED照明 機器賃借料	18,880	令和 4年度 令和 5年度	1,418	令和 6年度 令和15年度	15,597				15,597
スポーツ広場LED照明機器 賃借料（令和5年度分）	89,110	令和 5年度		令和 6年度 令和15年度	43,811				43,811
郡山市総合福祉センター等指 定管理料	684,971	令和 5年度		令和 6年度 令和10年度	684,971				684,971
郡山市障害者福祉センター等 指定管理料	386,585	令和 5年度		令和 6年度 令和10年度	386,585	5,940			380,645
郡山市更生園等指定管理料	15,616	令和 5年度		令和 6年度 令和 8年度	15,616				15,616
郡山市湖南デイ・サービスセ ンター等指定管理料	295,509	令和 5年度		令和 6年度 令和10年度	295,509				295,509
郡山市高齢者文化休養セン ター逢瀬荘指定管理料	343,700	令和 5年度		令和 6年度 令和10年度	343,700				343,700
郡山市三穂田地域交流セン ター等指定管理料	399,258	令和 5年度		令和 6年度 令和10年度	399,258				399,258

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
放課後児童クラブ指定管理料	2,135,384千円 に障がい児童 加配職員及び キャリアアッ プ処遇改善対 象職員の変動 により生じた 額を加算した 額	令和 5年度		令和 6年度 令和 8年度	2,135,384千円 に障がい児童 加配職員及び キャリアアッ プ処遇改善対 象職員の変動 により生じた 額を加算した 額	1,354,992千 円に左記で 加算した額 に国県各補 助割合を乗 じた額を加 算した額			当該年度以 降の支出予 定額から左 記特定財源 を除いた額
郡山市東部地域子育て支援セ ンター等指定管理料	148,156	令和 5年度		令和 6年度 令和10年度	148,156	89,480		17,500	41,176
郡山市西部地域子育て支援セ ンター等指定管理料	311,784	令和 5年度		令和 6年度 令和10年度	311,784	120,940		17,500	173,344
八山田こども公園等指定管理 料	167,137	令和 5年度		令和 6年度 令和10年度	167,137	31,430			135,707
郡山市労働福祉会館等指定管 理料	443,215	令和 5年度		令和 6年度 令和10年度	443,215				443,215
郡山市農村生活中核施設黒石 荘指定管理料	8,534	令和 5年度		令和 6年度 令和10年度	8,534				8,534
郡山市畜産振興センター指定 管理料	468,396	令和 5年度		令和 6年度 令和10年度	468,396				468,396
郡山市高篠山森林公園等指定 管理料	206,814	令和 5年度		令和 6年度 令和 9年度	206,814				206,814

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
郡山ユラックス熱海等指定管理料	1,637,899	令和 5年度		令和 6年度 令和10年度	1,637,899				1,637,899
郡山市磐梯熱海観光物産館指定管理料	111,066	令和 4年度 令和 5年度	18,000	令和 6年度 令和10年度	90,000				90,000
郡山カルチャーパーク指定管理料	1,014,628	令和 5年度		令和 6年度 令和 9年度	1,014,628				1,014,628
21世紀記念公園等指定管理料	827,046	令和 5年度		令和 6年度 令和10年度	827,046				827,046
開成山公園等指定管理料	1,441,604	令和 3年度 令和 5年度		令和 6年度 令和24年度	1,441,604				1,441,604
郡山市営住宅指定管理料	1,635,975	令和 4年度 令和 5年度	316,284	令和 6年度 令和 9年度	1,303,100			1,303,100	
郡山市青少年会館等指定管理料	795,902	令和 5年度		令和 6年度 令和10年度	795,902				795,902
郡山市少年湖畔の村指定管理料	81,399	令和 5年度		令和 6年度 令和 8年度	81,399				81,399
郡山市民文化センター指定管理料	1,336,442	令和 5年度		令和 6年度 令和 9年度	1,336,442				1,336,442
郡山市ふれあい科学館指定管理料	1,339,774	令和 5年度		令和 6年度 令和10年度	1,339,774				1,339,774
郡山市開成館等指定管理料	995,106	令和 5年度		令和 6年度 令和10年度	995,106				995,106

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	市 債	そ の 他	
西部第二体育館等指定管理料	208,832	令和 5年度		令和 6年度 令和10年度	208,832				208,832
郡山庭球場等指定管理料	223,644	令和 5年度		令和 6年度 令和10年度	223,644				223,644

一般会計

(参考) 当該年度に期限が到来する債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
運營業務委託料 (令和5年度分)	401,249	令和5年度		令和6年度	401,249				401,249
設備保守管理業務委託料 (その1) (令和5年度分)	39,090	令和5年度		令和6年度	39,090			915	38,175
機械警備業務委託料 (令和5年度分)	2,619	令和5年度		令和6年度	2,619	370		2,027	222
清掃業務委託料 (令和5年度分)	1,406	令和5年度		令和6年度	1,406				1,406
受付案内業務委託料 (令和5年度分)	40,600	令和5年度		令和6年度	40,600				40,600
議会だより印刷製本費 (令和5年度分)	10,610	令和5年度		令和6年度	10,610				10,610
インターネット議会中継業務委託料 (令和3年度分)	5,169	令和3年度 令和5年度	3,446	令和6年度	1,723				1,723
例規データベースシステム再構築事業	19,800	令和元年度 令和5年度	6,820	令和6年度	1,705				1,705
人事給与・庶務事務システム再構築事業	403,297	平成30年度 令和5年度	258,493	令和6年度	12,455				12,455
人事給与・庶務事務システム業務委託料 (令和5年度分)	572	令和5年度		令和6年度	572				572

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
人事給与・庶務事務システム 改修業務委託料	16,263	令和 5年度		令和 6年度	16,263				16,263
こおりやま広域圏移住体験ツ ア業務委託料(令和5年度 分)	10,505	令和 5年度		令和 6年度	10,505				10,505
市制施行100周年PR動画制 作業務委託料	9,229	令和 5年度		令和 6年度	9,229				9,229
市制施行100周年ラッピング ピアノ製作業務委託料	1,798	令和 5年度		令和 6年度	1,798				1,798
市制施行100周年記念事業運 営等業務委託料	18,345	令和 5年度		令和 6年度	18,345				18,345
市制施行100周年Z世代楽曲 制作業務委託料	3,077	令和 5年度		令和 6年度	3,077				3,077
市制施行100周年クラウド ファンディング活用支援補助 金	5,000	令和 5年度		令和 6年度	5,000				5,000
公共施設案内予約システム再 構築事業	25,520	令和元年度 令和 5年度	20,249	令和 6年度	4,219				4,219
グループウェア再構築事業	101,524	平成30年度 令和 5年度	56,009	令和 6年度	424				424
情報システム運營業務委託料 (令和5年度分)	277,893	令和 5年度		令和 6年度	277,893				277,893
広報こおりやま印刷製本費 (令和5年度分)	128,555	令和 5年度		令和 6年度	128,555				128,555

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
ウェブサイト管理システム再構築事業	33,784	令和 3年度 令和 5年度	18,507	令和 6年度	8,492				8,492
文書管理・財務会計システム業務委託料（令和5年度分）	5,082	令和 5年度		令和 6年度	5,082				5,082
電子入札システム運営事業（令和5年度分）	28,493	令和 5年度		令和 6年度	28,493			4,875	23,618
市民公益活動総合補償保険制度保険料（令和5年度分）	2,858	令和 5年度		令和 6年度	2,858				2,858
市民税等データ入力業務委託料（令和5年度分）	5,445	令和 5年度		令和 6年度	5,445				5,445
地方税ポータルシステム使用料（令和5年度分）	14,784	令和 5年度		令和 6年度	14,784				14,784
車両継続検査実施可否判断システム使用料（令和5年度分）	1,980	令和 5年度		令和 6年度	1,980				1,980
固定資産税データ入力業務委託料（令和5年度分）	6,534	令和 5年度		令和 6年度	6,534				6,534
家屋評価・家屋調査表管理システム賃借料	14,575	令和元年度 令和 5年度	3,958	令和 6年度	578				578
火葬申請書等デジタル化業務委託料（令和5年度分）	9,172	令和 5年度		令和 6年度	9,172				9,172
住民異動情報等入力業務委託料（令和5年度分）	24,969	令和 5年度		令和 6年度	24,969			24,969	

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
マイナンバーカード交付申請 等業務委託料（令和5年度 分）	125,072	令和5年度		令和6年度	125,072	125,072			
マイナンバーカード交付予約 システム賃借料（令和3年度 分）	5,148	令和3年度 令和5年度	3,168	令和6年度	1,584	1,584			
統計調査支援システム構築事 業	6,836	令和元年度 令和5年度	4,483	令和6年度	1,121				1,121
保健福祉情報システム業務委 託料（令和5年度分）	23,682	令和5年度		令和6年度	23,682				23,682
保健福祉情報システム再構築 事業	196,395	平成30年度 令和5年度	166,155	令和6年度	29,326				29,326
保健福祉情報システム再構築 事業（消費税引上げ分）	2,705	令和元年度 令和5年度	2,148	令和6年度	557				557
国民年金システム業務委託料 （令和5年度分）	3,208	令和5年度		令和6年度	3,208	3,208			
障がい者授産支援業務委託料 （令和5年度分）	8,528	令和5年度		令和6年度	8,528				8,528
地域包括支援センター業務委 託料（令和5年度分）	354,741	令和5年度		令和6年度	354,741	204,864		81,591	68,286
第59回郡山市こどもまつり負 担金	10,300	令和5年度		令和6年度	10,300				10,300
保育の質向上研修実施業務委 託料（令和5年度分）	5,164	令和5年度		令和6年度	5,164	2,582			2,582

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
保育施設入所事務RPA-AI連携システム構築事業	15,671	令和元年度 令和5年度	12,452	令和6年度	1,683				1,683
公立保育所調理業務委託料 (令和3年度分)	105,597	令和3年度 令和5年度	51,480	令和6年度	25,740				25,740
医事台帳管理システム構築事業	4,234	令和2年度 令和5年度	1,584	令和6年度	396			396	
薬事台帳管理システム構築事業	5,346	令和元年度 令和5年度	2,112	令和6年度	396			396	
畜犬情報管理システム再構築事業	902	令和元年度 令和5年度	792	令和6年度	110			110	
保健衛生検査システム構築事業	1,271	令和3年度 令和5年度	924	令和6年度	347				347
郡山市東山霊園管理事務所建設工事	314,030	令和5年度		令和6年度	314,030		68,000	246,030	
大気常時監視測定機器保守管理業務委託料 (令和5年度分)	10,490	令和5年度		令和6年度	10,490				10,490
大気常時監視システム賃借料 (令和5年度分)	3,960	令和5年度		令和6年度	3,960				3,960
一般廃棄物収集運搬業務委託料 (令和5年度分)	944,000	令和5年度		令和6年度	944,000				944,000
要援護者ごみ戸別収集業務委託料 (令和5年度分)	40,000	令和5年度		令和6年度	40,000				40,000

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
富久山クリーンセンター焼却 設備修繕事業	22,156	令和 5年度		令和 6年度	17,600				17,600
学生Uターン・地元雇用促進 事業負担金 (令和5年度分)	3,025	令和 5年度		令和 6年度	3,025				3,025
ため池監視システム使用料 (令和5年度分)	1,628	令和 5年度		令和 6年度	1,628				1,628
市制施行100周年安積疏水プ ロモーション業務委託料	10,000	令和 5年度		令和 6年度	10,000				10,000
創業・事業承継支援情報発信 業務委託料 (令和5年度分)	742	令和 5年度		令和 6年度	742				742
農福商工連携推進ウェブサイト 運営管理業務委託料 (令和 5年度分)	990	令和 5年度		令和 6年度	990				990
みらい創造融資利子補給金 (令和3年度貸付分)	借入期間中 における融資残 高につき年利 1.4パーセント 以内の割合で 計算した利子 相当額	令和 3年度 令和 5年度	714	令和 6年度	151				151
売上高等減少対策資金融資利 子補給金 (令和3年度貸付 分)	借入期間中 における融資残 高につき年利 1.4パーセント 以内の割合で 計算した利子 相当額	令和 3年度 令和 5年度	39,948	令和 6年度	10,556				10,556

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
小規模事業者経営改善資金利 子補給金（令和4年度貸付 分）	借入期間中における融資残 高につき年利 1.0パーセント の割合で計算 した利子の12 月分	令和4年度 令和5年度		令和6年度	借入期間中における融資残 高につき年利 1.0パーセント の割合で計算 した利子の12 月分				全額
特定計量器定期検査等業務委 託料（令和5年度分）	14,607	令和5年度		令和6年度	14,607			1,426	13,181
サマーフェスタ I N K O R I Y A M A 2024負担金	18,600	令和5年度		令和6年度	18,600				18,600
市制施行100周年郡山うねめ まつり魅力創造業務委託料	7,700	令和5年度		令和6年度	7,700				7,700
第60回郡山うねめまつり負担 金	26,500	令和5年度		令和6年度	26,500				26,500
観光地仮設トイレ賃借料（令 和5年度分）	550	令和5年度		令和6年度	550				550
道路維持補修業務委託料（令 和5年度分）	210,000	令和5年度		令和6年度	210,000				210,000
道路維持補修工事（令和5年 度分）	70,000	令和5年度		令和6年度	70,000				70,000
除雪機械整備事業	37,800	令和5年度		令和6年度	29,238		29,200		38

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
幹線道路舗装繕工事（令和5年度分）	125,000	令和5年度		令和6年度	125,000		125,000		
水路側溝整備工事（令和5年度分）	175,000	令和5年度		令和6年度	175,000		175,000		
デマンド型乗合タクシー運行業務委託料（令和5年度分）	30,587	令和5年度		令和6年度	30,587				30,587
住宅システム保守管理業務委託料（令和5年度分）	3,607	令和5年度		令和6年度	3,607			3,607	
防災情報伝達システム運営事業（令和5年度分）	16,253	令和5年度		令和6年度	16,253				16,253
総合防災支援情報収集事業（令和5年度分）	7,502	令和5年度		令和6年度	7,502				7,502
小学校指導者用デジタル教科書使用料（令和5年度分）	26,255	令和5年度		令和6年度	26,255				26,255
スクールバス運行業務委託料（令和5年度分）	97,929	令和5年度		令和6年度	97,929	12,201			85,728
ICT支援員業務委託料（令和5年度分）	35,271	令和5年度		令和6年度	35,271				35,271
GIGAスクール運営支援センター業務委託料（令和5年度分）	30,562	令和5年度		令和6年度	30,562	10,187			20,375
図書館情報システム再構築事業（平成30年度分）	80,952	平成30年度 令和5年度	48,411	令和6年度	5,379				5,379

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
市制施行100周年音楽祭事業	23,000	令和 5年度		令和 6年度	23,000				23,000
(仮称)歴史情報・公文書館 収蔵棚設置業務委託料	197,967	令和 5年度		令和 6年度	180,552		162,400	18,152	
(仮称)歴史情報・公文書館 展示品製作業務委託料	44,000	令和 5年度		令和 6年度	44,000				44,000
郡山市歴史資料館解体等工事	54,530	令和 5年度		令和 6年度	54,530	24,900	22,400		7,230
市制施行100周年美術館企画 展負担金	15,000	令和 5年度		令和 6年度	15,000				15,000
美術館収蔵品管理公開システ ム構築事業	2,036	令和 2年度 令和 5年度	1,386	令和 6年度	462				462
第31回郡山シティーマラソン 大会負担金	6,500	令和 5年度		令和 6年度	6,500				6,500
開成山屋内水泳場指定管理料	808,540	令和元年度 令和 5年度	634,344	令和 6年度	161,700				161,700

一般会計

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債	35,727,814	45,207,331	10,581,000	3,373,072	52,415,259
(1) 総務	333,397	313,732	901,400	30,655	1,184,477
(2) 民生	1,004,921	1,023,139	215,000	196,862	1,041,277
(3) 衛生	4,909,811	4,502,667	143,900	479,125	4,167,442
(4) 労働		900	9,500		10,400
(5) 農林水産業	1,313,679	3,322,533	1,868,600	147,020	5,044,113
(6) 商工	573,656	636,926	1,000,400	64,529	1,572,797
(7) 土木	11,753,729	15,409,924	2,705,300	1,167,460	16,947,764
(8) 消防	1,075,659	960,013	116,200	197,854	878,359
(9) 教育	12,809,956	17,138,035	3,386,100	912,721	19,611,414
(10) 公営住宅	1,953,006	1,899,462	234,600	176,846	1,957,216
2 災害復旧債	4,833,273	5,212,961	101,200	43,358	5,270,803
(1) 総務	7,900	7,900			7,900
(2) 民生	4,400	6,700			6,700
(3) 衛生	2,174,700	2,174,700			2,174,700
(4) 労働	26,500	26,500			26,500
(5) 農林水産業	319,080	316,745		483	316,262
(6) 商工	2,700	2,700			2,700
(7) 土木	514,643	525,033		10,638	514,395
(8) 文教	1,546,450	1,928,975	101,200	12,614	2,017,561
(9) 歳入欠かん	236,900	223,708		19,623	204,085

一般会計

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
3 その他	47,809,334	45,027,081	894,000	4,055,398	41,865,683
(1) 減税補てん	316,639	186,829		95,926	90,903
(2) 臨時財政対策	46,630,595	43,978,152	894,000	3,910,537	40,961,615
(3) 減収補てん	862,100	862,100		48,935	813,165
合 計	88,370,421	95,447,373	11,576,200	7,471,828	99,551,745

一般会計

令和6年度郡山市国民健康保険特別会計予算

令和6年度郡山市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,456,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		4,844,177
	1 国民健康保険税	4,844,177
2 国庫支出金		5,511
	1 国庫補助金	5,511
3 県支出金		20,043,124
	1 県補助金	20,043,124
4 財産収入		164
	1 財産運用収入	164
5 繰入金		3,227,203
	1 他会計繰入金	2,977,203
	2 基金繰入金	250,000
6 繰越金		250,000
	1 繰越金	250,000
7 諸収入		86,621
	1 延滞金、加算金及び過料	70,003
	2 市預金利子	1
	3 雑入	16,617
歳入	合計	28,456,800

国民健康保険特別会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		652,962
	1 総務管理費	576,441
	2 徴税費	26,515
	3 運営協議会費	1,045
	4 税適正賦課及び収納率向上特別対策事業費	48,961
2 保険給付費		19,940,632
	1 療養諸費	17,223,632
	2 高額療養費	2,612,758
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	82,532
	5 葬祭諸費	21,100
	6 傷病手当金	410
3 国民健康保険事業費納付金		6,984,655
	1 医療給付費分	4,787,702
	2 後期高齢者支援金等分	1,605,701
	3 介護納付金分	591,252
4 保健事業費		381,943
	1 特定健康診査等事業費	278,700
	2 保健事業費	103,243
5 基金積立金		250,165
	1 基金積立金	250,165
6 諸支出金		46,443
	1 償還金及び還付加算金	46,443
7 予備費		200,000
	1 予備費	200,000

国民健康保険特別会計

(単位 千円)

款	項	金額
歳出	合計	28,456,800

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 国民健康保険税	4,844,177	5,224,786	△380,609
2 国庫支出金	5,511	4,907	604
3 県支出金	20,043,124	19,687,546	355,578
4 財産収入	164	9	155
5 繰入金	3,227,203	3,098,104	129,099
6 繰越金	250,000	250,000	0
7 諸収入	86,621	90,919	△4,298
歳入合計	28,456,800	28,356,271	100,529

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 総務費	652,962	647,006	5,956	13,000		638,299	1,663
2 保険給付費	19,940,632	19,549,497	391,135	19,732,684		207,948	
3 国民健康保険事業費納付金	6,984,655	7,289,830	△305,175	187,180		2,147,573	4,649,902
4 保健事業費	381,943	373,485	8,458	115,771			266,172
5 基金積立金	250,165	250,010	155			164	250,001
6 諸支出金	46,443	46,443	0				46,443
7 予備費	200,000	200,000	0				200,000
歳 出 合 計	28,456,800	28,356,271	100,529	20,048,635		2,993,984	5,414,181

2 歳入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険税	4,844,177	0	4,844,177	1 医療給付費分現年課税分	2,905,112	医療給付費分現年課税分 2,905,112
				2 後期高齢者支援金等分現年課税分	1,121,611	後期高齢者支援金等分現年課税分 1,121,611
				3 介護納付金分現年課税分	417,263	介護納付金分現年課税分 417,263
				4 医療給付費分滞納繰越分	259,025	医療給付費分滞納繰越分 259,025
				5 後期高齢者支援金等分滞納繰越分	99,431	後期高齢者支援金等分滞納繰越分 99,431
				6 介護納付金分滞納繰越分	41,735	介護納付金分滞納繰越分 41,735
(一般被保険者国民健康保険税)	0	5,222,405	△ 5,222,405			
(退職被保険者等国民健康保険税)	0	2,381	△ 2,381			

国民健康保険特別会計

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
計	4,844,177	5,224,786	△ 380,609			

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険災害 臨時特例補助金	5,511	4,907	604	1 国民健康保 険災害臨時 特例補助金	5,511	国民健康保険災害臨時特例補助金 5,511
計	5,511	4,907	604			

(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険保険 給付費等交付金	20,031,474	19,675,839	355,635	1 普通交付金	19,708,661	療養給付費等県交付金 19,708,661
				2 特別交付金	322,813	第二号県調整交付金 56,275 特別調整県交付金 67,317 保険者努力支援県交付金 124,712 特定健康診査等県補助金 74,509

国民健康保険特別会計

(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
2 子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業県補助金	11,361	11,414	△ 53	1 子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業県補助金	11,361	子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業県補助金 11,361
3 健康増進事業県補助金	289	293	△ 4	1 健康増進事業県補助金	289	健康増進事業県補助金 289
計	20,043,124	19,687,546	355,578			

(款) 4 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	164	9	155	1 利子及び配当金	164	国民健康保険事業財政調整基金利子 164
計	164	9	155			

国民健康保険特別会計

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	2,977,203	2,848,104	129,099	1 保険基盤安定繰入金	1,585,392	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	1,033,598 551,794
				2 未就学児均等割保険税繰入金	15,025	未就学児均等割保険税繰入金	15,025
				3 職員給与費等繰入金	637,926	職員給与費等繰入金	637,926
				4 産前産後保険税繰入金	2,016	産前産後保険税繰入金	2,016
				5 出産育児一時金等繰入金	55,000	出産育児一時金等繰入金	55,000
				6 財政安定化支援事業繰入金	540,608	財政安定化支援事業繰入金	540,608
				7 その他一般会計繰入金	141,236	その他一般会計繰入金	141,236
計	2,977,203	2,848,104	129,099				

国民健康保険特別会計

(款) 5 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険事業 財政調整基金繰入金	250,000	250,000	0	1 国民健康保 険事業財政 調整基金繰 入金	250,000	国民健康保険事業財政調整基金繰入金 250,000
計	250,000	250,000	0			

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	250,000	250,000	0	1 前年度繰越 金	250,000	前年度繰越金 250,000
計	250,000	250,000	0			

(款) 7 諸収入

(項) 1 延滞金、加算金及び過料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 延滞金	70,001	0	70,001	1 延滞金	70,001	延滞金 70,001
2 加算金	2	0	2	1 加算金	2	加算金 2

国民健康保険特別会計

(款) 7 諸収入

(項) 1 延滞金、加算金及び過料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
(一般被保険者延滞金)	0	80,000	△ 80,000			
(退職被保険者等延滞金)	0	1	△ 1			
(一般被保険者加算金)	0	1	△ 1			
(退職被保険者等加算金)	0	1	△ 1			
計	70,003	80,003	△ 10,000			

(款) 7 諸収入

(項) 2 市預金利子

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 市預金利子	1	1	0	1 市預金利子	1	市預金利子 1
計	1	1	0			

(款) 7 諸収入

(項) 3 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 第三者納付金	10,002	0	10,002	1 第三者納付金	10,002	第三者行為損害賠償収入金 10,001 第三者行為損害賠償収入金・滞納繰越分 1
2 返納金	6,242	0	6,242	1 返納金	6,242	療養給付費返納金 6,241 療養給付費返納金・滞納繰越分 1
3 雑入	373	311	62	1 雑入	373	雇用保険料個人負担分 373
(一般被保険者第 三者納付金)	0	4,001	△ 4,001			
(退職被保険者等 第三者納付金)	0	1	△ 1			
(一般被保険者返 納金)	0	6,601	△ 6,601			
(退職被保険者等 返納金)	0	1	△ 1			
計	16,617	10,915	5,702			

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 一般管理費	553,482	552,237	1,245	特定財源	553,432	1 報酬	21,288	◎職員給与費	385,910
				国・県	4,000	2 給料	176,713	◎一般管理事務費	167,572
				その他	549,432	3 職員手当等	118,210		
				一般財源	50	4 共済費	68,759		
						8 旅費	1,137		
						10 需用費	3,513		
						11 役務費	49,465		
						12 委託料	114,207		
						18 負担金補助及び交付金	190		
						特定財源の内訳			
		(県) 第二号県調整交付金	4,000						
		(他) 職員給与費等繰入金	549,256						
		(他) 雇用保険料個人負担分	176						
2 連合会負担金	22,959	23,590	△631	特定財源	22,959	18 負担金補助及び交付金	22,959	◎連合会負担金	22,959
				その他	22,959				
				特定財源の内訳					
				(他) 職員給与費等繰入金	22,959				
計	576,441	575,827	614	特定財源	576,391				
				国・県	4,000				
				その他	572,391				
				一般財源	50				

(款) 1 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 賦課徴収費	26,453	26,578	△125	特定財源	26,157	8 旅費	287	◎賦課徴収費 26,453
				その他	26,157	10 需用費	1,871	
				一般財源	296	11 役務費	24,114	
						13 使用料及び 賃借料	53	
						18 負担金補助 及び交付金	128	
特定財源の内訳 (他) 職員給与費等繰入金				26,157				
2 納税奨励費	62	63	△1	特定財源	62	11 役務費	62	◎納税奨励費 62
				その他	62			
特定財源の内訳 (他) 職員給与費等繰入金				62				
計	26,515	26,641	△126	特定財源	26,219			
				その他	26,219			
				一般財源	296			

(款) 1 総務費

(項) 3 運営協議会費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 運営協議会費	1,045	1,020	25	特定財源	1,032	1 報酬	721	◎運営協議会費 1,045
				その他	1,032	8 旅費	192	
				一般財源	13	10 需用費	16	
						11 役務費	103	
						18 負担金補助 及び交付金	13	
計	1,045	1,020	25	特定財源	1,032			
				その他	1,032			
				一般財源	13			

(款) 1 総務費

(項) 4 税適正賦課及び収納率向上特別対策事業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 税適正賦課 及び収納率 向上特別対 策事業費	48,961	43,518	5,443	特定財源	47,657	1 報酬	23,509	◎職員給与費 38,633
				国・県	9,000	3 職員手当等	8,511	◎税適正賦課及び収納 率向上特別対策事業費 10,328
				その他	38,657	4 共済費	5,711	○収納率向上特別対 策事業費★ 8,822
				一般財源	1,304	8 旅費	902	
						10 需用費	1,418	

国民健康保険特別会計

(款) 1 総務費

(項) 4 税適正賦課及び収納率向上特別対策事業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 税適正賦課 及び収納率 向上特別対 策事業費	特定財源の内訳 (県) 第二号県調整交付金 (他) 職員給与費等繰入金 (他) 雇用保険料個人負担分			9,000 38,460 197	11 役務費	8,283	
					13 使用料及び 賃借料	627	
計	48,961	43,518	5,443	特定財源 47,657 国・県 9,000 その他 38,657 一般財源 1,304			

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 療養給付費	16,992,792	0	16,992,792	特定財源 16,992,792 国・県 16,839,844 その他 152,948	18 負担金補助 及び交付金	16,992,792	◎療養給付費(保険者 負担分) 16,992,792
				特定財源の内訳 (国) 国民健康保険災害臨時特例補助金 4,723 (県) 療養給付費等県交付金 16,816,231 (県) 特別調整県交付金 18,890			

国民健康保険特別会計

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 療養給付費				136,704				
				(他) その他一般会計繰入金	136,704			
				(他) 第三者行為損害賠償収入金	10,001			
				(他) 第三者行為損害賠償収入金・滞納繰越分	1			
				(他) 療養給付費返納金	6,241			
				(他) 療養給付費返納金・滞納繰越分	1			
2 療養費	166,763	0	166,763	特定財源 国・県	166,763 166,763	18 負担金補助 及び交付金	166,763	◎療養費（保険者負担 分） 166,763
	特定財源の内訳							
	(県) 療養給付費等県交付金				166,763			
3 審査支払手数料	64,077	65,147	△1,070	特定財源 国・県	64,077 64,077	11 役務費	64,077	◎診療報酬審査支払 手数料 64,077
	特定財源の内訳							
	(県) 療養給付費等県交付金				64,077			
(一般被保険者療養給付費)	0	16,909,505	△16,909,505					
(退職被保険者等療養給付費)	0	100	△100					

国民健康保険特別会計

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
(一般被保険者療養費)	0	170,247	△170,247				
(退職被保険者等療養費)	0	100	△100				
計	17,223,632	17,145,099	78,533	特定財源 17,223,632 国・県 17,070,684 その他 152,948			

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 高額療養費	2,610,658	0	2,610,658	特定財源 2,610,658 国・県 2,610,658	18 負担金補助及び交付金	2,610,658	◎高額療養費 2,610,658
	特定財源の内訳 (県)療養給付費等県交付金			2,610,658			

国民健康保険特別会計

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
2 高額介護合算療養費	2,100	0	2,100	特定財源	2,100	18 負担金補助及び交付金	2,100	◎高額介護合算療養費 2,100
				国・県	2,100			
特定財源の内訳								
(県)療養給付費等県交付金				2,100				
(一般被保険者高額療養費)	0	2,278,530	△2,278,530					
(退職被保険者等高額療養費)	0	250	△250					
(一般被保険者高額介護合算療養費)	0	2,000	△2,000					
(退職被保険者等高額介護合算療養費)	0	100	△100					
計	2,612,758	2,280,880	331,878	特定財源	2,612,758			
				国・県	2,612,758			

国民健康保険特別会計

(款) 2 保険給付費

(項) 3 移送費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 移送費	200	0	200	特定財源 国・県	200 200	18 負担金補助 及び交付金	200 200	◎移送費（保険者負担 分）
	特定財源の内訳							
	(県)療養給付費等県交付金				200			
(一般被保 険者移送費)	0	100	△100					
(退職被保 険者等移送 費)	0	100	△100					
計	200	200	0	特定財源 国・県	200 200			

(款) 2 保険給付費

(項) 4 出産育児諸費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 出産育児一時金	82,500	94,000	△11,500	特定財源	82,500	18 負担金補助及び交付金	82,500	◎出産育児一時金支給費 82,500
				国・県 その他	27,500 55,000			
特定財源の内訳								
(県) 療養給付費等県交付金					27,500			
(他) 出産育児一時金等繰入金					55,000			
2 支払手数料	32	38	△6	特定財源	32	11 役務費	32	◎出産育児一時金支払手数料 32
				国・県	32			
特定財源の内訳								
(県) 療養給付費等県交付金					32			
計	82,532	94,038	△11,506	特定財源	82,532			
				国・県	27,532			
				その他	55,000			

(款) 2 保険給付費

(項) 5 葬祭諸費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 葬祭費	21,100	25,500	△4,400	特定財源	21,100	18 負担金補助 及び交付金	◎葬祭費支給費	21,100
				国・県	21,100			
				特定財源の内訳 (県)療養給付費等県交付金				21,100
計	21,100	25,500	△4,400	特定財源	21,100			
				国・県	21,100			

(款) 2 保険給付費

(項) 6 傷病手当金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 傷病手当金	410	3,780	△3,370	特定財源	410	18 負担金補助 及び交付金	◎傷病手当金支給費	410
				国・県	410			
				特定財源の内訳 (県)特別調整県交付金				410
計	410	3,780	△3,370	特定財源	410			
				国・県	410			

国民健康保険特別会計

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 医療給付費分	4,787,702	0	4,787,702	特定財源 1,817,840 国・県 186,875 その他 1,630,965 一般財源 2,969,862	18 負担金補助及び交付金	4,787,702	◎医療給付費分 4,787,702
	特定財源の内訳						
				(国) 国民健康保険災害臨時特例補助金 727			
				(県) 第二号県調整交付金 22,275			
				(県) 特別調整県交付金 43,778			
				(県) 保険者努力支援県交付金 108,734			
				(県) 子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業県補助金 11,361			
				(他) 保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 701,006			
				(他) 保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 372,263			
				(他) 未就学児均等割保険税繰入金 11,160			
				(他) 産前産後保険税繰入金 1,396			
				(他) 財政安定化支援事業繰入金 540,608			
				(他) その他一般会計繰入金 4,532			
(一般被保険者医療給付費分)	0	5,003,847	△5,003,847				

国民健康保険特別会計

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	4,787,702	5,003,847	△216,145	特定財源 1,817,840 国・県 186,875 その他 1,630,965 一般財源 2,969,862			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 後期高齢者支援金等分	1,605,701	0	1,605,701	特定財源 384,659 その他 384,659 一般財源 1,221,042	18 負担金補助及び交付金	1,605,701	◎後期高齢者支援金等分 1,605,701
特定財源の内訳							
(他) 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)				243,141			
(他) 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)				137,091			
(他) 未就学児均等割保険税繰入金				3,865			
(他) 産前産後保険税繰入金				562			

国民健康保険特別会計

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
(一般被保険者後期高齢者支援金等分)	0	1,709,945	△1,709,945				
計	1,605,701	1,709,945	△104,244	特定財源 384,659 その他 384,659 一般財源 1,221,042			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護納付金分	591,252	576,038	15,214	特定財源 132,254 国・県 305 その他 131,949 一般財源 458,998	18 負担金補助及び交付金	591,252	◎介護納付金分 591,252
特定財源の内訳							
(国) 国民健康保険災害臨時特例補助金				61			
(県) 特別調整県交付金				244			
(他) 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)				89,451			

国民健康保険特別会計

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護納付金分	(他) 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分) (他) 産前産後保険税繰入金			42,440 58			
計	591,252	576,038	15,214	特定財源 132,254 国・県 305 その他 131,949 一般財源 458,998			

(款) 4 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 特定健康診査等事業費	278,700	276,815	1,885	特定財源 95,787	7 報償費	117	◎特定健康診査等事業費
				国・県 95,787	8 旅費	189	
				一般財源 182,913	10 需用費	2,202	○特定健康診査事業費★
					11 役務費	13,863	272,830
				特定財源の内訳	12 委託料	262,084	○特定保健指導事業費★
				(県) 第二号県調整交付金 10,000	13 使用料及び賃借料	245	5,870
			(県) 特別調整県交付金 2,198				
			(県) 保険者努力支援県交付金 8,791				
			(県) 特定健康診査等県補助金 74,509				
			(県) 健康増進事業県補助金 289				

国民健康保険特別会計

(款) 4 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	278,700	276,815	1,885	特定財源 95,787 国・県 95,787 一般財源 182,913			

(款) 4 保健事業費

(項) 2 保健事業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健事業費	103,243	96,670	6,573	特定財源 19,984	7 報償費	324	◎保健事業費 103,243 ○医療費適正化推進事業費★ 66,185 ○医療費通知事業費 14,029 ○保健事務費 23,029
				国・県 19,984	8 旅費	218	
				一般財源 83,259	10 需用費	3,275	
					11 役務費	12,831	
					12 委託料	43,135	
					13 使用料及び賃借料	21,099	
					27 繰出金	22,361	
計	103,243	96,670	6,573	特定財源 19,984 国・県 19,984 一般財源 83,259			

国民健康保険特別会計

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 基金積立金	250,165	250,010	155	特定財源 164 その他 164 一般財源 250,001	24 積立金	250,165	◎国民健康保険事業財政調整基金費 250,165
	特定財源の内訳 (他) 国民健康保険事業財政調整基金利子			164			
計	250,165	250,010	155	特定財源 164 その他 164 一般財源 250,001			

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保険税還付金	45,400	0	45,400	一般財源 45,400	22 償還金利子及び割引料	45,400	◎税収入払戻金 45,400
2 還付加算金	1,040	0	1,040	一般財源 1,040	22 償還金利子及び割引料	1,040	◎還付加算金 1,040
3 償還金	3	3	0	一般財源 3	22 償還金利子及び割引料	3	◎県支出金返還金 3

国民健康保険特別会計

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
(一般被保険者保険税還付金)	0	45,000	△45,000				
(退職被保険者等保険税還付金)	0	400	△400				
(一般被保険者還付加算金)	0	1,000	△1,000				
(退職被保険者等還付加算金)	0	40	△40				
計	46,443	46,443	0	一般財源	46,443		

(款) 7 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	200,000	200,000	0	一般財源	200,000		
計	200,000	200,000	0	一般財源	200,000		

国民健康保険特別会計

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)			
本 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	17	721			721	721	
	計	17	721			721	721	
前 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	27	1,045			1,045	1,045	
	計	27	1,045			1,045	1,045	
比 較	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	△ 10	△ 324			△ 324	△ 324	
	計	△ 10	△ 324			△ 324	△ 324	

国民健康保険特別会計

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本年度	(41) 44	44,797	176,713	126,721	348,231	74,470	422,701	
前年度	(42) 44	42,458	176,732	117,862	337,052	72,276	409,328	
比較	(△ 1) 0	2,339	△ 19	8,859	11,179	2,194	13,373	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度	4,284	3,455	4,271	1,102	23,279		
	前 年 度	5,718	3,422	3,263	1,102	22,151		
	比 較	△ 1,434	33	1,008	0	1,128		
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	48,190	38,625			3,419		
	前 年 度	46,706	31,318			4,011		
	比 較	1,484	7,307			△ 592		
手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	本 年 度	96						
	前 年 度	171						
	比 較	△ 75						

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)		
本 年 度	() 44		176,713	110,525	287,238	63,670 350,908
前 年 度	() 44		176,732	109,604	286,336	63,192 349,528
比 較	() 0		△ 19	921	902	478 1,380

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度	4,284	3,455	4,271	1,102	23,279		
	前 年 度	5,718	3,422	3,263	1,102	22,151		
	比 較	△ 1,434	33	1,008	0	1,128		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	39,273	31,346			3,419		
	前 年 度	38,448	31,318			4,011		
	比 較	825	28			△ 592		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	本 年 度	96						
	前 年 度	171						
	比 較	△ 75						

イ 会計年度任用職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)				計 (千円)
本 年 度	(41)	44,797		16,196	60,993	10,800	71,793	
前 年 度	(42)	42,458		8,258	50,716	9,084	59,800	
比 較	(△ 1)	2,339		7,938	10,277	1,716	11,993	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度							
	前 年 度							
	比 較							
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	8,917	7,279					
	前 年 度	8,258	0					
	比 較	659	7,279					
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	本 年 度							
	前 年 度							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 19	給与改定に伴う増減分	1,224	
		昇給に伴う増加分	2,128	
		その他の増減分	△ 3,371	
職員手当	8,859	制度改正に伴う増減分	9,491	期末手当 1,241 勤勉手当 8,250
		その他の増減分	△ 632	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

ア 職員1人当たり給与

区 分	行政職	
令和6年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	331,575
	平均給与月額 (円)	402,278
	平均年齢 (歳)	42.08
令和5年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	325,232
	平均給与月額 (円)	395,961
	平均年齢 (歳)	41.08

イ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	1 級	() 3	() 6.8
	2 級	() 8	() 18.2
	3 級	() 9	() 20.5
	4 級	() 19	() 43.2
	5 級	() 3	() 6.8
	6 級	() 2	() 4.5
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 44	() 100.0
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在	1 級	() 4	() 9.1
	2 級	() 6	() 13.6
	3 級	() 11	() 25.0
	4 級	() 17	() 38.6
	5 級	() 4	() 9.1
	6 級	() 2	() 4.6
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 44	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

ウ 昇 給

区 分		行 政 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	44	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	38	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	34
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	2
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)	2	
比 率 (B) / (A) (%)	86.4		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	44	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	37	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	36
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)	1	
比 率 (B) / (A) (%)	84.1		

工 特 殊 勤 務 手 当

区 分	行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.7
支給対象職員の比率 (%) (令和6年1月1日現在)	54.5
代表的な特殊勤務手当の名称	税務職員及び税外 収入徴収事務従事 職員の手当

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

1 前年度以前設定債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
国民健康保険システム再構築事業	299,169	令和 3年度 令和 5年度	110,168	令和 6年度 令和 9年度	100,653			100,653	
レセプト健診データ分析・保健情報管理システム賃借料(令和2年度分)	103,073	令和 2年度 令和 5年度	63,297	令和 6年度 令和 7年度	37,632	5,000			32,632

(参考) 当該年度に期限が到来する債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
国民健康保険システム業務委託料 (令和5年度分)	37,994	令和5年度		令和6年度	37,994			37,994	

令和6年度郡山市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度郡山市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,180,980千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 保険料		3,225,634
	1 後期高齢者医療保険料	3,225,634
2 繰入金		927,034
	1 他会計繰入金	927,034
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		28,311
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	9,540
	3 雑入	18,770
歳 入	合 計	4,180,980

後期高齢者医療特別会計

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		117,345
	1 総務管理費	100,544
	2 徴収費	16,801
2 広域連合納付金		4,045,080
	1 広域連合納付金	4,045,080
3 保健事業費		9,015
	1 保健事業費	9,015
4 諸支出金		9,540
	1 償還金及び還付加算金	9,540
歳出	合計	4,180,980

後期高齢者医療特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 保険料	3,225,634	2,989,047	236,587
2 繰入金	927,034	861,727	65,307
3 繰越金	1	1	0
4 諸収入	28,311	20,371	7,940
歳入合計	4,180,980	3,871,146	309,834

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 総務費	117,345	109,504	7,841			117,345	
2 広域連合納付金	4,045,080	3,741,108	303,972			4,045,080	
3 保健事業費	9,015	10,024	△1,009			9,015	
4 諸支出金	9,540	10,510	△970			9,540	
歳 出 合 計	4,180,980	3,871,146	309,834			4,180,980	

2 歳入

(款) 1 保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 後期高齢者医療保険料	3,225,634	2,989,047	236,587	1 現年度分特別徴収保険料	2,017,055	現年度分特別徴収保険料 2,017,055
				2 現年度分普通徴収保険料	1,198,053	現年度分普通徴収保険料 1,198,053
				3 滞納繰越分普通徴収保険料	10,526	滞納繰越分普通徴収保険料 10,526
計	3,225,634	2,989,047	236,587			

(款) 2 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	927,034	861,727	65,307	1 事務費繰入金	34,270	事務費繰入金 34,270
				2 職員給与費等繰入金	73,320	職員給与費等繰入金 73,320
				3 保険基盤安定繰入金	819,444	保険基盤安定繰入金 819,444

後期高齢者医療特別会計

(款) 2 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
計	927,034	861,727	65,307			

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	1	0	1 前年度繰越金	1	前年度繰越金 1
計	1	1	0			

(款) 4 諸収入

(項) 1 延滞金、加算金及び過料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 延滞金	1	1	0	1 延滞金	1	延滞金 1
計	1	1	0			

後期高齢者医療特別会計

(款) 4 諸収入

(項) 2 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 保険料還付金	9,500	10,450	△ 950	1 保険料払戻金	9,500	保険料払戻金 9,500
2 還付加算金	40	60	△ 20	1 還付加算金	40	還付加算金 40
計	9,540	10,510	△ 970			

(款) 4 諸収入

(項) 3 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	18,770	9,860	8,910	1 雑入	18,770	雇用保険料個人負担分 52 後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金 520 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業補助金 18,197 雑入 1
計	18,770	9,860	8,910			

後期高齢者医療特別会計

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 一般管理費	100,544	92,628	7,916	特定財源	100,544	1 報酬	6,265	◎職員給与費	83,074
				その他	100,544	2 給料	34,926	◎一般管理事務費	17,470
						3 職員手当等	27,102		
				特定財源の内訳		4 共済費	14,187		
				(他) 事務費繰入金	17,469	8 旅費	704		
				(他) 職員給与費等繰入金	73,320	10 需用費	632		
				(他) 雇用保険料個人負担分	52	11 役務費	16,728		
				(他) 後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ 交付金	415				
				(他) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事 業補助金	9,287				
				(他) 雑入	1				
				計	100,544	92,628	7,916	特定財源	100,544
				その他	100,544				

後期高齢者医療特別会計

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 徴収費	16,801	16,876	△75	特定財源	16,801	8 旅費	32	◎徴収事務費 16,801	
				その他	16,801	10 需用費	1,505		
						11 役務費	10,520		
				特定財源の内訳			12 委託料		2,640
				(他) 事務費繰入金		16,801	13 使用料及び賃借料		1,976
							18 負担金補助及び交付金		128
計	16,801	16,876	△75	特定財源	16,801				
				その他	16,801				

(款) 2 広域連合納付金

(項) 1 広域連合納付金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 広域連合納付金	4,045,080	3,741,108	303,972	特定財源	4,045,080	18 負担金補助及び交付金	4,045,080	◎広域連合納付金 4,045,080
				その他	4,045,080			
				特定財源の内訳				
				(他) 現年度分特別徴収保険料	2,017,055			
				(他) 現年度分普通徴収保険料	1,198,053			

後期高齢者医療特別会計

(款) 2 広域連合納付金

(項) 1 広域連合納付金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 広域連合納付金	(他) 滞納繰越分普通徴収保険料 (他) 保険基盤安定繰入金 (他) 前年度繰越金 (他) 延滞金			10,526 819,444 1 1			
計	4,045,080	3,741,108	303,972	特定財源 4,045,080 その他 4,045,080			

(款) 3 保健事業費

(項) 1 保健事業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健事業費	9,015	10,024	△1,009	特定財源 9,015 その他 9,015	8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料	105 217 21 8,672	◎保健事業費 9,015
				特定財源の内訳 (他) 後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ 交付金 105 (他) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事 業補助金 8,910			
計	9,015	10,024	△1,009	特定財源 9,015 その他 9,015			

後期高齢者医療特別会計

(款) 4 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 保険料還付金	9,500	10,450	△950	特定財源	9,500	22 償還金利子及び割引料	9,500	◎保険料払戻金	9,500
				その他	9,500				
				特定財源の内訳					
				(他) 保険料払戻金		9,500			
2 還付加算金	40	60	△20	特定財源	40	22 償還金利子及び割引料	40	◎還付加算金	40
				その他	40				
				特定財源の内訳					
				(他) 還付加算金		40			
計	9,540	10,510	△970	特定財源	9,540				
				その他		9,540			

後期高齢者医療特別会計

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(16) 9	6,265	34,926	27,102	68,293	14,187	82,480	
前 年 度	(16) 8	5,984	32,138	24,896	63,018	12,958	75,976	
比 較	(0) 1	281	2,788	2,206	5,275	1,229	6,504	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度	738	519	876		8,807	252	
	前 年 度	816	510	960		7,949	252	
	比 較	△ 78	9	△ 84		858	0	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	8,827	7,083			0		
	前 年 度	8,122	5,668			592		
	比 較	705	1,415			△ 592		
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	本 年 度	0						
	前 年 度	27						
	比 較	△ 27						

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	() 9		34,926	24,775	59,701	12,657	72,358	
前 年 度	() 8		32,138	23,705	55,843	11,620	67,463	
比 較	() 1		2,788	1,070	3,858	1,037	4,895	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度	738	519	876		8,807	252	
	前 年 度	816	510	960		7,949	252	
	比 較	△ 78	9	△ 84		858	0	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	7,546	6,037			0		
	前 年 度	6,931	5,668			592		
	比 較	615	369			△ 592		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	本 年 度	0						
	前 年 度	27						
	比 較	△ 27						

イ 会計年度任用職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)				
本 年 度	(16)	6,265		2,327	8,592	1,530	10,122	
前 年 度	(16)	5,984		1,191	7,175	1,338	8,513	
比 較	(0)	281		1,136	1,417	192	1,609	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度							
	前 年 度							
	比 較							
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	1,281	1,046					
	前 年 度	1,191	0					
	比 較	90	1,046					
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	本 年 度							
	前 年 度							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	2,788	給与改定に伴う増減分	254	
		昇給に伴う増加分	424	
		その他の増減分	2,110	
職員手当	2,206	制度改正に伴う増減分	1,492	期末手当 242 勤勉手当 1,250
		その他の増減分	714	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

ア 職員1人当たり給与

区 分	行政職	
令和6年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	332,433
	平均給与月額 (円)	425,703
	平均年齢 (歳)	42.07
令和5年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	330,850
	平均給与月額 (円)	378,920
	平均年齢 (歳)	41.10

イ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	1 級	() 1	() 11.2
	2 級	()	()
	3 級	() 4	() 44.4
	4 級	() 4	() 44.4
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 9	() 100.0
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在	1 級	()	()
	2 級	() 1	() 12.5
	3 級	() 3	() 37.5
	4 級	() 4	() 50.0
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 8	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

ウ 昇 給

区 分		行 政 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	9	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	9	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	1
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	8
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	8	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	8	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	8
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(参考) 当該年度に期限が到来する債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
後期高齢者医療保険料徴収システム再構築事業	36,656	平成30年度 令和 5年度	17,160	令和 6年度	2,640			2,640	

令和6年度郡山市介護保険特別会計予算

令和6年度郡山市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,671,992千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 保険料		6,430,524
	1 介護保険料	6,430,524
2 国庫支出金		5,926,402
	1 国庫負担金	4,642,105
	2 国庫補助金	1,284,297
3 支払基金交付金		7,138,521
	1 支払基金交付金	7,138,521
4 県支出金		3,818,188
	1 県負担金	3,663,512
	2 県補助金	154,676
5 財産収入		425
	1 財産運用収入	425
6 繰入金		4,357,328
	1 一般会計繰入金	4,357,328
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		603
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 市預金利子	1
	3 雑入	592
歳 入	合 計	27,671,992

介護保険特別会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		754,665
	1 総務管理費	416,968
	2 徴収費	24,045
	3 要介護認定費	312,879
	4 運営協議会費	773
2 保険給付費		25,555,752
	1 介護サービス等諸費	24,253,914
	2 高額介護サービス等費	628,783
	3 特定入所者介護サービス等費	648,316
	4 その他の諸費	24,739
3 地域支援事業費		1,112,377
	1 地域支援事業費	1,108,920
	2 その他の諸費	3,457
4 基金積立金		95,378
	1 基金積立金	95,378
5 諸支出金		123,820
	1 償還金及び還付加算金	10,242
	2 介護サービス等諸費	6,944
	3 繰出金	106,634
6 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出	合 計	27,671,992

介護保険特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 保険料	6,430,524	5,693,764	736,760
2 国庫支出金	5,926,402	6,177,867	△251,465
3 支払基金交付金	7,138,521	7,267,046	△128,525
4 県支出金	3,818,188	3,978,589	△160,401
5 財産収入	425	425	0
6 繰入金	4,357,328	5,225,263	△867,935
7 繰越金	1	1	0
8 諸収入	603	475	128
歳入合計	27,671,992	28,343,430	△671,438

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 総務費	754,665	706,974	47,691			754,665	
2 保険給付費	25,555,752	26,039,329	△483,577	9,202,623		10,094,522	6,258,607
3 地域支援事業費	1,112,377	1,550,230	△437,853	535,023		392,732	184,622
4 基金積立金	95,378	425	94,953			425	94,953
5 諸支出金	123,820	16,472	107,348	6,944		640	116,236
6 予備費	30,000	30,000	0				30,000
歳 出 合 計	27,671,992	28,343,430	△671,438	9,744,590		11,242,984	6,684,418

2 歳入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 第1号被保険者保険料	6,430,524	5,693,764	736,760	1 現年度分特別徴収保険料	5,869,698	現年度分特別徴収保険料 5,869,698
				2 現年度分普通徴収保険料	537,448	現年度分普通徴収保険料 537,448
				3 滞納繰越分普通徴収保険料	23,378	滞納繰越分普通徴収保険料 23,378
計	6,430,524	5,693,764	736,760			

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	4,642,105	4,724,004	△ 81,899	1 現年度分介護給付費負担金	4,642,105	現年度分介護給付費国庫負担金 4,642,105
計	4,642,105	4,724,004	△ 81,899			

介護保険特別会計

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 調整交付金	930,701	944,568	△ 13,867	1 現年度分調整交付金	930,701	現年度分調整交付金 930,701
2 地域支援事業交付金	265,307	434,840	△ 169,533	1 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業交付金	176,169	現年度分介護予防・日常生活支援総合事業交付金 176,169
				2 現年度分包括の支援事業・任意事業交付金	89,138	現年度分包括の支援事業・任意事業交付金 89,138
3 保険者機能強化推進交付金	32,466	34,808	△ 2,342	1 保険者機能強化推進交付金	32,466	保険者機能強化推進交付金 32,466
4 災害臨時特例補助金	4,167	3,818	349	1 災害臨時特例補助金	4,167	災害臨時特例補助金 4,167
5 介護保険保険者努力支援交付金	51,656	35,829	15,827	1 介護保険保険者努力支援交付金	51,656	介護保険保険者努力支援交付金 51,656
計	1,284,297	1,453,863	△ 169,566			

介護保険特別会計

(款) 3 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費交付金	6,900,053	7,030,619	△ 130,566	1 現年度分介護給付費交付金	6,900,053	現年度分介護給付費交付金 6,900,053
2 地域支援事業支援交付金	238,468	236,427	2,041	1 現年度分地域支援事業支援交付金	238,468	現年度分地域支援事業支援交付金 238,468
計	7,138,521	7,267,046	△ 128,525			

(款) 4 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	3,663,512	3,738,776	△ 75,264	1 現年度分介護給付費負担金	3,663,512	現年度分介護給付費県負担金 3,663,512
計	3,663,512	3,738,776	△ 75,264			

介護保険特別会計

(款) 4 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 地域支援事業交付金	154,676	239,313	△ 84,637	1 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業交付金	110,106	現年度分介護予防・日常生活支援総合事業県交付金 110,106
				2 現年度分包括的支援事業・任意事業交付金	44,570	現年度分包括的支援事業・任意事業県交付金 44,570
(介護保険事業費県補助金)	0	500	△ 500			
計	154,676	239,813	△ 85,137			

(款) 5 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	425	425	0	1 利子及び配当金	425	介護保険給付費準備基金利子 425
計	425	425	0			

介護保険特別会計

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費繰入金	3,194,469	3,254,916	△ 60,447	1 現年度分介護給付費繰入金	3,194,469	現年度分介護給付費繰入金 3,194,469
2 地域支援事業繰入金	154,676	239,313	△ 84,637	1 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業繰入金	110,106	現年度分介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 110,106
				2 現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金	44,570	現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金 44,570
3 その他一般会計繰入金	1,008,183	960,070	48,113	1 職員給与費等繰入金	382,430	職員給与費等繰入金 382,430
				2 事務費繰入金	371,873	事務費繰入金 371,873
				3 低所得者保険料軽減繰入金	253,880	低所得者保険料軽減繰入金 253,880
計	4,357,328	4,454,299	△ 96,971			

介護保険特別会計

(款) 6 繰入金

(項) (基金繰入金)

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
(介護保険給付費準備基金繰入金)	0	770,964	△ 770,964			
計	0	770,964	△ 770,964			

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	1	0	1 前年度繰越金	1	前年度繰越金 1
計	1	1	0			

(款) 8 諸収入

(項) 1 延滞金、加算金及び過料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 延滞金	10	10	0	1 第1号被保険者延滞金	10	第1号被保険者延滞金 10
計	10	10	0			

介護保険特別会計

(款) 8 諸収入

(項) 2 市預金利子

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 市預金利子	1	1	0	1 市預金利子	1	市預金利子 1
計	1	1	0			

(款) 8 諸収入

(項) 3 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	591	463	128	1 実費徴収金	1	複写経費実費収入 1
				2 雑入	590	雇用保険料個人負担分 360 地域支援事業利用者負担分 228 保険給付費過年度戻入金 1 認定審査会委託負担金 1
2 第三者納付金	1	1	0	1 第三者納付金	1	第三者行為損害賠償収入金 1
計	592	464	128			

介護保険特別会計

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳		節		説明				
						区分	金額					
1 一般管理費	416,968	398,732	18,236	特定財源	416,968	1 報酬	42,883	◎職員給与費 382,790 ◎一般管理事務費 34,178				
				その他	416,968	2 給料	155,726					
						3 職員手当等	117,756					
				特定財源の内訳					4 共済費	64,343		
				(他) 職員給与費等繰入金	382,430	8 旅費	2,819					
				(他) 事務費繰入金	34,177	10 需用費	4,692					
				(他) 複写経費実費収入	1	11 役務費	4,666					
				(他) 雇用保険料個人負担分	360	12 委託料	12,515					
						13 使用料及び 賃借料	10,967					
						17 備品購入費	470					
						18 負担金補助 及び交付金	131					
				計	416,968	398,732	18,236		特定財源 416,968 その他 416,968			

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 賦課徴収費	24,045	22,362	1,683	特定財源	24,045	8 旅費	12	◎賦課徴収費 24,045
				その他	24,045	10 需用費	2,740	
						11 役務費	21,002	
				特定財源の内訳 (他) 事務費繰入金	24,045	18 負担金補助 及び交付金	291	
計	24,045	22,362	1,683	特定財源 その他	24,045 24,045			

(款) 1 総務費

(項) 3 要介護認定費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 要介護認定費	312,879	284,633	28,246	特定財源	312,879	1 報酬	41,000	◎介護認定審査会費 49,021
				その他	312,879	8 旅費	748	◎認定調査費 263,858
				特定財源の内訳 (他) 事務費繰入金	312,878	10 需用費	1,471	
				(他) 認定審査会委託負担金	1	11 役務費	95,950	
						12 委託料	166,367	
						13 使用料及び 賃借料	7,326	
						26 公課費	17	

介護保険特別会計

(款) 1 総務費

(項) 3 要介護認定費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	312,879	284,633	28,246	特定財源 312,879 その他 312,879			

(款) 1 総務費

(項) 4 運営協議会費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 運営協議会費	773	1,247	△474	特定財源 773	1 報酬	633	◎運営協議会費 773
				その他 773	8 旅費	98	
					10 需用費	11	
					11 役務費	31	
	特定財源の内訳 (他) 事務費繰入金			773			
計	773	1,247	△474	特定財源 773 その他 773			

介護保険特別会計

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 介護サービス諸費	23,667,535	24,182,083	△514,548	特定財源	17,871,353	18 負担金補助及び交付金	23,667,535	◎居宅介護サービス給付費	9,108,691
				国・県	8,522,676			◎地域密着型介護サービス給付費	6,100,764
				その他	9,348,677			◎施設介護サービス給付費	7,226,555
				一般財源	5,796,182			◎居宅介護サービス計画給付費	1,231,525
	特定財源の内訳								
				(国) 現年度分介護給付費国庫負担金	4,295,895				
				(国) 現年度分調整交付金	830,731				
				(県) 現年度分介護給付費県負担金	3,396,050				
				(他) 現年度分介護給付費交付金	6,390,235				
				(他) 現年度分介護給付費繰入金	2,958,442				
2 介護予防サービス諸費	586,379	530,475	55,904	特定財源	442,773	18 負担金補助及び交付金	586,379	◎介護予防サービス給付費	438,901
				国・県	211,154			◎地域密着型介護予防サービス給付費	50,601
				その他	231,619			◎介護予防サービス計画給付費	96,877
				一般財源	143,606				
	特定財源の内訳								
				(国) 現年度分介護給付費国庫負担金	115,138				
				(国) 現年度分調整交付金	20,581				
				(県) 現年度分介護給付費県負担金	75,435				
				(他) 現年度分介護給付費交付金	158,322				
				(他) 現年度分介護給付費繰入金	73,297				

介護保険特別会計

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	24,253,914	24,712,558	△458,644	特定財源 18,314,126 国・県 8,733,830 その他 9,580,296 一般財源 5,939,788			

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額介護サービス等費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 高額介護サービス費	628,783	617,047	11,736	特定財源 474,794 国・県 226,425 その他 248,369 一般財源 153,989	18 負担金補助及び交付金	628,783	◎高額介護サービス費 628,783
	特定財源の内訳						
				(国) 現年度分介護給付費国庫負担金		125,757	
				(国) 現年度分調整交付金		22,070	
				(県) 現年度分介護給付費県負担金		78,598	
				(他) 現年度分介護給付費交付金		169,771	
				(他) 現年度分介護給付費繰入金		78,598	

介護保険特別会計

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額介護サービス等費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	628,783	617,047	11,736	特定財源 474,794 国・県 226,425 その他 248,369 一般財源 153,989			

(款) 2 保険給付費

(項) 3 特定入所者介護サービス等費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 特定入所者介護サービス費	648,316	684,403	△36,087	特定財源 489,544 国・県 233,459 その他 256,085 一般財源 158,772	18 負担金補助及び交付金	648,316	◎特定入所者介護サービス費 648,316
	特定財源の内訳						
				(国) 現年度分介護給付費国庫負担金 100,489			
				(国) 現年度分調整交付金 22,756			
				(県) 現年度分介護給付費県負担金 110,214			
				(他) 現年度分介護給付費交付金 175,045			
				(他) 現年度分介護給付費繰入金 81,040			

介護保険特別会計

(款) 2 保険給付費

(項) 3 特定入所者介護サービス等費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	648,316	684,403	△36,087	特定財源 489,544 国・県 233,459 その他 256,085 一般財源 158,772			

(款) 2 保険給付費

(項) 4 その他の諸費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 審査支払手数料	24,739	25,321	△582	特定財源 18,681 国・県 8,909 その他 9,772 一般財源 6,058	11 役務費	24,739	◎介護給付費審査支払手数料 24,739
特定財源の内訳							
				(国) 現年度分介護給付費国庫負担金 4,826			
				(国) 現年度分調整交付金 868			
				(県) 現年度分介護給付費県負担金 3,215			
				(他) 現年度分介護給付費交付金 6,680			
				(他) 現年度分介護給付費繰入金 3,092			

介護保険特別会計

(款) 2 保険給付費

(項) 4 その他の諸費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	24,739	25,321	△582	特定財源 18,681 国・県 8,909 その他 9,772 一般財源 6,058			

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 地域支援事業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護予防・生活支援サービス事業費	864,030	857,745	6,285	特定財源 736,552	10 需用費 302	863,664	◎介護予防・生活支援サービス事業費 780,646
				国・県 395,260	11 役務費 64		○介護予防・生活支援サービス事業費★ 780,646
				その他 341,292	18 負担金補助及び交付金		◎介護予防ケアマネジメント事業費 83,384
				一般財源 127,478			○介護予防ケアマネジメント事業費★ 83,384
	特定財源の内訳						
				(国) 現年度分調整交付金 30,328			
				(国) 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業交付金 172,806			
				(国) 保険者機能強化推進交付金 32,466			
				(国) 介護保険保険者努力支援交付金 51,656			

介護保険特別会計

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 地域支援事業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 介護予防・生活支援サービス事業費				(県) 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業県交付金 108,004 (他) 現年度分地域支援事業支援交付金 233,288 (他) 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 108,004					
2 一般介護予防事業費	13,360	14,725	△1,365	特定財源	10,088	7 報償費	1,433	◎一般介護予防事業費 ○一般介護予防事業費★	13,360 13,360
				国・県 その他 一般財源	4,811 5,277 3,272	8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料	257 2,260 5,127 4,283		
				特定財源の内訳					
				(国) 現年度分調整交付金	469				
				(国) 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業交付金	2,672				
				(県) 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業県交付金	1,670				
				(他) 現年度分地域支援事業支援交付金	3,607				
				(他) 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業繰入金	1,670				

介護保険特別会計

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 地域支援事業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
3 包括的支援事業・任意事業費	231,530	674,575	△443,045	特定財源	178,506	7 報償費	12,903	◎包括的支援事業費	118,413
				国・県	133,708	8 旅費	4,230	○包括的支援事業費	
				その他	44,798	10 需用費	1,641	★	72,623
				一般財源	53,024	11 役務費	2,872	○認知症総合支援事業費★	28,666
						12 委託料	181,062	○在宅医療・介護連携推進事業費★	17,124
						13 使用料及び賃借料	1,934	◎任意事業費	113,117
						18 負担金補助及び交付金	26,888	○認知症高齢者家族支援事業費★	5,620
								○介護用品給付事業費★	7,102
								○シルバーハウジング生活援助員派遣事業費★	4,031
								○配食サービス活用事業費★	37,780
				○介護サービス相談員派遣事業費★	15,840				
特定財源の内訳									
				(国) 現年度分包括的支援事業・任意事業交付金	89,138				
				(県) 現年度分包括的支援事業・任意事業県交付金	44,570				
				(他) 現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金	44,570				
				(他) 地域支援事業利用者負担分	228				

介護保険特別会計

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 地域支援事業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	1,108,920	1,547,045	△438,125	特定財源 925,146 国・県 533,779 その他 391,367 一般財源 183,774			

(款) 3 地域支援事業費

(項) 2 その他の諸費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 審査支払手数料	3,457	3,185	272	特定財源 2,609 国・県 1,244 その他 1,365 一般財源 848	11 役務費	3,457	◎総合事業審査支払手数料 3,457
	特定財源の内訳						
				(国) 現年度分調整交付金 121			
				(国) 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業交付金 691			
				(県) 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業県交付金 432			
				(他) 現年度分地域支援事業支援交付金 933			

介護保険特別会計

(款) 3 地域支援事業費
(項) 2 その他の諸費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 審査支払手数料	(他) 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業繰入金			432			
計	3,457	3,185	272	特定財源 2,609 国・県 1,244 その他 1,365 一般財源 848			

(款) 4 基金積立金
(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 基金積立金	95,378	425	94,953	特定財源 425 その他 425 一般財源 94,953	24 積立金	95,378	◎介護保険給付費準備基金費 95,378
	特定財源の内訳						
	(他) 介護保険給付費準備基金利子			425			
計	95,378	425	94,953	特定財源 425 その他 425 一般財源 94,953			

介護保険特別会計

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 第1号被保険者保険料還付金	10,041	9,910	131	一般財源 10,041	22 償還金利子及び割引料	10,041	◎保険料払戻金 10,041
2 第1号被保険者還付加算金	201	199	2	一般財源 201	22 償還金利子及び割引料	201	◎還付加算金 201
計	10,242	10,109	133	一般財源 10,242			

(款) 5 諸支出金

(項) 2 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 利用者負担額軽減支援費	6,944	6,363	581	特定財源 6,944 国・県 6,944	19 扶助費	6,944	◎利用者負担額軽減支援費 6,944
	特定財源の内訳						
				(国) 現年度分調整交付金 2,777			
				(国) 災害臨時特例補助金 4,167			
計	6,944	6,363	581	特定財源 6,944 国・県 6,944			

介護保険特別会計

(款) 5 諸支出金

(項) 3 繰出金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般会計繰出金	106,634	0	106,634	特定財源 640 その他 640 一般財源 105,994	27 繰出金	106,634	◎一般会計繰出金 106,634
	特定財源の内訳						
	(他) 現年度分地域支援事業支援交付金			640			
計	106,634	0	106,634	特定財源 640 その他 640 一般財源 105,994			

(款) 6 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	30,000	30,000	0	一般財源 30,000			
計	30,000	30,000	0	一般財源 30,000			

介護保険特別会計

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)			
本 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	128	41,731			41,731	41,731	
	計	128	41,731			41,731	41,731	
前 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	128	43,520			43,520	43,520	
	計	128	43,520			43,520	43,520	
比 較	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	0	△ 1,789			△ 1,789	△ 1,789	
	計	0	△ 1,789			△ 1,789	△ 1,789	

介護保険特別会計

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本年度	(29) 40	42,785	155,726	117,756	316,267	64,343	380,610	
前年度	(33) 44	38,711	173,239	113,469	325,419	68,593	394,012	
比較	(△ 4) △ 4	4,074	△ 17,513	4,287	△ 9,152	△ 4,250	△ 13,402	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度	2,850	2,569	3,434	30	28,723		
	前 年 度	3,888	3,210	2,649	30	25,886		
	比 較	△ 1,038	△ 641	785	0	2,837		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	42,582	34,286			3,189		
	前 年 度	44,165	30,312			3,189		
	比 較	△ 1,583	3,974			0		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	本 年 度	93						
	前 年 度	140						
	比 較	△ 47						

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	() 40		155,726	102,219	257,945	53,937	311,882
前 年 度	() 44		173,239	106,275	279,514	60,355	339,869
比 較	() △ 4		△ 17,513	△ 4,056	△ 21,569	△ 6,418	△ 27,987

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度	2,850	2,569	3,434	30	28,723		
	前 年 度	3,888	3,210	2,649	30	25,886		
	比 較	△ 1,038	△ 641	785	0	2,837		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	34,028	27,303			3,189		
	前 年 度	36,971	30,312			3,189		
	比 較	△ 2,943	△ 3,009			0		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	本 年 度	93						
	前 年 度	140						
	比 較	△ 47						

イ 会計年度任用職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)				
本 年 度	(29)	42,785		15,537	58,322	10,406	68,728	
前 年 度	(33)	38,711		7,194	45,905	8,238	54,143	
比 較	(△ 4)	4,074		8,343	12,417	2,168	14,585	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度							
	前 年 度							
	比 較							
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	8,554	6,983					
	前 年 度	7,194	0					
	比 較	1,360	6,983					
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	本 年 度							
	前 年 度							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 17,513	給与改定に伴う増減分	1,336	
		昇給に伴う増加分	2,292	
		その他の増減分	△ 21,141	
職員手当	4,287	制度改正に伴う増減分	9,052	期末手当 1,150 勤勉手当 7,902
		その他の増減分	△ 4,765	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

ア 職員1人当たり給与

区 分	行政職	
令和6年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	322,088
	平均給与月額 (円)	379,317
	平均年齢 (歳)	41.10
令和5年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	323,650
	平均給与月額 (円)	376,117
	平均年齢 (歳)	40.10

イ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	1 級	() 4	() 10.0
	2 級	() 5	() 12.5
	3 級	() 15	() 37.5
	4 級	() 11	() 27.5
	5 級	() 4	() 10.0
	6 級	() 1	() 2.5
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 40	() 100.0
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在	1 級	() 4	() 9.1
	2 級	() 7	() 15.9
	3 級	() 13	() 29.5
	4 級	() 15	() 34.1
	5 級	() 4	() 9.1
	6 級	() 1	() 2.3
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 44	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

ウ 昇 給

区 分		行 政 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	40	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	38	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	1
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	31
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	3
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)	3	
比 率 (B) / (A) (%)	95.0		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	44	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	41	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	34
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	4
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)	3	
比 率 (B) / (A) (%)	93.2		

工 特 殊 勤 務 手 当

区 分	行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (%) (令和6年1月1日現在)	2.5
代表的な特殊勤務手当の名称	感染症予防作業等 従事職員の手当

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

1 前年度以前設定債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
レセプト健診データ分析・保健情報管理システム賃借料 (令和2年度分)	6,280	令和2年度 令和5年度	3,683	令和6年度 令和7年度	2,456			2,456	

(参考) 当該年度に期限が到来する債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
地域包括支援センター業務委託料 (令和5年度分)	70,992	令和5年度		令和6年度	70,992	40,998		13,666	16,328

令和6年度郡山市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和6年度郡山市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,183千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
2 財産収入		15
	1 財産運用収入	15
3 繰入金		9,167
	1 一般会計繰入金	9,167
歳 入	合 計	9,183

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 土地開発基金費		9,183
	1 土地開発基金費	9,183
歳 出	合 計	9,183

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 使用料及び手数料	1	1	0
2 財産収入	15	15	0
3 繰入金	9,167	7,527	1,640
歳入合計	9,183	7,543	1,640

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 土地開発基金費	9,183	7,543	1,640			9,183	
歳 出 合 計	9,183	7,543	1,640			9,183	

2 歳入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 土地開発基金使用料	1	1	0	1 土地開発基金使用料	1	土地開発基金取得敷地内電柱等設置占用料
計	1	1	0			

(款) 2 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	15	15	0	1 利子及び配当金	15	土地開発基金利子
計	15	15	0			

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	9,167	7,527	1,640	1 一般会計繰入金	9,167	一般会計繰入金
計	9,167	7,527	1,640			

公共用地先行取得事業特別会計

3 歳出

(款) 1 土地開発基金費

(項) 1 土地開発基金費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 土地開発基金費	9,183	7,543	1,640	特定財源	9,183	8 旅費	145	◎土地開発基金費 9,183
				その他	9,183	10 需用費	635	
						11 役務費	5,151	
						12 委託料	3,252	
				特定財源の内訳				
			(他) 土地開発基金取得敷地内電柱等設置占用料	1				
			(他) 土地開発基金利子	15				
			(他) 一般会計繰入金	9,167				
計	9,183	7,543	1,640	特定財源	9,183			
				その他	9,183			

令和6年度郡山市県中都市計画荒井北井土地区画整理事業特別会計予算

令和6年度郡山市の県中都市計画荒井北井土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ328千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 保留地処分金		321
	1 保留地処分金	321
2 諸収入		7
	1 延滞金、加算金及び過料	7
歳 入	合 計	328

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		328
	1 土地区画整理事業費	328
歳 出	合 計	328

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 保留地処分金	321	321	0
2 諸収入	7	27	△20
(清算金収入)	0	1,643	△1,643
歳入合計	328	1,991	△1,663

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 土地区画整理事業費	328	1,991	△1,663			328	
歳 出 合 計	328	1,991	△1,663			328	

2 歳入

(款) 1 保留地処分金

(項) 1 保留地処分金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 保留地処分金	321	321	0	1 保留地処分金	321	保留地処分金 321
計	321	321	0			

(款) 2 諸収入

(項) 1 延滞金、加算金及び過料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 延滞金	7	27	△ 20	1 延滞金	7	延滞金 7
計	7	27	△ 20			

(款) (清算金収入)

(項) (清算金収入)

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
(清算金収入)	0	1,643	△ 1,643			
計	0	1,643	△ 1,643			

3 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 事業費	328	1,991	△1,663	特定財源	328	11 役務費	11	◎土地区画整理事業費 328 ○土地区画整理事業費 328
				その他	328	12 委託料	49	
						27 繰出金	268	
				特定財源の内訳				
				(他) 保留地処分金	321			
				(他) 延滞金	7			
計	328	1,991	△1,663	特定財源	328			
				その他	328			

令和6年度郡山市県中都市計画富田第二土地区画整理事業特別会計予算

令和6年度郡山市の県中都市計画富田第二土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ282,243千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 万里

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,487
	1 使用料	1,486
	2 手数料	1
2 保留地処分金		78,389
	1 保留地処分金	78,389
3 清算金収入		202,366
	1 清算金収入	202,366
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入	合 計	282,243

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		79,877
	1 土地区画整理事業費	79,877
2 土地区画整理清算金		202,366
	1 土地区画整理清算金	202,366
歳 出	合 計	282,243

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 使用料及び手数料	1,487	2,779	△1,292
2 保留地処分金	78,389	77,145	1,244
3 清算金収入	202,366	200,881	1,485
4 諸収入	1	1	0
歳入合計	282,243	280,806	1,437

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 土地区画整理事業費	79,877	79,925	△48			79,877	
2 土地区画整理清算金	202,366	200,881	1,485			202,366	
歳 出 合 計	282,243	280,806	1,437			282,243	

2 歳入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 使用料	1,486	2,778	△ 1,292	1 使用料	1,486	施行者管理地使用料 1,486
計	1,486	2,778	△ 1,292			

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 手数料	1	1	0	1 手数料	1	証明手数料 1
計	1	1	0			

(款) 2 保留地処分金

(項) 1 保留地処分金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 保留地処分金	78,389	77,145	1,244	1 保留地処分金	78,389	保留地処分金 78,389
計	78,389	77,145	1,244			

(款) 3 清算金収入

(項) 1 清算金収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 清算金収入	202,366	200,881	1,485	1 土地区画整理清算金	202,366	土地区画整理清算金徴収金 202,366
計	202,366	200,881	1,485			

(款) 4 諸収入

(項) 1 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	1	1	0	1 実費徴収金	1	図面等実費収入 1
計	1	1	0			

3 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明				
					区分	金額					
1 事業費	79,877	79,925	△48	特定財源	79,877	8 旅費	13	◎土地区画整理事業費 ○土地区画整理事業費	79,877 79,877		
				その他	79,877	10 需用費	4				
						11 役務費	3,839				
				特定財源の内訳						12 委託料	7,921
				(他) 施行者管理地使用料	1,486	14 工事請負費	20,000				
				(他) 証明手数料	1	22 償還金利子及び割引料	404				
				(他) 保留地処分金	78,389	27 繰出金	47,696				
				(他) 図面等実費収入	1						
計	79,877	79,925	△48	特定財源	79,877						
				その他	79,877						

(款) 2 土地区画整理清算金

(項) 1 土地区画整理清算金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 土地区画整理清算金	202,366	200,881	1,485	特定財源	202,366	21 補償補填及び賠償金	202,366	◎土地区画整理清算金	202,366
				その他	202,366				
特定財源の内訳									
				(他) 土地区画整理清算金徴収金	202,366				

富田第二土地区画整理事業特別会計

(款) 2 土地区画整理清算金

(項) 1 土地区画整理清算金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	202,366	200,881	1,485	特定財源 202,366 その他 202,366			

令和6年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計予算

令和6年度郡山市の県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ940,389千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,241
	1 使用料	1,240
	2 手数料	1
2 国庫支出金		197,000
	1 国庫補助金	197,000
3 繰入金		422,347
	1 一般会計繰入金	422,347
4 諸収入		1
	1 雑入	1
5 市債		319,800
	1 市債	319,800
歳 入	合 計	940,389

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		854,157
	1 土地区画整理事業費	854,157
2 公債費		86,232
	1 公債費	86,232
歳 出	合 計	940,389

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
都市計画事業	千円 319,800	(1) 借入方法 普通貸借又は債券発行債券の発行価格は、市長が定める。 (2) 借入資金 政府資金その他	5.00%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内 (うち据置5年以内)の期間において資金の融通条件並びに市長の定めるところにより償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えをすることができるものとする。
合 計	319,800			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 使用料及び手数料	1,241	1,728	△487
2 国庫支出金	197,000	100,000	97,000
3 繰入金	422,347	468,474	△46,127
4 諸収入	1	1	0
5 市債	319,800	125,000	194,800
歳入合計	940,389	695,203	245,186

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 土地区画整理事業費	854,157	612,518	241,639	197,000	319,800	337,357	
2 公債費	86,232	82,685	3,547			86,232	
歳 出 合 計	940,389	695,203	245,186	197,000	319,800	423,589	

2 歳入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 使用料	1,240	1,727	△ 487	1 使用料	1,240	施行者管理地使用料 1,240
計	1,240	1,727	△ 487			

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 手数料	1	1	0	1 手数料	1	証明手数料 1
計	1	1	0			

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 事業費国庫補助金	197,000	100,000	97,000	1 土地区画整理事業費国庫補助金	197,000	社会資本整備総合交付金 197,000
計	197,000	100,000	97,000			

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	422,347	468,474	△ 46,127	1 一般会計繰入金	422,347	一般会計繰入金 422,347
計	422,347	468,474	△ 46,127			

(款) 4 諸収入

(項) 1 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	1	1	0	1 実費徴収金	1	図面等実費収入 1
計	1	1	0			

(款) 5 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 事業債	319,800	125,000	194,800	1 土地区画整理事業債	319,800	都市計画事業債 319,800
計	319,800	125,000	194,800			

3 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 事業費	854,157	612,518	241,639	特定財源	854,157	1 報酬	154	◎職員給与費 41,595 ◎土地区画整理事業費 812,562 ○土地区画整理事業費★ 812,562
				国・県	197,000	2 給料	21,282	
				市債	319,800	3 職員手当等	12,696	
				その他	337,357	4 共済費	7,617	
						8 旅費	82	
						10 需用費	642	
						11 役務費	1,720	
						12 委託料	41,683	
						14 工事請負費	332,500	
						15 原材料費	200	
						18 負担金補助及び交付金	29	
		21 補償補填及び賠償金	435,552					
計	854,157	612,518	241,639	特定財源	854,157			
				国・県	197,000			
				市債	319,800			
				その他	337,357			

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 元金	74,912	74,354	558	特定財源 74,912	22 償還金利子 及び割引料	74,912	◎本年度償還元金 74,912
				その他 74,912			
特定財源の内訳							
(他) 一般会計繰入金				74,912			
2 利子	11,320	8,331	2,989	特定財源 11,320	22 償還金利子 及び割引料	11,320	◎本年度償還利子 11,320
				その他 11,320			
特定財源の内訳							
(他) 一般会計繰入金				11,320			
計	86,232	82,685	3,547	特定財源 86,232			
				その他 86,232			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)			
本 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	11	154			154		154
	計	11	154			154		154
前 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	11	154			154		154
	計	11	154			154		154
比 較	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	0	0			0		0
	計	0	0			0		0

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本年度	() 5		21,282	12,696	33,978	7,617	41,595	
前年度	() 5		21,557	12,824	34,381	7,465	41,846	
比較	() 0		△ 275	△ 128	△ 403	152	△ 251	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度	1,098	261	0	1	2,650		
	前 年 度	894	578	249	1	2,604		
	比 較	204	△ 317	△ 249	0	46		
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	4,883	3,803					
	前 年 度	4,706	3,792					
	比 較	177	11					
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	本 年 度							
	前 年 度							
比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 275	給与改定に伴う増減分	95	
		昇給に伴う増加分	222	
		その他の増減分	△ 592	
職員手当	△ 128	制度改正に伴う増減分	232	期末手当 120 勤勉手当 112
		その他の増減分	△ 360	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	行政職	
令和6年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	351,000
	平均給与月額 (円)	409,607
	平均年齢 (歳)	44.11
令和5年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	355,480
	平均給与月額 (円)	422,373
	平均年齢 (歳)	44.09

イ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	1 級	()	()
	2 級	()	()
	3 級	() 2	() 40.0
	4 級	() 3	() 60.0
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 5	() 100.0
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在	1 級	()	()
	2 級	()	()
	3 級	() 2	() 40.0
	4 級	() 3	() 60.0
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 5	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

ウ 昇 給

区 分		行 政 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	5	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	5	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	5
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	5	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	5	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	5
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		

工 特 殊 勤 務 手 当

区 分	行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (%) (令和6年1月1日現在)	20.0
代表的な特殊勤務手当の名称	用地等交渉業務従事職員の手当

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(参考) 当該年度に期限が到来する債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
基準点測量業務委託料 (令和5年度分)	1,400	令和5年度		令和6年度	1,400			1,400	

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
都市計画事業債	1,359,625	1,584,672	319,800	74,912	1,829,560
合 計	1,359,625	1,584,672	319,800	74,912	1,829,560

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

令和6年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計予算

令和6年度郡山市の県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ556,086千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		13,449
	1 負担金	13,449
2 使用料及び手数料		126
	1 使用料	125
	2 手数料	1
3 国庫支出金		137,500
	1 国庫補助金	137,500
4 繰入金		261,110
	1 一般会計繰入金	261,110
5 諸収入		1
	1 雑入	1
6 市債		143,900
	1 市債	143,900
歳 入	合 計	556,086

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 土地区画整理事業費		496,565
	1 土地区画整理事業費	496,565
2 公債費		59,521
	1 公債費	59,521
歳出	合計	556,086

徳定土地区画整理事業特別会計

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
都市計画事業	千円 143,900	(1) 借入方法 普通貸借又は債券発行債券の発行価格は、市長が定める。 (2) 借入資金 政府資金その他	5.00%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内 (うち据置5年以内)の期間において資金の融通条件並びに市長の定めるところにより償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えをすることができるものとする。
合 計	143,900			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	13,449	73,000	△59,551
2 使用料及び手数料	126	128	△2
3 国庫支出金	137,500	173,400	△35,900
4 繰入金	261,110	431,549	△170,439
5 諸収入	1	1	0
6 市債	143,900	236,200	△92,300
歳入合計	556,086	914,278	△358,192

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 土地区画整理事業費	496,565	866,300	△369,735	137,500	143,900	215,165	
2 公債費	59,521	47,978	11,543			59,521	
歳 出 合 計	556,086	914,278	△358,192	137,500	143,900	274,686	

2 歳入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 区画整理事業負担金	13,449	73,000	△ 59,551	1 公共施設管理者負担金	13,449	公共施設管理者負担金 13,449
計	13,449	73,000	△ 59,551			

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 使用料	125	127	△ 2	1 使用料	125	施行者管理地使用料 125
計	125	127	△ 2			

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 手数料	1	1	0	1 手数料	1	証明手数料 1
計	1	1	0			

徳定土地区画整理事業特別会計

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 事業費国庫補助金	137,500	173,400	△ 35,900	1 土地区画整理事業費国庫補助金	137,500	社会資本整備総合交付金 137,500
計	137,500	173,400	△ 35,900			

(款) 4 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	261,110	431,549	△ 170,439	1 一般会計繰入金	261,110	一般会計繰入金 261,110
計	261,110	431,549	△ 170,439			

(款) 5 諸収入

(項) 1 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	1	1	0	1 実費徴収金	1	図面等実費収入 1
計	1	1	0			

徳定土地区画整理事業特別会計

(款) 6 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 事業債	143,900	236,200	△ 92,300	1 土地区画整理事業債	143,900	都市計画事業債 143,900
計	143,900	236,200	△ 92,300			

徳定土地区画整理事業特別会計

3 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 事業費	496,565	866,300	△369,735	特定財源	496,565	1 報酬	171	◎職員給与費 43,724 ◎土地区画整理事業費 452,841 ○土地区画整理事業費★ 452,841
				国・県	137,500	2 給料	22,210	
				市債	143,900	3 職員手当等	13,591	
				その他	215,165	4 共済費	7,923	
						8 旅費	173	
						10 需用費	503	
						11 役務費	2,466	
						12 委託料	24,800	
						14 工事請負費	233,000	
						15 原材料費	200	
						18 負担金補助及び交付金	26	
						21 補償補填及び賠償金	191,502	
				計	496,565	866,300	△369,735	
				国・県	137,500			
				市債	143,900			
				その他	215,165			

徳定土地区画整理事業特別会計

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳		節		説明
						区分	金額	
1 元金	48,450	40,874	7,576	特定財源	48,450	22 償還金 及び割引料	48,450	◎本年度償還元金 48,450
				その他	48,450			
特定財源の内訳 (他) 一般会計繰入金					48,450			
2 利子	11,071	7,104	3,967	特定財源	11,071	22 償還金 及び割引料	11,071	◎本年度償還利子 11,071
				その他	11,071			
特定財源の内訳 (他) 一般会計繰入金					11,071			
計	59,521	47,978	11,543	特定財源	59,521			
				その他	59,521			

徳定土地区画整理事業特別会計

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)			
本 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	12	171			171		171
	計	12	171			171		171
前 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	12	171			171		171
	計	12	171			171		171
比 較	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	0	0			0		0
	計	0	0			0		0

徳定土地区画整理事業特別会計

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本年度	() 5		22,210	13,591	35,801	7,923	43,724	
前年度	() 4		17,750	11,002	28,752	6,373	35,125	
比較	() 1		4,460	2,589	7,049	1,550	8,599	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度	954	646	0	1	2,971		
	前 年 度	900	329	336	1	2,406		
	比 較	54	317	△ 336	0	565		
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	5,053	3,966					
	前 年 度	3,908	3,122					
	比 較	1,145	844					
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	本 年 度							
	前 年 度							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	4,460	給与改定に伴う増減分	69	
		昇給に伴う増加分	228	
		その他の増減分	4,163	
職員手当	2,589	制度改正に伴う増減分	229	期末手当 118 勤勉手当 111
		その他の増減分	2,360	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	行政職	
令和6年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	366,360
	平均給与月額 (円)	423,115
	平均年齢 (歳)	47.07
令和5年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	367,175
	平均給与月額 (円)	476,423
	平均年齢 (歳)	48.07

イ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	1 級	()	()
	2 級	()	()
	3 級	() 1	() 20.0
	4 級	() 4	() 80.0
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 5	() 100.0
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在	1 級	()	()
	2 級	()	()
	3 級	() 1	() 25.0
	4 級	() 3	() 75.0
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 4	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

ウ 昇 給

区 分		行 政 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	5	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	5	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	5
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	4	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	3	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	3
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	75.0		

工 特 殊 勤 務 手 当

区 分	行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (%) (令和6年1月1日現在)	20.0
代表的な特殊勤務手当の名称	用地等交渉業務従事職員の手当

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(参考) 当該年度に期限が到来する債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
基準点測量業務委託料 (令和5年度分)	4,500	令和5年度		令和6年度	4,500			4,500	
建築物等調査算定業務委託料 (令和5年度分)	7,000	令和5年度		令和6年度	7,000			7,000	

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
都市計画事業債	1,587,644	1,773,770	143,900	48,450	1,869,220
合 計	1,587,644	1,773,770	143,900	48,450	1,869,220

徳定土地区画整理事業特別会計

令和6年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計予算

令和6年度郡山市の県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ854,229千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 万里

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		1,038
	1 負担金	1,038
2 使用料及び手数料		2,613
	1 使用料	2,612
	2 手数料	1
3 国庫支出金		313,600
	1 国庫補助金	313,600
4 繰入金		197,077
	1 一般会計繰入金	197,077
5 諸収入		1
	1 雑入	1
6 市債		339,900
	1 市債	339,900
歳 入	合 計	854,229

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		805,044
	1 土地区画整理事業費	805,044
2 公債費		49,185
	1 公債費	49,185
歳 出	合 計	854,229

大町土地区画整理事業特別会計

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業	千円 339,900	(1) 借入方法 普通貸借又は債券発行債券の発行価格は、市長が定める。 (2) 借入資金 政府資金その他	5.00%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内 (うち据置5年以内)の期間において資金の融通条件並びに市長の定めるところにより償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えをすることができるものとする。
合 計	339,900			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	1,038	0	1,038
2 使用料及び手数料	2,613	2,715	△102
3 国庫支出金	313,600	175,000	138,600
4 繰入金	197,077	157,502	39,575
5 諸収入	1	1	0
6 市債	339,900	157,500	182,400
歳入合計	854,229	492,718	361,511

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 土地区画整理事業費	805,044	476,591	328,453	313,600	339,900	151,544	
2 公債費	49,185	16,127	33,058			49,185	
歳 出 合 計	854,229	492,718	361,511	313,600	339,900	200,729	

2 歳入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 区画整理事業負担金	1,038	0	1,038	1 電線共同溝整備費負担金	1,038	電線共同溝整備費負担金 1,038
計	1,038	0	1,038			

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 使用料	2,612	2,714	△ 102	1 使用料	2,612	行政財産使用料 1,974 施行者管理地使用料 638
計	2,612	2,714	△ 102			

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 手数料	1	1	0	1 手数料	1	証明手数料 1
計	1	1	0			

大町土地区画整理事業特別会計

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 事業費国庫補助金	313,600	175,000	138,600	1 土地区画整理事業費国庫補助金	313,600	都市構造再編集中支援事業費国庫補助金 313,600
計	313,600	175,000	138,600			

(款) 4 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	197,077	157,502	39,575	1 一般会計繰入金	197,077	一般会計繰入金 197,077
計	197,077	157,502	39,575			

(款) 5 諸収入

(項) 1 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	1	1	0	1 実費徴収金	1	図面等実費収入 1
計	1	1	0			

大町土地区画整理事業特別会計

(款) 6 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 事業債	339,900	157,500	182,400	1 土地区画整理事業債	339,900	都市計画事業債 339,900
計	339,900	157,500	182,400			

大町土地区画整理事業特別会計

3 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 事業費	805,044	476,591	328,453	特定財源	805,044	1 報酬	73	◎職員給与費 20,285 ◎土地区画整理事業費 784,759 ○土地区画整理事業費★ 784,759
				国・県	313,600	2 給料	9,831	
				市債	339,900	3 職員手当等	7,056	
				その他	151,544	4 共済費	3,398	
						8 旅費	141	
						10 需用費	126	
						11 役務費	1,188	
						12 委託料	24,700	
						14 工事請負費	440,300	
						15 原材料費	200	
						18 負担金補助及び交付金	26	
						21 補償補填及び賠償金	318,005	
				計	805,044	476,591	328,453	
				国・県	313,600			
				市債	339,900			
				その他	151,544			

大町土地区画整理事業特別会計

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳		節		説明
						区分	金額	
1 元金	38,337	9,819	28,518	特定財源	38,337	22 償還金利子 及び割引料	38,337	◎本年度償還元金 38,337
				その他	38,337			
特定財源の内訳								
(他) 一般会計繰入金				38,337				
2 利子	10,848	6,308	4,540	特定財源	10,848	22 償還金利子 及び割引料	10,848	◎本年度償還利子 10,848
				その他	10,848			
特定財源の内訳								
(他) 一般会計繰入金				10,848				
計	49,185	16,127	33,058	特定財源	49,185			
				その他	49,185			

大町土地区画整理事業特別会計

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)			
本 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	9	73			73		73
	計	9	73			73		73
前 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	10	81			81		81
	計	10	81			81		81
比 較	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	△ 1	△ 8			△ 8		△ 8
	計	△ 1	△ 8			△ 8		△ 8

大町土地区画整理事業特別会計

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本年度	() 3		9,831	7,056	16,887	3,398	20,285	
前年度	() 3		10,469	6,915	17,384	3,917	21,301	
比較	() 0		△ 638	141	△ 497	△ 519	△ 1,016	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度	396	0	672	1	2,090		
	前 年 度	516	48	297	1	1,955		
	比 較	△ 120	△ 48	375	0	135		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	2,182	1,715					
	前 年 度	2,277	1,821					
	比 較	△ 95	△ 106					
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	本 年 度							
	前 年 度							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 638	給与改定に伴う増減分	210	
		昇給に伴う増加分	189	
		その他の増減分	△ 1,037	
職員手当	141	制度改正に伴う増減分	165	期末手当 87 勤勉手当 78
		その他の増減分	△ 24	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	行政職	
令和6年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	267,833
	平均給与月額 (円)	331,846
	平均年齢 (歳)	31.08
令和5年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	285,833
	平均給与月額 (円)	370,571
	平均年齢 (歳)	33.01

イ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	1 級	() 2	() 66.7
	2 級	()	()
	3 級	()	()
	4 級	() 1	() 33.3
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 3	() 100.0
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在	1 級	() 1	() 33.3
	2 級	()	()
	3 級	() 1	() 33.3
	4 級	() 1	() 33.4
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 3	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

ウ 昇 給

区 分		行 政 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	3	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	3	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	2
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)	1	
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	3	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	3	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	3
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		

工 特 殊 勤 務 手 当

区 分	行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (%) (令和6年1月1日現在)	33.3
代表的な特殊勤務手当の名称	用地等交渉業務従事職員の手当

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
都市計画事業債	1,300,864	1,518,045	339,900	38,337	1,819,608
合 計	1,300,864	1,518,045	339,900	38,337	1,819,608

大町土地区画整理事業特別会計

令和6年度郡山市駐車場事業特別会計予算

令和6年度郡山市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ164,890千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		164,523
	1 使用料	164,520
	2 手数料	3
2 財産収入		219
	1 財産運用収入	219
3 諸収入		148
	1 雑入	148
歳 入	合 計	164,890

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 駐車場事業費		164,890
	1 駐車場管理費	164,890
歳 出	合 計	164,890

駐車場事業特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 使用料及び手数料	164,523	124,305	40,218
2 財産収入	219	220	△1
3 諸収入	148	178	△30
歳入合計	164,890	124,703	40,187

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 駐車場事業費	164,890	124,703	40,187			164,890	
歳 出 合 計	164,890	124,703	40,187			164,890	

2 歳入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 駐車場使用料	164,520	124,301	40,219	1 駐車場使用料	164,520	駐車場使用料 164,520
計	164,520	124,301	40,219			

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 手数料	3	4	△ 1	1 手数料	3	定期駐車場使用券再発行手数料 1 自動車保管場所使用承諾証明手数料 1 駐車場利用証明手数料 1
計	3	4	△ 1			

(款) 2 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	219	220	△ 1	1 土地建物貸付収入	219	建物貸付収入 219
計	219	220	△ 1			

駐車場事業特別会計

(款) 3 諸収入

(項) 1 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	148	177	△ 29	1 雑入	148	雇用保険料個人負担分 14 私用光熱水料 134
計	148	177	△ 29			

(款) 3 諸収入

(項) (市預金利子)

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
(市預金利子)	0	1	△ 1			
計	0	1	△ 1			

3 歳出

(款) 1 駐車場事業費

(項) 1 駐車場管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳		節		説明				
						区分	金額					
1 駐車場管理費	164,890	124,703	40,187	特定財源	164,890	1 報酬	1,664	◎職員給与費 2,837 ◎駐車場管理運営費 162,053				
				その他	164,890	3 職員手当等	618					
						4 共済費	421					
				特定財源の内訳					8 旅費	154		
				(他) 駐車場使用料	164,520	10 需用費	26,796					
				(他) 定期駐車場使用券再発行手数料	1	11 役務費	1,350					
				(他) 自動車保管場所使用承諾証明手数料	1	12 委託料	25,530					
				(他) 駐車場利用証明手数料	1	13 使用料及び賃借料	185					
				(他) 建物貸付収入	219	22 償還金利息及び割引料	409					
				(他) 雇用保険料個人負担分	14	26 公課費	15,716					
				(他) 私用光熱水料	134	27 繰出金	92,047					
				計	164,890	124,703	40,187		特定財源 164,890 その他 164,890			

駐車場事業特別会計

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(1)	1,664		618	2,282	421	2,703	
前 年 度	(1)	1,531		307	1,838	346	2,184	
比 較	(0)	133		311	444	75	519	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度							
	前 年 度							
	比 較							
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	340	278					
	前 年 度	307	0					
	比 較	33	278					
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	本 年 度							
	前 年 度							
	比 較							

ア 会計年度任用職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(1)	1,664		618	2,282	421	2,703	
前 年 度	(1)	1,531		307	1,838	346	2,184	
比 較	(0)	133		311	444	75	519	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度							
	前 年 度							
	比 較							
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	340	278					
	前 年 度	307	0					
	比 較	33	278					
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	本 年 度							
	前 年 度							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考	
職 員 手 当	311	制度改正に伴う増減分	286	期末手当 8 勤勉手当 278	
		そ の 他 の 増 減 分	25		

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

1 前年度以前設定債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
設備保守管理業務委託料（令和5年度分）	1,178	令和5年度		令和6年度 令和8年度	1,178			1,178	

令和6年度郡山市県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計予算

令和6年度郡山市の県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,795千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財産収入		22,795
	1 財産運用収入	22,795
歳 入	合 計	22,795

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市街地再開発事業費		22,795
	1 市街地再開発事業費	22,795
歳 出	合 計	22,795

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入	22,795	23,656	△861
歳入合計	22,795	23,656	△861

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 市街地再開発事業費	22,795	23,656	△861			22,795	
歳 出 合 計	22,795	23,656	△861			22,795	

郡山駅西口市街地再開発事業特別会計

2 歳入

(款) 1 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	22,795	23,656	△ 861	1 土地建物貸付収入	22,795	保留床貸付収入 22,795
計	22,795	23,656	△ 861			

3 歳出

(款) 1 市街地再開発事業費

(項) 1 市街地再開発事業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 事業費	22,795	23,656	△861	特定財源	22,795	18 負担金補助及び交付金	2,882	◎市街地再開発事業費 22,795
				その他	22,795	26 公課費	1,322	
				特定財源の内訳 (他) 保留床貸付収入		22,795	27 繰出金	
計	22,795	23,656	△861	特定財源	22,795			
				その他	22,795			

令和6年度郡山市総合地方卸売市場特別会計予算

令和6年度郡山市の総合地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,015,042千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		266,016
	1 使用料	266,014
	2 手数料	2
2 繰入金		598,855
	1 一般会計繰入金	598,855
3 諸収入		134,371
	1 雑入	134,371
4 市債		15,800
	1 市債	15,800
歳 入	合 計	1,015,042

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		356,606
	1 総務管理費	344,806
	2 施設費	11,800
2 公債費		658,436
	1 公債費	658,436
歳出	合計	1,015,042

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化債	千円 15,800	(1) 借入方法 普通貸借又は債券発行債券の発行価格は、市長が定める。 (2) 借入資金 政府資金その他	5.00%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内 (うち据置5年以内)の期間において資金の融通条件並びに市長の定めるところにより償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えをすることができるものとする。
合 計	15,800			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 使用料及び手数料	266,016	264,785	1,231
2 繰入金	598,855	572,516	26,339
3 諸収入	134,371	187,231	△52,860
4 市債	15,800	412,200	△396,400
歳入合計	1,015,042	1,436,732	△421,690

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 総務費	356,606	575,444	△218,838			356,606	
2 公債費	658,436	861,288	△202,852		15,800	642,636	
歳 出 合 計	1,015,042	1,436,732	△421,690		15,800	999,242	

2 歳入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 市場使用料	266,014	264,783	1,231	1 市場使用料	265,951	施設使用料 254,430 建築許可施設使用料 11,521
				2 市場施設敷地 使用料	63	総合地方卸売市場施設行政財産目的外使用料 63
計	266,014	264,783	1,231			

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 市場手数料	2	2	0	1 市場手数料	2	車庫証明手数料 2
計	2	2	0			

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	598,855	572,516	26,339	1 一般会計繰入金	598,855	一般会計繰入金 598,855
計	598,855	572,516	26,339			

総合地方卸売市場特別会計

(款) 3 諸収入

(項) 1 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	134,371	187,231	△ 52,860	1 雑入	134,371	私用電話料 1 私用光熱水料 134,281 雇用保険料個人負担分 89
計	134,371	187,231	△ 52,860			

(款) 4 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 資本費平準化債	15,800	258,700	△ 242,900	1 資本費平準化債	15,800	資本費平準化債 15,800
(事業債)	0	153,500	△ 153,500			
計	15,800	412,200	△ 396,400			

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明			
					区分	金額				
1 一般管理費	344,806	398,989	△54,183	特定財源	344,806	1 報酬	10,946	◎職員給与費 67,654 ◎管理事務費 277,152 ○市場利活用促進事業費★ 4,728		
				その他	344,806	2 給料	25,823			
						3 職員手当等	19,387			
				特定財源の内訳					4 共済費	11,382
				(他) 建築許可施設使用料	4,728	7 報償費	262			
				(他) 一般会計繰入金	205,707	8 旅費	977			
				(他) 私用電話料	1	10 需用費	187,982			
				(他) 私用光熱水料	134,281	11 役務費	4,668			
				(他) 雇用保険料個人負担分	89	12 委託料	62,815			
						13 使用料及び賃借料	8,821			
						17 備品購入費	193			
						18 負担金補助及び交付金	8,088			
						26 公課費	3,462			
				計	344,806	398,989	△54,183		特定財源 344,806 その他 344,806	

総合地方卸売市場特別会計

(款) 1 総務費

(項) 2 施設費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 施設整備事業費	11,800	176,455	△164,655	特定財源	11,800	13 使用料及び 賃借料	11,800	◎施設整備事業費 ○総合地方卸売市場 施設改修費★	11,800 11,800
				その他	11,800				
特定財源の内訳									
(他) 一般会計繰入金				11,800					
計	11,800	176,455	△164,655	特定財源	11,800				
				その他	11,800				

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 元金	637,495	830,652	△193,157	特定財源	637,495	22 償還金利息 及び割引料	637,495	◎本年度償還元金	637,495
				市債	15,800				
特定財源の内訳									
(市債) 資本費平準化債				15,800					
(他) 施設使用料				241,977					
(他) 建築許可施設使用料				6,793					
(他) 総合地方卸売市場施設行政財産目的外使用料				63					

総合地方卸売市場特別会計

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 元金	(他) 車庫証明手数料 (他) 一般会計繰入金			2 372,860			
2 利子	20,941	30,636	△9,695	特定財源 20,941 その他 20,941	22 償還金利子 及び割引料	20,941	◎本年度償還利子 20,941
	特定財源の内訳						
	(他) 施設使用料			12,453			
	(他) 一般会計繰入金			8,488			
計	658,436	861,288	△202,852	特定財源 658,436 市債 15,800 その他 642,636			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)			
本 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	18	584			584		584
	計	18	584			584		584
前 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	18	584			584		584
	計	18	584			584		584
比 較	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	0	0			0		0
	計	0	0			0		0

総合地方卸売市場特別会計

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本年度	(6) 6	10,362	25,823	19,387	55,572	11,382	66,954	
前年度	(6) 6	9,878	26,217	18,269	54,364	11,444	65,808	
比較	(0) 0	484	△ 394	1,118	1,208	△ 62	1,146	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度	1,098	381	0		1,041	315	
	前 年 度	1,416	401	336		1,053	292	
	比 較	△ 318	△ 20	△ 336		△ 12	23	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	8,078	6,411			2,006		
	前 年 度	7,930	4,749			2,006		
	比 較	148	1,662			0		
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	本 年 度	57						
	前 年 度	86						
	比 較	△ 29						

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)				
本 年 度	() 6		25,823	15,544	41,367	8,795	50,162	
前 年 度	() 6		26,217	16,293	42,510	9,252	51,762	
比 較	() 0		△ 394	△ 749	△ 1,143	△ 457	△ 1,600	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度	1,098	381	0		1,041	315	
	前 年 度	1,416	401	336		1,053	292	
	比 較	△ 318	△ 20	△ 336		△ 12	23	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	5,962	4,684			2,006		
	前 年 度	5,954	4,749			2,006		
	比 較	8	△ 65			0		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	本 年 度	57						
	前 年 度	86						
	比 較	△ 29						

イ 会計年度任用職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)				
本 年 度	(6)	10,362		3,843	14,205	2,587	16,792	
前 年 度	(6)	9,878		1,976	11,854	2,192	14,046	
比 較	(0)	484		1,867	2,351	395	2,746	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度							
	前 年 度							
手 当	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	2,116	1,727					
	前 年 度	1,976	0					
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	本 年 度							
	前 年 度							
	比 較	140	1,727					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 394	給与改定に伴う増減分	112	
		昇給に伴う増加分	447	
		その他の増減分	△ 953	
職員手当	1,118	制度改正に伴う増減分	2,058	期末手当 194 勤勉手当 1,864
		その他の増減分	△ 940	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

ア 職員1人当たり給与

区 分	行政職	
令和6年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	352,450
	平均給与月額 (円)	400,833
	平均年齢 (歳)	45.09
令和5年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	360,500
	平均給与月額 (円)	431,132
	平均年齢 (歳)	45.08

イ 級 別 職 員 数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	1 級	()	()
	2 級	()	()
	3 級	() 3	() 50.0
	4 級	()	()
	5 級	() 2	() 33.3
	6 級	() 1	() 16.7
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 6	() 100.0
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在	1 級	()	()
	2 級	() 1	() 16.6
	3 級	() 1	() 16.7
	4 級	() 1	() 16.7
	5 級	() 2	() 33.3
	6 級	() 1	() 16.7
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 6	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

ウ 昇 給

区 分		行 政 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	6	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	6	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	4
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)	2	
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	6	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	6	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	5
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	1
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

1 前年度以前設定債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
総合地方卸売市場LED照明 機器賃借料(令和5年度分)	120,000	令和5年度		令和6年度 令和15年度	117,995			117,995	

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 総合卸売市場建設事業債	1,509,147	797,369		468,831	328,538
2 総合卸売市場 施設整備事業債	1,251,200	1,395,891		31,586	1,364,305
3 資本費平準化債	1,077,015	1,225,650	15,800	137,078	1,104,372
合 計	3,837,362	3,418,910	15,800	637,495	2,797,215

総合地方卸売市場特別会計

令和6年度郡山市工業団地開発事業特別会計予算

令和6年度郡山市の工業団地開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,592,556千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		146,000
	1 負担金	146,000
2 県支出金		100,000
	1 県補助金	100,000
3 財産収入		128
	1 財産運用収入	128
4 繰入金		821,328
	1 一般会計繰入金	821,328
5 市債		2,525,100
	1 市債	2,525,100
歳 入	合 計	3,592,556

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 工業団地開発事業費		3,469,845
	1 工業団地管理費	11,805
	2 工業団地造成事業費	3,458,040
2 公債費		122,711
	1 公債費	122,711
歳出	合計	3,592,556

工業団地開発事業特別会計

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部第一工業団地造成事業	千円 2,525,100	(1) 借入方法 普通貸借又は債券発行債券の発行価格は、市長が定める。 (2) 借入資金 政府資金その他	5.00%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内 (うち据置5年以内)の期間において資金の融通条件並びに市長の定めるところにより償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えをすることができるものとする。
合 計	2,525,100			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	146,000	50,000	96,000
2 県支出金	100,000	0	100,000
3 財産収入	128	173,435	△173,307
4 繰入金	821,328	622,869	198,459
5 市債	2,525,100	3,111,700	△586,600
歳入合計	3,592,556	3,958,004	△365,448

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 工業団地開発事業費	3,469,845	3,952,264	△482,419	100,000	2,525,100	844,745	
2 公債費	122,711	5,740	116,971			122,711	
歳 出 合 計	3,592,556	3,958,004	△365,448	100,000	2,525,100	967,456	

工業団地開発事業特別会計

2 歳入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 西部第一工業団地 開発事業負担金	146,000	50,000	96,000	1 公共施設管 理者負担金	146,000	公共施設管理者負担金 146,000
計	146,000	50,000	96,000			

(款) 2 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 工業団地開発事業 費県補助金	100,000	0	100,000	1 工業団地造 成事業費県 補助金	100,000	工業団地整備事業費県補助金 100,000
計	100,000	0	100,000			

(款) 3 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	128	53	75	1 土地建物貸 付収入	128	土地貸付収入 128
計	128	53	75			

工業団地開発事業特別会計

(款) 3 財産収入

(項) (財産売却収入)

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
(不動産売却収入)	0	173,382	△ 173,382			
計	0	173,382	△ 173,382			

(款) 4 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	821,328	622,869	198,459	1 一般会計繰入金	821,328	一般会計繰入金 821,328
計	821,328	622,869	198,459			

(款) 5 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 事業債	2,525,100	3,111,700	△ 586,600	1 西部第一工業団地造成事業債	2,525,100	西部第一工業団地造成事業債 2,525,100
計	2,525,100	3,111,700	△ 586,600			

工業団地開発事業特別会計

3 歳出

(款) 1 工業団地開発事業費

(項) 1 工業団地管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 工業団地管理費	11,805	4,355	7,450	特定財源	11,805	10 需用費	25	◎西部第一工業団地管理費 11,805
				その他	11,805	12 委託料	11,780	
				特定財源の内訳				
				(他) 土地貸付収入	128			
				(他) 一般会計繰入金	11,677			
計	11,805	4,355	7,450	特定財源	11,805			
				その他	11,805			

(款) 1 工業団地開発事業費

(項) 2 工業団地造成事業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明			
					区分	金額				
1 西部第一工業団地造成事業費	3,458,040	3,947,909	△489,869	特定財源	3,458,040	8 旅費	223	◎西部第一工業団地造成事業費 ○西部第一工業団地造成事業費★ 3,458,040		
				国・県	100,000	10 需用費	1,109			
				市債	2,525,100	12 委託料	25,235			
				その他	832,940	14 工事請負費	3,353,332			
				特定財源の内訳					18 負担金補助及び交付金	3,141
				(県) 工業団地整備事業費県補助金	100,000	21 補償補填及び賠償金	75,000			
(市債) 西部第一工業団地造成事業債	2,525,100									

工業団地開発事業特別会計

(款) 1 工業団地開発事業費

(項) 2 工業団地造成事業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 西部第一工業団地造成事業費				(他) 公共施設管理者負担金				146,000	
				(他) 一般会計繰入金				686,940	
計	3,458,040	3,947,909	△489,869	特定財源				3,458,040	
				国・県				100,000	
				市債				2,525,100	
				その他				832,940	

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 元金	95,229	0	95,229	特定財源				95,229	◎本年度償還元金 95,229
				その他					
				特定財源の内訳					
				(他) 一般会計繰入金				95,229	
2 利子	27,482	5,740	21,742	特定財源				27,482	◎本年度償還利子 27,482
				その他				27,482	

工業団地開発事業特別会計

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
2 利子	特定財源の内訳 (他) 一般会計繰入金			27,482			
計	122,711	5,740	116,971	特定財源 122,711 その他 122,711			

継続費調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 末までの 支出予定額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率		
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									一般財源	
					特 定 財 源										
					国県支出金	市 債	そ の 他								
1 工業団地 開発事業 費	2 工業団地 造成事業 費	西部第一工業 団地造成事業 (第2期工区)	4	1,351,510		1,019,200	332,310		672,065	672,065		672,065		7.8	
			5	3,936,623		3,104,800	831,823			4,616,068		4,616,068		53.5	
			6	3,176,638	100,000	2,448,100	628,538				3,176,638	3,176,638		36.8	
			7	166,885		11,000	155,885						166,885		1.9
			計	8,631,656	100,000	6,583,100	1,948,556			672,065	5,288,133	3,176,638	8,464,771	166,885	100.0

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
西部第一工業団地造成事業債	874,900	4,539,900	2,525,100	95,229	6,969,771
合 計	874,900	4,539,900	2,525,100	95,229	6,969,771

工業団地開発事業特別会計

令和6年度郡山市熱海温泉事業特別会計予算

令和6年度郡山市の熱海温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ548,086千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		101,474
	1 使用料	101,473
	2 手数料	1
2 繰越金		446,564
	1 繰越金	446,564
3 諸収入		48
	1 市預金利子	1
	2 雑入	47
歳 入	合 計	548,086

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理委員会費		377
	1 管理委員会費	377
2 総務費		149,936
	1 総務管理費	149,936
3 予備費		397,773
	1 予備費	397,773
歳 出	合 計	548,086

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 使用料及び手数料	101,474	101,243	231
2 繰越金	446,564	520,323	△73,759
3 諸収入	48	127	△79
歳入合計	548,086	621,693	△73,607

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 管理委員会費	377	373	4			377	
2 総務費	149,936	235,055	△85,119			101,132	48,804
3 予備費	397,773	386,265	11,508				397,773
歳 出 合 計	548,086	621,693	△73,607			101,509	446,577

2 歳入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 温泉使用料	101,473	101,242	231	1 温泉使用料	101,461	温泉使用料 101,461
				2 温泉施設敷地 使用料	12	温泉施設行政財産目的外使用料 12
計	101,473	101,242	231			

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 手数料	1	1	0	1 手数料	1	諸証明手数料 1
計	1	1	0			

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	446,564	520,323	△ 73,759	1 前年度繰越 金	446,564	前年度繰越金 446,564
計	446,564	520,323	△ 73,759			

熱海温泉事業特別会計

(款) 3 諸収入

(項) 1 市預金利子

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 市預金利子	1	1	0	1 市預金利子	1	市預金利子 1
計	1	1	0			

(款) 3 諸収入

(項) 2 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	47	126	△ 79	1 雑入	47	雇用保険料個人負担分 46 私用光熱水料 1
計	47	126	△ 79			

3 歳出

(款) 1 管理委員会費

(項) 1 管理委員会費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 管理委員会費	377	373	4	特定財源 377	1 報酬	260	◎管理委員会費 377
				その他 377	8 旅費	112	
					10 需用費	5	
	特定財源の内訳						
				(他) 温泉使用料 377			
計	377	373	4	特定財源 377 その他 377			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明			
					区分	金額				
1 一般管理費	98,219	100,459	△2,240	特定財源 79,371	1 報酬	5,640	◎職員給与費 18,894			
				その他 79,371	2 給料	5,796	◎管理費 3,128			
				一般財源 18,848	3 職員手当等	4,166	◎施設管理費 76,197			
					4 共済費	3,097				
				特定財源の内訳				8 旅費	594	
					(他) 温泉使用料 79,323	10 需用費	69,020			
					(他) 諸証明手数料 1	11 役務費	1,564			
					(他) 雇用保険料個人負担分 46	12 委託料	8,016			

熱海温泉事業特別会計

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 一般管理費	(他) 私用光熱水料				1	13 使用料及び 賃借料	288		
						18 負担金補助 及び交付金	27		
						26 公課費	11		
2 施設費	51,717	134,596	△82,879	特定財源	21,761	10 需用費	20,497	◎施設整備費	51,717
				その他	21,761	14 工事請負費	31,220		
				一般財源	29,956				
	特定財源の内訳 (他) 温泉使用料				21,761				
計	149,936	235,055	△85,119	特定財源	101,132				
				その他	101,132				
				一般財源	48,804				

(款) 3 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	397,773	386,265	11,508	一般財源	397,773		
計	397,773	386,265	11,508	一般財源	397,773		

熱海温泉事業特別会計

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)			
本 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	8	260			260	260	
	計	8	260			260	260	
前 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	8	260			260	260	
	計	8	260			260	260	
比 較	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	0	0			0	0	
	計	0	0			0	0	

熱海温泉事業特別会計

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本年度	(3) 2	5,640	5,796	4,166	15,602	3,097	18,699	
前年度	(6) 3	10,506	8,813	5,874	25,193	5,877	31,070	
比較	(△ 3) △ 1	△ 4,866	△ 3,017	△ 1,708	△ 9,591	△ 2,780	△ 12,371	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度	0	269	0		646	61	
	前 年 度	120	366	336		634	44	
	比 較	△ 120	△ 97	△ 336		12	17	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	1,742	1,349					99
	前 年 度	3,248	996					130
	比 較	△ 1,506	353					△ 31
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	本 年 度							
	前 年 度							
比 較								

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)				
本 年 度	() 2		5,796	2,242	8,038	1,751	9,789	
前 年 度	() 3		8,813	3,820	12,633	3,644	16,277	
比 較	() △ 1		△ 3,017	△ 1,578	△ 4,595	△ 1,893	△ 6,488	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度	0	269	0		646	61	
	前 年 度	120	366	336		634	44	
	比 較	△ 120	△ 97	△ 336		12	17	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	683	484					99
	前 年 度	1,194	996					130
	比 較	△ 511	△ 512					△ 31
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	本 年 度							
	前 年 度							
比 較								

イ 会計年度任用職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	(3)	5,640		1,924	7,564	1,346	8,910
前 年 度	(6)	10,506		2,054	12,560	2,233	14,793
比 較	(△ 3)	△ 4,866		△ 130	△ 4,996	△ 887	△ 5,883

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度							
	前 年 度							
	比 較							
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	1,059	865					
	前 年 度	2,054	0					
	比 較	△ 995	865					
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	本 年 度							
	前 年 度							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 3,017	給与改定に伴う増減分	23	
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△ 3,040	
職員手当	△ 1,708	制度改正に伴う増減分	909	期末手当 39 勤勉手当 870
		その他の増減分	△ 2,617	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

ア 職員1人当たり給与

区 分	行政職	
令和6年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	241,500
	平均給与月額 (円)	256,095
	平均年齢 (歳)	63.00
令和5年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	240,550
	平均給与月額 (円)	261,731
	平均年齢 (歳)	61.00

イ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	1 級	()	()
	2 級	() 1	() 50.0
	3 級	() 1	() 50.0
	4 級	()	()
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 2	() 100.0
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在	1 級	()	()
	2 級	() 2	() 66.7
	3 級	() 1	() 33.3
	4 級	()	()
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 3	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(参考) 当該年度に期限が到来する債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
設備保守管理業務委託料 (令和5年度分)	2,657	令和5年度		令和6年度	2,657			2,657	

令和6年度郡山市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和6年度郡山市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,328千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰入金		164
	1 一般会計繰入金	164
2 繰越金		2,996
	1 繰越金	2,996
3 諸収入		8,168
	1 貸付金元利収入	8,165
	2 市預金利子	1
	3 雑入	2
歳 入	合 計	11,328

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		10,590
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	10,590
2 公債費		738
	1 公債費	738
歳出	合計	11,328

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 繰入金	164	174	△10
2 繰越金	2,996	14,400	△11,404
3 諸収入	8,168	8,729	△561
歳入合計	11,328	23,303	△11,975

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	10,590	12,826	△2,236			8,332	2,258
2 公債費 (諸支出金)	738 0	5,115 5,362	△4,377 △5,362				738
歳 出 合 計	11,328	23,303	△11,975			8,332	2,996

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

2 歳入

(款) 1 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	164	174	△ 10	1 一般会計繰入金	164	一般会計繰入金 164
計	164	174	△ 10			

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	2,996	14,400	△ 11,404	1 前年度繰越金	2,996	前年度繰越金 2,996
計	2,996	14,400	△ 11,404			

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

(款) 3 諸収入

(項) 1 貸付金元利収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 母子父子寡婦福祉 資金貸付金元利収入	8,165	8,726	△ 561	1 母子父子寡婦福祉資金 貸付金元利 収入	8,165	母子父子寡婦福祉資金貸付金収入 7,539 母子父子寡婦福祉資金貸付金利息収入・現年 徴収分 1 母子父子寡婦福祉資金貸付金収入・滞納繰越 分 624 母子父子寡婦福祉資金貸付金利息収入・滞納 繰越分 1
計	8,165	8,726	△ 561			

(款) 3 諸収入

(項) 2 市預金利子

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 市預金利子	1	1	0	1 市預金利子	1	市預金利子 1
計	1	1	0			

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

(款) 3 諸収入

(項) 3 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 違約金及び延納利息	2	2	0	1 違約金	2 違約金 違約金・滞納繰越分	1 1
計	2	2	0			

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

3 歳出

(款) 1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

(項) 1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明				
					区分	金額					
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	10,590	12,826	△2,236	特定財源	8,332	8 旅費	6	◎母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 10,590			
				その他	8,332	10 需用費	63				
				一般財源	2,258	11 役務費	99				
						20 貸付金	10,422				
				特定財源の内訳							
				(他) 一般会計繰入金	164						
				(他) 母子父子寡婦福祉資金貸付金収入	7,539						
				(他) 母子父子寡婦福祉資金貸付金利子収入・現年徴収分	1						
				(他) 母子父子寡婦福祉資金貸付金収入・滞納繰越分	624						
				(他) 母子父子寡婦福祉資金貸付金利子収入・滞納繰越分	1						
(他) 市預金利子	1										
(他) 違約金	1										
(他) 違約金・滞納繰越分	1										
計	10,590	12,826	△2,236	特定財源	8,332						
				その他	8,332						
				一般財源	2,258						

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 元金	738	5,115	△4,377	一般財源 738	22 償還金 利子及び 割引料	738	◎本年度償還元金 738
計	738	5,115	△4,377	一般財源 738			

(款) (諸支出金)

(項) (繰出金)

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
(一般会計 繰出金)	0	5,362	△5,362				
計	0	5,362	△5,362				

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
母子父子寡婦福祉資金貸付金	26,462	21,348		738	20,610
合 計	26,462	21,348		738	20,610

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

令和6年度郡山市多田野財産区特別会計予算

令和6年度郡山市の多田野財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,006千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		1,093
	1 財産運用収入	1,091
	2 財産売却収入	2
2 繰入金		3,000
	1 基金繰入金	3,000
3 繰越金		3,911
	1 繰越金	3,911
4 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳入	合計	8,006

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		840
	1 管理会費	840
2 総務費		1,016
	1 総務管理費	1,016
3 農林水産業費		1,266
	1 林業費	1,266
4 諸支出金		3,069
	1 諸費	3,069
5 予備費		1,815
	1 予備費	1,815
歳 出	合 計	8,006

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入	1,093	1,092	1
2 繰入金	3,000	0	3,000
3 繰越金	3,911	13,227	△9,316
4 諸収入	2	2	0
歳入合計	8,006	14,321	△6,315

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 管理会費	840	1,189	△349			840	
2 総務費	1,016	993	23			252	764
3 農林水産業費	1,266	1,137	129			1	1,265
4 諸支出金	3,069	9,074	△6,005			3,000	69
5 予備費	1,815	1,928	△113				1,815
歳 出 合 計	8,006	14,321	△6,315			4,093	3,913

2 歳入

(款) 1 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	1,089	1,088	1	1 土地建物貸付収入	1,089	貸地料 1,089
2 利子及び配当金	2	2	0	1 利子及び配当金	2	多田野財産区基金利子 2
計	1,091	1,090	1			

(款) 1 財産収入

(項) 2 財産売払収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売払収入	2	2	0	1 土地売払収入	1	土地売払収入 1
				2 立木売払収入	1	立木売払収入 1
計	2	2	0			

多田野財産区特別会計

(款) 2 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	3,000	0	3,000	1 基金繰入金	3,000	多田野財産区基金繰入金 3,000
計	3,000	0	3,000			

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	3,911	13,227	△ 9,316	1 前年度繰越金	3,911	前年度繰越金 3,911
計	3,911	13,227	△ 9,316			

(款) 4 諸収入

(項) 1 市預金利子

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 市預金利子	1	1	0	1 市預金利子	1	市預金利子 1
計	1	1	0			

多田野財産区特別会計

(款) 4 諸収入

(項) 2 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	1	1	0	1 雑入	1 雑入	1
計	1	1	0			

3 歳出

(款) 1 管理会費

(項) 1 管理会費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 管理会費	840	1,189	△349	特定財源	840	1 報酬	736	◎管理会費 840
				その他	840	8 旅費	25	
						9 交際費	20	
						10 需用費	59	
	特定財源の内訳							
	(他) 貸地料			840				
計	840	1,189	△349	特定財源	840			
				その他	840			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 一般管理費	1,016	993	23	特定財源	252	7 報償費	711	◎一般管理費 1,016
				その他	252	10 需用費	208	
				一般財源	764	11 役務費	46	
						26 公課費	51	
					特定財源の内訳			
	(他) 貸地料			249				
	(他) 多田野財産区基金利子			2				
	(他) 市預金利子			1				

多田野財産区特別会計

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	1,016	993	23	特定財源 252 その他 252 一般財源 764			

(款) 3 農林水産業費

(項) 1 林業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 林業振興費	1,266	1,137	129	特定財源 1	7 報償費	553	◎林業振興費 1,266
				その他 1	10 需用費	24	
				一般財源 1,265	11 役務費	72	
					15 原材料費	617	
				特定財源の内訳 (他) 立木売払収入 1			
計	1,266	1,137	129	特定財源 1 その他 1 一般財源 1,265			

(款) 4 諸支出金

(項) 1 諸費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般会計繰出金	3,069	1,074	1,995	特定財源 3,000 その他 3,000 一般財源 69	27 繰出金	3,069	◎一般会計繰出金 3,069
特定財源の内訳 (他) 多田野財産区基金繰入金				3,000			
(基金費)	0	8,000	△8,000				
計	3,069	9,074	△6,005	特定財源 3,000 その他 3,000 一般財源 69			

(款) 5 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	1,815	1,928	△113	一般財源 1,815			
計	1,815	1,928	△113	一般財源 1,815			

多田野財産区特別会計

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)			
本 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	7	736			736		736
	計	7	736			736		736
前 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	7	736			736		736
	計	7	736			736		736
比 較	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	0	0			0		0
	計	0	0			0		0

多田野財産区特別会計

令和6年度郡山市河内財産区特別会計予算

令和6年度郡山市の河内財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,408千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		2,912
	1 財産運用収入	2,910
	2 財産売払収入	2
2 繰越金		16,494
	1 繰越金	16,494
3 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳入	合 計	19,408

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		840
	1 管理会費	840
2 総務費		758
	1 総務管理費	758
3 農林水産業費		1,091
	1 林業費	1,091
4 諸支出金		3,069
	1 諸費	3,069
5 予備費		13,650
	1 予備費	13,650
歳 出	合 計	19,408

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入	2,912	2,908	4
2 繰越金	16,494	8,764	7,730
3 諸収入	2	2	0
歳入合計	19,408	11,674	7,734

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 管理会費	840	1,189	△349			840	
2 総務費	758	1,146	△388			758	
3 農林水産業費	1,091	1,062	29			1,091	
4 諸支出金	3,069	1,074	1,995			223	2,846
5 予備費	13,650	7,203	6,447				13,650
歳 出 合 計	19,408	11,674	7,734			2,912	16,496

2 歳入

(款) 1 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	2,909	2,905	4	1 土地建物貸付収入	2,909	貸地料 2,909
2 利子及び配当金	1	1	0	1 利子及び配当金	1	河内財産区基金利子 1
計	2,910	2,906	4			

(款) 1 財産収入

(項) 2 財産売払収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売払収入	2	2	0	1 土地売払収入	1	土地売払収入 1
				2 立木売払収入	1	立木売払収入 1
計	2	2	0			

河内財産区特別会計

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	16,494	8,764	7,730	1 前年度繰越金	16,494	前年度繰越金 16,494
計	16,494	8,764	7,730			

(款) 3 諸収入

(項) 1 市預金利子

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 市預金利子	1	1	0	1 市預金利子	1	市預金利子 1
計	1	1	0			

(款) 3 諸収入

(項) 2 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	1	1	0	1 雑入	1	雑入 1
計	1	1	0			

3 歳出

(款) 1 管理会費

(項) 1 管理会費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 管理会費	840	1,189	△349	特定財源	840	1 報酬	736	◎管理会費 840
				その他	840	8 旅費	25	
						9 交際費	20	
						10 需用費	59	
	特定財源の内訳 (他) 賃地料				840			
計	840	1,189	△349	特定財源	840			
				その他	840			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 一般管理費	758	1,146	△388	特定財源	758	7 報償費	711	◎一般管理費 758
				その他	758	10 需用費	12	
						11 役務費	5	
						18 負担金補助 及び交付金	30	
	特定財源の内訳 (他) 賃地料				758			
計	758	1,146	△388	特定財源	758			
				その他	758			

河内財産区特別会計

(款) 3 農林水産業費

(項) 1 林業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 林業振興費	1,091	1,062	29	特定財源	1,091	7 報償費	553	◎林業振興費 1,091
				その他	1,091	10 需用費	24	
						15 原材料費	514	
				特定財源の内訳				
				(他) 貸地料	1,090			
				(他) 立木売払収入	1			
計	1,091	1,062	29	特定財源	1,091			
				その他	1,091			

(款) 4 諸支出金

(項) 1 諸費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 一般会計繰 出金	3,069	1,074	1,995	特定財源	223	27 繰出金	3,069	◎一般会計繰出金 3,069
				その他	223			
				一般財源	2,846			
				特定財源の内訳				
				(他) 貸地料	221			
				(他) 河内財産区基金利子	1			
				(他) 市預金利子	1			

河内財産区特別会計

(款) 4 諸支出金

(項) 1 諸費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	3,069	1,074	1,995	特定財源 223 その他 223 一般財源 2,846			

(款) 5 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	13,650	7,203	6,447	一般財源 13,650			
計	13,650	7,203	6,447	一般財源 13,650			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)			
本 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	7	736			736		736
	計	7	736			736		736
前 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	7	736			736		736
	計	7	736			736		736
比 較	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	0	0			0		0
	計	0	0			0		0

河内財産区特別会計

令和6年度郡山市月形財産区特別会計予算

令和6年度郡山市の月形財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,023千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
2 繰越金		1,020
	1 繰越金	1,020
3 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入 合 計		1,023

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 管理会費		153
	1 管理会費	153
2 予備費		870
	1 予備費	870
歳出	合計	1,023

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入	1	1	0
2 繰越金	1,020	1,094	△74
3 諸収入	2	2	0
歳入合計	1,023	1,097	△74

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 管理会費	153	153	0			2	151
2 予備費	870	944	△74				870
歳 出 合 計	1,023	1,097	△74			2	1,021

2 歳入

(款) 1 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	1	1	0	1 利子及び配当金	1	月形財産区基金利子
計	1	1	0			

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1,020	1,094	△ 74	1 前年度繰越金	1,020	前年度繰越金
計	1,020	1,094	△ 74			

(款) 3 諸収入

(項) 1 市預金利子

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 市預金利子	1	1	0	1 市預金利子	1	市預金利子
計	1	1	0			

月形財産区特別会計

(款) 3 諸収入

(項) 2 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	1	1	0	1 雑入	1 雑入	1
計	1	1	0			

3 歳出

(款) 1 管理会費

(項) 1 管理会費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 管理会費	153	153	0	特定財源 2	1 報酬	150	◎管理会費 153
				その他 2	8 旅費	3	
				一般財源 151			
特定財源の内訳							
(他) 月形財産区基金利子 1							
(他) 市預金利子 1							
計	153	153	0	特定財源 2			
				その他 2			
				一般財源 151			

(款) 2 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	870	944	△74	一般財源 870			
計	870	944	△74	一般財源 870			

月形財産区特別会計

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)			
本 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	5	150			150		150
	計	5	150			150		150
前 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	5	150			150		150
	計	5	150			150		150
比 較	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	0	0			0		0
	計	0	0			0		0

月形財産区特別会計

令和6年度郡山市舟津財産区特別会計予算

令和6年度郡山市の舟津財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,286千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財産収入		1,320
	1 財産運用収入	1,319
	2 財産売払収入	1
2 繰越金		24,788
	1 繰越金	24,788
3 諸収入		178
	1 市預金利子	2
	2 雑入	176
歳 入	合 計	26,286

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 管理会費		950
	1 管理会費	950
2 農林水産業費		174
	1 林業費	174
3 諸支出金		54
	1 諸費	54
4 予備費		25,108
	1 予備費	25,108
歳出	合計	26,286

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入	1,320	1,323	△3
2 繰越金	24,788	24,199	589
3 諸収入	178	178	0
歳入合計	26,286	25,700	586

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 管理会費	950	950	0			950	
2 農林水産業費	174	499	△325			174	
3 諸支出金	54	54	0			54	
4 予備費	25,108	24,197	911				25,108
歳 出 合 計	26,286	25,700	586			1,178	25,108

2 歳入

(款) 1 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	1,319	1,322	△ 3	1 土地建物貸付収入	1,319	貸地料 1,319
計	1,319	1,322	△ 3			

(款) 1 財産収入

(項) 2 財産売却収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売却収入	1	1	0	1 立木売却収入	1	立木売却収入 1
計	1	1	0			

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	24,788	24,199	589	1 前年度繰越金	24,788	前年度繰越金 24,788
計	24,788	24,199	589			

舟津財産区特別会計

(款) 3 諸収入

(項) 1 市預金利子

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 市預金利子	2	2	0	1 市預金利子	2	市預金利子 2
計	2	2	0			

(款) 3 諸収入

(項) 2 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	176	176	0	1 雑入	176	雑入 176
計	176	176	0			

3 歳出

(款) 1 管理会費

(項) 1 管理会費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 管理会費	950	950	0	特定財源	950	1 報酬	477	◎管理会費 950
				その他	950	8 旅費	258	
						9 交際費	20	
				特定財源の内訳		10 需用費	32	
				(他) 貸地料		13 使用料及び 賃借料	93	
						18 負担金補助 及び交付金	70	
計	950	950	0	特定財源	950			
				その他	950			

(款) 2 農林水産業費

(項) 1 林業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 林業振興費	174	499	△325	特定財源	174	7 報償費	166	◎林業振興費 174
				その他	174	10 需用費	8	
				特定財源の内訳				
				(他) 貸地料		173		
				(他) 立木売払収入	1			

舟津財産区特別会計

(款) 2 農林水産業費

(項) 1 林業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	174	499	△325	特定財源 174 その他 174			

(款) 3 諸支出金

(項) 1 諸費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般会計繰 出金	54	54	0	特定財源 54 その他 54	27 繰出金	54	◎一般会計繰出金 54
	特定財源の内訳 (他) 貸地料			54			
計	54	54	0	特定財源 54 その他 54			

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	25,108	24,197	911	一般財源 25,108			

舟津財産区特別会計

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	25,108	24,197	911	一般財源 25,108			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)			
本 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	7	477			477	477	
	計	7	477			477	477	
前 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	7	477			477	477	
	計	7	477			477	477	
比 較	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	0	0			0	0	
	計	0	0			0	0	

舟津財産区特別会計

令和6年度郡山市館財産区特別会計予算

令和6年度郡山市の館財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,401千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財産収入		1,786
	1 財産運用収入	1,785
	2 財産売払収入	1
2 繰越金		23,612
	1 繰越金	23,612
3 諸収入		3
	1 市預金利子	2
	2 雑入	1
歳 入	合 計	25,401

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		709
	1 管理会費	709
2 農林水産業費		925
	1 林業費	925
3 諸支出金		64
	1 諸費	64
4 予備費		23,703
	1 予備費	23,703
歳 出	合 計	25,401

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入	1,786	1,810	△24
2 繰越金	23,612	23,115	497
3 諸収入	3	2	1
歳入合計	25,401	24,927	474

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 管理会費	709	709	0			709	
2 農林水産業費	925	925	0			925	
3 諸支出金	64	62	2			64	
4 予備費	23,703	23,231	472				23,703
歳 出 合 計	25,401	24,927	474			1,698	23,703

2 歳入

(款) 1 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	1,785	1,809	△ 24	1 土地建物貸付収入	1,785	貸地料 1,785
計	1,785	1,809	△ 24			

(款) 1 財産収入

(項) 2 財産売却収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売却収入	1	1	0	1 立木売却収入	1	立木売却収入 1
計	1	1	0			

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	23,612	23,115	497	1 前年度繰越金	23,612	前年度繰越金 23,612
計	23,612	23,115	497			

館財産区特別会計

(款) 3 諸収入

(項) 1 市預金利子

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 市預金利子	2	1	1	1 市預金利子	2	市預金利子 2
計	2	1	1			

(款) 3 諸収入

(項) 2 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	1	1	0	1 雑入	1	雑入 1
計	1	1	0			

3 歳出

(款) 1 管理会費

(項) 1 管理会費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 管理会費	709	709	0	特定財源	709	1 報酬	343	◎管理会費 709	
				その他	709	8 旅費	185		
						9 交際費	10		
				特定財源の内訳			10 需用費		28
				(他) 貸地料		709	13 使用料及び賃借料		93
							18 負担金補助及び交付金		50
計	709	709	0	特定財源	709				
				その他	709				

(款) 2 農林水産業費

(項) 1 林業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 林業振興費	925	925	0	特定財源	925	7 報償費	917	◎林業振興費 925	
				その他	925	10 需用費	8		
				特定財源の内訳					
				(他) 貸地料		924			
				(他) 立木売払収入	1				

館財産区特別会計

(款) 2 農林水産業費

(項) 1 林業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	925	925	0	特定財源 925 その他 925			

(款) 3 諸支出金

(項) 1 諸費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般会計繰 出金	64	62	2	特定財源 64 その他 64	27 繰出金	64	◎一般会計繰出金 64
	特定財源の内訳 (他) 貸地料			64			
計	64	62	2	特定財源 64 その他 64			

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	23,703	23,231	472	一般財源 23,703			

館財産区特別会計

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	23,703	23,231	472	一般財源 23,703			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)			
本 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	5	343			343		343
	計	5	343			343		343
前 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	5	343			343		343
	計	5	343			343		343
比 較	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	0	0			0		0
	計	0	0			0		0

館財産区特別会計

令和6年度郡山市浜路財産区特別会計予算

令和6年度郡山市の浜路財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ785千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
2 繰越金		782
	1 繰越金	782
3 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	785

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		55
	1 管理会費	55
2 総務費		12
	1 総務管理費	12
3 農林水産業費		1
	1 林業費	1
4 予備費		717
	1 予備費	717
歳 出	合 計	785

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入	1	1	0
2 繰越金	782	720	62
3 諸収入	2	2	0
歳入合計	785	723	62

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 管理会費	55	55	0			1	54
2 総務費	12	12	0				12
3 農林水産業費	1	1	0			1	
4 予備費	717	655	62				717
歳 出 合 計	785	723	62			2	783

2 歳入

(款) 1 財産収入

(項) 1 財産売払収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売払収入	1	1	0	1 立木売払収入	1	立木売払収入 1
計	1	1	0			

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	782	720	62	1 前年度繰越金	782	前年度繰越金 782
計	782	720	62			

(款) 3 諸収入

(項) 1 市預金利子

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 市預金利子	1	1	0	1 市預金利子	1	市預金利子 1
計	1	1	0			

浜路財産区特別会計

(款) 3 諸収入

(項) 2 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	1	1	0	1 雑入	1 雑入	1
計	1	1	0			

3 歳出

(款) 1 管理会費

(項) 1 管理会費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 管理会費	55	55	0	特定財源 1	1 報酬	30	◎管理会費 55
				その他 1	8 旅費	15	
				一般財源 54	9 交際費	10	
				特定財源の内訳 (他)市預金利子 1			
計	55	55	0	特定財源 1 その他 1 一般財源 54			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	12	12	0	一般財源 12	11 役務費	12	◎一般管理費 12
計	12	12	0	一般財源 12			

(款) 3 農林水産業費

(項) 1 林業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 林業振興費	1	1	0	特定財源 その他	1 1	10 需用費	1	◎林業振興費	1
	特定財源の内訳 (他) 立木売払収入				1				
計	1	1	0	特定財源 その他	1 1				

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 予備費	717	655	62	一般財源	717				
計	717	655	62	一般財源	717				

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)			
本 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	5	30			30		30
	計	5	30			30		30
前 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	5	30			30		30
	計	5	30			30		30
比 較	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	0	0			0		0
	計	0	0			0		0

浜路財産区特別会計

令和6年度郡山市横沢財産区特別会計予算

令和6年度郡山市の横沢財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,759千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財産収入		1,176
	1 財産運用収入	1,175
	2 財産売却収入	1
2 繰越金		13,581
	1 繰越金	13,581
3 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	14,759

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 管理会費		709
	1 管理会費	709
2 農林水産業費		2,297
	1 林業費	2,297
3 諸支出金		1,762
	1 諸費	1,762
4 予備費		9,991
	1 予備費	9,991
歳出	合計	14,759

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入	1,176	1,176	0
2 繰越金	13,581	13,243	338
3 諸収入	2	2	0
歳入合計	14,759	14,421	338

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 管理会費	709	709	0			709	
2 農林水産業費	2,297	482	1,815			468	1,829
3 諸支出金	1,762	61	1,701				1,762
4 予備費	9,991	13,169	△3,178				9,991
歳 出 合 計	14,759	14,421	338			1,177	13,582

2 歳入

(款) 1 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	1,175	1,175	0	1 土地建物貸付収入	1,175	貸地料 1,175
計	1,175	1,175	0			

(款) 1 財産収入

(項) 2 財産売却収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売却収入	1	1	0	1 立木売却収入	1	立木売却収入 1
計	1	1	0			

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	13,581	13,243	338	1 前年度繰越金	13,581	前年度繰越金 13,581
計	13,581	13,243	338			

横沢財産区特別会計

(款) 3 諸収入

(項) 1 市預金利子

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 市預金利子	1	1	0	1 市預金利子	1	市預金利子
計	1	1	0			

(款) 3 諸収入

(項) 2 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	1	1	0	1 雑入	1	雑入
計	1	1	0			

3 歳出

(款) 1 管理会費

(項) 1 管理会費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 管理会費	709	709	0	特定財源	709	1 報酬	343	◎管理会費 709	
				その他	709	8 旅費	185		
						9 交際費	10		
				特定財源の内訳		10 需用費	28		
				(他) 貸地料		709	13 使用料及び賃借料		93
							18 負担金補助及び交付金		50
計	709	709	0	特定財源	709				
				その他	709				

(款) 2 農林水産業費

(項) 1 林業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 林業振興費	2,297	482	1,815	特定財源	468	7 報償費	474	◎林業振興費 2,297
				その他	468	10 需用費	8	
				一般財源	1,829	12 委託料	1,815	
				特定財源の内訳				
(他) 貸地料		466						

横沢財産区特別会計

(款) 2 農林水産業費

(項) 1 林業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 林業振興費	(他) 立木売払収入 (他) 市預金利子			1 1			
計	2,297	482	1,815	特定財源 468 その他 468 一般財源 1,829			

(款) 3 諸支出金

(項) 1 諸費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般会計繰 出金	1,762	61	1,701	一般財源 1,762	27 繰出金	1,762	◎一般会計繰出金 1,762
計	1,762	61	1,701	一般財源 1,762			

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	9,991	13,169	△3,178	一般財源 9,991			
計	9,991	13,169	△3,178	一般財源 9,991			

横沢財産区特別会計

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)			
本 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	5	343			343		343
	計	5	343			343		343
前 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	5	343			343		343
	計	5	343			343		343
比 較	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	0	0			0		0
	計	0	0			0		0

横沢財産区特別会計

令和6年度郡山市中野財産区特別会計予算

令和6年度郡山市の中野財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,938千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財産収入		6
	1 財産運用収入	5
	2 財産売払収入	1
2 繰越金		2,930
	1 繰越金	2,930
3 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	2,938

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		254
	1 管理会費	254
2 総務費		38
	1 総務管理費	38
3 農林水産業費		64
	1 林業費	64
4 予備費		2,582
	1 予備費	2,582
歳 出	合 計	2,938

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入	6	6	0
2 繰越金	2,930	3,187	△257
3 諸収入	2	2	0
歳入合計	2,938	3,195	△257

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 管理会費	254	405	△151			6	248
2 総務費	38	38	0				38
3 農林水産業費	64	64	0			1	63
4 予備費	2,582	2,688	△106				2,582
歳 出 合 計	2,938	3,195	△257			7	2,931

2 歳入

(款) 1 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	5	5	0	1 土地建物貸付収入	5	貸地料 5
計	5	5	0			

(款) 1 財産収入

(項) 2 財産売払収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売払収入	1	1	0	1 立木売払収入	1	立木売払収入 1
計	1	1	0			

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	2,930	3,187	△ 257	1 前年度繰越金	2,930	前年度繰越金 2,930
計	2,930	3,187	△ 257			

中野財産区特別会計

(款) 3 諸収入

(項) 1 市預金利子

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 市預金利子	1	1	0	1 市預金利子	1	市預金利子
計	1	1	0			

(款) 3 諸収入

(項) 2 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	1	1	0	1 雑入	1	雑入
計	1	1	0			

3 歳出

(款) 1 管理会費

(項) 1 管理会費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 管理会費	254	405	△151	特定財源 6	1 報酬	112	◎管理会費 254
				その他 6	8 旅費	20	
				一般財源 248	9 交際費	20	
					10 需用費	32	
					18 負担金補助 及び交付金	70	
特定財源の内訳							
(他) 貸地料 5							
(他) 市預金利子 1							
計	254	405	△151	特定財源 6 その他 6 一般財源 248			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	38	38	0	一般財源 38	11 役務費	38	◎一般管理費 38
計	38	38	0	一般財源 38			

(款) 3 農林水産業費

(項) 1 林業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 林業振興費	64	64	0	特定財源 1	7 報償費	56	◎林業振興費 64
				その他 1 一般財源 63	10 需用費	8	
特定財源の内訳 (他) 立木売払収入				1			
計	64	64	0	特定財源 1 その他 1 一般財源 63			

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	2,582	2,688	△106	一般財源 2,582			
計	2,582	2,688	△106	一般財源 2,582			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)			
本 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	7	112			112		112
	計	7	112			112		112
前 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	7	263			263		263
	計	7	263			263		263
比 較	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	0	△ 151			△ 151		△ 151
	計	0	△ 151			△ 151		△ 151

中野財産区特別会計

令和6年度郡山市後田財産区特別会計予算

令和6年度郡山市の後田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,354千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財産収入		15
	1 財産運用収入	15
2 繰越金		2,337
	1 繰越金	2,337
3 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入 合 計		2,354

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 管理会費		217
	1 管理会費	217
2 総務費		64
	1 総務管理費	64
3 予備費		2,073
	1 予備費	2,073
歳出	合計	2,354

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入	15	15	0
2 繰越金	2,337	2,399	△62
3 諸収入	2	2	0
歳入合計	2,354	2,416	△62

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 管理会費	217	217	0			16	201
2 総務費	64	63	1				64
3 予備費	2,073	2,136	△63				2,073
歳 出 合 計	2,354	2,416	△62			16	2,338

2 歳入

(款) 1 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	15	15	0	1 土地建物貸付収入	15	貸地料 15
計	15	15	0			

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	2,337	2,399	△ 62	1 前年度繰越金	2,337	前年度繰越金 2,337
計	2,337	2,399	△ 62			

(款) 3 諸収入

(項) 1 市預金利子

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 市預金利子	1	1	0	1 市預金利子	1	市預金利子 1
計	1	1	0			

後田財産区特別会計

(款) 3 諸収入

(項) 2 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	1	1	0	1 雑入	1 雑入	1
計	1	1	0			

3 歳出

(款) 1 管理会費

(項) 1 管理会費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 管理会費	217	217	0	特定財源 16	1 報酬	210	◎管理会費 217
				その他 16	8 旅費	7	
				一般財源 201			
	特定財源の内訳						
				(他) 貸地料 15			
				(他) 市預金利子 1			
計	217	217	0	特定財源 16			
				その他 16			
				一般財源 201			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	64	63	1	一般財源 64	7 報償費	56	◎一般管理費 64
					10 需用費	5	
					11 役務費	3	
計	64	63	1	一般財源 64			

後田財産区特別会計

(款) 3 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	2,073	2,136	△63	一般財源	2,073		
計	2,073	2,136	△63	一般財源	2,073		

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)			
本 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	7	210			210	210	
	計	7	210			210	210	
前 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	7	210			210	210	
	計	7	210			210	210	
比 較	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	0	0			0	0	
	計	0	0			0	0	

後田財産区特別会計

令和6年度郡山市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度郡山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給	水	戸	数	138,327戸						
(2) 年	間	総	給	水量	38,799,381立方メートル					
(3) 一	日	平	均	給	水量	106,300立方メートル				
(4) 主	要	な	建	設	改	良	事	業		
			施	設	拡	張	改	良	費	5,774,446千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

			収	入			
第1款	水	道	事	業	収	益	8,648,074千円
第1項	営		業	収	益	8,021,165千円	
第2項	営	業	外	収	益	626,908千円	
第3項	特		別	利	益	1千円	
			支	出			
第1款	水	道	事	業	費	用	7,622,537千円
第1項	営		業	費	用	7,259,528千円	
第2項	営	業	外	費	用	271,240千円	
第3項	特		別	損	失	41,769千円	
第4項	予		備		費	50,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,851,925千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額520,440千円、当年度分損益勘定留保資金2,622,596千円、減債積立金615,134千円及び建設改良積立金2,093,755千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資 本 的 収 入			609,427千円
第1項 出 資 金			142,099千円
第2項 工 事 負 担 金 及 び 寄 附 金			465,028千円
第3項 固 定 資 産 売 却 代 金			2,300千円
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出			6,461,352千円
第1項 建 設 改 良 費			5,846,218千円
第2項 企 業 債 償 還 金			615,134千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	河内配水場流量調整弁更新等工事	千円 1,200,000	6	千円 300,000
				7	300,000
				8	300,000
				9	300,000

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用、営業外費用、特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	776,098千円
(2) 交 際 費	70千円

(他会計からの補助金)

第8条 水道事業経営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、12,792千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、162,480千円と定める。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

退職手当支給に備えるため、全職員が自己都合により退職した場合の要支給見込額を計上している。

なお、当年度において、退職手当支給見込額45,412千円のうち一般会計が負担する額994千円を除いた額44,418千円及び下水道事業会計への退職手当負担金支出見込額15,620千円を合わせた額60,038千円は退職給付引当金を取り崩す。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

令和6年度郡山市水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 水道事業収益			8,648,074	
	1 営業収益		8,021,165	
		1 給水収益	7,754,639	水道料金
		2 受託工事収益	2,980	配水管布設工事受託収益
		3 その他の営業収益	16,201	設計審査・工事検査手数料等
		4 他会計負担金	247,345	使用料徴収事務負担金等
	2 営業外収益		626,908	
		1 水道加入金	138,285	水道加入金
		2 受取利息	1,251	預金利息
		3 雑収益	35,482	施設利用料等
		4 他会計負担金	10,745	児童手当負担金等一般会計等負担金
		5 長期前受金戻入	418,371	国庫補助金等収益化額
		6 国庫補助金	9,982	福島再生加速化交付金
		7 他会計補助金	12,792	一般会計補助金
	3 特別利益		1	
1 過年度損益修正益		1		

水道事業会計

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考	
1 水道事業費用			7,622,537		
	1 営業費用			7,259,528	
		1 原水及び浄水費		1,857,916	浄水施設等維持管理費用
		2 配水及び給水費		1,404,503	配水管及び配水施設等維持管理費用
		3 受託工事費		2,980	配水管布設工事受託費用
		4 業務費		478,581	料金調定、徴収及び検針等費用
		5 総係費		426,406	管理運営等費用
		6 減価償却費		3,000,711	固定資産減価償却費
		7 資産減耗費		88,431	有形固定資産除却費
	2 営業外費用			271,240	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費		76,528	企業債利息
		2 消費税及び地方消費税		194,712	
	3 特別損失			41,769	
		1 過年度損益修正損		4,680	水道料金過年度徴収分還付等費用
		2 その他特別損失		37,089	原子力災害対応費用
	4 予備費			50,000	
		1 予備費		50,000	

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			609,427	
	1 出資金		142,099	
		1 出資金	142,099	一般会計出資金
	2 工事負担金及び寄附金		465,028	
		1 工事負担金及び寄附金	465,028	他会計等工事負担金
	3 固定資産売却代金		2,300	
1 固定資産売却代金		2,300	メータ一等売却代金	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			6,461,352	
	1 建設改良費		5,846,218	
		1 施設拡張改良費	5,774,446	水道施設整備費用
		2 固定資産購入費	71,772	固定資産取得費用
	2 企業債償還金		615,134	
		1 企業債償還金	615,134	企業債償還元金

水道事業会計

令和6年度郡山市水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は純損失)	797,182
減価償却費	3,000,711
固定資産除却費	40,256
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 338
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 19,008
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 9,180
長期前受金戻入額	△ 418,371
受取利息及び受取配当金	1,251
支払利息	76,528
未収金の増減額 (△は増加)	△ 160,062
未払金の増減額 (△は減少)	△ 6,459
小計	3,302,510
利息及び配当金の受取額	△ 1,251
利息の支払額	△ 76,528
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,224,731

2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 5,315,538
	有形固定資産の売却による収入	2,091
	工事負担金による収入	465,028
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,848,419
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等企業債の償還による支出	△ 615,134
	他会計からの出資による収入	142,099
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 473,035
	資金増加額(又は減少額)	△ 2,096,723
	資金期首残高	9,160,457
	資金期末残高	7,063,734

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区	分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	損 益 勘 定	14	(20)	316	319,011	235,384	554,711	103,234	657,945
	支 弁 職 員		(66)						
	資 本 勘 定		()		61,639	36,287	97,926	20,227	118,153
	合 計	14	(20)	316	380,650	271,671	652,637	123,461	776,098
前 年 度	損 益 勘 定	18	(20)	478	313,322	227,518	541,318	101,950	643,268
	支 弁 職 員		(66)						
	資 本 勘 定		()		60,828	36,962	97,790	20,663	118,453
	合 計	18	(20)	478	374,150	264,480	639,108	122,613	761,721
比 較	損 益 勘 定	△ 4	(0)	△ 162	5,689	7,866	13,393	1,284	14,677
	支 弁 職 員		(0)						
	資 本 勘 定		()		811	△ 675	136	△ 436	△ 300
	合 計	△ 4	(0)	△ 162	6,500	7,191	13,529	848	14,377

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)
	本 年 度	11,461	7,598	4,945	870	37,521	2,053	
	前 年 度	10,629	7,490	6,289	870	44,011	2,053	
	比 較	832	108	△ 1,344	0	△ 6,490	0	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
	本 年 度	86,011	66,280		13,114	788		41,030
	前 年 度	82,451	58,496		12,357	712		39,122
	比 較	3,560	7,784		757	76		1,908

水道事業会計

(1) 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区	分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	損 益 勘 定 支 弁 職 員	14	() 66	316	286,886	222,048	509,250	95,472	604,722
	資 本 勘 定 支 弁 職 員		() 14		61,639	36,287	97,926	20,227	118,153
	合 計	14	() 80	316	348,525	258,335	607,176	115,699	722,875
前 年 度	損 益 勘 定 支 弁 職 員	18	() 66	478	283,646	219,958	504,082	95,613	599,695
	資 本 勘 定 支 弁 職 員		() 14		60,828	36,962	97,790	20,663	118,453
	合 計	18	() 80	478	344,474	256,920	601,872	116,276	718,148
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員	△ 4	() 0	△ 162	3,240	2,090	5,168	△ 141	5,027
	資 本 勘 定 支 弁 職 員		() 0		811	△ 675	136	△ 436	△ 300
	合 計	△ 4	() 0	△ 162	4,051	1,415	5,304	△ 577	4,727

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)
	本 年 度	11,461	6,485	4,945	705	37,377	2,053	
	前 年 度	10,629	6,175	6,289	705	43,867	2,053	
	比 較	832	310	△ 1,344	0	△ 6,490	0	
区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)	
本 年 度	79,452	60,925		13,114	788		41,030	
前 年 度	76,515	58,496		12,357	712		39,122	
比 較	2,937	2,429		757	76		1,908	

水道事業会計

(2) 会計年度任用職員（再掲）

区	分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	料 手 当 (千円)	計 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	損 益 勘 定 支 弁 職 員 資 本 勘 定 支 弁 職 員		(20)		32,125	13,336	45,461	7,762	53,223
	合 計		(20)		32,125	13,336	45,461	7,762	53,223
	損 益 勘 定 支 弁 職 員 資 本 勘 定 支 弁 職 員		(20)		29,676	7,560	37,236	6,337	43,573
前 年 度	合 計		(20)		29,676	7,560	37,236	6,337	43,573
	損 益 勘 定 支 弁 職 員 資 本 勘 定 支 弁 職 員		(0)		2,449	5,776	8,225	1,425	9,650
	合 計		(0)		2,449	5,776	8,225	1,425	9,650
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員 資 本 勘 定 支 弁 職 員		(0)		2,449	5,776	8,225	1,425	9,650
	合 計		(0)		2,449	5,776	8,225	1,425	9,650

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
手 当 の 内 訳	本 年 度		1,113		165	144		
	前 年 度		1,315		165	144		
	比 較		△ 202		0	0		
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	本 年 度	6,559	5,355					
前 年 度	5,936	0						
比 較	623	5,355						

水道事業会計

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	6,500	給与改定に伴う増減分	3,609	
		昇給に伴う増加分	3,268	平均昇給率 0.90%
		その他の増減分	△ 377	
手 当	7,191	制度改正に伴う増減分	9,527	期末手当 2,220 勤勉手当 7,307
		その他の増減分	△ 2,336	

3 給料及び手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

(1) 職員1人当たり給与

区	分	事務・技術
令和6年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	347,852
	平均給与月額 (円)	401,091
	平均年齢 (歳)	47.04
令和5年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	347,567
	平均給与月額 (円)	407,785
	平均年齢 (歳)	46.01

(2) 初任給

区分	事務・技術 (円)	一般会計の制度
		行政職 (円)
高校卒	174,400	174,400
大学卒	207,100	207,100

(3) 級別職員数

区分	事務・技術		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年 1月1日現在	1級	() 2	() 2.5
	2級	() 6	() 7.5
	3級	() 30	() 37.5
	4級	() 23	() 28.7
	5級	() 13	() 16.2
	6級	() 5	() 6.3
	7級	() 1	() 1.3
	8級	()	()
	計	() 80	() 100.0
令和5年 1月1日現在	1級	() 1	() 1.3
	2級	() 11	() 13.7
	3級	() 24	() 30.0
	4級	() 26	() 32.5
	5級	() 13	() 16.2
	6級	() 4	() 5.0
	7級	() 1	() 1.3
	8級	()	()
	計	() 80	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
事 務 技 術	主 事 技 師	高度の知識 又は経験を 必要とする 主事・技師	主 査 技 査	係 長	課長補佐	課 長	次 長	局 長

(4) 昇 給

区 分		事 務 ・ 技 術		
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	80		
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	54		
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)		
		2 号 給 (人)		
		3 号 給 (人)		
		4 号 給 (人)	53	
		5 号 給 (人)		
		6 号 給 (人)		
		7 号 給 (人)		
		8 号 給 (人)	1	
比 率 (B) / (A) (%)	67.5			
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	80		
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	57		
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)		
		2 号 給 (人)		
		3 号 給 (人)	2	
		4 号 給 (人)	51	
		5 号 給 (人)		
		6 号 給 (人)	2	
		7 号 給 (人)		
		8 号 給 (人)	2	
比 率 (B) / (A) (%)	71.3			

(5) 特殊勤務手当

区 分	事 務 ・ 技 術
給料総額に対する比率 (%)	0.2
支給対象職員の比率 (%) (令和6年1月1日現在)	10.0
代表的な特殊勤務手当の名称	危険手当 出動手当

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.225	2.225	4.45		
前 年 度	(1.150)	(1.150)	(2.30)	有	
	2.175	2.175	4.35		
一 般 会 計 の 制 度	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.225	2.225	4.45		

(7) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置	

(8) そ の 他 の 手 当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

継 続 費 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度	前年度	当該年度	当該年度	翌年度	継続費の 総額に 対する 進捗率 (%)	備考	
			年 度	年割額	左 の 財 源 内 訳				未までの	未までの	支 払	未までの			以降の支払
					企業債	一般会計 出資	国県補助金	損益勘定 留保資金等	支 払 義務 発生額	支 払 義務 発生 (見込)額	義 務 発 生 予 定 額	支 払 義務 発 生 予 定 額			義 務 発 生 予 定 額
1 資本的支 出	1 建設改良 費	熱海浄水場設	4	193,000				193,000						0.0	遞次繰越 193,000
		備更新工事	5	97,000				97,000		290,000		290,000		67.4	
			6	140,000				140,000			140,000	140,000		32.6	
			計	430,000				430,000		290,000	140,000	430,000		100.0	
	堀口浄水場浄 水池更新工事	5	100,000				100,000		100,000		100,000		6.7		
		6	300,000				300,000			300,000	300,000		20.0		
		7	600,000				600,000					600,000	40.0		
		8	500,000				500,000					500,000	33.3		
		計	1,500,000				1,500,000		100,000	300,000	400,000	1,100,000	100.0		

水道事業会計

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度	前年度	当該年度	当該年度	翌年度	継続費の	備考	
			年	年割額	左 の 財 源 内 訳				末までの	末までの	支 払	末までの	以降の支払		総額に
					企業債	一般会計 出資金	国県補助金	損益勘定 留保資金等	支 払 義務 発生額	支 払 義務 発生 (見込)額	義 務 発 生 予 定 額	支 払 義務 発 生 予 定 額	義 務 発 生 予 定 額		対 する 進 捗 率 (%)
1 資本的支 出	1 建設改良 費	熱海配水場配	5	50,000				50,000		50,000		50,000		8.3	
		水池更新工事	6	250,000				250,000		250,000	250,000	250,000		41.7	
			7	300,000				300,000					300,000	50.0	
		計		600,000				600,000		50,000	250,000	300,000	300,000	100.0	
		堀口・熱海浄	5	0										0.0	
		水場監視制御	6	400,000				400,000		400,000	400,000	400,000		33.3	
		設備更新工事	7	800,000				800,000					800,000	66.7	
		計		1,200,000				1,200,000			400,000	400,000	800,000	100.0	

水道事業会計

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度	前 年 度	当 該 年 度	当 該 年 度	翌 年 度	継続費の	備考	
			年	年 割 額	左 の 財 源 内 訳				末までの	末までの	支 払	末までの	以降の支払		総 額 に
					企業債	一般会計 出 資 金	国県補助金	損益勘定 留保資金等	支 払	支 払	義 務	支 払	義 務		対 する
度	度	度	度	度	度	義 務	義 務	義 務	義 務	義 務	進 捗 率	(%)			
1 資本的支 出	1 建設改良 費	河内配水場流 量調整弁更新 等工事	6	300,000				300,000			300,000	300,000		25.0	
			7	300,000				300,000					300,000	25.0	
			8	300,000				300,000					300,000	25.0	
			9	300,000				300,000					300,000	25.0	
			計	1,200,000				1,200,000			300,000	300,000	900,000	100.0	

水道事業会計

債務負担行為に関する調書

1 前年度以前設定債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生(見込)額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	給 水 収 益	損 益 勘 定 留 保 資 金	そ の 他
料金等包括的業務委託料 (令和5年度分)	2,820,870	令和5年度		令和6年度 令和11年度	2,820,870	2,820,870		
企業会計システム再構築事業 (令和5年度分)	92,395	令和5年度		令和6年度 令和11年度	69,300	69,300		
設備保守管理業務委託料 (その2)(令和5年度分)	2,574	令和5年度		令和6年度 令和8年度	2,574	2,574		

(参考) 当該年度に期限が到来する債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	給 水 収 益	損 益 勘 定 金 留 保 資 金	そ の 他
料金関係包括的業務委託料 (令和元年度分)	1,084,050	令和元年度 令和5年度	806,520	令和6年度	201,630	201,630		
簡易水道事業固定資産台帳シ ステム構築事業 (令和元年度分)	84	令和元年度 令和5年度	73	令和6年度	8	8		
料金関係包括的業務委託料 (令和3年度分)	1,576	令和3年度 令和5年度	946	令和6年度	473	473		
配給水業務委託料 (令和5年度分)	232,283	令和5年度		令和6年度	232,283	232,283		
設備保守管理業務委託料 (その1) (令和5年度分)	214,954	令和5年度		令和6年度	214,954	214,954		
電算処理入力等業務委託料 (令和5年度分)	34,848	令和5年度		令和6年度	34,848	34,848		
配給水施設等修繕費 (令和5年度分)	30,000	令和5年度		令和6年度	30,000	30,000		
浄水施設用薬品調達費 (令和5年度分)	85,561	令和5年度		令和6年度	85,561	85,561		
施設拡張改良工事 (令和5年度分)	28,500	令和5年度		令和6年度	28,500		28,500	

水道事業会計

令和5年度郡山市水道事業予定損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1 営		業	収	益		
(1) 給		水	収	益	7,093,881	
(2) 受	託	工	事	収	2,176	
(3) そ	の	他	営	業	14,919	
(4) 他	の	計	業	収	224,435	7,335,411
	会	計	負	担	<u>224,435</u>	
2 営		業	費	用		
(1) 原	水	及	び	浄	水	1,794,478
(2) 配	水	及	び	給	水	1,310,402
(3) 受		託	工	事		2,390
(4) 業			務			414,988
(5) 総			係			491,641
(6) 減	価	産	償	却	費	3,024,668
(7) 資	産		減	耗	費	47,801
					<u>47,801</u>	<u>7,086,368</u>
	営	業	利	益		249,043
3 営	業	外	収	益		
(1) 水	道	加	入	金	151,092	
(2) 受	取		利	息	1,252	
(3) 雑		収		益	33,304	
(4) 他	会	計	負	担	8,671	
(5) 長	期	前	受	金	399,632	
(6) 国	庫	計	補	助	9,392	
(7) 他	会	計	補	助	4,165	607,508
					<u>4,165</u>	
4 営	業	外	費	用		
(1) 支	払	利	息	及	び	企
						業
						債
						取
						扱
						諸
						費
					<u>102,685</u>	<u>102,685</u>
						<u>504,823</u>
	経	常	利	益		753,866

水道事業会計

5	特	別	利	益			
(1)	過	年	度	損	益	修	正
							益
(2)	そ	の	他	特	別	利	益
							益
							1
							<u>1,194,613</u>
							1,194,614
6	特	別	損	失			
(1)	過	年	度	損	益	修	正
							損
(2)	そ	の	他	特	別	損	失
							失
							5,164
							<u>33,171</u>
							<u>38,335</u>
							1,156,279
7	予	備	費				
(1)	予	備	費				
							50,000
							<u>50,000</u>
							50,000
							<u>△ 50,000</u>
	当	年	度	純	利	益	
	そ	の	他	未	処	分	利
							益
							剰
							余
							金
							変
							動
							額
							1,860,145
							<u>4,029,593</u>
							<u>5,889,738</u>

令和5年度郡山市水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部					
1	固 定 資 産						
(1)	有 形 固 定 資 産						
	イ 土 地					1,270,119	
	ロ 建 物				5,913,126		
	ハ 構 築 物	価 償 却 累 計			<u>△ 3,982,750</u>	1,930,376	
	ニ 機 械 及 び 装 置	減 価 償 却 累 計			<u>118,113,640</u>		
	ホ 車 両 運 搬 具	減 価 償 却 累 計			<u>△ 61,816,358</u>	56,297,282	
	ヘ 船 舶	減 価 償 却 累 計			<u>14,824,485</u>	2,530,847	
	ト 工 具 器 具 及 び 備 品	減 価 償 却 累 計			<u>△ 12,293,638</u>	12,082	
	チ 建 設 仮 勘 定	減 価 償 却 累 計			<u>75,456</u>		
	有 形 固 定 資 産 合 計	減 価 償 却 累 計			<u>△ 63,374</u>	12,082	
	(2) 無 形 固 定 資 産						
	イ 水 利 上 権					2,133	
	ロ 地 上 権					14	
	ハ ソ フ ト ウ ェ ア 権					2,000	
	ニ ダ ム 使 用 権					7,113,122	
	ホ 電 話 加 入 権					<u>4,855</u>	
	無 形 固 定 資 産 合 計						7,122,124
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産						
	イ 出 資					<u>2,467</u>	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計						<u>2,467</u>
	固 定 資 産 合 計						<u>63,906,713</u>
							71,031,304

水道事業会計

2	流	動	資	産			
(1)	現	金	預	金		9,160,457	
(2)	未		収	金	387,664		
	貸	倒	引	金	<u>△ 11,339</u>	376,325	
(3)	貯		蔵	品		42,252	
(4)	そ	の	流	産		<u>1</u>	
	流	他	動	産			9,579,035
	資	産	産	計			<u>80,610,339</u>

負債の部

3	固	定	負	債			
(1)	企	業	業	債			
	イ	建	費	計	4,607,062		
	企	業	債	金		4,607,062	
(2)	引	職	給	計			
	引	当	付	金	739,648		
	固	定	負	債		739,648	
	流	動	負	債			5,346,710
4	流	動	負	債			
(1)	企	業	業	債			
	イ	建	費	計	615,134		
	企	業	債	金		615,134	
(2)	未		払	計		1,291,668	
(3)	引	与	引	金			
	引	当	金	計	54,691		
(4)	預	動	負	債		54,691	
	流	負	債	計		8,315	
	繰	延	収	益			1,969,808
5	繰	延	収	益			
(1)	長	期	前	受		18,532,676	
	収	化	累	計		<u>△ 9,538,205</u>	
	繰	収	益	合			8,994,471
	負	債	合	計			<u>16,310,989</u>

水道事業会計

資 本 の 部

6	資		本		金				
(1)	資		本		金				
	イ	固	有		資			346,345	
	ロ	出			資			12,128,013	
	ハ	組	入		資			40,845,358	
	資		本		金				53,319,716
	資		本		金				
					合				
					合				
					計				
					計				
					計				
					計				
7	剩		余		金				
(1)	資		本		剩				
	イ	受	贈	財	産	評	価		
	資	本	剩	余	金		合		
								188,985	
									188,985
(2)	利		益		剩				
	イ	減	債		積		立		
	ロ	建	設	改	良	積	立		
	ハ	当	年	度	未	処	分		
		利	益	剩	余	金			
								1,046,165	
								3,854,746	
								5,889,738	
									10,790,649
									10,979,634
									64,299,350
									80,610,339

令和 6 年度郡山市水道事業予定貸借対照表

(令和 7 年 3 月 3 1 日)

(単位 千円)

		資 産 の 部				
1	固 定 資 産					
(1)	有 形 固 定 資 産					
	イ 土 地				1,270,119	
	ロ 建 物			5,960,956		
	ハ 構 築	減 価 却 累 計		△ 4,091,595		1,869,361
	ニ 機 械 及 び 装 置	減 価 却 累 計		△ 64,166,832		57,725,229
	ホ 車 両 運 搬 具	減 価 却 累 計		△ 12,564,787		2,826,653
	ヘ 船 舶	減 価 却 累 計		81,357		15,629
	ト 工 具 器 具 及 び 備 品	減 価 却 累 計		△ 65,728		15
	チ 建 設 仮 勘 定	減 価 却 累 計		310		
	有 形 固 定 資 産 合 計			△ 295		
(2)	無 形 固 定 資 産			307,990		
	イ ソ フ ト ウ ェ ア	減 価 却 累 計		△ 228,307		79,683
	ロ ダ ム 使 用 権					
	ハ 電 話 加 入 権					
	無 形 固 定 資 産 合 計					2,650,434
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産					
	イ 出 資					
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計					66,437,123
	固 定 資 産 合 計					
						1,600
						6,867,842
						4,855
						6,874,297
						2,467
						2,467
						73,313,887

水道事業会計

2	流	動	資	産			
(1)	現	金	預	金		7,063,734	
(2)	未		収	金	547,726		
	貸	倒	引	金	<u>△ 11,001</u>	536,725	
(3)	貯		蔵	品		42,252	
(4)	そ	の	流	産		<u>1</u>	
	流	他	動	産			7,642,712
	資	産	産	計			<u>80,956,599</u>

負債の部

3	固	定	負	債			
(1)	企	業	業	債			
	イ	建	費	計	4,208,813		
	企	業	債	業		4,208,813	
(2)	引	職	給	引			
	引	当	付	当	720,640		
	固	定	金	合		720,640	
	定	負	債	計			4,929,453
4	流	動	負	債			
(1)	企	業	業	債			
	イ	建	費	計	398,249		
	企	業	債	業		398,249	
(2)	未		払	金		1,285,209	
(3)	引	与	引	金			
	引	当	金	計	55,614		
(4)	預	動	負	債		55,614	
	流	負	債	合		<u>8,315</u>	
	繰	延	収	計			1,747,387
5	繰	延	前	受			
(1)	長	期	受	計		18,911,203	
	収	化	累	合		<u>△ 9,870,075</u>	
	繰	収	益	計			9,041,128
	負	債	合	計			<u>15,717,968</u>

水道事業会計

資 本 の 部

6	資		本	金				
(1)	資		本	金				
	イ	固	有	資	本		346,345	
	ロ	出		資			12,270,112	
	ハ	組	入	資	本		40,845,358	
	資		本	金	合			53,461,815
	資		本	金	合			
7	剩		余	金				53,461,815
(1)	資		本	剩	余			
	イ	受	贈	財	産	評	価	
	資	本	剩	余	金	合		188,985
	資	本	剩	余	金	合		
	利	益	剩	余	金			188,985
(2)	利		積	立	金		431,031	
	イ	減	債	積	立			
	ロ	建	設	改	良	積	立	1,760,991
	ハ	当	年	度	未	処	分	9,395,809
	利	益	剩	余	金	合		
	剩		余	金	合			11,587,831
	資		本	合	合			
	負	債	資	本	合			
								11,776,816
								65,238,631
								80,956,599

(参考資料)

令和 6 年度 郡山市 水道事業会計 予算明細書
収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	本年度 予定額	前年度 予定額	比較増減 (△印減)	各 目 説 明	
					節	金 額
1 水道事業収益		8,648,074	9,884,250	△ 1,236,176		
1 営業収益		8,021,165	8,065,101	△ 43,936		
	1 給水収益	7,754,639	7,803,269	△ 48,630	水道料金	7,754,639
	2 受託工事収益	2,980	2,393	587	その他工事収益	2,980
	3 その他の営業収益	16,201	14,919	1,282	手数料	13,200
					雑収益	3,001
	4 他会計負担金	247,345	244,520	2,825	他会計負担金	247,345
2 営業外収益		626,908	624,535	2,373		
	1 水道加入金	138,285	166,201	△ 27,916	水道加入金	138,285
	2 受取利息	1,251	1,252	△ 1	預金利息	1,251
	3 雑収益	35,482	36,013	△ 531	賃貸料	22
					その他雑収益	35,460
	4 他会計負担金	10,745	7,880	2,865	他会計負担金	10,745
	5 長期前受金戻入	418,371	399,632	18,739	長期前受金戻入	418,371
	6 国庫補助金	9,982	9,392	590	国庫補助金	9,982
	7 他会計補助金	12,792	4,165	8,627	他会計補助金	12,792
3 特別利益		1	1,194,614	△ 1,194,613		
	1 過年度損益修正益	1	1	0	過年度損益修正益	1
	(その他特別利益)	0	1,194,613	△ 1,194,613		
収益的収入合計		8,648,074	9,884,250	△ 1,236,176		

水道事業会計

収 益 の 支 出

(単位 千円)

款 項	目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較 増 減 (△印減)	各 目 説 明	
					節	金 額
1 水道事業費用		7,622,537	7,798,374	△ 175,837		
1 営業費用		7,259,528	7,407,780	△ 148,252		
	1 原水及び浄水費	1,857,916	1,946,137	△ 88,221	給料	89,997
					手当等	41,960
					賞与引当金繰入額	14,329
					法定福利費	27,723
					旅費	224
					報償費	1,234
					備消耗品費	23,809
					燃料費	1,600
					光熱水費	1,482
					印刷製本費	239
					通信運搬費	4,098
					委託料	710,036
					手数料	3,763
					賃借料	1,140
					修繕費	507,736
					動力費	136,645
					薬品費	87,359
					材料費	766
					負担金	203,297
					保険料	251
					公課費	228
	2 配水及び給水費	1,404,503	1,419,834	△ 15,331	給料	80,811
					手当等	41,724

水道事業会計

(単位 千円)

款 項	目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較 増 減 (△印減)	各 目 説 明	
					節	金 額
1 営業費用	2 配水及び給水費				賞与引当金繰入額	12,888
					法定福利費	24,865
					旅費	114
					備消耗品費	5,055
					燃料費	896
					光熱水費	2,900
					印刷製本費	480
					通信運搬費	5,653
					委託料	322,572
					手数料	401
					賃借料	18,705
					修繕費	813,472
					動力費	50,000
					薬品費	57
					材料費	22,423
					補償金及び賠償金	1,000
	保険料	346				
	公課費	141				
	3 受託工事費	2,980	2,393	587	給料	1,734
					手当等	802
法定福利費					444	
4 業務費	478,581	460,280	18,301	給料	23,364	
				手当等	12,367	
				賞与引当金繰入額	3,808	
				法定福利費	6,845	
					旅費	80

水道事業会計

(単位 千円)

款 項	目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較 増 減 (△印減)	各 目 説 明	
					節	金 額
1 営業費用	4 業務費				備消耗品費	3,350
					燃料費	162
					印刷製本費	2,872
					通信運搬費	28,000
					委託料	329,101
					手数料	43,396
					賃借料	19,053
					修繕費	169
					負担金	545
					保険料	58
					公課費	14
					貸倒引当金繰入額	5,397
	5 総係費	426,406	506,667	△ 80,261	報酬	316
					給料	123,105
					手当等	59,415
					児童手当	6,900
					賞与引当金繰入額	14,486
					法定福利費	35,932
					旅費	1,642
					退職給付費	42,024
					報償費	100
					被服費	1,996
					備消耗品費	6,770
					燃料費	188
					光熱水費	21,153
					印刷製本費	2,838

水道事業会計

(単位 千円)

款 項	目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較 増 減 (△印減)	各 目 説 明	
					節	金 額
1 営業費用	5 総係費				通信運搬費	5,293
					広告料	154
					委託料	48,652
					手数料	1,188
					賃借料	13,242
					修繕費	9,958
					負担金	16,143
					研修費	4,154
					食糧費	25
					交際費	70
					厚生費	7,661
					保険料	2,957
	公課費	44				
	6 減価償却費	3,000,711	3,024,668	△ 23,957	有形固定資産減価償却費	2,752,883
					無形固定資産減価償却費	247,828
	7 資産減耗費	88,431	47,801	40,630	固定資産除却費	88,431
2 営業外費用		271,240	298,504	△ 27,264		
	1 支払利息及び企業債取扱諸費	76,528	102,685	△ 26,157	企業債利息	76,528
	2 消費税及び地方消費税	194,712	195,819	△ 1,107	消費税及び地方消費税	194,712
3 特別損失		41,769	42,090	△ 321		
	1 過年度損益修正損	4,680	5,680	△ 1,000	過年度損益修正損	4,680
	2 その他特別損失	37,089	36,410	679	その他特別損失	37,089
4 予備費		50,000	50,000	0		
	1 予備費	50,000	50,000	0	予備費	50,000
収益的支出合計		7,622,537	7,798,374	△ 175,837		

水道事業会計

資 本 的 收 入

(単位 千円)

款 項	目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較 増 減 (△印減)	各 目 説 明	
					節	金 額
1 資本的收入		609,427	510,302	99,125		
1 出資金		142,099	52,298	89,801		
	1 出資金	142,099	52,298	89,801	出資金	142,099
2 工事負担金及び寄附金		465,028	454,004	11,024		
	1 工事負担金及び寄附金	465,028	454,004	11,024	工事負担金及び寄附金	465,028
3 固定資産売却代金		2,300	4,000	△ 1,700		
	1 固定資産売却代金	2,300	4,000	△ 1,700	固定資産売却代金	2,300
資本的收入合計		609,427	510,302	99,125		

資 本 的 支 出

(単位 千円)

款 項	目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較 増 減 (△印減)	各 目 説 明	
					節	金 額
1 資本的支出		6,461,352	5,769,147	692,205		
1 建設改良費		5,846,218	4,857,973	988,245		
	1 施設拡張改良費	5,774,446	4,777,270	997,176	給料	61,639
					手当等	36,287
					法定福利費	20,227
					旅費	72
					被服費	224
					備消耗品費	1,124
					燃料費	574
					印刷製本費	221
					通信運搬費	8

水道事業会計

(単位 千円)

款 項	目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較 増 減 (△印減)	各 目 説 明	
					節	金 額
1 建設改良費	1 施設拡張改良費				委託料	286,264
					手数料	159
					修繕費	371
					工事請負費	5,364,123
					補償金及び賠償金	2,000
					負担金	1,000
					保険料	101
					公課費	52
	2 固定資産購入費	71,772	80,703	△ 8,931	機械及び装置購入費	51,875
					車両運搬具購入費	6,600
工具器具及び備品購入費					13,297	
2 企業債償還金		615,134	911,174	△ 296,040		
	1 企業債償還金	615,134	911,174	△ 296,040	企業債償還金	615,134
資本的支出合計		6,461,352	5,769,147	692,205		

水道事業会計

令和6年度郡山市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度郡山市簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給	水	戸	数	1,103戸					
(2) 年	間	総	給	水	量	401,640立方メートル			
(3) 一	日	平	均	給	水	量	1,100立方メートル		
(4) 主	要	な	建	設	改	良	事	業	
			施	設	拡	張	改	良	費
									25,990千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

				収	入		
第1款	簡	易	水	道	事	業	
	第1項	営	業	収	益	229,816千円	
	第2項	営	業	外	収	益	55,322千円
						174,494千円	
				支	出		
第1款	簡	易	水	道	事	業	
	第1項	営	業	費	用	236,686千円	
	第2項	営	業	外	費	用	226,105千円
	第3項	特	別	損	失	10,265千円	
						316千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額92,861千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,450千円及び当年度分損益勘定留保資金90,411千円で補てんするものとする。）。

				収	入	
第1款	資	本	的	収	入	8,752千円
	第1項	出	資	金		8,751千円

第2項 固定資産売却代金	1千円
支	出
第1款 資本的支出	101,613千円
第1項 建設改良費	26,959千円
第2項 企業債償還金	74,654千円
(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用、営業外費用、特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 33,794千円

(他会計からの補助金)

第8条 簡易水道事業経営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、142,022千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,697千円と定める。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

令和6年度郡山市簡易水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 簡易水道事業収益			229,816	
	1 営業収益		55,322	
		1 給水収益	38,474	簡易水道料金
		2 その他の営業収益	48	設計審査・工事検査手数料等
		3 他会計負担金	16,800	消火栓修繕負担金
	2 営業外収益		174,494	
		1 簡易水道加入金	209	簡易水道加入金
		2 雑収益	87	行政財産使用料等
		3 他会計負担金	715	児童手当負担金等一般会計等負担金
		4 長期前受金戻入	31,461	国庫補助金等収益化額
		5 他会計補助金	142,022	一般会計補助金

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 簡易水道事業費用			236,686	
	1 営業費用		226,105	
		1 原水及び浄水費	60,652	浄水施設等維持管理費用
		2 配水及び給水費	33,933	配水管及び配水施設等維持管理費用
		3 業務費	6,664	料金調定、徴収及び検針等費用
		4 総係費	2,984	管理運営等費用
		5 減価償却費	121,462	固定資産減価償却費
		6 資産減耗費	410	有形固定資産除却費
	2 営業外費用		10,265	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	6,202	企業債利息
		2 消費税及び地方消費税	4,063	
	3 特別損失		316	
		1 過年度損益修正損	316	簡易水道料金過年度徴収分還付等費用

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			8,752	
	1 出資金		8,751	
		1 出資金	8,751	一般会計出資金
	2 固定資産売却代金		1	
		1 固定資産売却代金	1	メーター等売却代金

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			101,613	
	1 建設改良費		26,959	
		1 施設拡張改良費	25,990	簡易水道施設整備費用
		2 固定資産購入費	969	固定資産取得費用
	2 企業債償還金		74,654	
		1 企業債償還金	74,654	企業債償還元金

令和6年度郡山市簡易水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	0
減価償却費	121,462
固定資産除却費	410
賞与引当金の増減額 (△は減少)	66
長期前受金戻入額	△ 31,461
支払利息	6,202
未収金の増減額 (△は増加)	△ 1,596
未払金の増減額 (△は減少)	<u>20,505</u>
小計	115,588
利息の支払額	<u>△ 6,202</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	109,386
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 24,509
有形固定資産の売却による収入	<u>1</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 24,508

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等企業債の償還による支出	△ 74,654
他会計からの出資による収入	8,751
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 65,903

資金増加額(又は減少額)	18,975
資金期首残高	1,729
資金期末残高	20,704

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	損 益 勘 定 支 弁 職 員	() 4		16,940	11,566	28,506	5,288	33,794
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	()						
	合 計	() 4		16,940	11,566	28,506	5,288	33,794
前 年 度	損 益 勘 定 支 弁 職 員	() 4		18,402	12,305	30,707	6,031	36,738
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	()						
	合 計	() 4		18,402	12,305	30,707	6,031	36,738
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員	() 0		△ 1,462	△ 739	△ 2,201	△ 743	△ 2,944
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	()						
	合 計	() 0		△ 1,462	△ 739	△ 2,201	△ 743	△ 2,944

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
手 当 の 内 訳	本 年 度	396	328	693	9	2,331		
	前 年 度	660	439	693	9	2,331		
	比 較	△ 264	△ 111	0	0	0		
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	本 年 度	3,946	3,193		610	60		
前 年 度	4,166	3,355		592	60			
比 較	△ 220	△ 162		18	0			

簡易水道事業会計

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 1,462	給与改定に伴う増減分	106	
		昇給に伴う増加分	149	
		その他の増減分	△ 1,717	
手 当	△ 739	制度改正に伴う増減分	275	期末手当 140 勤勉手当 135
		その他の増減分	△ 1,014	

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区	分	事務・技術
令和6年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	347,725
	平均給与月額 (円)	408,593
	平均年齢 (歳)	44.03
令和5年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	378,750
	平均給与月額 (円)	395,522
	平均年齢 (歳)	48.07

(2) 級別職員数

区分	事務・技術		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年 1月1日現在	1級	()	()
	2級	() 1	() 25.0
	3級	()	()
	4級	() 2	() 50.0
	5級	() 1	() 25.0
	6級	()	()
	7級	()	()
	8級	()	()
	計	() 4	() 100.0
令和5年 1月1日現在	1級	()	()
	2級	()	()
	3級	()	()
	4級	() 4	() 100.0
	5級	()	()
	6級	()	()
	7級	()	()
	8級	()	()
	計	() 4	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

(3) 昇給

区 分		事務・技術	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	4	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	4	
	号給数別内訳	1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	4
		5号給 (人)	
		6号給 (人)	
		7号給 (人)	
	8号給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	4	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	4	
	号給数別内訳	1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	4
		5号給 (人)	
		6号給 (人)	
		7号給 (人)	
	8号給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		

(4) 特殊勤務手当

区 分	事 務 ・ 技 術
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (%) (令和6年1月1日現在)	—
代表的な特殊勤務手当の名称	危険手当 出勤手当

債務負担行為に関する調書

(参考) 当該年度に期限が到来する債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	給 水 収 益	損 益 勘 定 金 留 保 資 金	そ の 他
簡易水道事業固定資産台帳システム構築事業 (令和元年度分)	3,945	令和元年度 令和5年度	3,402	令和6年度	355	355		
料金関係包括的業務委託料 (令和3年度分)	17,333	令和3年度 令和5年度	10,308	令和6年度	5,154	5,154		
設備保守管理業務委託料 (令和5年度分)	2,577	令和5年度		令和6年度	2,577	2,577		

令和5年度郡山市簡易水道事業予定損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1 営		業	収	益			
(1) 給		水	収	益	36,750		
(2) 其	の	他	の	業	61		
(3) 他	の	計	負	担	14,120	50,931	
	会	計	担	金			
2 営		業	費	用			
(1) 原	水	及	び	浄	54,962		
(2) 配	水	及	び	給	39,532		
(3) 業			務		6,020		
(4) 総			係		2,429		
(5) 減	価	償		却	130,387		
(6) 資	産	減		耗	3,316	236,646	
	営	業	利	益		△ 185,715	
3 営		業	外	収	益		
(1) 簡	易	水	道	加	入	285	
(2) 雑			収			167	
(3) 他	会	計	負	担	金	766	
(4) 長	期	前	受	戻	入	33,573	
(5) 他	会	計	補	助	金	159,491	
						194,282	
4 営		業	外	費	用		
(1) 支	払	利	息	及	び	企	
						業	
						債	
						取	
						扱	
						諸	
						費	
						8,329	
							8,329
							185,953
	経	常	利	益			238
5 特		別	損	失			
(1) 過	年	度	損	修	正	損	238
							△ 238

簡易水道事業会計

当 年 度 純 利 益
そ の 他 未 処 分 利 益 剰 余 金 変 動 額
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金

0
0

0

令和 5 年度郡山市簡易水道事業予定貸借対照表

(令和 6 年 3 月 3 1 日)

(単位 千円)

		資 産 の 部					
1	固 定 資 産						
(1)	有 形 固 定 資 産						
	イ 土 地					10,979	
	ロ 建 物				15,361		
	ハ 構 造 物	価 償 却 累 計			△ 2,368		12,993
	ニ 機 械 及 び 装 置	価 償 却 累 計			△ 244,971		1,562,367
	ホ 車 両 運 搬 具	価 償 却 累 計			81,050		
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	価 償 却 累 計			△ 12,583		68,467
	有 形 固 定 資 産 合 計				133		
	固 定 資 産 合 計				0		133
					301		
					△ 30		271
						1,655,210	
							1,655,210
2	流 動 資 産						
(1)	現 金 預 金					1,729	
(2)	未 貯 流 資 産					5,064	
(3)	貯 蔵 資 産					484	
	流 動 資 産 合 計						7,277
							1,662,487

簡易水道事業会計

負債の部

3	固	定	負	債			
(1)	企	業	債	債			
	イ	建	設	改	良	費	等
		企	業	債	債	計	計
		固	定	負	債	合	合
						225,273	
							225,273
							225,273
4	流	動	負	債			
(1)	企	業	債	債			
	イ	建	設	改	良	費	等
		企	業	債	債	計	計
		固	定	負	債	合	合
						74,654	
							74,654
							4,374
(2)	未						
(3)	引						
	イ	賞	与	引	当	金	計
						2,687	
							2,687
(4)	預	流	動	負	債	收	合
							160
							81,875
5	繰	延	前	受	計	合	
(1)	長	期	化	累	計	合	
	収	延	収	益	合		
	繰						
	負						
						558,358	
						△ 67,079	
							491,279
							798,427

令和 6 年度郡山市簡易水道事業予定貸借対照表

(令和 7 年 3 月 3 1 日)

(単位 千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
	(1) 有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地		10,979	
	ロ 建 物	15,361		
	ハ 構 築 物	△ 3,552	11,809	
	ニ 機 械 及 装 置	1,807,338		
	ホ 車 両 運 搬 具	△ 358,169	1,449,169	
	ヘ 工 具 及 備 品	105,148		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 19,643	85,505	
	有 形 固 定 資 産 合 計	133		
		0	133	
	流 動 資 産	301		
	(1) 現 金 預 金	△ 50	251	
	(2) 未 収 蔵 財 産			
	(3) 貯 蓄 財 産			
	流 動 資 産 合 計		1,557,846	
	資 産 合 計		1,557,846	
2	流 動 資 産			
	(1) 現 金 預 金		20,704	
	(2) 未 収 蔵 財 産		6,660	
	(3) 貯 蓄 財 産		484	
	流 動 資 産 合 計		27,848	
	資 産 合 計		1,585,694	

簡易水道事業会計

(参考資料)

令和 6 年度 郡山市 簡易水道事業 会計 予算 明細書
収益的 収入

(単位 千円)

款 項	目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較 増 減 (△印減)	各 目 説 明	
					節	金 額
1 簡易水道事業収益		229,816	251,677	△ 21,861		
1 営業収益		55,322	54,606	716		
	1 給水収益	38,474	40,425	△ 1,951	簡易水道料金	38,474
	2 その他の営業収益	48	61	△ 13	手数料	47
					雑収益	1
	3 他会計負担金	16,800	14,120	2,680	他会計負担金	16,800
2 営業外収益		174,494	197,071	△ 22,577		
	1 簡易水道加入金	209	313	△ 104	簡易水道加入金	209
	2 雑収益	87	167	△ 80	その他雑収益	87
	3 他会計負担金	715	812	△ 97	他会計負担金	715
	4 長期前受金戻入	31,461	33,573	△ 2,112	長期前受金戻入	31,461
	5 他会計補助金	142,022	162,206	△ 20,184	他会計補助金	142,022
収益的収入合計		229,816	251,677	△ 21,861		

簡易水道事業会計

收 益 的 支 出

(單位 千円)

款 項	目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較 增 減 (△印減)	各 目 說 明	
					節	金 額
1 簡易水道事業費用		236,686	260,772	△ 24,086		
1 營業費用		226,105	246,182	△ 20,077		
	1 原水及び浄水費	60,652	59,701	951	給料	16,940
					手当等	9,267
					児童手当	270
					賞与引当金繰入額	2,753
					法定福利費	4,834
					旅費	20
					報償費	549
					被服費	185
					備消耗品費	642
					燃料費	499
					光熱水費	661
					印刷製本費	55
					通信運搬費	568
					委託料	3,233
					手数料	51
					賃借料	16
					修繕費	7,081
					動力費	7,968
					藥品費	719
					材料費	9
					負担金	3,673
					研修費	83
					厚生費	421

簡易水道事業会計

(単位 千円)

款 項	目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較 増 減 (△印減)	各 目 説 明	
					節	金 額
1 営業費用	1 原水及び浄水費				保険料	146
					公課費	9
	2 配水及び給水費	33,933	43,485	△ 9,552	委託料	5,821
					修繕費	28,112
	3 業務費	6,664	6,622	42	備消耗品費	178
					通信運搬費	130
					委託料	6,179
					手数料	177
4 総係費	2,984	2,671	313	委託料	1,734	
				賃借料	1,250	
5 減価償却費	121,462	130,387	△ 8,925	有形固定資産減価償却費	121,462	
6 資産減耗費	410	3,316	△ 2,906	固定資産除却費	410	
2 営業外費用		10,265	14,329	△ 4,064		
	1 支払利息及び企業債取扱諸費	6,202	8,329	△ 2,127	企業債利息	6,202
	2 消費税及び地方消費税	4,063	6,000	△ 1,937	消費税及び地方消費税	4,063
3 特別損失		316	261	55		
	1 過年度損益修正損	316	261	55	過年度損益修正損	316
収益的支出合計		236,686	260,772	△ 24,086		

簡易水道事業会計

資 本 的 收 入

(單位 千円)

款 項	目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較 增 減 (△印減)	各 目 說 明	
					節	金 額
1 資本的收入		8,752	1,526	7,226		
1 出資金		8,751	1,525	7,226		
	1 出資金	8,751	1,525	7,226	出資金	8,751
2 固定資産売却代金		1	1	0		
	1 固定資産売却代金	1	1	0	固定資産売却代金	1
資本的收入合計		8,752	1,526	7,226		

資 本 的 支 出

(單位 千円)

款 項	目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較 增 減 (△印減)	各 目 說 明	
					節	金 額
1 資本の支出		101,613	103,117	△ 1,504		
1 建設改良費		26,959	16,084	10,875		
	1 施設拡張改良費	25,990	15,000	10,990	工事請負費	25,990
	2 固定資産購入費	969	1,084	△ 115	機械及び装置購入費	969
2 企業債償還金		74,654	87,033	△ 12,379		
	1 企業債償還金	74,654	87,033	△ 12,379	企業債償還金	74,654
資本の支出合計		101,613	103,117	△ 1,504		

令和6年度郡山市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度郡山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 戸 数	111,920戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	28,332,838立方メートル
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	77,624立方メートル
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
公 共 下 水 道 建 設 費	5,461,000千円
流 域 下 水 道 建 設 費	145,886千円
特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 建 設 費	161,749千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中の資産減耗費274,000千円の財源にあてるため、企業債274,000千円を借入れる。

	収	入	
第1款 下 水 道 事 業	業 収 益	9,096,742千円	
第1項 営 業	業 収 益	5,838,016千円	
第2項 営 業 外	業 外 収 益	3,256,633千円	
第3項 特 別	特 別 利 益	2,093千円	
	支	出	
第1款 下 水 道 事 業	業 費 用	9,444,007千円	
第1項 営 業	業 費 用	8,662,069千円	
第2項 営 業 外	業 外 費 用	775,498千円	
第3項 特 別	特 別 損 失	6,440千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,620,289千円は、当年度分消費税及び地方

消費税資本的収支調整額161,927千円及び当年度分損益勘定留保資金3,458,362千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 下水道事業資本的収入		7,486,133千円
第1項 企業債		3,597,500千円
第2項 他会計出資金		1,663,370千円
第3項 負担金及び分担金		79,519千円
第4項 補助金		2,145,744千円
支 出		
第1款 下水道事業資本的支出		11,106,422千円
第1項 建設改良費		6,060,430千円
第2項 企業債償還金		5,045,992千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 下水道事業資本的支出	1 建設改良費	公共下水道整備事業（富田東地区・御前南地区）	千円 2,423,000	6	千円 95,700
				7	1,210,600
				8	1,116,700
		五輪下外排水樋門遠隔操作化改修工事	240,000	6	12,000
				7	228,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金利子補給金（令和6年度貸付分）	令和6年度から 令和11年度まで	借入期間中における融資残高に対する利子相当額
水洗便所改造資金利子補給金（令和6年度貸付分） 損失補償	令和6年度から 令和11年度まで	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額に相当する額

（企業債）

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道整備事業	千円 3,193,400	証書借入又は証券発行	5.00%以内	借入年度から据置期間を含め、30年以内に元利均等又は元金均等の方法により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えをすることができる。
特別措置分	204,100			
資本費平準化債	200,000			
下水道施設等整理事業	274,000			
合 計	3,871,500			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用、営業外費用、特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	683,249千円
(2) 交 際 費	30千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業経営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、145,420千円である。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

2 セグメント情報

報告セグメントの概要等

下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容等は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	市街地における、し尿・生活雑排水等の排除及び雨水排除
特定環境保全公共下水道事業	湖南地区における、し尿・生活雑排水等の処理

(単位 千円)

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	合計
セグメント資産	139,050,049	6,144,718	145,194,767
セグメント負債	100,010,963	4,621,751	104,632,714

下水道事業会計

令和 6 年度 郡山市 下水道事業会計 予算実施計画
収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 下水道事業収益			9,096,742	
	1 営業収益		5,838,016	
		1 下水道使用料	4,279,945	下水道使用料
		2 他会計負担金	1,553,862	雨水処理一般会計負担金
		3 その他の営業収益	4,209	下水道接続維持管理負担金等
	2 営業外収益		3,256,633	
		1 他会計負担金	1,681,176	汚水処理等一般会計負担金
		2 他会計補助金	145,420	汚水処理等一般会計補助金
		3 雑収益	8,772	占用料等
		4 消費税及び地方消費税還付金	15,130	
		5 長期前受金戻入	1,406,135	国庫補助金等収益化額
	3 特別利益		2,093	
		1 過年度損益修正益	1	
		2 その他特別利益	2,092	貸倒引当金戻入

下水道事業会計

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 下水道事業費用			9,444,007	
	1 営業費用		8,662,069	
		1 管渠費	497,141	管渠維持管理費用
		2 ポンプ場費	332,328	ポンプ場維持管理費用
		3 処理場費（郡山）	182,815	下水道管理センター維持管理費用
		4 処理場費（湖南）	130,996	湖南浄化センター維持管理費用
		5 普及費	9,239	普及促進費用
		6 業務費	201,678	使用料賦課収納業務費用
		7 総係費	71,989	管理運営等費用
		8 流域下水道管理費	1,674,250	流域下水道維持管理負担金
		9 給与費	403,776	職員給与費
		10 減価償却費	4,753,001	固定資産減価償却費
	11 資産減耗費	404,856	有形固定資産除却費	
	2 営業外費用		775,498	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	775,498	企業債利息
	3 特別損失		6,440	
1 過年度損益修正損		6,439	使用料過年度徴収分還付等費用	
2 その他特別損失		1		

下水道事業会計

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 下水道事業資本的収入			7,486,133	
	1 企業債		3,597,500	
		1 建設企業債	3,193,400	建設改良事業企業債
		2 その他企業債	404,100	企業債償還等企業債
	2 他会計出資金		1,663,370	
		1 他会計出資金	1,663,370	一般会計出資金
	3 負担金及び分担金		79,519	
		1 下水道受益者負担金	68,737	受益者負担金
		2 下水道受益者分担金	1,031	受益者分担金
		3 工事負担金	9,751	建設工事負担金
	4 補助金		2,145,744	
		1 国庫補助金	2,145,744	建設改良事業国庫補助金

下水道事業会計

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 下水道事業資本の支出			11,106,422	
	1 建設改良費		6,060,430	
		1 公共下水道建設費	5,461,000	公共下水道整備費用
		2 流域下水道建設費	145,886	流域下水道建設負担金
		3 特定環境保全公共下水道建設費	161,749	特定環境保全公共下水道整備費用
		4 受益者負担金及び分担金徴収経費	4,198	負担金分担金賦課徴収業務費用
		5 固定資産購入費	8,602	固定資産取得費用
		6 給与費	278,995	職員給与費
	2 企業債償還金		5,045,992	
1 企業債償還金		5,045,992	企業債償還元金	

令和6年度郡山市下水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	△ 509,192
減価償却費	4,753,001
固定資産除却費	111,111
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 1,412
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 22,876
長期前受金戻入額	△ 1,406,135
支払利息	775,498
未収金の増減額 (△は増加)	210,110
未払金の増減額 (△は減少)	△ 258,477
小計	3,651,628
利息の支払額	△ 775,498
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,876,130

2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 5,398,024
無形固定資産の取得による支出	△ 132,624
国庫補助金による収入	2,145,744
受益者負担金分担金による収入	69,768
工事負担金による収入	9,751
特定収入仮払消費税及び地方消費税による支出	△ 194,770
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,500,155
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等企業債による収入	3,597,500
その他の企業債による収入	274,000
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 5,000,354
その他の企業債の償還による支出	△ 45,638
他会計からの出資による収入	1,663,370
財務活動によるキャッシュ・フロー	488,878
資金増加額（又は減少額）	△ 135,147
資金期首残高	610,423
資金期末残高	475,276

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	損 益 勘 定 支 弁 職 員	(12)	316	184,881	157,060	342,257	61,835	404,092
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	()	162	139,263	92,354	231,779	47,378	279,157
	合 計	(12) 69	478	324,144	249,414	574,036	109,213	683,249
前 年 度	損 益 勘 定 支 弁 職 員	(12)	316	168,411	105,113	273,840	56,888	330,728
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	()		151,256	99,153	250,409	51,928	302,337
	合 計	(12) 68	316	319,667	204,266	524,249	108,816	633,065
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員	(0)	0	16,470	51,947	68,417	4,947	73,364
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	()	162	△ 11,993	△ 6,799	△ 18,630	△ 4,550	△ 23,180
	合 計	(0) 1	162	4,477	45,148	49,787	397	50,184

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)
	本 年 度		12,590	6,012	5,781	1,187	36,800	1,009
前 年 度		12,886	6,664	5,809	1,187	36,800	1,009	
比 較		△ 296	△ 652	△ 28	0	0	0	
区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)	
本 年 度	73,501	58,750		11,141	670		41,973	
前 年 度	71,343	53,764		13,965	839		0	
比 較	2,158	4,986		△ 2,824	△ 169		41,973	

下水道事業会計

(1) 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区	分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	損 益 勘 定 支 弁 職 員	13	() 37	316	164,980	148,850	314,146	57,080	371,226
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	4	() 32	162	139,263	92,354	231,779	47,378	279,157
	合 計	17	() 69	478	304,243	241,204	545,925	104,458	650,383
前 年 度	損 益 勘 定 支 弁 職 員	13	() 33	316	149,950	100,534	250,800	52,906	303,706
	資 本 勘 定 支 弁 職 員		() 35		151,256	99,153	250,409	51,928	302,337
	合 計	13	() 68	316	301,206	199,687	501,209	104,834	606,043
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員	0	() 4	0	15,030	48,316	63,346	4,174	67,520
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	4	() △ 3	162	△ 11,993	△ 6,799	△ 18,630	△ 4,550	△ 23,180
	合 計	4	() 1	162	3,037	41,517	44,716	△ 376	44,340

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	本 年 度	12,590	5,362	5,781	1,007	36,800	1,009	
	前 年 度	12,886	5,958	5,809	1,007	36,800	1,009	
	比 較	△ 296	△ 596	△ 28	0	0	0	
	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費
	本 年 度	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	本 年 度	69,438	55,433		11,141	670		41,973
	前 年 度	67,650	53,764		13,965	839		0
	比 較	1,788	1,669		△ 2,824	△ 169		41,973

下水道事業会計

(2) 会計年度任用職員（再掲）

区	分	職 員 数		給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	料 手 (千円)	当 計 (千円)			
本 年 度	損 益 勤 定 支 弁 職 員 資 本 勘 定 支 弁 職 員		(12)		19,901	8,210	28,111	4,755	32,866
	合 計		(12)		19,901	8,210	28,111	4,755	32,866
	損 益 勤 定 支 弁 職 員 資 本 勘 定 支 弁 職 員		(12)		18,461	4,579	23,040	3,982	27,022
前 年 度	合 計		(12)		18,461	4,579	23,040	3,982	27,022
	損 益 勤 定 支 弁 職 員 資 本 勘 定 支 弁 職 員		(0)		1,440	3,631	5,071	773	5,844
	合 計		(0)		1,440	3,631	5,071	773	5,844
比 較	損 益 勤 定 支 弁 職 員 資 本 勘 定 支 弁 職 員		(0)		1,440	3,631	5,071	773	5,844
	合 計		(0)		1,440	3,631	5,071	773	5,844

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
本 年 度	本 年 度		650		180			
	前 年 度		706		180			
	比 較		△ 56		0			
前 年 度	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費
	本 年 度	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	本 年 度	4,063	3,317					
比 較	前 年 度	3,693	0					
	比 較	370	3,317					

下水道事業会計

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	4,477	給与改定に伴う増減分	2,226	
		昇給に伴う増加分	2,302	
		その他の増減分	△ 51	
手 当	45,148	制度改正に伴う増減分	6,699	期末手当 1,761 勤勉手当 4,938
		その他の増減分	38,449	

3 給料及び手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

(1) 職員1人当たり給与

区	分	事務・技術
令和6年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	366,757
	平均給与月額 (円)	427,278
	平均年齢 (歳)	47.06
令和5年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	361,186
	平均給与月額 (円)	445,218
	平均年齢 (歳)	47.07

(2) 級別職員数

区分	事務・技術		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年 1月1日現在	1級	()	()
	2級	() 4	() 5.8
	3級	() 17	() 24.7
	4級	() 32	() 46.4
	5級	() 13	() 18.9
	6級	() 1	() 1.4
	7級	() 1	() 1.4
	8級	() 1	() 1.4
	計	() 69	() 100.0
令和5年 1月1日現在	1級	() 1	() 1.5
	2級	()	()
	3級	() 21	() 30.9
	4級	() 26	() 38.2
	5級	() 15	() 22.0
	6級	() 3	() 4.4
	7級	() 1	() 1.5
	8級	() 1	() 1.5
	計	() 68	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

(3) 昇給

区 分		事務・技術	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	69	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	52	
	号給数別内訳	1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	3
		4号給 (人)	49
		5号給 (人)	
		6号給 (人)	
		7号給 (人)	
	8号給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	75.4		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	68	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	54	
	号給数別内訳	1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	53
		5号給 (人)	
		6号給 (人)	
		7号給 (人)	
	8号給 (人)	1	
比 率 (B) / (A) (%)	79.4		

(4) 特殊勤務手当

区 分	事 務 ・ 技 術
給料総額に対する比率 (%)	0.3
支給対象職員の比率 (%) (令和6年1月1日現在)	13.0
代表的な特殊勤務手当の名称	不快業務従事職員の手当

継 続 費 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度	前年度	当該年度	当該年度	翌年度	継続費の	備考												
			年	年割額	左 の 財 源 内 訳				未までの	未までの	支 払	未までの	以降の支払		総額に											
					企業債	一般会計 出資金	国県補助金	損益勘定 留保資金等	支 払	支 払	義 務	支 払	義 務			対する										
度	度	度	度	度	度	義 務	義 務	発 生	義 務	発 生	発 生	進 捗	率													
							発 生	額	予 定	額	予 定	額	(%)													
1 下水道事業資本的支出	1 建設改良費	石塚樋門・ポンプゲート整備事業	3	0									0.0													
			4	348,700	156,900		174,350	17,450						0.0	過次繰越 348,700											
			5	917,100	412,600		458,550	45,950		1,265,800		1,265,800		60.2												
			6	631,000	283,900		315,500	31,600			631,000	631,000		30.0												
			7	205,400	92,400		102,700	10,300					205,400	9.8												
			計	2,102,200	945,800		1,051,100	105,300		1,265,800	631,000	1,896,800	205,400	100.0												
	公共下水道DB事業者選定アドバイザー業務委託	5	30,000	13,500		15,000	1,500		30,000		30,000		76.9													
															6	9,000	4,000		4,500	500		9,000	9,000		23.1	
															計	39,000	17,500		19,500	2,000		30,000	9,000	39,000		100.0

下水道事業会計

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 未までの 支 払 義 務 発 生 額	前 年 度 未までの 支 払 義 務 発 生 (見込) 額	当 該 年 度 支 払 義 務 発 生 予 定 額	当 該 年 度 未までの 支 払 義 務 発 生 予 定 額	翌 年 度 以降の支払 義 務 発 生 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率 (%)	備 考
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳										
					企 業 債	一 般 会 計 出 資 金	国 県 補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等							
1 下水道事 業資本的 支出	1 建設改良 費	149号雨水幹 線整備事業	5	248,000	111,600		124,000	12,400		248,000		248,000		42.8	
			6	332,000	149,400		166,000	16,600			332,000	332,000		57.2	
			計	580,000	261,000		290,000	29,000		248,000	332,000	580,000		100.0	
	小原田導水管 整備事業	5	360,000	162,000		180,000	18,000		360,000		360,000		46.2		
		6	420,000	189,000		210,000	21,000			420,000	420,000		53.8		
		計	780,000	351,000		390,000	39,000		360,000	420,000	780,000		100.0		
	函景貯留管関 連管渠整備事 業	5	108,000	48,600		54,000	5,400		108,000		108,000		30.3		
		6	184,200	82,800		92,100	9,300			184,200	184,200		51.7		
		7	64,000	28,800		32,000	3,200					64,000	18.0		
		計	356,200	160,200		178,100	17,900		108,000	184,200	292,200	64,000	100.0		

下水道事業会計

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度	前 年 度	当 該 年 度	当 該 年 度	翌 年 度	継続費の	備考		
			年	年 割 額	左 の 財 源 内 訳				未 ま だ の	未 ま だ の	支 払	未 ま だ の	以 降 の 支 払		総 額 に	
					支 払	支 払	義 務 発 生	義 務 発 生	義 務 発 生	義 務 発 生	義 務 発 生	義 務 発 生	義 務 発 生		進 捗 率	
			度		企 業 債	一 般 会 計 出 資 金	国 県 補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等	義 務 発 生 額	(見込) 額	予 定 額	予 定 額	予 定 額	(%)		
1 下水道事業資本的支出	1 建設改良費	横塚ポンプ場	5	20,000	9,000		10,000	1,000			20,000		20,000		6.7	
		等監視設備改	6	280,000	126,000		140,000	14,000			280,000		280,000		93.3	
		築工事	計	300,000	135,000		150,000	15,000			20,000	280,000	300,000		100.0	
		湖南浄化セン	5	29,019	11,600		15,960	1,459			29,019		29,019		18.2	
		タ一非常用発	6	130,481	52,100		71,764	6,617				130,481	130,481		81.8	
		電設備設置工	計	159,500	63,700		87,724	8,076			29,019	130,481	159,500		100.0	
		事														
		公共下水道整	6	95,700	43,000		47,850	4,850				95,700	95,700		3.9	
		備事業(富田	7	1,210,600	638,500		511,500	60,600						1,210,600		50.0
		東地区・御前	8	1,116,700	671,400		389,400	55,900						1,116,700		46.1
南地区)	計	2,423,000	1,352,900		948,750	121,350				95,700	95,700	2,327,300		100.0		

下水道事業会計

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 未までの 支 払 義 務 発 生 額	前 年 度 未までの 支 払 義 務 発 生 (見込) 額	当 該 年 度 支 払 義 務 発 生 予 定 額	当 該 年 度 未までの 支 払 義 務 発 生 予 定 額	翌 年 度 以降の支払 義 務 発 生 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率 (%)	備 考
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳										
					企 業 債	一 般 会 計 出 資 金	国 県 補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等							
1 下水道事 業資本的 支出	1 建設改良 費	五輪下外排水	6	12,000	5,400		6,000	600			12,000	12,000		5.0	
		樋門遠隔操作	7	228,000	102,600		114,000	11,400					228,000	95.0	
		化改修工事	計	240,000	108,000		120,000	12,000			12,000	12,000	228,000	100.0	

下水道事業会計

債務負担行為に関する調書

1 当該年度設定債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国 県 補 助 金	そ の 他
水洗便所改造資金利子補給金 (令和6年度貸付分)	借入期間中における融資残高に対する利子相当額			令和6年度 令和11年度	借入期間中における融資残高に対する利子相当額			全額
水洗便所改造資金利子補給金 (令和6年度貸付分) 損失補償	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額に相当する額			令和6年度 令和11年度				

2 前年度以前設定債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国 県 補 助 金	そ の 他
水洗便所改造資金利子補給金 (令和2年度貸付分)	借入期間中における融資残高に対する利子相当額	令和2年度 令和5年度	74	令和6年度 令和7年度	9			9
水洗便所改造資金利子補給金 (令和2年度貸付分) 損失補償	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額に相当する額	令和2年度 令和5年度		令和6年度 令和7年度				

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国 県 補 助 金	そ の 他
水洗便所改造資金利子補給金 (令和3年度貸付分)	借入期間中における融資残高に対する利子相当額	令和3年度 令和5年度	75	令和6年度 令和8年度	30			30
水洗便所改造資金利子補給金 (令和3年度貸付分) 損失補償	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額に相当する額	令和3年度 令和5年度		令和6年度 令和8年度				

下水道事業会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国 県 補 助 金	そ の 他
水洗便所改造資金利子補給金 (令和4年度貸付分)	借入期間中における融資残高に対する利子相当額	令和4年度 令和5年度	75	令和6年度 令和9年度	109			109
水洗便所改造資金利子補給金 (令和4年度貸付分) 損失補償	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額に相当する額	令和4年度 令和5年度		令和6年度 令和9年度				

下水道事業会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国 県 補 助 金	そ の 他
水洗便所改造資金利子補給金 (令和5年度貸付分)	借入期間中における融資残高に対する利子相当額	令和5年度		令和6年度 令和10年度	借入期間中における融資残高に対する利子相当額			全額
水洗便所改造資金利子補給金 (令和5年度貸付分) 損失補償	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額に相当する額	令和5年度		令和6年度 令和10年度				

下水道事業会計

(参考) 当該年度に期限が到来する債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国 県 補 助 金	そ の 他
水洗便所改造資金利子補給金 (令和元年度貸付分)	借入期間中における融資残高に対する利子相当額	令和元年度 令和 5年度	130	令和 6年度	4			4
水洗便所改造資金利子補給金 (令和元年度貸付分) 損失補償	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額に相当する額	令和元年度 令和 5年度		令和 6年度				
設備保守管理業務委託料 (令和 5年度分)	6,395	令和 5年度		令和 6年度	6,395			6,395

令和5年度郡山市下水道事業予定損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1 営						
(1) 下	水	道	収	用	料	
(2) 他	会	計	使	担	金	
(3) そ	の	の	負	収	益	
			営	業		
						3,887,515
						1,425,125
						3,864
						5,316,504
2 営	業		費	用		
(1) 管			渠	費		
(2) ポ	ン		プ	場	費	
(3) 処	理	場	費	(郡 山)		
(4) 処	理	場	費	(湖 南)		
(5) 普			及		費	
(6) 業			務		費	
(7) 総			係		費	
(8) 流	域	下	道	管	理	
(9) 給			与		費	
(10) 減	価		償	却	費	
(11) 資	産		減	耗	費	
						374,638
						250,899
						157,559
						114,279
						3,184
						211,263
						63,926
						1,788,979
						357,747
						4,542,573
						30,610
						7,895,657
	営	業	利	益		△ 2,579,153
3 営	業	外	収	益		
(1) 他	会	計	負	担	金	
(2) 他	会	計	補	助	金	
(3) 雑			収		益	
(4) 長	期	前	受	金	戻	
					入	
						1,865,856
						142,564
						9,159
						1,340,864
						3,358,443

下水道事業会計

4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	803,242		
(2) 雑支	55,758	859,000	2,499,443
経常利益			△ 79,710
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	1		
(2) その他特別利益	5,014	5,015	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損失	5,797		
(2) その他特別損失	1	5,798	△ 783
当年度純損失			△ 80,493
その他未処分利益剰余金変動額			104,742
当年度未処分利益剰余金			24,249

令和5年度郡山市下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地 物 産		3,715,365	
	ロ 建 築 物 額	2,285,905		
	減価償却累計額	<u>△ 1,022,276</u>	1,263,629	
	ハ 構 築 物 額	177,020,697		
	減価償却累計額	<u>△ 52,021,423</u>	124,999,274	
	ニ 機 械 及 び 装 置	14,562,623		
	減価償却累計額	<u>△ 9,706,219</u>	4,856,404	
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	11,618		
	減価償却累計額	<u>△ 9,227</u>	2,391	
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	26,809		
	減価償却累計額	<u>△ 16,092</u>	10,717	
	ト 建 設 仮 勘 定		2,653,323	
	有 形 固 定 資 産 合 計		<u>137,501,103</u>	
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 施 設 利 用 権		5,220,130	
	無 形 固 定 資 産 合 計		<u>5,220,130</u>	
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産			
	イ 出 資		8,384	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		<u>8,384</u>	
	固 定 資 産 合 計		<u>142,729,617</u>	
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		610,423	
(2)	未 貸 倒 収 引 当 金		1,533,132	
	貯 流 動 資 産 合 計		<u>1,505,889</u>	
(3)	貯 流 動 資 産 合 計		3,447	
	流 動 資 産 合 計		<u>2,119,759</u>	
	資 産 合 計		<u>144,849,376</u>	

下水道事業会計

負債の部

3	固定負債					
(1)	企業債					
	イ 建設改良費等企業債		52,749,225			
	ロ その他企業債		299,442			
	企業債合計			<u>53,048,667</u>		
	固定負債合計					53,048,667
4	流動負債					
(1)	企業債					
	イ 建設改良費等企業債		5,000,999			
	ロ その他企業債		45,996			
	企業債合計			<u>5,046,995</u>		
(2)	未引当			1,563,262		
(3)	引当					
	イ 賞与引当金		50,070			
	引当金合計			<u>50,070</u>		
(4)	預流			6,960		
	流動負債合計					6,667,287
5	繰上					
(1)	長期繰上			65,272,939		
	繰上			<u>△ 19,547,392</u>		
	繰上合計					45,725,547
	繰上合計					<u>105,441,501</u>

令和6年度郡山市下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地 物 産		3,715,943	
	ロ 建 物 額	2,206,086		
	減価償却累計額	<u>△ 1,010,012</u>	1,196,074	
	ハ 構 築 物 額	182,174,547		
	減価償却累計額	<u>△ 55,947,831</u>	126,226,716	
	ニ 機 械 及 び 装 置 額	13,839,931		
	減価償却累計額	<u>△ 9,565,935</u>	4,273,996	
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具 額	18,163		
	減価償却累計額	<u>△ 9,579</u>	8,584	
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品 額	27,559		
	減価償却累計額	<u>△ 18,896</u>	8,663	
	ト 建 設 仮 勘 定 額		<u>2,867,761</u>	
	有形固定資産合計			138,297,737
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 施 設 利 用 権		<u>5,112,732</u>	
	無形固定資産合計			5,112,732
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産			
	イ 出 資		<u>8,384</u>	
	投資その他の資産合計			8,384
	有形固定資産合計			<u>143,418,853</u>
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金			475,276
(2)	未 貸 倒 収 引 当 金		1,323,022	
	貯 流 資 産 合 計		<u>△ 25,831</u>	1,297,191
(3)	貯 流 資 産 合 計			<u>3,447</u>
	流動資産合計			<u>1,775,914</u>
	流動資産合計			<u><u>145,194,767</u></u>

下水道事業会計

負債の部

3	固定負債					
(1)	企業債					
	イ建設改良費等企業債		51,626,953			
	ロその他の企業債		528,069			
	企業債合計				52,155,022	
	固定負債合計					52,155,022
4	流動負債					
(1)	企業債					
	イ建設改良費等企業債		4,720,417			
	ロその他の企業債		45,731			
	企業債合計				4,766,148	
(2)	未引当				1,304,785	
(3)	引当					
	イ賞与引当金		49,894			
	引当金合計				49,894	
(4)	預流				6,960	
	流動負債合計					6,127,787
5	繰上					
(1)	長期繰上				67,303,432	
	繰上				△ 20,953,527	
	繰上合計					46,349,905
	繰上合計					104,632,714

(参考資料)

令和 6 年度 郡山市 下水道事業会計 予算 明細書
収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	本年度 予定額	前年度 予定額	比較増減 (△印減)	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業収益		9,096,742	9,041,465	55,277		
1 営業収益		5,838,016	5,697,917	140,099		
	1 下水道使用料	4,279,945	4,276,265	3,680	公共下水道使用料	4,253,340
					特定環境保全公共下水道使用料	26,605
	2 他会計負担金	1,553,862	1,417,429	136,433	他会計負担金	1,553,862
	3 その他の営業収益	4,209	4,223	△ 14	手数料	258
					農業集落排水施設下水道接続維持管理負担金	3,951
2 営業外収益		3,256,633	3,338,533	△ 81,900		
	1 他会計負担金	1,681,176	1,844,451	△ 163,275	他会計負担金	1,681,176
	2 他会計補助金	145,420	144,039	1,381	他会計補助金	145,420
	3 雑収益	8,772	9,179	△ 407	占用料	227
					延滞金	1
					その他雑収益	8,544
	4 消費税及び地方消費税還付金	15,130	0	15,130	消費税及び地方消費税還付金	15,130
	5 長期前受金戻入	1,406,135	1,340,864	65,271	長期前受金戻入	1,406,135
3 特別利益		2,093	5,015	△ 2,922		
	1 過年度損益修正益	1	1	0	過年度損益修正益	1
	2 その他特別利益	2,092	5,014	△ 2,922	その他特別利益	2,092
収益的収入合計		9,096,742	9,041,465	55,277		

下水道事業会計

収 益 的 支 出

(単位 千円)

款 項	目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較 増 減 (△印減)	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業費用		9,444,007	9,022,082	421,925		
1 営業費用		8,662,069	8,163,028	499,041		
	1 管渠費	497,141	412,073	85,068	旅費	318
					備消耗品費	3,715
					燃料費	342
					印刷製本費	436
					通信運搬費	1,684
					委託料	195,694
					手数料	243
					賃借料	366
					修繕費	292,001
					動力費	2,027
					負担金	20
					保険料	180
					公課費	115
	2 ポンプ場費	332,328	275,950	56,378	旅費	24
					備消耗品費	2,630
					光熱水費	566
					通信運搬費	6,610
					委託料	129,176
					手数料	1,085
					賃借料	2
					修繕費	140,000
					動力費	51,621
					薬品費	234
					保険料	380

下水道事業会計

(単位 千円)

款 項	目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較 増 減 (△印減)	各 目 説 明	
					節	金 額
1 営業費用	3 処理場費 (郡山)	182,815	173,280	9,535	旅費	24
					備消耗品費	3,389
					燃料費	215
					光熱水費	522
					印刷製本費	250
					通信運搬費	107
					委託料	132,309
					手数料	1,093
					賃借料	13
					修繕費	26,108
					動力費	17,412
					薬品費	959
					保険料	362
					公課費	52
	4 処理場費 (湖南)	130,996	125,694	5,302	旅費	3
					備消耗品費	1,789
					燃料費	44
					光熱水費	595
					印刷製本費	20
					通信運搬費	1,058
					委託料	83,836
					手数料	89
					賃借料	10
					修繕費	12,807
					動力費	23,106
					薬品費	7,511
					保険料	128

下水道事業会計

(単位 千円)

款 項	目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較 増 減 (△印減)	各 目 説 明	
					節	金 額
1 営業費用	5 普及費	9,239	3,279	5,960	備消耗品費	335
					燃料費	64
					印刷製本費	237
					通信運搬費	255
					手数料	22
					負担金	2,179
					保険料	35
					公課費	2
					貸倒引当金繰入額	6,110
					6 業務費	201,678
	印刷製本費	15				
	通信運搬費	304				
	手数料	9				
	負担金	200,917				
	貸倒引当金繰入額	232				
	7 総係費	71,989	68,636	3,353	報酬	316
					児童手当	5,425
					旅費	1,379
					報償費	22
					被服費	1,831
					備消耗品費	2,552
					燃料費	8
					光熱水費	4,237
					印刷製本費	1,238
					通信運搬費	1,238
					委託料	13,877
	手数料	766				

下水道事業会計

(単位 千円)

款 項	目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較 増 減 (△印減)	各 目 説 明	
					節	金 額
1 営業費用	7 総係費				賃借料	7,253
					修繕費	2,000
					負担金	21,629
					研修費	2,700
					食糧費	11
					交際費	30
					厚生費	4,765
					保険料	712
	8 流域下水道管理費	1,674,250	1,967,876	△ 293,626	負担金	1,674,250
	9 給与費	403,776	330,412	73,364	給料	184,881
					手当等	92,340
賞与引当金繰入額					27,194	
法定福利費					57,388	
退職給付費					41,973	
10 減価償却費	4,753,001	4,542,573	210,428	有形固定資産減価償却費	4,512,979	
				無形固定資産減価償却費	240,022	
11 資産減耗費	404,856	32,155	372,701	固定資産除却費	404,856	
2 営業外費用		775,498	852,727	△ 77,229		
	1 支払利息及び企業債取扱諸費 (消費税及び地方消費税)	775,498	803,242	△ 27,744	企業債利息	775,498
		0	49,485	△ 49,485		
3 特別損失		6,440	6,327	113		
	1 過年度損益修正損	6,439	6,326	113	過年度損益修正損	6,439
	2 その他特別損失	1	1	0	その他特別損失	1
収益的支出合計		9,444,007	9,022,082	421,925		

下水道事業会計

資 本 的 収 入

(単位 千円)

款 項	目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較 増 減 (△印減)	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業資本的収入		7,486,133	7,521,184	△ 35,051		
1 企業債		3,597,500	3,588,600	8,900		
	1 建設企業債	3,193,400	2,931,200	262,200	建設企業債	3,193,400
	2 その他企業債	404,100	657,400	△ 253,300	特別措置分	204,100
					資本費平準化債	200,000
2 他会計出資金		1,663,370	1,891,540	△ 228,170		
	1 他会計出資金	1,663,370	1,891,540	△ 228,170	他会計出資金	1,663,370
3 負担金及び分担金		79,519	78,394	1,125		
	1 下水道受益者負担金	68,737	77,247	△ 8,510	下水道受益者負担金	68,737
	2 下水道受益者分担金	1,031	1,146	△ 115	下水道受益者分担金	1,031
	3 工事負担金	9,751	1	9,750	工事負担金	9,751
4 補助金		2,145,744	1,962,650	183,094		
	1 国庫補助金	2,145,744	1,962,650	183,094	国庫補助金	2,145,744
資本的収入合計		7,486,133	7,521,184	△ 35,051		

資 本 的 支 出

(単位 千円)

款 項	目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較 増 減 (△印減)	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業資本の支出		11,106,422	10,839,110	267,312		
1 建設改良費		6,060,430	5,571,610	488,820		
	1 公共下水道建設費	5,461,000	5,169,875	291,125	報酬	162
					旅費	923
					備消耗品費	2,952
					燃料費	394
					光熱水費	286
					印刷製本費	880
					通信運搬費	300
					委託料	820,700
					手数料	164
					賃借料	33
					修繕費	290
					工事請負費	4,424,244
					補償金及び賠償金	197,600
					負担金	11,938
					食糧費	9
					保険料	100
					公課費	25
	2 流域下水道建設費	145,886	41,128	104,758	負担金	145,886
	3 特定環境保全公共下水道建設費	161,749	54,350	107,399	旅費	168
					工事請負費	161,381
					負担金	200
	4 受益者負担金及び分担金徴収経費	4,198	3,920	278	旅費	13
					備消耗品費	88
					印刷製本費	457

下水道事業会計

(単位 千円)

款 項	目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較 増 減 (△印減)	各 目 説 明	
					節	金 額
1 建設改良費	4 受益者負担金及び分担金徴収経費				通信運搬費	512
					手数料	238
					賃借料	1,906
					負担金	984
	5 固定資産購入費	8,602	0	8,602	土地購入費	578
					車両及び運搬具購入費	7,200
					工具器具及び備品購入費	824
	6 給与費	278,995	302,337	△ 23,342	給料	139,263
					手当等	92,354
法定福利費					47,378	
2 企業債償還金		5,045,992	5,267,500	△ 221,508		
	1 企業債償還金	5,045,992	5,267,500	△ 221,508	企業債償還金	5,045,992
資本の支出合計		11,106,422	10,839,110	267,312		

下水道事業会計

令和6年度郡山市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度郡山市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 戸 数	4,321戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	784,743立方メートル
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	2,150立方メートル
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 農 業 集 落 排 水 事 業 建 設 費	52,274千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 農 業 集 落 排 水 事 業 収 益		715,678千円
第1項 営 業 収 益		132,123千円
第2項 営 業 外 収 益		583,554千円
第3項 特 別 利 益		1千円
	支 出	
第1款 農 業 集 落 排 水 事 業 費 用		709,685千円
第1項 営 業 費 用		654,457千円
第2項 営 業 外 費 用		54,842千円
第3項 特 別 損 失		386千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額235,149千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,993千円及び当年度分損益勘定留保資金229,156千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第1款 農 業 集 落 排 水 事 業 資 本 的 収 入		203,811千円

第1項 企 業 債	49,600千円
第2項 他 会 計 出 資 金	154,211千円
支 出	
第1款 農 業 集 落 排 水 事 業 資 本 的 支 出	438,960千円
第1項 建 設 改 良 費	52,274千円
第2項 企 業 債 償 還 金	386,686千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金利子補給金（令和6年度貸付分）	令和6年度から 令和11年度まで	借入期間中における融資残高に対する利子相当額
水洗便所改造資金利子補給金（令和6年度貸付分） 損失補償	令和6年度から 令和11年度まで	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額に相当する額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
農業集落排水施設整備事業	千円 49,600	証書借入又は証券発行	5.00%以内	借入年度から据置期間を含め、30年以内に元利均等又は元金均等の方法により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えをすることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合 計	千円 49,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用、営業外費用、特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 7,357千円

(他会計からの補助金)

第10条 農業集落排水事業経営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、136,690千円である。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

令和 6 年度郡山市農業集落排水事業会計予算実施計画
収益の収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 農業集落排水事業収益			715,678	
	1 営業収益		132,123	
		1 農業集落排水施設使用料	132,123	農業集落排水施設使用料
	2 営業外収益		583,554	
		1 他会計負担金	284,953	汚水処理一般会計負担金
		2 他会計補助金	136,690	汚水処理一般会計補助金
		3 雑収益	14	占用料等
		4 長期前受金戻入	161,897	国庫補助金等収益化額
	3 特別利益		1	
		1 過年度損益修正益	1	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 農業集落排水事業費用			709,685	
	1 営業費用		654,457	
		1 管渠費	26,275	管渠維持管理費用
		2 処理場費	218,195	農業集落排水処理施設維持管理費用
		3 普及費	706	普及促進費用
		4 業務費	6,726	使用料賦課収納業務費用
		5 総係費	4,145	管理運営等費用
		6 給与費	7,357	職員給与費
		7 減価償却費	386,068	固定資産減価償却費
		8 資産減耗費	4,985	有形固定資産除却費
	2 営業外費用		54,842	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	53,264	企業債利息
		2 消費税及び地方消費税	1,578	
	3 特別損失		386	
1 過年度損益修正損		386	使用料過年度徴収分還付等費用	

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 農業集落排水事業資本的収入			203,811	
	1 企業債		49,600	
		1 建設企業債	49,600	建設改良事業企業債
	2 他会計出資金		154,211	
		1 他会計出資金	154,211	一般会計出資金

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 農業集落排水事業資本的支出			438,960	
	1 建設改良費		52,274	
		1 農業集落排水事業建設費	52,274	農業集落排水施設整備費用
	2 企業債償還金		386,686	
		1 企業債償還金	386,686	企業債償還元金

令和6年度郡山市農業集落排水事業会計キャッシュ・フロー計算書
 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は純損失)	0
減価償却費	386,068
固定資産除却費	4,985
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	25
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 146
長期前受金戻入額	△ 161,897
支払利息	53,264
未収金の増減額 (△は増加)	17,868
未払金の増減額 (△は減少)	△ 12,835
小計	287,332
利息の支払額	△ 53,264
業務活動によるキャッシュ・フロー	234,068

2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 47,522
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 47,522
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等企業債による収入	49,600
	建設改良費等企業債の償還による支出	△ 386,686
	他会計からの出資による収入	154,211
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 182,875
	資金増加額(又は減少額)	3,671
	資金期首残高	1,048
	資金期末残高	4,719

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	損 益 勘 定 支 弁 職 員	()		3,468	2,876	6,344	1,013	7,357
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	()						
	合 計	()		3,468	2,876	6,344	1,013	7,357
前 年 度	損 益 勘 定 支 弁 職 員	()		4,638	3,314	7,952	1,463	9,415
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	()						
	合 計	()		4,638	3,314	7,952	1,463	9,415
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員	()		△ 1,170	△ 438	△ 1,608	△ 450	△ 2,058
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	()						
	合 計	()		△ 1,170	△ 438	△ 1,608	△ 450	△ 2,058

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)
	本 年 度		120	62	336	4	900	62
前 年 度		120	62	336	4	900	62	
比 較		0	0	0	0	0	0	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
	本 年 度	765	627					
	前 年 度	1,009	821					
	比 較	△ 244	△ 194					

農業集落排水事業会計

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 1,170	給与改定に伴う増減分	48	
		昇給に伴う増加分	79	
		その他の増減分	△ 1,297	
手 当	△ 438	制度改正に伴う増減分	41	期末手当 20 勤勉手当 21
		その他の増減分	△ 479	

3 給料及び手当の状況

(1) 職員 1 人当たり給与

区	分	事務・技術
令和 6 年 1 月 1 日現在	平均給料月額 (円)	282,400
	平均給与月額 (円)	286,400
	平均年齢 (歳)	33.10
令和 5 年 1 月 1 日現在	平均給料月額 (円)	386,500
	平均給与月額 (円)	386,500
	平均年齢 (歳)	55.06

(2) 級別職員数

区分	事務・技術		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年 1月1日現在	1級	()	()
	2級	()	()
	3級	() 1	() 100.0
	4級	()	()
	5級	()	()
	6級	()	()
	7級	()	()
	8級	()	()
	計	() 1	() 100.0
令和5年 1月1日現在	1級	()	()
	2級	()	()
	3級	() 1	() 100.0
	4級	()	()
	5級	()	()
	6級	()	()
	7級	()	()
	8級	()	()
	計	() 1	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

(3) 昇給

区 分		事務・技術	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	1	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	1	
	号給数別内訳	1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	1
		5号給 (人)	
		6号給 (人)	
		7号給 (人)	
	8号給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	1	
	昇給に係る職員数 (B) (人)		
	号給数別内訳	1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	
		5号給 (人)	
		6号給 (人)	
		7号給 (人)	
	8号給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)			

(4) 特殊勤務手当

区 分	事 務 ・ 技 術
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (%) (令和6年1月1日現在)	100.0
代表的な特殊勤務手当の名称	不快業務従事職員の手当

債務負担行為に関する調書

1 当該年度設定債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国 県 補 助 金	そ の 他
水洗便所改造資金利子補給金 (令和6年度貸付分)	借入期間中における融資残高に対する利子相当額			令和6年度 令和11年度	借入期間中における融資残高に対する利子相当額			全額
水洗便所改造資金利子補給金 (令和6年度貸付分) 損失補償	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額に相当する額			令和6年度 令和11年度				

2 前年度以前設定債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国 県 補 助 金	そ の 他
水洗便所改造資金利子補給金 (令和5年度貸付分)	借入期間中における融資残高に対する利子相当額	令和5年度		令和6年度 令和10年度	借入期間中における融資残高に対する利子相当額			全額
水洗便所改造資金利子補給金 (令和5年度貸付分) 損失補償	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額に相当する額	令和5年度		令和6年度 令和10年度				
農業集落排水施設修繕費 (令和5年度分)	3,014	令和5年度		令和6年度 令和7年度	3,014			3,014

農業集落排水事業会計

(参考) 当該年度に期限が到来する債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国 県 補 助 金	そ の 他
設備保守管理業務委託料 (令和5年度分)	1,800	令和5年度		令和6年度	1,800			1,800

令和5年度郡山市農業集落排水事業予定損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1 営	業	收	益		
(1) 農	業集落排水	施設	使用	料	
				122,429	122,429
<hr/>					
2 営	業	費	用		
(1) 管		渠	費		
(2) 処	理	場	費		
(3) 普		及	費		
(4) 業		務	費		
(5) 総		係	費		
(6) 給		与	費		
(7) 減	価	償	費		
(8) 資	産	減	却	耗	
				157	605,335
<hr/>					
	営	業	利	益	△ 482,906
<hr/>					
3 営	業	外	收	益	
(1) 他	会	計	負	担	金
(2) 他	会	計	補	助	金
(3) 雑		收			益
(4) 長	期	前	受	金	戻
					入
				168,928	562,313
<hr/>					
4 営	業	外	費	用	
(1) 支	払	利	息	及	び
(2) 雑		企	業	債	取
		支			扱
					諸
					費
					出
				18,871	79,405
<hr/>					
	経	常	利	益	2
<hr/>					
5 特	別	利	益		
(1) 過	年	度	損	益	修
					正
					益
				1	1
<hr/>					

農業集落排水事業会計

令和5年度郡山市農業集落排水事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部						
1	固 定 資 産							
(1)	有 形 固 定 資 産							
	イ 土 地						184,706	
	ロ 建 物				477,298			
	ハ 構 築 物	減 価 却 累 計			<u>△ 168,829</u>		308,469	
	ニ 機 械 及 び 装 置	減 価 却 累 計			<u>△ 4,889,431</u>		9,405,484	
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	減 価 却 累 計			<u>△ 1,785,814</u>		745,408	
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	減 価 却 累 計			91			
					0		91	
					145			
					<u>△ 138</u>		7	
	有 形 固 定 資 産 合 計						<u>10,644,165</u>	
	固 定 資 産 合 計							10,644,165
2	流 動 資 産							
(1)	現 金 預 金						1,048	
(2)	未 貸 倒 収 引 当						124,107	
(3)	貯 流 資 産 合 計						<u>△ 267</u>	
								123,840
								<u>473</u>
								<u>125,361</u>
								<u>10,769,526</u>

負債の部

3	固定負債	債			
(1)	企業建設改良費等	業債計			
	イ 建設改良費等	業債計	2,816,014		
	企業固定負債	業債計		2,816,014	
	イ 建設改良費等	業債計			2,816,014
4	流動負債	債			
(1)	企業建設改良費等	業債計			
	イ 建設改良費等	業債計	386,686		
	企業未引当金	業債計		386,686	
(2)	未引当金	業債計		124,066	
(3)	引当金	業債計			
	イ 賞与引当金	業債計	706		
	引当金	業債計		706	
(4)	預流	業債計		117	
	イ 流動負債	業債計			511,575
5	繰上	債			
(1)	長期繰上	業債計		7,773,736	
	イ 長期繰上	業債計		△ 3,094,992	
	繰上	業債計			4,678,744
	繰上	業債計			<u>8,006,333</u>

資 本 の 部

6	資	本	金			
(1)	資	本	金			
	イ	有	本		825,063	
	ロ	会	資	出	1,795,429	
	ハ	入	資	本	17,974	
	資	本	金	合		
	資	本	金	合		
						<u>2,638,466</u>
						2,638,466
7	剩	余	金			
(1)	資	本	剩	余		
	イ	国	庫	補	助	101,156
	ロ	県	補	助		16,590
	ハ	受	益	者	負	担
	ニ	受	贈	財	産	及
	ホ	そ	の	他	資	本
						剩
						余
						金
						合
						計
						額
						302
						4
						<u>124,727</u>
(2)	利	益	剩	余		
	イ	当	年	度	未	処
						分
						利
						益
						剩
						余
						金
						合
						計
						計
						0
						<u>0</u>
						124,727
						<u>2,763,193</u>
						<u>10,769,526</u>

令和6年度郡山市農業集落排水事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部						
1	固 定 資 産							
(1)	有 形 固 定 資 産							
	イ 土 地						184,706	
	ロ 建 物				477,298			
	ハ 構 築	減 価 却 累 計			<u>△ 179,205</u>		298,093	
	ニ 機 械 及 び 装 置	減 価 却 累 計			<u>△ 5,198,794</u>		9,143,643	
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	減 価 却 累 計			<u>2,496,967</u>		674,094	
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	減 価 却 累 計			<u>△ 1,822,873</u>		91	
	有 形 固 定 資 産 合 計				<u>145</u>		91	
	固 定 資 産 合 計				<u>△ 138</u>		<u>7</u>	
							<u>10,300,634</u>	
								<u>10,300,634</u>
2	流 動 資 産							
(1)	現 金 預 金						4,719	
(2)	未 貸 倒 収 引 当						106,239	
(3)	貯 流 資 産 合 計						<u>△ 292</u>	
							105,947	
							<u>473</u>	
								<u>111,139</u>
								<u>10,411,773</u>

負債の部

3	固定負債	債			
(1)	企業建設改良費等	業債計			
	イ 建設改良費等	業債計	2,500,712		
	企業固定負債	業債計		2,500,712	
	イ 企業固定負債	業債計			2,500,712
4	流動負債	債			
(1)	企業建設改良費等	業債計			
	イ 建設改良費等	業債計	364,902		
(2)	未引	業債計		364,902	
(3)	引賞与引当金	業債計		111,231	
	イ 引賞与引当金	業債計	560		
	引賞与引当金	業債計		560	
(4)	預流	業債計		117	
	イ 預流	業債計			476,810
5	繰上	債			
(1)	繰上	債		7,773,736	
	繰上	債		△ 3,256,889	
	繰上	債			4,516,847
	繰上	債			<u>7,494,369</u>

資 本 の 部

6	資	本	金			
(1)	資	本	金			
	イ	有	本		825,063	
	ロ	会	資	出	1,949,640	
	ハ	入	資	本	17,974	
	資	本	金	合		
	資	本	金	合		
						<u>2,792,677</u>
						2,792,677
7	剩	余	金			
(1)	資	本	剩	余		
	イ	国	庫	補	助	101,156
	ロ	県	補	助		16,590
	ハ	受	益	者	負	担
	二	受	贈	財	産	及
	ホ	そ	の	他	資	本
						剩
						余
						金
						額
						302
						4
						<u>124,727</u>
(2)	利	益	剩	余		
	イ	当	年	度	未	処
						分
						利
						益
						剩
						余
						金
						合
						計
						0
						<u>0</u>
						124,727
						<u>2,917,404</u>
						<u>10,411,773</u>

(参考資料)

令和6年度郡山市農業集落排水事業會計預算明細書
收益的收入

(單位 千円)

款 項	目	本年度 予定額	前年度 予定額	比較増減 (△印減)	各 目 說 明	
					節	金 額
1 農業集落排水事業收益		715,678	699,315	16,363		
1 營業收益		132,123	134,671	△ 2,548		
	1 農業集落排水施設使用料	132,123	134,671	△ 2,548	農業集落排水施設使用料	132,123
2 營業外収益		583,554	564,643	18,911		
	1 他會計負擔金	284,953	286,372	△ 1,419	他會計負擔金	284,953
	2 他會計補助金	136,690	109,330	27,360	他會計補助金	136,690
	3 雜収益	14	13	1	占用料	13
					延滞金	1
	4 長期前受金戻入	161,897	168,928	△ 7,031	長期前受金戻入	161,897
3 特別利益		1	1	0		
	1 過年度損益修正益	1	1	0	過年度損益修正益	1
收益的收入合計		715,678	699,315	16,363		

收 益 的 支 出

(單位 千円)

款 項	目	本年度 予定額	前年度 予定額	比較増減 (△印減)	各 目 說 明	
					節	金 額
1 農業集落排水事業費用		709,685	697,997	11,688		
1 營業費用		654,457	628,463	25,994		
	1 管渠費	26,275	24,956	1,319	旅費	18
					備消耗品費	50
					委託料	3,200
					賃借料	7
					修繕費	23,000

農業集落排水事業會計

(単位 千円)

款 項	目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較 増 減 (△印減)	各 目 説 明	
					節	金 額
1 営業費用	2 処理場費	218,195	192,919	25,276	旅費	24
					備消耗品費	1,794
					燃料費	101
					光熱水費	372
					通信運搬費	4,725
					委託料	120,883
					手数料	594
					修繕費	30,091
					動力費	57,008
					薬品費	2,436
					保険料	167
	3 普及費	706	694	12	負担金	706
	4 業務費	6,726	7,090	△ 364	備消耗品費	48
					通信運搬費	259
					手数料	14
					負担金	6,316
					貸倒引当金繰入額	89
	5 総係費	4,145	4,142	3	旅費	6
					賃借料	74
					負担金	3,956
					保険料	109
6 給与費	7,357	9,415	△ 2,058	給料	3,468	
				手当等	2,405	
				賞与引当金繰入額	560	
				法定福利費	924	
7 減価償却費	386,068	389,090	△ 3,022	有形固定資産減価償却費	386,068	

農業集落排水事業会計

(単位 千円)

款 項	目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較 増 減 (△印減)	各 目 説 明	
					節	金 額
1 営業費用	8 資産減耗費	4,985	157	4,828	固定資産除却費	4,985
2 営業外費用		54,842	69,362	△ 14,520		
	1 支払利息及び企業債取扱諸費	53,264	60,534	△ 7,270	企業債利息	53,264
	2 消費税及び地方消費税	1,578	8,828	△ 7,250	消費税及び地方消費税	1,578
3 特別損失		386	172	214		
	1 過年度損益修正損	386	172	214	過年度損益修正損	386
収益の支出合計		709,685	697,997	11,688		

資 本 的 收 入

(單位 千円)

款 項	目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較 增 減 (△印減)	各 目 說 明	
					節	金 額
1 農業集落排水事業資本的收入		203,811	185,422	18,389		
1 企業債		49,600	9,500	40,100		
	1 建設企業債	49,600	9,500	40,100	建設企業債	49,600
2 他會計出資金		154,211	172,422	△ 18,211		
	1 他會計出資金	154,211	172,422	△ 18,211	他會計出資金	154,211
(補助金)		0	3,500	△ 3,500		
	(国庫補助金)	0	3,500	△ 3,500		
資本的收入合計		203,811	185,422	18,389		

資 本 的 支 出

(單位 千円)

款 項	目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較 增 減 (△印減)	各 目 說 明	
					節	金 額
1 農業集落排水事業資本的支出		438,960	407,059	31,901		
1 建設改良費		52,274	17,504	34,770		
	1 農業集落排水事業建設費	52,274	17,504	34,770	旅費	4
					工事請負費	52,270
2 企業債償還金		386,686	389,555	△ 2,869		
	1 企業債償還金	386,686	389,555	△ 2,869	企業債償還金	386,686
資本的支出合計		438,960	407,059	31,901		

(予 算 資 料)

目 次

1	令和6年度会計別歳出予算前年度対比表	725
2	一般会計歳入歳出予算前年度対比表	726
3	一般会計歳出予算節別一覧表	728
4	一般会計歳出予算性質別分類表	729
5	会計別市債償還額調	730
6	令和6年度起債充当事業一覧表	731
7	借入先別市債現在高調（令和6年度末現在高見込額）	733
8	令和6年度市税歳入予算明細表	734
9	令和6年度補助金等一覧表	741

1 令和6年度会計別歳出予算前年度対比表

(単位 千円、%)

会 計 名	本年度予算額	前年度当初予算額	対前年度比率	比較増減額	前年度現計予算額	比較増減額	
一般会計	141,540,000	134,000,000	105.6	7,540,000	155,204,737	△ 13,664,737	
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	28,456,800	28,356,271	100.4	100,529	29,500,628	△ 1,043,828
	後期高齢者医療特別会計	4,180,980	3,871,146	108.0	309,834	3,930,458	250,522
	介護保険特別会計	27,671,992	28,343,430	97.6	△ 671,438	29,226,900	△ 1,554,908
	公共用地先行取得事業特別会計	9,183	7,543	121.7	1,640	7,543	1,640
	荒井北井土地地区画整理事業特別会計	328	1,991	16.5	△ 1,663	1,991	△ 1,663
	富田第二土地地区画整理事業特別会計	282,243	280,806	100.5	1,437	38,265	243,978
	伊賀河原土地地区画整理事業特別会計	940,389	695,203	135.3	245,186	683,400	256,989
	徳定土地地区画整理事業特別会計	556,086	914,278	60.8	△ 358,192	796,385	△ 240,299
	大町土地地区画整理事業特別会計	854,229	492,718	173.4	361,511	493,262	360,967
	駐車場事業特別会計	164,890	124,703	132.2	40,187	124,703	40,187
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	22,795	23,656	96.4	△ 861	23,656	△ 861
	総合地方卸売市場特別会計	1,015,042	1,436,732	70.6	△ 421,690	1,436,161	△ 421,119
	工業団地開発事業特別会計	3,592,556	3,958,004	90.8	△ 365,448	3,958,004	△ 365,448
	熱海温泉事業特別会計	548,086	621,693	88.2	△ 73,607	630,784	△ 82,698
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	11,328	23,303	48.6	△ 11,975	21,782	△ 10,454
	多田野財産区特別会計	8,006	14,321	55.9	△ 6,315	15,938	△ 7,932
	河内財産区特別会計	19,408	11,674	166.2	7,734	20,773	△ 1,365
	片平財産区特別会計		1,517	皆減	△ 1,517	1,591	△ 1,591
	月形財産区特別会計	1,023	1,097	93.3	△ 74	1,176	△ 153
	舟津財産区特別会計	26,286	25,700	102.3	586	26,297	△ 11
	館財産区特別会計	25,401	24,927	101.9	474	25,311	90
	浜路財産区特別会計	785	723	108.6	62	853	△ 68
	横沢財産区特別会計	14,759	14,421	102.3	338	14,836	△ 77
	中野財産区特別会計	2,938	3,195	92.0	△ 257	3,440	△ 502
	後田財産区特別会計	2,354	2,416	97.4	△ 62	2,619	△ 265
	水道事業会計	14,083,889	13,567,521	103.8	516,368	12,815,165	1,268,724
	簡易水道事業会計	338,299	363,889	93.0	△ 25,590	361,174	△ 22,875
下水道事業会計	20,550,429	19,861,192	103.5	689,237	20,122,450	427,979	
農業集落排水事業会計	1,148,645	1,105,056	103.9	43,589	1,102,726	45,919	
計	104,529,149	104,149,126	100.4	380,023	105,388,271	△ 859,122	
合 計	246,069,149	238,149,126	103.3	7,920,023	260,593,008	△ 14,523,859	

2 一般会計歳入歳出予算前年度対比表

(歳入)

(単位 千円、%)

款	本 年 度		前 年 度				比 較 増 減 額			
	予 算 額	構成率	当初予算額	構成率	現計予算額	構成率	対当初予算額		対現計予算額	
							増 減 額	対前年度 比率	増 減 額	対前年度 比率
1 市税	51,178,824	36.2	52,055,097	38.8	52,055,097	33.5	△ 876,273	98.3	△ 876,273	98.3
2 地方譲与税	1,256,733	0.9	1,197,247	0.9	1,197,247	0.8	59,486	105.0	59,486	105.0
3 利子割交付金	13,646	0.0	26,785	0.0	26,785	0.0	△ 13,139	50.9	△ 13,139	50.9
4 配当割交付金	175,195	0.1	174,376	0.1	174,376	0.1	819	100.5	819	100.5
5 株式等譲渡所得割交付金	114,253	0.1	74,391	0.1	74,391	0.0	39,862	153.6	39,862	153.6
6 法人事業税交付金	937,969	0.7	917,351	0.7	917,351	0.6	20,618	102.2	20,618	102.2
7 地方消費税交付金	8,355,936	5.9	9,048,705	6.8	9,048,705	5.8	△ 692,769	92.3	△ 692,769	92.3
8 ゴルフ場利用税交付金	18,209	0.0	18,502	0.0	18,502	0.0	△ 293	98.4	△ 293	98.4
9 特別地方消費税交付金	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	100.0	0	100.0
10 環境性能割交付金	81,969	0.0	75,552	0.1	75,552	0.1	6,417	108.5	6,417	108.5
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,067	0.0	3,036	0.0	3,036	0.0	31	101.0	31	101.0
12 地方特例交付金	1,839,112	1.3	374,074	0.3	365,537	0.2	1,465,038	491.6	1,473,575	503.1
13 地方交付税	11,930,000	8.4	10,643,000	7.9	12,377,140	8.0	1,287,000	112.1	△ 447,140	96.4
14 交通安全対策特別交付金	45,571	0.0	53,502	0.0	53,502	0.0	△ 7,931	85.2	△ 7,931	85.2
15 分担金及び負担金	416,630	0.3	409,266	0.3	409,335	0.3	7,364	101.8	7,295	101.8
16 使用料及び手数料	2,289,998	1.6	2,506,375	1.9	2,481,975	1.6	△ 216,377	91.4	△ 191,977	92.3
17 国庫支出金	24,759,732	17.5	23,573,386	17.6	32,229,784	20.8	1,186,346	105.0	△ 7,470,052	76.8
18 県支出金	9,876,883	7.0	9,564,828	7.1	9,748,176	6.3	312,055	103.3	128,707	101.3
19 財産収入	83,872	0.1	103,837	0.1	2,220,003	1.4	△ 19,965	80.8	△ 2,136,131	3.8
20 寄附金	174,349	0.1	160,006	0.1	248,510	0.2	14,343	109.0	△ 74,161	70.2
21 繰入金	9,617,776	6.8	5,696,186	4.3	6,190,332	4.0	3,921,590	168.8	3,427,444	155.4
22 繰越金	2,600,000	1.8	1,600,000	1.2	6,697,517	4.3	1,000,000	162.5	△ 4,097,517	38.8
23 諸収入	4,194,075	3.0	4,692,797	3.5	6,222,983	4.0	△ 498,722	89.4	△ 2,028,908	67.4
24 市債	11,576,200	8.2	11,031,700	8.2	12,368,900	8.0	544,500	104.9	△ 792,700	93.6
歳 入 合 計	141,540,000	100.0	134,000,000	100.0	155,204,737	100.0	7,540,000	105.6	△ 13,664,737	91.2

(歳出)

(単位 千円、%)

款	本 年 度		前 年 度				比 較 増 減 額			
	予 算 額	構成率	当初予算額	構成率	現計予算額	構成率	対当初予算額		対現計予算額	
							増 減 額	対前年度 比率	増 減 額	対前年度 比率
1 議会費	669,689	0.5	649,888	0.5	757,082	0.5	19,801	103.0	△ 87,393	88.5
2 総務費	15,311,210	10.8	10,761,613	8.0	20,081,610	12.9	4,549,597	142.3	△ 4,770,400	76.2
3 民生費	52,639,729	37.2	50,143,878	37.4	56,218,978	36.2	2,495,851	105.0	△ 3,579,249	93.6
4 衛生費	10,852,507	7.7	11,503,604	8.6	12,936,508	8.3	△ 651,097	94.3	△ 2,084,001	83.9
5 労働費	160,941	0.1	120,047	0.1	135,939	0.1	40,894	134.1	25,002	118.4
6 農林水産業費	5,482,330	3.9	5,130,378	3.8	5,419,951	3.5	351,952	106.9	62,379	101.2
7 商工費	7,434,171	5.2	6,252,540	4.7	6,376,730	4.1	1,181,631	118.9	1,057,441	116.6
8 土木費	17,640,383	12.5	18,163,103	13.5	19,289,269	12.4	△ 522,720	97.1	△ 1,648,886	91.5
9 消防費	3,851,726	2.7	3,768,023	2.8	3,766,533	2.4	83,703	102.2	85,193	102.3
10 教育費	19,140,867	13.5	19,006,125	14.2	21,723,882	14.0	134,742	100.7	△ 2,583,015	88.1
11 災害復旧費	128,129	0.1	31,016	0.0	31,016	0.0	97,113	413.1	97,113	413.1
12 公債費	7,879,401	5.6	7,993,759	6.0	7,993,800	5.2	△ 114,358	98.6	△ 114,399	98.6
13 諸支出金	48,917	0.0	76,026	0.1	76,026	0.1	△ 27,109	64.3	△ 27,109	64.3
14 予備費	300,000	0.2	400,000	0.3	397,413	0.3	△ 100,000	75.0	△ 97,413	75.5
歳 出 合 計	141,540,000	100.0	134,000,000	100.0	155,204,737	100.0	7,540,000	105.6	△ 13,664,737	91.2

3 一般会計歳出予算節別一覧表

(単位 千円)

款名 節名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	前年度 当初予算額
1 報酬	276,722	433,830	214,062	124,753	1,548	69,360	5,177	30,879	107,437	1,070,551					2,334,319	2,852,323
2 給料	65,317	2,319,598	2,194,240	966,361	15,694	352,292	182,445	802,125	52,468	952,431					7,902,971	7,853,685
3 職員手当等	131,942	2,647,065	1,257,047	627,841	9,561	236,511	118,713	493,577	40,454	887,323					6,450,034	5,067,698
4 共済費	102,527	904,087	771,813	358,354	5,511	134,984	66,374	284,035	19,859	552,097					3,199,641	3,234,882
5 災害補償費		1,018								1,075					2,093	2,093
6 恩給及び退職年金		945													945	945
7 報償費	240	173,671	228,468	59,340	821	12,178	9,756	22,800	1,495	142,939	585				652,293	731,818
8 旅費	15,393	61,938	18,400	18,043	428	11,007	7,483	9,731	2,288	74,715	70				219,496	245,395
9 交際費	750	2,800				88				200					3,838	3,888
10 需用費	13,250	916,800	432,165	1,651,350	368	44,784	642,400	420,362	72,907	2,264,104	277				6,458,767	5,710,548
11 役務費	774	440,573	111,476	87,314	303	6,382	5,344	19,488	39,449	173,057					884,160	941,578
12 委託料	10,879	2,551,417	3,059,154	5,379,402	88,794	559,868	454,456	3,439,733	43,939	4,030,552	15,556				19,633,750	17,067,301
13 使用料及び賃借料	3,480	1,130,124	164,723	43,663	524	13,220	23,363	39,553	6,125	960,350	8				2,385,133	2,193,066
14 工事請負費		996,426	108,567	373,317		1,830,059	469,066	3,667,418	45,331	2,730,065	110,232				10,330,481	10,636,612
15 原材料費		771	1,885			8,595	139	61,800		869	1,401				75,460	76,151
16 公有財産購入費								132,462					48,917		181,379	272,134
17 備品購入費	32	22,832	15,966	53,730		6,910		83,077	94,334	111,507					388,388	400,762
18 負担金補助及び交付金	48,383	383,547	12,382,592	620,985	37,389	1,349,551	1,228,839	5,198,204	3,321,251	5,013,866					29,584,607	28,188,831
19 扶助費		2,120,720	23,413,625	312,403						171,249					26,017,997	22,821,704
20 貸付金			5,000				3,399,288								3,404,288	3,939,504
21 補償補填及び賠償金				11,966		1,550		381,532		3,634					398,682	532,355
22 償還金利子及び割引料		200,000	700	50		300		290				7,879,401			8,080,741	8,195,099
23 投資及び出資金				150,850		154,211		1,663,370							1,968,431	2,117,785
24 積立金		2,099	2	7,016		91,516		1	108	134					100,876	79,997
25 寄附金															0	0
26 公課費		949		3,884		109		245	4,281	149					9,617	9,105
27 繰出金			8,261,729			598,855	821,328	889,701							10,571,613	10,424,741
予備費														300,000	300,000	400,000
歳出合計	669,689	15,311,210	52,639,729	10,852,507	160,941	5,482,330	7,434,171	17,640,383	3,851,726	19,140,867	128,129	7,879,401	48,917	300,000	141,540,000	134,000,000

4 一般会計歳出予算性質別分類表

(単位 千円)

款名 性質名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	前年度 当初予算額
1 人件費	576,508	6,343,042	4,437,162	2,077,464	32,367	798,542	381,863	1,616,956	226,518	3,476,017					19,966,439	19,061,655
うち職員給	65,317	2,319,598	2,194,240	966,361	15,694	352,292	182,445	802,125	52,468	952,431					7,902,971	7,853,685
2 扶助費		2,121,400	31,350,870	324,771						171,249					33,968,290	30,675,255
3 公債費												7,879,401			7,879,401	7,993,759
4 物件費	44,558	4,700,163	3,613,706	6,161,308	79,705	555,944	487,494	3,046,639	158,938	6,248,791					25,097,246	22,299,636
5 維持補修費		32,085	55,171	853,541	100	48,530	2,119	957,801	7,680	203,814					2,160,841	2,160,639
6 補助費等	48,623	739,447	4,592,306	621,246	38,160	1,083,150	693,922	3,470,649	3,323,563	2,458,017					17,069,083	15,748,707
うち補助交付金	45,600	98,076	1,386,015	474,655	33,213	775,894	608,224	249,192	7,555	1,783,297					5,461,721	4,195,453
7 積立金		2,099	2	7,016		91,516		1	108	134					100,876	79,997
8 投資及び出資金				150,850		154,211		1,663,370							1,968,431	2,117,785
9 貸付金			5,000				3,399,288								3,404,288	3,939,504
10 繰出金			8,261,729			598,855	821,328	889,701							10,571,613	10,424,741
11 普通建設事業費		1,372,974	323,783	567,875	10,609	2,151,582	1,648,157	5,995,266	134,919	6,582,845			48,917		18,836,927	18,776,057
(1) 補助事業費		2,425	138,191	48,855		235,850		3,038,857		5,667,597					9,131,775	11,989,291
(2) 単独事業費		1,370,549	185,592	519,020	10,609	1,915,732	1,648,157	2,956,409	134,919	915,248			48,917		9,705,152	6,786,766
12 災害復旧事業費				88,436							128,129				216,565	322,265
13 失業対策事業費															0	0
14 予備費														300,000	300,000	400,000
歳出合計	669,689	15,311,210	52,639,729	10,852,507	160,941	5,482,330	7,434,171	17,640,383	3,851,726	19,140,867	128,129	7,879,401	48,917	300,000	141,540,000	134,000,000

5 会 計 別 市 債 償 還 額 調

(単位 千円)

会 計 名	前 年 度 末 現在高見込額	当 該 年 度				当 該 年 度 末 現在高見込額	備 考	
		元 利 償 還 金			起 債 見 込 額			
		元 金	利 子	計				
一 般 会 計	95,447,373	7,471,828	407,329	7,879,157	11,576,200	99,551,745		
特 別 会 計	伊賀河原土地地区画整理事業	1,584,672	74,912	11,320	86,232	319,800	1,829,560	
	徳定土地地区画整理事業	1,773,770	48,450	11,071	59,521	143,900	1,869,220	
	大町土地地区画整理事業	1,518,045	38,337	10,848	49,185	339,900	1,819,608	
	総合地方卸売市場	3,418,910	637,495	20,941	658,436	15,800	2,797,215	
	工業団地開発事業	4,539,900	95,229	27,482	122,711	2,525,100	6,969,771	
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	21,348	738		738		20,610	
	水道事業	5,222,196	615,134	76,528	691,662		4,607,062	
	簡易水道事業	299,927	74,654	6,202	80,856		225,273	
	下水道事業	58,095,662	5,045,992	775,498	5,821,490	3,871,500	56,921,170	
	農業集落排水事業	3,202,700	386,686	53,264	439,950	49,600	2,865,614	
	計	79,677,130	7,017,627	993,154	8,010,781	7,265,600	79,925,103	
合 計	175,124,503	14,489,455	1,400,483	15,889,938	18,841,800	179,476,848		

(単位 千円)

会計区分	事業名	事業費	左の財源内訳			備考	
			特定財源				一般財源
			国県支出金	市債	その他		
一般会計	消防防災設備整備事業	125,539		116,200		9,339	
	学校教育施設等整備事業	1,599,970	214,387	1,101,500	243,231	40,852	
	社会教育施設整備事業	169,105	17,020	113,400		38,685	
	(仮称)歴史情報・公文書館施設整備事業	1,501,034	195,300	1,069,800	231,762	4,172	
	開成山地区体育施設整備事業	2,717,435	1,400,557	1,101,400	215,477	1	
	文教施設災害復旧事業	101,288		101,200		88	
	計	14,699,182	2,622,000	10,682,200	1,159,941	235,041	
特別会計	伊賀河原土地区画整理事業	584,000	197,000	319,800	67,200		
	徳定土地区画整理事業	302,000	137,500	143,900	20,600		
	大町土地区画整理事業	704,300	313,600	339,900	50,800		
	工業団地開発事業	2,525,128		2,525,100	28		
	下水道事業	5,751,926	2,017,495	3,467,400	267,031		
	農業集落排水事業	52,270		49,600	2,670		
	計	9,919,624	2,665,595	6,845,700	408,329		

7 借入先別市債現在高調（令和6年度末現在高見込額）

（単位 千円）

借入先名		財務省等	県・振興基金	郵便貯金・ 簡易生命保険 管理機構	地方公共団体 金融機構	共済組合等	市中銀行等	計	備考
会計名									
一般会計		73,930,528	424,185	541,279	918,857	2,250,874	21,486,022	99,551,745	
特別 会計	伊賀河原土地地区画整理事業	805,990		1,204	57,096		965,270	1,829,560	
	徳定土地地区画整理事業	1,466,077					403,143	1,869,220	
	大町土地地区画整理事業	1,729,296					90,312	1,819,608	
	総合地方卸売市場	328,538			1,332,613		1,136,064	2,797,215	
	工業団地開発事業						6,969,771	6,969,771	
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	20,610						20,610	
	水道事業	4,045,411			561,651			4,607,062	
	簡易水道事業	217,730					7,543	225,273	
	下水道事業	39,293,766		6,858,906	6,679,163		4,089,335	56,921,170	
	農業集落排水事業	1,944,787			915,520		5,307	2,865,614	
	計	49,852,205		6,860,110	9,546,043		13,666,745	79,925,103	
合計		123,782,733	424,185	7,401,389	10,464,900	2,250,874	35,152,767	179,476,848	

8 令和6年度市税歳入予算明細表

(単位 千円)

目	節	区分		令和6年度(当初予算額)			令和5年度(当初予算額)			収入額 対比率	備考
		算出根拠等			算出根拠等						
		賦課額	徴収率	収入見込額	賦課額	徴収率	収入見込額				
市 民 税	個人	現年課税分	17,923,033	98.69 %	16,232,900	17,934,075	98.69 %	17,698,797	91.7 %	定額減税 実施	
			(1) 均等割			(1) 均等割					
			納税義務者数		167,296 人	納税義務者数		167,550 人			
			税 率		3,000 円	税 率		3,500 円			
			賦 課 額		501,888	賦 課 額		586,425			
			徴 収 率		98.68 %	徴 収 率		98.68 %			
			収 入 見 込 額		495,263	収 入 見 込 額		578,684			
			(2) 所得割			(2) 所得割					
			納税義務者数		153,227 人	納税義務者数		152,228 人			
			(ア) 給与所得者の所得金額		422,401,768	(ア) 給与所得者の所得金額		415,777,552			
(イ) 営業所得者の所得金額		18,523,702	(イ) 営業所得者の所得金額		18,366,551						
(ロ) 農業所得者の所得金額		995,876	(ロ) 農業所得者の所得金額		737,798						
(ハ) その他の所得者の所得金額		35,098,752	(ハ) その他の所得者の所得金額		34,643,217						
(ニ) 分離課税の譲渡所得金額		18,264,028	(ニ) 分離課税の譲渡所得金額		22,867,063						
合計所得金額		495,284,126	合計所得金額		492,392,181						
所得控除額		183,610,075	所得控除額		181,875,361						
課税標準額		311,674,051	課税標準額		310,516,820						
算出税額		17,569,187	算出税額		17,504,482						
特別徴収前年課税分		2,294,222	特別徴収前年課税分		2,234,625						
特別徴収翌年課税分		△ 2,239,572	特別徴収翌年課税分		△ 2,239,572						
住宅取得控除減額分		△ 357,692	住宅取得控除減額分		△ 306,885						
賦 課 額		17,266,145	賦 課 額		17,192,650						
徴 収 率		98.68 %	徴 収 率		98.68 %						
収 入 見 込 額		17,038,231	収 入 見 込 額		16,965,707						
定額減税分		△ 1,455,000									
定額減税後収入見込額		15,583,231									
(3) 退職所得の分離課税による所得割額			(3) 退職所得の分離課税による所得割額								
賦 課 額		110,000	賦 課 額		110,000						
徴 収 率		100.00 %	徴 収 率		100.00 %						

(単位 千円)

目	節	区分		令和6年度(当初予算額)			令和5年度(当初予算額)			収入額 対比率	備考
		算出根拠等			算出根拠等						
		賦課額	徴収率	収入見込額	賦課額	徴収率	収入見込額				
市	個人	現年課税分	収入見込額 110,000			収入見込額 110,000					
		(4) 過年度新規分	賦課額		45,000	賦課額		45,000			
		徴収率		98.68%	徴収率		98.68%				
		収入見込額		44,406	収入見込額		44,406				
	滞納繰越分	756,427	21.50%	162,632	812,269	21.50%	174,638	93.1%			
	計	18,679,460		16,395,532	18,746,344		17,873,435	91.7%			
民	法人	現年課税分	3,641,638 99.32% 3,616,875			3,696,819 99.32% 3,671,681			98.5%		
		(1) 均等割	税率(円) 税額			税率(円) 税額					
		第1号法人	7,744 ×	50,000 =	387,200	第1号法人	7,697 ×	50,000 =	384,850		
		第2号法人	86 ×	120,000 =	10,320	第2号法人	85 ×	120,000 =	10,200		
	第3号法人	1,674 ×	130,000 =	217,620	第3号法人	1,656 ×	130,000 =	215,280			
	第4号法人	140 ×	150,000 =	21,000	第4号法人	138 ×	150,000 =	20,700			
	第5号法人	554 ×	160,000 =	88,640	第5号法人	549 ×	160,000 =	87,840			
	第6号法人	76 ×	400,000 =	30,400	第6号法人	76 ×	400,000 =	30,400			
	第7号法人	713 ×	410,000 =	292,330	第7号法人	708 ×	410,000 =	290,280			
	第8号法人	28 ×	1,750,000 =	49,000	第8号法人	28 ×	1,750,000 =	49,000			
	第9号法人	78 ×	3,000,000 =	234,000	第9号法人	78 ×	3,000,000 =	234,000			
		計	11,093 社			計	11,015 社				
		賦課額		1,330,510	賦課額		1,322,550				
		徴収率		99.32%	徴収率		99.32%				
		収入見込額		1,321,463	収入見込額		1,313,557				
税		(2) 法人税割	賦課額 2,231,128			賦課額 2,294,269					
			徴収率		99.32%	徴収率		99.32%			
		収入見込額		2,215,956	収入見込額		2,278,668				

(単位 千円)

目	節	区分	令和6年度(当初予算額)			令和5年度(当初予算額)			収入額 対比率	備考
			算出根拠等			算出根拠等				
			賦課額	徴収率	収入見込額	賦課額	徴収率	収入見込額		
市 民 税	法人	現年課税分	(3) 過年度新規分 賦課額 80,000 徴収率 99.32 % 収入見込額 79,456			(3) 過年度新規分 賦課額 80,000 徴収率 99.32 % 収入見込額 79,456				
		滞納繰越分	48,739	19.00 %	9,260	53,843	19.50 %	10,499	88.2 %	
		計	3,690,377		3,626,135	3,750,662		3,682,180	98.5 %	
固定資産 税		現年課税分	21,286,484	98.95 %	21,062,976	20,925,968	98.95 %	20,706,245	101.7 %	
		(1) 現年度分	課税標準額 (土地) 539,477,286 (家屋) 712,343,033 (償却資産) 299,458,230 計 1,551,278,549 税率 1.4 % 算出税額 21,717,900 軽減額等 △ 431,416 過年度課税分 △ 500 賦課額 21,285,984 徴収率 98.95 % 収入見込額 21,062,481			(1) 現年度分 課税標準額 (土地) 523,910,794 (家屋) 718,255,524 (償却資産) 281,368,920 計 1,523,535,238 税率 1.4 % 算出税額 21,329,493 軽減額等 △ 403,525 過年度課税分 △ 500 賦課額 20,925,468 徴収率 98.95 % 収入見込額 20,705,750				
		(参考)	・前年度当初予算に対する現年度分の課税標準額の増減内容 土地の増減 15,566,492 家屋の増減 △ 5,912,491 償却資産の増減 18,089,310 計 27,743,311			・前年度当初予算に対する現年度分の課税標準額の増減内容 土地の増減 8,935,079 家屋の増減 22,384,391 償却資産の増減 23,332,062 計 54,651,532				

(単位 千円)

目	節	令和6年度(当初予算額)			令和5年度(当初予算額)			収入額 対比率	備考
		算出根拠等			算出根拠等				
		賦課額	徴収率	収入見込額	賦課額	徴収率	収入見込額		
固定資産 税	現年課税分	(2) 過年度新規分 賦課額 500 徴収率 98.95 % 収入見込額 495			(2) 過年度新規分 賦課額 500 徴収率 98.95 % 収入見込額 495				
	滞納繰越分	638,568	20.50 %	130,906	647,854	20.00 %	129,571	101.0 %	
	計	21,925,052		21,193,882	21,573,822		20,835,816	101.7 %	
国有資産 等所在市 町村交付 金	現年課税分	95,981	100.00 %	95,981	93,667	100.00 %	93,667	102.5 %	
		国有資産等所在市町村交付金 (7) 福島県 63,027 (1) 国の出先機関(8官庁) 32,954 計 95,981			国有資産等所在市町村交付金 (7) 福島県 63,014 (1) 国の出先機関(8官庁) 30,653 計 93,667				
環境 性能 割	現年課税分	59,612	100.00 %	59,612	60,700	100.00 %	60,700	98.2 %	
		賦課額 59,612 徴収率 100.00 % 収入見込額 59,612			賦課額 60,700 徴収率 100.00 % 収入見込額 60,700				
軽 自 動 車 税	種別 割	962,790	97.70 %	940,646	938,261	97.70 %	916,681	102.6 %	
		種別	台数 (台)	税率 (円)	税額	種別	台数 (台)	税率 (円)	税額
		二輪の小型	5,700	6,000	34,200	二輪の小型	5,562	6,000	33,372
		軽三輪	0	1,000~ 4,600	0	軽三輪	0	1,000~ 4,600	0
		軽四輪乗用	74,611	2,700~ 12,900	764,566	軽四輪乗用	73,727	2,700~ 12,900	740,150
		同上営業用	27	1,800~ 8,200	189	同上営業用	0	1,800~ 8,200	0
		軽四輪貨物	20,032	1,300~ 6,000	105,283	軽四輪貨物	20,568	1,300~ 6,000	106,142
		同上営業用	836	1,000~ 4,500	3,141	同上営業用	782	1,000~ 4,500	2,891
	軽二輪	4,583	3,600	16,498	軽二輪	4,497	3,600	16,189	

(単位 千円)

目 節		令和 6 年 度 (当 初 予 算 額)			令和 5 年 度 (当 初 予 算 額)			収入額 対比率	備 考	
		算 出 根 拠 等			算 出 根 拠 等					
		賦 課 額	徴 収 率	収 入 見 込 額	賦 課 額	徴 収 率	収 入 見 込 額			
軽 自 動 車 税	種別 割 現年課税分	農 耕 作 業 用	4,450	2,400	10,680	農 耕 作 業 用	4,151	2,400	9,962	
		その他の小型特殊	1,270	5,900	7,493	その他の小型特殊	1,296	5,900	7,646	
		ミ ニ カ ー	238	3,700	880	ミ ニ カ ー	234	3,700	866	
		第 二 種 の 甲	2,184	2,400	5,241	第 二 種 の 甲	1,987	2,400	4,768	
		第 二 種 の 乙	918	2,000	1,836	第 二 種 の 乙	948	2,000	1,896	
	第 一 種	6,390	2,000	12,780	第 一 種	7,188	2,000	14,376		
	雪 上 車	1	3,600	3	雪 上 車	1	3,600	3		
	計	121,240			計	120,941				
	賦 課 額			962,790	賦 課 額			938,261		
	徴 収 率			97.70 %	徴 収 率			97.70 %		
	収 入 見 込 額			940,646	収 入 見 込 額			916,681		
	滞納繰越分	60,218	22.00 %	13,248	58,586	22.00 %	12,889	102.8 %		
	計	1,023,008		953,894	996,847		929,570	102.6 %		
市たばこ 税	現年課税分		2,991,818	100.00 %	2,991,818		2,787,927	100.00 %	2,787,927	107.3 %
		売り渡し本数	税率		売り渡し本数	税率				
		456,626,762 本 × 6,552 / 1,000			425,507,823 本 × 6,552 / 1,000					
			= 2,991,818		= 2,787,927					
		計	2,991,818		計	2,787,927				
入湯税	現年課税分		56,823	97.77 %	55,556		52,700	97.77 %	51,525	107.8 %
		入湯税課税対象者	税率(円)		税額	入湯税課税対象者	税率(円)		税額	
		宿 泊	327,747 人 × 150 =	49,162	宿 泊	318,197 人 × 150 =	47,729			
		日 帰 り	76,610 人 × 100 =	7,661	日 帰 り	49,712 人 × 100 =	4,971			
		計	404,357 人	56,823	計	367,909 人	52,700			
	(対前年比 9.9 %増)			(対前年比 78.1 %増)						
	徴 収 率		97.77 %	徴 収 率		97.77 %				
	収 入 見 込 額		55,556	収 入 見 込 額		51,525				
	入湯税特別徴収義務者数		49 人	入湯税特別徴収義務者数		49 人				
	滞納繰越分	2,247	15.50 %	348	1,491	15.50 %	231	150.6 %		
	計	59,070		55,904	54,191		51,756	108.0 %		

(単位 千円)

目 節	区 分	令和 6 年 度 (当 初 予 算 額)			令和 5 年 度 (当 初 予 算 額)			収入額 対比率	備 考
		算 出 根 拠 等			算 出 根 拠 等				
		賦 課 額	徴 収 率	収入見込額	賦 課 額	徴 収 率	収入見込額		
事業所税	現年課税分	2,064,490	99.01 %	2,044,052	2,049,468	99.01 %	2,029,178	100.7 %	
		納税義務者数 760 人 賦課額 (軽減後) (資産割) 1,796,106 (従業者割) 268,384 計 2,064,490 徴 収 率 99.01 % 収入見込額 2,044,052 (参考) ・ 資産割の内訳 納税義務者数 739 人 課税標準 3,041,407 m ² 税 率 m ² 当たり 600 円 算出税額 1,824,844 軽減額等 △ 28,738 ・ 従業者割の内訳 納税義務者数 126 人 課税標準 107,890,400 税 率 0.25 % 算出税額 269,726 軽減額等 △ 1,342	納税義務者数 760 人 賦課額 (軽減後) (資産割) 1,783,037 (従業者割) 266,431 計 2,049,468 徴 収 率 99.01 % 収入見込額 2,029,178 (参考) ・ 資産割の内訳 納税義務者数 738 人 課税標準 3,016,305 m ² 税 率 m ² 当たり 600 円 算出税額 1,809,783 軽減額等 △ 26,746 ・ 従業者割の内訳 納税義務者数 132 人 課税標準 107,105,200 税 率 0.25 % 算出税額 267,763 軽減額等 △ 1,332						
	滞納繰越分	33,276	15.50 %	5,158	26,192	15.50 %	4,060	127.0 %	
	計	2,097,766		2,049,210	2,075,660		2,033,238	100.8 %	

(単位 千円)

目	区分	令和6年度(当初予算額)			令和5年度(当初予算額)			収入額 対比率	備考
		算出根拠等			算出根拠等				
		賦課額	徴収率	収入見込額	賦課額	徴収率	収入見込額		
都市計画 税	現年課税分	3,774,314	98.90%	3,732,797	3,723,979	98.90%	3,683,016	101.4%	
		課税標準額			課税標準額				
		(土地)		623,671,667	(土地)		603,045,291		
		(家屋)		636,594,881	(家屋)		641,305,572		
		計		1,260,266,548	計		1,244,350,863		
	税率		0.3%	税率		0.3%			
	算出税額		3,780,799	算出税額		3,733,052			
	軽減額等		△6,485	軽減額等		△9,073			
	賦課額		3,774,314	賦課額		3,723,979			
	徴収率		98.90%	徴収率		98.90%			
	収入見込額		3,732,797	収入見込額		3,683,016			
	滞納繰越分	117,361	20.50%	24,059	118,962	20.00%	23,792	101.1%	
	計	3,891,675		3,756,856	3,842,941		3,706,808	101.4%	
合計	現年課税分	52,856,983	98.92%	50,833,213	52,263,564	98.92%	51,699,417	98.3%	
	滞納繰越分	1,656,836	20.86%	345,611	1,719,197	20.69%	355,680	97.2%	
	計	54,513,819		51,178,824	53,982,761		52,055,097	98.3%	

9 令和6年度補助金等一覧表

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	本年度 本予算額	前年度 当初予算額	比較増減額
1 議会費	1 議会費	1 議会費	政務活動費交付金	45,600	44,580	1,020
2 総務費	1 総務管理費	1 総務法務費	平和を考える市民の集い実行委員会負担金	12,613	6,127	6,486
			郡山ザベリオ学園教育振興補助金	1,000	1,000	0
			私立高等学校・専修学校・各種学校振興補助金	3,450	3,450	0
		2 秘書事務費	新春賀詞交歓会補助金	300	300	0
		3 人事管理費	職員資格取得助成金	780	260	520
			職員自己啓発費用助成金	350	400	△ 50
			職員大学等修学費用助成金	300	200	100
		4 職員厚生費	職員互助会補助金	8,965	8,761	204
		6 政策開発費	UIJターン支援補助金	44,400	18,000	26,400
			地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金	2,000	0	2,000
市制施行100周年記念事業クラウドファンディング活用支援補助金	5,000		0	5,000		

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	本 予 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	比 較 増 減 額
2 総務費	1 総務管理費	7 情報政策費	郡山地域ニューメディア・コミュニティ事業推進協議会負担金	6,154	6,154	0
		13 市民協働推進費	ひとまちづくり活動支援事業補助金	1,000	1,000	0
			クラウドファンディング活用促進事業費補助金	400	1,000	△ 600
			市自治会連合会運営費補助金	6,100	6,100	0
			地域集会所整備費補助金	27,531	13,220	14,311
			地域集会所敷借地料補助金	9,404	9,405	△ 1
			地域集会所借家料補助金	2,905	3,145	△ 240
			14 男女共同参画費	郡山人権擁護委員協議会負担金	644	649
		15 市民安全費	私道用防犯灯設置事業費補助金	330	480	△ 150
			公衆街路灯電気料補助金	3,535	3,703	△ 168
			防犯協会連合会運営費補助金	6,100	6,100	0
			郡山商工団体暴力追放対策懇談会補助金	250	250	0
			市交通対策協議会運営費補助金	2,500	2,500	0
			交通安全協会運営費補助金	2,200	2,200	0

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	本 年 度 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	比 較 増 減 額
2 総務費	1 総務管理費	15 市民安全費	市交通安全母の会運営費補助金	1,000	1,000	0
			市セーフコミュニティ推進協議会負担金	200	370	△ 170
		16 国際政策費	日本遺産「一本の水路」プロモーション協議会負担金	579	578	1
			市国際交流協会運営費補助金	4,254	3,476	778
	5 統計調査費	1 統計調査費	市統計調査員協議会連合会等補助金	518	518	0
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	民生児童委員協議会連合会補助金	15,457	15,457	0
			民生委員協議会負担金	4,676	4,676	0
			地域福祉推進事業費補助金	2,884	2,890	△ 6
			保健・福祉フェスティバル実行委員会負担金	3,800	3,800	0
			市遺族会補助金	700	700	0
			(福)郡山市社会福祉協議会補助金	110,162	102,841	7,321
			郡山地区保護司会補助金	250	250	0
			(福)郡山市社会福祉事業団法人管理費補助金	63,089	62,548	541
	2 心身障害者福祉費	1 障害福祉費	成年後見人等費用補助金	5,592	4,848	744

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	本 予 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	比 較 増 減 額		
3 民生費	2 心身障害者福祉費	1 障害福祉費	ふれあいピック大会実行委員会負担金	350	350	0		
			社会福祉団体補助金	300	300	0		
			日本高次脳機能障害友の会全国大会開催地負担金	150	150	0		
		3 老人福祉費	2 保健所障害福祉費	成年後見人等費用補助金	7,104	6,672	432	
	1 健康長寿費		1 健康長寿費	高齢者スポーツ大会実行委員会負担金	854	854	0	
		高齢者作品展実行委員会負担金		573	573	0		
		単位老人クラブ活動費補助金		9,450	9,538	△ 88		
		老人クラブ連合会補助金		3,336	3,348	△ 12		
		敬老会補助金		6,655	0	6,655		
		軽費老人ホーム事務費補助金		153,262	154,420	△ 1,158		
		3 介護保険事業費		3 介護保険事業費	特別地域等利用者負担軽減対策事業費負担金	294	294	0
					社会福祉法人利用者負担軽減対策事業費補助金	3,868	4,750	△ 882
					地域密着型サービス拠点整備費補助金	21,770	153,377	△ 131,607
					老人福祉施設等整備費補助金	163,300	223,262	△ 59,962

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	本 予 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	比 較 増 減 額
3 民生費	3 老人福祉費	3 介護保険事業費	社会福祉施設整備資金借入金利子補給金	70	249	△ 179
			4 児童福祉費	1 こども総務企画費	子どもの居場所づくり支援補助金	2,500
	ベビーファースト活動支援補助金	2,000	1,500		500	
	ベビーファースト環境整備支援補助金	1,650	1,000		650	
	結婚新生活スタートアップ支援補助金	52,000	64,000		△ 12,000	
	未来をつむぐ婚活支援補助金	250	500		△ 250	
	市補導員会運営費補助金	150	150		0	
	郡山地区更生保護女性会補助金	200	200		0	
	ボーイスカウト郡山地区協議会育成補助金	70	70		0	
	市子ども会育成連絡協議会育成補助金	450	450		0	
	市こどもまつり実行委員会負担金	10,300	6,691		3,609	
	市青少年健全育成推進協議会活動費補助金	16,773	16,762		11	
	民間放課後児童クラブ運営費補助金	245,840	180,585		65,255	
		3 こども家庭費	高等職業訓練促進等給付金	24,836	27,003	△ 2,167

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	本 予 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	比 較 増 減 額	
3 民生費	4 児童福祉費	3 こども家庭費	自立支援教育訓練給付金	1,200	970	230	
			高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金	450	450	0	
			公正証書等債務名義作成支援補助金	816	599	217	
			家賃等低廉化事業費補助金	24,540	24,600	△ 60	
	4 保育費			保育補助者雇上強化事業費補助金	143,071	138,540	4,531
				保育体制強化事業費補助金	44,982	33,600	11,382
				保育士宿舍借上げ事業費補助金	34,869	35,775	△ 906
				認可保育施設保育士保育料補助金	3,168	4,140	△ 972
				特定教育・保育施設等補助金	13,065	4,560	8,505
				こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業費補助金	27,456	0	27,456
				延長保育事業費補助金	17,662	23,187	△ 5,525
				認可保育所等施設開設準備経費補助金	1,000	1,380	△ 380
				認可保育所等施設整備費補助金	62,730	205,698	△ 142,968
				認定こども園移行支援補助金	564	564	0

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	本 年 度 予 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	比 較 増 減 額
3 民生費	4 児童福祉費	4 保育費	認可保育所等障害児保育補助金	101,654	70,727	30,927
			第一子保育料無料化・軽減事業費補助金	23,580	24,000	△ 420
			多子世帯保育料軽減補助金	15,335	17,342	△ 2,007
			事業所内保育事業実施認可外保育施設保育遊具等購入支援補助金	1,250	0	1,250
			私立保育園運営費補助金	11,043	11,010	33
			実費徴収補足給付事業費補助金	20,910	32,368	△ 11,458
			一時預かり事業費補助金	27,414	29,358	△ 1,944
			病児・病後児保育事業費補助金	66,294	60,246	6,048
			病児・病後児保育利用支援事業費補助金	1,364	312	1,052
			病児保育広域運営支援事業費補助金	3,600	0	3,600
			医療的ケア児保育支援補助金	9,800	9,800	0
			私立幼稚園運営費補助金	62,343	82,865	△ 20,522
			私立幼稚園教職員研修費補助金	700	700	0
		5 児童障害福祉費	児童発達支援利用者負担無料化補助金	552	552	0

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	本 年 度 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	比 較 増 減 額
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健所総務費	市保健委員会補助金	11,486	11,486	0
			市献血推進協会補助金	1,200	1,200	0
			骨髄移植ドナー助成事業費補助金	420	420	0
			(公財)郡山市健康振興財団事業費補助金	67,557	48,412	19,145
			(公財)郡山市健康振興財団法人管理費補助金	33,717	32,890	827
		2 保健所健康政策費	助産師修学資金貸与支援事業補助金	468	468	0
			感染管理認定看護師就学支援事業補助金	6,638	0	6,638
			救急告示病院等運営費補助金	105,904	94,443	11,461
		3 保健所保健・感染症費	結核予防事業費補助金	7,193	7,075	118
		4 保健所健康づくり費	こおりやま健康ウォーク実行委員会負担金	1,500	1,500	0
			(一社)郡山歯科医師会補助金	200	200	0
			若年がん患者在宅療養支援事業費補助金	2,106	4,212	△ 2,106
		5 保健所生活衛生費	郡山食品衛生協会補助金	1,000	1,000	0
			飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金	520	320	200

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	本年度 予算額	前年度 当初予算額	比較増減額
4 衛生費	1 保健衛生費	9 環境政策費	次世代自動車導入補助金	16,000	12,000	4,000
			エネルギー3R推進事業補助金	30,800	30,400	400
			燃料電池自動車用水素供給設備新規需要創出活動補助金	1,000	0	1,000
		11 浄化槽対策費	浄化槽設置整備事業補助金	36,652	36,652	0
			浄化槽維持管理費補助金	44,125	46,385	△ 2,260
	2 清掃費	1 5R推進費	3Rフェスティバル実行委員会負担金	1,500	1,500	0
			電動式生ごみ処理機購入費補助金	10,000	0	10,000
5 労働費	1 労働諸費	1 労働諸費	高年齢者就業機会確保事業補助金	7,870	7,870	0
			大学生等インターンシップ支援助成金	175	175	0
			介護資格取得支援助成金	1,500	1,500	0
			育パパサポート奨励金	750	800	△ 50
			求職者職業訓練支援助成金	100	100	0
			学生Uターン・地元雇用促進事業負担金	3,025	0	3,025
			ネットを活用した採用活動支援補助金	4,000	4,000	0

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	本 年 度 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	比 較 増 減 額
5 労働費	1 労働諸費	1 労働諸費	勤労者互助会補助金	12,602	12,602	0
			労働団体補助金	516	569	△ 53
			勤労感謝の集い実行委員会負担金	1,000	1,000	0
			職業能力開発推進事業補助金	5,700	5,700	0
6 農林水産業費	1 農業費	1 農業委員会費	郡山農業青年会議所補助金	170	170	0
			郡山市民食糧問題懇話会補助金	240	240	0
	2 農業政策費	農業経営基盤強化資金利子補給金	9	11	△ 2	
		農業振興資金利子補給金	5,274	4,179	1,095	
		農学実践型教育プログラム事業負担金	2,000	3,000	△ 1,000	
		国営郡山東部地区営農推進協議会事業費補助金	115	115	0	
		市葉たばこ振興協議会事業費補助金	20	20	0	
		郡山ふるさと田舎体験協議会事業費補助金	595	595	0	
		中山間地域等直接支払交付金	119,322	117,510	1,812	
		こおりやま産業博実行委員会負担金	3,000	3,000	0	

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	本 年 度 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	比 較 増 減 額
6 農林水産業費	1 農業費	2 農業政策費	機構集積協力金	26,016	21,946	4,070
			経営継承・発展等支援事業費補助金	2,000	4,000	△ 2,000
			経営所得安定対策導入推進事業費補助金	3,875	2,875	1,000
			産地担い手育成支援事業費補助金	350	500	△ 150
			農業次世代人材投資事業費補助金	6,750	13,200	△ 6,450
			アグリテック普及推進事業費補助金	3,000	3,000	0
			遊休農地等再生対策支援事業費補助金	431	835	△ 404
			新規就農者育成総合対策事業費補助金	58,980	80,250	△ 21,270
			新規就農者等マーケティング支援事業費補助金	1,000	1,000	0
			3 農業振興費	市農作物生産対策協議会負担金	市農作物生産対策協議会負担金	100
	生産高度化土壌条件整備事業費補助金	1,000			1,000	0
	環境保全型農業直接支援対策交付金事業費補助金	3,451			2,461	990
	こおりやま食のブランド推進協議会負担金	2,000			2,000	0
	果樹農業6次産業化プロジェクト産地形成事業費補助金	455			0	455

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	本 予 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	比 較 増 減 額
6 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	ふくしま逢瀬ワイナリーイベント実行委員会負担金	1,000	1,000	0
			鳥獣被害防止対策事業費補助金	4,493	4,954	△ 461
			狩猟による地域環境保全対策推進事業費補助金	780	780	0
			有害鳥獣捕獲狩猟者活動支援事業費補助金	2,111	2,118	△ 7
			狩猟技術向上等支援事業費補助金	370	370	0
			園芸作物基盤強化支援事業費補助金	1,300	1,969	△ 669
			農業用使用済プラスチック適正処理推進事業費補助金	300	300	0
			産地生産力強化総合対策事業費補助金	2,175	0	2,175
			内水面漁業振興事業費補助金	100	100	0
			鯉料理学校給食地産地消推進事業費補助金	3,535	500	3,035
			酪農ヘルパー事業費補助金	1,000	1,000	0
			肉用牛改良増殖事業費補助金	1,530	2,250	△ 720
			優良乳用雌牛導入奨励事業費補助金	1,680	2,100	△ 420
肉用牛肥育経営安定事業費補助金	4,225	3,250	975			

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	本 年 度 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	比 較 増 減 額	
6 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	肉用牛優良牛群整備推進事業費補助金	300	0	300	
			(公財)郡山市観光交流振興公社運営事業費補助金	52,793	51,462	1,331	
		4 農地費	土地改良区等育成事業費補助金	6,500	6,500	0	
			国営造成施設管理体制整備支援事業費補助金	57,912	50,468	7,444	
			国営造成施設維持管理適正化事業補助金(団体営)	93	442	△ 349	
			かんがい用水路改修事業費補助金	6,000	6,000	0	
			土地改良施設維持管理適正化事業補助金	7,572	1,590	5,982	
			多面的機能支払交付金事業費補助金	291,171	285,298	5,873	
	経営体育成促進事業費補助金	1,186	1,186	0			
	2 林業費	1 林業振興費	森林整備事業費補助金	2,936	1,515	1,421	
			林業・木材産業循環成長対策事業費補助金	178,872	0	178,872	
	7 商工費	1 商工費	1 商工振興費	商店街等照アップ事業費補助金	14,852	12,000	2,852
				商店街等賑わいづくり事業費補助金	4,613	5,049	△ 436
商工街並み整備事業費補助金				4,321	0	4,321	

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	本 年 度 予 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	比 較 増 減 額
7 商工費	1 商工費	1 商工振興費	小規模事業指導費補助金	48,236	48,348	△ 112
			商工業指導施設設置費補助金	15,900	0	15,900
			商工団体等ステップアップ事業費補助金	299	293	6
			人材育成補助金	1,723	1,611	112
			ジェット口福島貿易情報センター運営費負担金	2,571	2,415	156
			こおりやま産業博実行委員会負担金	10,000	10,000	0
			商業起業家支援事業費補助金	364	364	0
			中心市街地空き店舗活用支援事業費補助金	1,100	1,650	△ 550
			中小企業等振興支援事業費補助金	225	725	△ 500
			こおりやま産業クラウドファンディング活用支援補助金	3,000	3,000	0
			事業承継支援補助金	700	1,800	△ 1,100
			スタートアップ支援補助金	8,000	8,000	0
			B C P 策定等支援補助金	250	750	△ 500
B C P 等計画策定集団指導事業費補助金	300	300	0			

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	本 予 年 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	比 較 増 減 額
7 商工費	1 商工費	1 商工振興費	中小企業等向け専門家活用支援事業費補助金	6,500	1,500	5,000
			D×推進補助金	4,000	6,000	△ 2,000
			融資返済計画変更等支援補助金	5,778	3,464	2,314
			信用保証料等補助金	78,056	102,943	△ 24,887
			小規模事業者経営改善資金利子補給金	3,367	3,434	△ 67
			郡山まちづくり推進協議会負担金	250	250	0
			市商店街連合会運営費補助金	3,500	3,500	0
			郡山たばこ販売増進対策協議会運営費補助金	2,000	2,000	0
		2 観光物産費	郡山湖南まつり実行委員会負担金	4,500	4,500	0
			サマーフェスタ実行委員会負担金	18,600	18,600	0
			郡山うねめまつり実行委員会負担金	26,500	26,500	0
			こおりやまビッグツリーページェントフェスタ実行委員会負担金	4,000	4,000	0
			磐梯熱海温泉つるりんこ祭実行委員会負担金	1,000	1,000	0
			こおりやま広域観光協議会負担金	4,100	1,113	2,987

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	本 年 度 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	比 較 増 減 額	
7 商工費	1 商工費	2 観光物産費	海外販路開拓等支援補助金	2,000	2,000	0	
			地域おこし企業人交流プログラム活用事業負担金	5,600	5,600	0	
			(一社)郡山市観光協会運営費補助金	51,562	51,562	0	
			(一社)磐梯熱海温泉観光協会運営費補助金	2,700	2,700	0	
			(公財)郡山市観光交流振興公社法人管理費補助金	35,971	35,124	847	
			(公財)郡山市観光交流振興公社退職手当補助金	28,326	0	28,326	
			こおりやま発酵まつり実行委員会負担金	3,000	0	3,000	
			郡山美味しい街づくり推進協議会運営費補助金	1,200	1,200	0	
			(公財)郡山コンベンションビューロー運営費補助金	34,315	36,254	△ 1,939	
			3 産業創出費			医療関連製品開発補助金	1,500
	新製品・新技術・生産性向上システム等開発費補助金	500				1,000	△ 500
	中小企業等海外展示会出展費補助金	300				300	0
	D X 推進補助金	2,000				0	2,000
	大学発ベンチャー等研究開発支援補助金	1,000				0	1,000

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	本 年 度 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	比 較 増 減 額
7 商工費	1 商工費	3 産業創出費	オープンファクトリー-KORIYAMA実行委員会負担金	2,500	0	2,500
			市工業団地会等運営補助金	1,000	1,000	0
			郡山地域テクノポリス市町村協議会負担金	1,111	1,111	0
			郡山地域高度技術産業集積活性化事業費補助金	3,000	3,000	0
			インキュベーションセンター運営費補助金	3,000	3,000	0
			企業立地補助金	169,305	150,322	18,983
			操業補助金	520,928	154,536	366,392
			雇用促進補助金	2,700	1,000	1,700
		4 工業用水道費	工業用水道関連支援事業補助金	75,366	56,378	18,988
8 土木費	1 土木管理費	2 建築指導費	木造住宅耐震改修促進事業補助金	8,000	12,000	△ 4,000
			ブロック塀等安全対策事業費補助金	2,000	2,000	0
			建築物耐震化促進事業補助金	8,454	0	8,454
	2 道路橋りょう費	1 道路建設費	郡山地域道路整備促進期成同盟会補助金	200	200	0
			私道整備事業費補助金	5,000	5,000	0

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	本 予 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	比 較 増 減 額
8 土木費	2 道路橋りょう費	2 道路維持費	私道用道路反射鏡設置事業費補助金	500	750	△ 250
			4 都市計画費	2 都市計画費	地域生活拠点型再開発事業補助金	614,580
	市街地再開発事業補助金	552,440			274,604	277,836
	防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金	152,174			63,815	88,359
	5 公園費	1 公園費			緑あふれるまちづくり事業費補助金	2,263
	8 公共交通対策費	8 公共交通対策費	市福島空港活用促進協議会負担金	2,000	2,000	0
			バス運行対策費補助金	125,316	122,487	2,829
			総合都市交通戦略協議会負担金	117	116	1
	5 住宅費	1 住宅費	老朽空家除却費補助金	1,000	1,000	0
			空家地域活用支援事業補助金	1,000	1,000	0
	9 消防費	1 消防費	1 消防防災費	女性消防協力会補助金	125	125
郡山地方消防防災協会負担金				200	200	0
消防団員準中型自動車運転免許取得費補助金				500	900	△ 400
自主防災連絡協議会補助金				3,930	3,930	0

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	本 予 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	比 較 増 減 額
9	消防費	1 消防防災費	防災士資格取得助成金	3,000	0	3,000
10	教育費	1 学校教育推進費	公立小・中学校教育研究事業補助金	743	760	△ 17
			全国音楽祭参加支援事業費補助金	17,498	27,543	△ 10,045
			こども音楽コンクール東北大会実行委員会負担金	1,000	1,000	0
			奨学資金給与交付金	26,160	25,200	960
		2 学校管理費	小学校遠距離通学費補助金	275	310	△ 35
			中学校遠距離通学費補助金	725	824	△ 99
			県学校保健会郡山支部補助金	200	200	0
			中学校体育大会参加費補助金	16,570	17,010	△ 440
			学校給食費補助金	1,603,525	573,254	1,030,271
			市中学校給食会運営補助金	8,087	8,248	△ 161
	3 社会教育費	1 生涯学習費	市婦人団体協議会育成補助金	700	700	0
			市PTA連合会育成補助金	300	300	0
			明るいまちづくり推進委員会協議会負担金	5,910	5,910	0

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	本 年 度 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	比 較 増 減 額
10 教育費	3 社会教育費	1 生涯学習費	公民館共催事業負担金	9,576	9,576	0
		3 文化振興費	市文化団体連絡協議会育成補助金	1,200	1,200	0
			市音楽連盟育成補助金	1,800	1,800	0
			市美術連盟育成補助金	190	190	0
			郡山地方史研究団体連絡協議会育成補助金	180	180	0
			芸術文化に関する全国大会等参加補助金	1,700	1,700	0
			日本宇宙少年団こおりやま分団活動補助金	100	100	0
			安積野開拓顕彰会運営費補助金	100	100	0
			久米賞・百合子賞実行委員会負担金	500	500	0
			市音楽の日実行委員会負担金	500	500	0
			(公財)郡山市文化・学び振興公社法人管理費補助金	52,365	52,754	△ 389
			(公財)郡山市文化・学び振興公社補助金	29,443	0	29,443
			指定文化財保護補助金	9,603	5,925	3,678
			4 美術館費	企画展覧会負担金	37,550	25,150

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	本 年 度 予 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	比 較 増 減 額
10 教育費	4 保健体育費	1 スポーツ振興費	市体育協会補助金	13,000	13,000	0
			市スポーツ・レクリエーション協会育成補助金	1,200	1,200	0
			市スポーツ少年団補助金	720	784	△ 64
			市長旗争奪軟式野球大会負担金	300	300	0
			郡山サッカーフェスティバル大会実行委員会負担金	300	300	0
			郡山カップ福島県フットサル選手権大会実行委員会負担金	3,000	3,000	0
			Cycle Aid Japanツール・ド・猪苗代湖実行委員会負担金	5,000	5,000	0
			市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会補助金	1,400	1,400	0
			市町村対抗福島県軟式野球大会補助金	200	200	0
			市町村対抗福島県ソフトボール大会補助金	200	200	0
			日独スポーツ少年団同時交流事業派遣参加補助金	200	200	0
			スポーツコンベンション開催支援補助金	3,000	3,000	0
			郡山シティーマラソン大会実行委員会負担金	6,500	6,500	0

郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年郡山市条例第81号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文の政令で定める日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案要旨）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市公文書管理条例を次のように制定する。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市公文書管理条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 公文書の管理（第4条—第10条）

第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等（第11条—第28条）

第4章 郡山市公文書管理委員会（第29条—第36条）

第5章 雑則（第37条—第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 市民の利用に供することを目的としているもの
 - ウ 特定歴史公文書等
 - エ 郡山市情報公開条例施行規則（平成14年郡山市規則第20号）第2条に規定する市の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資

料として特別の管理がされているもの（ウに掲げるものを除く。）

- (3) 歴史公文書 次に掲げる情報が記録された歴史資料として重要な公文書をいう。
- ア 市の機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報
 - イ 市民の権利及び義務に関する重要な情報
 - ウ 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報
 - エ 市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、歴史的に重要な情報
- (4) 特定歴史公文書等 歴史公文書のうち、次に掲げるものをいう。
- ア 第8条第1項の規定により市長が引き続き保存するもの
 - イ 第8条第2項の規定により市長に移管されたもの
 - ウ 法人その他の団体（実施機関を除く。）又は個人から市長に寄贈され、又は寄託されたもの
- (5) 公文書等 公文書及び特定歴史公文書等をいう。

（他の法令との関係）

第3条 公文書等の管理については、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 公文書の管理

（作成）

第4条 実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

（整理）

第5条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、別に定めるところにより、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「公文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、別に定めるところにより、当該公文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 実施機関は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、別に定めるところにより、延長することができる。

5 実施機関は、公文書ファイル及び単独で管理している公文書（以下「公文書ファイル等」という。）について、保存期間（前項の規定により保存期間が

延長された場合にあっては、その延長後の保存期間。以下同じ。)の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書に該当するものには引き続き保存の措置(市長以外の実施機関については市長への移管の措置)を、それ以外のものには廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(保存)

第6条 実施機関は、公文書ファイル等について、当該公文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該公文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。

(公文書ファイル管理簿)

第7条 実施機関は、公文書ファイル等の管理を適切に行うため、別に定めるところにより、公文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置その他の必要な事項を公文書ファイル等の目録(以下「公文書ファイル管理簿」という。)に記載しなければならない。ただし、1年未満の保存期間が設定された公文書ファイル等については、この限りでない。

2 実施機関は、公文書ファイル管理簿について、別に定めるところにより、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(移管又は廃棄)

第8条 市長は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、引き続き保存又は廃棄しなければならない。

2 市長以外の実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、市長に移管し、又は廃棄しなければならない。

3 市長以外の実施機関は、前項の規定により保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。この場合において、当該協議が調わないときは、市長は、郡山市公文書管理委員会(第29条第1項に規定する公文書管理委員会をいう。以下この章及び次章において同じ。)に諮問し、その答申を受けるものとする。

4 市長以外の実施機関は、前項の場合において、当該公文書ファイル等を廃棄しないこととしたときは、第5条第4項の規定により保存期間及び保存期間の満了する日を延長する場合を除き、同条第5項の規定による定めを変更し、当該公文書ファイル等を市長に移管しなければならない。

5 実施機関は、第1項の規定により引き続き保存し、又は第2項の規定により市長に移管する公文書ファイル等について、第12条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして市長において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

6 市長は、他の実施機関が保有する公文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該公文書ファイル等を保有する実施機関に対し、当該公文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。

(管理状況の報告等)

第9条 市長以外の実施機関は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理状況について、毎年度、市長に報告しなければならない。

2 市長は、実施機関における公文書の管理状況を取りまとめ、毎年度、その概要をインターネットの利用その他の方法により公表（以下「公表」という。）しなければならない。

（公文書管理規程）

第10条 実施機関は、公文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき、適正に行われることを確保するため、公文書の管理に関する定め（以下「公文書管理規程」という。）を設けなければならない。

2 公文書管理規程には、公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 作成に関する事項
- (2) 整理に関する事項
- (3) 保存に関する事項
- (4) 公文書ファイル管理簿に関する事項
- (5) 移管又は廃棄に関する事項
- (6) 管理状況の報告に関する事項
- (7) 管理体制の整備に関する事項
- (8) 点検に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項

第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等

（特定歴史公文書等の保存等）

第11条 市長は、特定歴史公文書等について、第26条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 市長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 市長は、特定歴史公文書等に個人に関する情報（郡山市情報公開条例（平成13年郡山市条例第44号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2号に規定する個人に関する情報をいう。）が記録されている場合には、当該個人に関する情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）

第12条 市長は、特定歴史公文書等について前条第4項の目録の記載に従い利用の請求（以下「利用請求」という。）があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

- (1) 当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

- ア 情報公開条例第7条第1号に掲げる情報
- イ 情報公開条例第7条第2号に掲げる情報（同号ただし書アからウまでに掲げる情報を除く。）
- ウ 情報公開条例第7条第3号に掲げる情報
- エ 情報公開条例第7条第5号ア、オ又はカに掲げる情報
- オ 情報公開条例第7条第6号に掲げる情報

- (2) 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（実施機関を除く。）又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合
- (3) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくは汚損を生ずるおそれがある場合又は市長が当該原本を現に使用している場合

2 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が公文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第8条第5項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 市長は、第1項第1号又は第2号に掲げる場合であっても、同項第1号アからオまでに掲げる情報又は同項第2号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（本人情報の取扱い）

第13条 市長は、前条第1項第1号イの規定にかかわらず、この規定に掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につきこの規定に掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

2 市長は、死者を本人とする前条第1項第1号イに掲げる情報が記載されている特定歴史公文書等について、当該死者の相続人、当該死者の死亡時においてその法定代理人であった者その他郡山市公文書管理委員会の意見を聴いた上で市長が適当であると認める者から利用請求があった場合において、規則で定める書類の提示又は提出があったときは、前項の規定により利用させなければならない。

（利用請求の手続）

第14条 利用請求は、市長に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 利用請求をする者の氏名又は名称及び住所、居所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 利用請求に係る第11条第4項の目録に記載された特定歴史公文書等の名称
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 市長は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(利用請求に対する決定等)

第15条 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させないときは、利用させない旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させない旨の決定又は一部を利用させる旨の決定をするときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。この場合において、当該特定歴史公文書等に記録されている情報が第12条第1項各号に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を併せて記載するものとする。

(利用決定等の期限)

第16条 前条第1項及び第2項の決定(以下「利用決定等」という。)は、利用請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第14条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。

2 前項の規定に関わらず、市長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、速やかに、延長後の期限及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限の特例)

第17条 利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から44日以内にその全てについて利用決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等のうち相当の部分につきその期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書等については、相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、市長は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの特定歴史公文書等について利用決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第18条 利用請求に係る特定歴史公文書等に国、独立行政法人等(公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第2条第2項に規定する独立行政法人等をいう。)、他の地方公共団体、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))及び利用請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、市長は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 市長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が情報公開条例第7条第2号イ又は同

条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用をさせる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 市長は、特定歴史公文書等であって、第12条第1項第1号オに該当するものとして第8条第5項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、市長は、その決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（利用の方法）

第19条 市長が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあっては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

（手数料等）

第20条 前条の規定により文書又は図画の写し等の交付によって特定歴史公文書等の利用をする者は、別表に定める額の手数料を納付しなければならない。

ただし、同条の規定による閲覧に係る手数料は、徴収しない。

2 前項本文の手数料は、文書の写し等の交付を受ける際に納付しなければならない。

3 市長は、第1項本文の特定歴史公文書等を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、手数料を免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項各号に掲げる支援給付を受けている者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市の機関等が、災害その他特別の理由があると認める者

4 既納の手数料は、これを返還しない。

5 第1項本文の特定歴史公文書等の利用をする者は、同項本文の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用をあらかじめ納付して、交付を受けようとする文書の写し等の送付を求めることができる。この場合において、送付に要する費用は、別に定める方法により納付しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第21条 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査請求及び公文書管理委員会への諮問)

第22条 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、郡山市公文書管理委員会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第23条 第18条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 利用決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る利用決定等を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

(利用の促進)

第24条 市長は、特定歴史公文書等（第12条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(移管元実施機関による利用の特例)

第25条 特定歴史公文書等を移管した実施機関が、市長に対して所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第12条第1項第1号の規定は、適用しない。

(特定歴史公文書等の廃棄)

第26条 市長は、特定歴史公文書等として保存している文書について、劣化が進展して判読及び修復が不可能で利用できなくなり、歴史資料として重要な

くなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

- 2 市長は、前項の規定により特定歴史公文書等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、郡山市公文書管理委員会に諮問しなければならない。
(保存及び利用の状況の公表)

第27条 市長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。
(利用等規則)

第28条 市長は、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄が第11条から第20条まで及び第24条から前条までの規定に基づき適切に行われることを確保するため、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定めを設けなければならない。

第4章 郡山市公文書管理委員会 (委員会の設置等)

第29条 公文書等の管理を適正かつ効率的に行うため、郡山市公文書管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、公文書等の管理に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。
- 3 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者のなかから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営並びに調査審議の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

(委員会の調査権限等)

第30条 委員会は、第22条第1項の規定により諮問された事項を調査するため必要があると認めるときは、市長に対し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、委員会に対し、その提示された特定歴史公文書等の開示を求めることができない。

- 2 市長は、委員会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、市長に対し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を委員会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、委員会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、委員会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は市長（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第31条 委員会は、審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、当該申立てをした者（以下「申立人」という。）に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、申立人は、委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 3 審査請求人等は、委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
- 4 委員会は、前条第3項若しくは第4項又は前項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）に当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

（委員による調査手続）

第32条 委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第30条第1項の規定により提示された特定歴史公文書等を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は前条第1項本文の規定による申立人の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）

第33条 審査請求人等は、委員会に対し、委員会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を委員会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

- 2 委員会は、第31条第4項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは同項の規定による交付をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 3 委員会は、第1項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第34条 第22条第1項の規定による諮問に基づき行う委員会の調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第35条 委員会は、第22条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（資料の提出等の求め）

第36条 委員会は、その所掌事項（第22条第1項の規定による諮問に係る事項を除く。）を遂行するため必要があると認める場合には、市長に対し、市の機関等及び議会の職員その他関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、若しくは資料の提出を受け、又は必要な協力を求めることができる。

第5章 雑則

（市長の調整）

第37条 市長は、この条例を実施するため特に必要があると認める場合には、他の実施機関に対し、公文書の管理について、資料の提出若しくは報告を求め、又は助言をすることができる。

(研修)

第38条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書の管理を適正かつ効率的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 市長は、実施機関の職員に対し、歴史公文書の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(組織の見直しに伴う公文書等の適正な管理のための措置)

第39条 実施機関は、当該実施機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する公文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの条例の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(出資法人の文書管理)

第40条 次に掲げる法人（営利を目的とする法人を除く。）で規則で定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 市が基本金等の2分の1以上を出資している法人

(2) 前号に掲げる法人以外の法人で、その業務が市の事務又は事業と密接な関連を有するもの

2 実施機関は、前項に規定する法人が保有する文書の適正な管理が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(指定管理者の文書管理)

第41条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項の指定管理者が保有する文書の適正な管理が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3章の規定は、郡山市歴史情報博物館条例（令和6年郡山市条例第 号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 第5条から第9条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に作成し、又は取得した公文書の管理について適用し、施行日前

に作成し、又は取得した公文書（以下「施行前公文書」という。）の管理については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行前公文書のうち、施行日前に保存期間が満了したものであって、実施機関が歴史公文書に該当すると認めるものの管理については、特定歴史公文書等の保存、利用等の例による。

（郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前	
別表第2（第2条、第5条関係） 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償			別表第2（第2条、第5条関係） 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償	
1 報酬			1 報酬	
区分		報酬額	区分	
情報公開審査会	(略)		情報公開審査会	(略)
公文書管理委員会	会長	日額 8,100円		
	副会長			
	委員			
(略)			(略)	
2 (略)			2 (略)	

（郡山市情報公開条例の一部改正）

5 郡山市情報公開条例（平成13年郡山市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施</p>

機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア (略)

イ 市民の利用に供することを目的としているもの

ウ 郡山市公文書管理条例（令和6年郡山市条例第 号）第2条第4号に規定する特定歴史公文書等

エ 規則で定める市の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（ウに掲げるものを除く。）

（開示請求の手続等）

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) (略)

(2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

ア 前条第1項第2号に掲げるもの そのものが市の区域内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地

イ 前条第1項第3号に掲げる者 その者が勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地

ウ 前条第1項第4号に掲げる者 その者が在学する学校の名称及び所在地

エ 前条第1項第5号に掲げるもの そのものが納税義務を有する税目及び納期

オ (略)

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

（文書の管理）

第33条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、郡山市公文書管理条例の定めるところにより、公文書を適正に管理しなけれ

機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア (略)

イ 規則で定める市の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

ウ 市民の利用に供することを目的としているもの

（開示請求の手続等）

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) (略)

(2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

ア 前条第2号に掲げるもの そのものが市の区域内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地

イ 前条第3号に掲げる者 その者が勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地

ウ 前条第4号に掲げる者 その者が在学する学校の名称及び所在地

エ 前条第5号に掲げるもの そのものが納税義務を有する税目及び納期

オ (略)

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

（文書の管理）

第33条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理しなけれ

ばならない。

2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

別表（第20条関係）

区分	単位	手数料
白黒印刷の場合	用紙 1 枚につき	10円
カラー印刷の場合	用紙 1 枚につき	20円
直径120mmの光ディスクの場合	ディスク 1 枚につき	100円

備考

- 1 特定歴史公文書等の写しの交付に用いる用紙は、日本産業規格A列4番によるものとする。ただし、これにより難しいときは、日本産業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うことができる。
- 2 用紙の両面に印刷された特定歴史公文書等の写しを交付する場合には、片面を1枚として計算する。
- 3 市長以外の者に委託して特定歴史公文書等の写しを作成し、交付する場合における手数料の額は、この表の区分にかかわらず、当該委託に係る費用の額とする。
- 4 この表の区分以外のものの特定歴史公文書等の写しの交付に係る手数料の額は、当該写しの交付に要した費用の額とする。

(提 案 要 旨)

公文書の適正な管理、歴史公文書等の適正な保存及び利用等を図るため、郡山市公文書管理条例を制定するとともに、関係条例の改正を行う。

郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年郡山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第3（第14条、第18条関係）			別表第3（第14条、第18条関係）		
種類	支給範囲	支給額	種類	支給範囲	支給額
(略)			(略)		
特殊車両又は大型車両運転作業従事職員の手当	グレーダ、ロードスイーパー若しくはタイヤドーザ又は大型自動車の運転作業に従事した会計年度任用職員	勤務1日につき300円			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

会計年度任用職員の特殊勤務手当を改定する。

郡山市片平財産区の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市片平財産区の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(郡山市特別会計条例の一部改正)

第1条 郡山市特別会計条例(昭和40年郡山市条例第101号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)～(21)</u> (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 郡山市片平財産区特別会計</u></p> <p><u>(4)～(22)</u> (略)</p>

(郡山市財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 郡山市財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年郡山市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																
<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	(略)		<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">片平財産区管理会</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">会長</td> <td style="text-align: center;">日額 1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委員</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	(略)		片平財産区管理会	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">会長</td> <td style="text-align: center;">日額 1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委員</td> <td></td> </tr> </table>	会長	日額 1,000円	委員		(略)	
区分	報酬額																
(略)																	
区分	報酬額																
(略)																	
片平財産区管理会	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">会長</td> <td style="text-align: center;">日額 1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委員</td> <td></td> </tr> </table>	会長	日額 1,000円	委員													
会長	日額 1,000円																
委員																	
(略)																	

(郡山市財産区管理会条例の一部改正)

第3条 郡山市財産区管理会条例(昭和47年郡山市条例第57号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

別表 (第2条関係)			別表		
財産区名	財産区管理会名	定数	財産区名	財産区管理会名	定数
(略)			(略)		
			郡山市片平財産区	郡山市片平財産区管理会	5人
			(略)		

(郡山市片平財産区基金条例の廃止)

第4条 郡山市片平財産区基金条例(昭和49年郡山市条例第48号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

郡山市片平財産区の廃止に伴い、関係条例の改正等を行う。

郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会条例の一部を改正する条例

郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会条例（平成29年郡山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）<u>第21条の13第1項第3号</u>に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センターに準ずる者（以下「高年齢者等就業支援団体」という。）の認定に関し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第12条の2の21</u>及び地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）<u>第52条の規定</u>に基づき学識経験を有する者の意見を聴くため、郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）<u>第21条の14第1項第3号</u>に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センターに準ずる者（以下「高年齢者等就業支援団体」という。）の認定に関し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第12条の2の12</u>及び地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）<u>第52条の規定</u>に基づき学識経験を有する者の意見を聴くため、郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

地方自治法施行令等の一部を改正する政令による地方公営企業法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び郡山市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 万里

郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び郡山市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年郡山市条例第61号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(関係機関との連携)</p> <p>第32条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>女性相談支援センター</u>等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p>	<p>(関係機関との連携)</p> <p>第32条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>婦人相談所</u>等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p>

(郡山市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 郡山市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年郡山市条例第62号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>郡山市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定により、<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項に規定する女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 <u>女性自立支援施設</u>は、入所者に対し、健全な環境の下で、<u>女性の</u></p>	<p><u>郡山市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定により、<u>売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 <u>婦人保護施設</u>は、入所者に対し、健全な環境の下で、<u>社会福祉事業</u></p>

権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

(基準と女性自立支援施設)

第3条 女性自立支援施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第5条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該施設の置かれた状況により、火災、風水害、地震その他の災害の態様に応じ、非常災害に関する具体的計画（第16条第4項において「非常災害計画」という。）を策定しなければならない。

2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難又は救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び第16条第4項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて

に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。

(最低基準と婦人保護施設)

第3条 婦人保護施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第5条 婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該施設の置かれた状況により、火災、風水害、地震その他の災害の態様に応じ、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。

2 婦人保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難又は救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

安全計画の変更を行うものとする。

(苦情への対応)

第7条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、市長から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第8条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しておかななければならない。

(職員配置の基準)

第9条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。

(1) 施設長 1

(2) 入所者の自立支援(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。)を行う職員 2以上

(3) 栄養士又は調理員 1以上

(4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上

(5) 事務員 1以上

(6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

(苦情への対応)

第6条 婦人保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置すること等必要な措置を講じなければならない。

2 婦人保護施設は、その行った処遇に関し、売春防止法第34条に規定する婦人相談所から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 婦人保護施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第7条 婦人保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかななければならない。

(職員)

第8条 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員及び施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かななければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(施設長の資格要件)

第10条 施設長は、施設を運営するに当たって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。

(2)・(3) (略)

(設備の基準)

第11条 女性自立支援施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1)～(3) (略)

3 女性自立支援施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

(1)～(15) (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9平

2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(施設長の資格要件)

第9条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事したものであること。

(2)・(3) (略)

(設備の基準)

第10条 婦人保護施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての婦人保護施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1)～(3) (略)

3 婦人保護施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

(1)～(15) (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね4.95平

方メートル以上とすること。

イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ウ (略)

(2)・(3) (略)

(4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じること。

(5) (略)

(秘密保持等)

第12条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(居室の入所定員)

第13条 一の居室に入所させる定員は、原則1人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定に関わらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。

(自立の支援等)

第14条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活(就労及び就学を含む。)に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

方メートル以上とすること。

イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。

ウ (略)

(2)・(3) (略)

(4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じなければならないこと。

(5) (略)

(居室の入所人員)

第11条 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。

(自立の支援等)

第12条 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第15条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及びし好を考慮したものでなければならない。

2 (略)

(業務継続計画の策定等)

第16条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

(保健衛生)

第17条 女性自立支援施設は、入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、各入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。

(給食)

第13条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及びし好を考慮したものでなければならない。

2 (略)

3 栄養士を置かない婦人保護施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(保健衛生)

第14条 婦人保護施設は、入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 婦人保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

ならない。

4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第18条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）第18条の厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1)～(4) (略)

(関係機関との連携)

第19条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(電磁的記録)

ない。

4 婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第15条 婦人保護施設は、当該婦人保護施設の設置者が入所者に係る婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）第14条の2の厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1)～(4) (略)

(関係機関との連携)

第16条 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、警察、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子相談員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(電磁的記録)

第20条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

第17条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年郡山市条例第66号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 (略)</p> <p>第8章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第149条の2—<u>第149条の5</u>）</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第9章～第18章 (略)</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに郡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年郡山市条例第11号</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 (略)</p> <p>第8章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第149条の2—<u>第149条の4</u>）</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第9章～第18章 (略)</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに郡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年郡山市条例第11号</p>

。以下「指定通所支援条例」という。)第5条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援条例第78条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援条例第90条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援条例第98条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(指定通所支援条例に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(管理者)

第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第26条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) (略)

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

(3)～(5) (略)

(居宅介護計画の作成)

第27条 (略)

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)又は指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和22年法律第

。以下「指定通所支援条例」という。)第5条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援条例第67条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援条例第78条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援条例第90条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援条例第98条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(指定通所支援条例に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(管理者)

第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第26条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) (略)

(2)～(4) (略)

(居宅介護計画の作成)

第27条 (略)

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

164号) 第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。) を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)に交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、第1項の居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 (略)

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第31条 (略)

2・3 (略)

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(管理者)

第46条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(従業者の員数)

第51条 (略)

2～6 (略)

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設(児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第53条第3項において同じ。)に係る指定障害児入所施設(同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。次項及

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 (略)

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第31条 (略)

2・3 (略)

(管理者)

第46条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(従業者の員数)

第51条 (略)

2～6 (略)

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第53条第3項において同じ。)に係る指定障害児入所施設(同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援(同項に規定する指

び第53条第3項において同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年福島県条例第89号。第53条第3項において「指定入所施設基準条例」という。)第53条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関(児童福祉法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関をいう。)の設置者である場合であつて、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定療養介護の取扱方針)

第59条 (略)

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 (略)

(療養介護計画の作成等)

第60条 (略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及

定入所支援をいう。次項及び第53条第3項において同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年福島県条例第89号。第53条第3項において「指定入所施設基準条例」という。)第53条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関(児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。)の設置者である場合であつて、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定療養介護の取扱方針)

第59条 (略)

2・3 (略)

(療養介護計画の作成等)

第60条 (略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5 (略)

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第5項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

9・10 (略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の業務)

第61条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第80条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、

3・4 (略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8・9 (略)

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の業務)

第61条 (略)

(従業者の員数)

第80条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、

第8章、第9章及び第17章において同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分(基準省令第78条第1項第2号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。

(ア)～(ウ) (略)

イ (略)

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～7 (略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)等の関係

第8章、第9章及び第17章において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分(基準省令第78条第1項第2号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。

(ア)～(ウ) (略)

イ (略)

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～7 (略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 (略)

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(郡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年郡山市条例第80号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。))第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第192条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。))

2 (略)

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(郡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年郡山市条例第80号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。))第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第192条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。))

の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第149条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第159条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援条例第56条に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援条例第85条に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第149条の4及び第159条の3において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、18人）以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第192条第1項又は指定地域密着型

の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第149条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第159条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援条例第56条に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援条例第85条に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、18人）以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第192条第1項又は指定地域密着型

介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第149条の4及び第159条の3において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。

(略)

(3)～(5) (略)

(基準該当生活介護の基準)

第96条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(第204条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(指定短期入所の取扱方針)

第106条 (略)

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 (略)

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第120条 (略)

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 (略)

介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。

(略)

(3)～(5) (略)

(基準該当生活介護の基準)

第96条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(第206条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(指定短期入所の取扱方針)

第106条 (略)

2・3 (略)

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第120条 (略)

2・3 (略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第121条 (略)

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

3・4 (略)

(準用)

第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、第31条第4項、第34条（第1項及び第2項を除く。）から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第143条 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第121条 (略)

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。

3・4 (略)

(準用)

第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、第34条（第1項及び第2項を除く。）から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第143条 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

(2) (略)

2・3 (略)

4 第1項第1号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

(準用)

第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条及び第78条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第149条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第149条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第149条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第149条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(2) (略)

2・3 (略)

4 第1項第1号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

(準用)

第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条及び第78条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第149条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第149条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第149条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第149条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第149条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第150条第2号において同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第136条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること

(3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第149条の4・第149条の5 （略）

第149条の3・第149条の4 （略）

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第150条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第150条の3に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)及び第204条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者であつて、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションを提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積を、指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(4) (略)

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準)

第150条の3 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所(以下「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第150条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第206条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等であつて、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(4) (略)

。)が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以内以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第87条の2から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは

(準用)

第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第87条の2から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは

「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第159条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第160条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第204条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

（準用）

第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」と

「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第159条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第160条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

（準用）

第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」と

あるのは「第172条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第172条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第172条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第172条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条の規定により読み替えて適用される基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条の規定により読み替えて適用される基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（準用）

第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条、第180条第6項及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療

あるのは「第172条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第172条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第172条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第172条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条の規定により読み替えて適用される基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条の規定により読み替えて適用される基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（準用）

第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあ

養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第190条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第190条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第190条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(実施主体等)

第191条 就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（第204条に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。以下「基準該当就労継続支援B型」という。）の事業を行う者（以下「基準該当就労継続支援B型事業者」という。）は、社会福祉法第2条第2項第7号に掲げる授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に掲げる授産施設を経営する者でなければならない。

2・3 (略)

(準用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条（第1項を除く。）、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条（第1項を除く。）、第147条、第180条第6項、第181条から第183条まで及び第

るのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第190条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第190条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第190条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(実施主体等)

第191条 就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。以下「基準該当就労継続支援B型」という。）の事業を行う者（以下「基準該当就労継続支援B型事業者」という。）は、社会福祉法第2条第2項第7号に掲げる授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に掲げる授産施設を経営する者でなければならない。

2・3 (略)

(準用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条（第1項を除く。）、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条（第1項を除く。）、第147条、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基

186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第194条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第194条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(サービス管理責任者の責務)

第194条の6 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(実施主体)

第194条の7 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上

準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第194条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第194条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(サービス管理責任者の責務)

第194条の6 (略)

(実施主体)

第194条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定

の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。

(従業者の員数)

第194条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が30以下 1以上

(イ) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 (略)

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第3条の規

障害福祉サービス事業者でなければならない。

(従業者の員数)

第194条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 (略)

定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

5・6 （略）

第194条の17 削除

（定期的な訪問等による支援）

第194条の18 指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（準用）

第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、

3・4 （略）

（実施主体）

第194条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

（定期的な訪問による支援）

第194条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（準用）

第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、

第194条の10及び第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（入退居）

第198条の2 （略）

2 （略）

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わなければならない。

4 （略）

（指定共同生活援助の取扱方針）

第198条の5 （略）

第194条の10及び第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（入退居）

第198条の2 （略）

2 （略）

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 （略）

（指定共同生活援助の取扱方針）

第198条の5 （略）

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3～5 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第198条の6 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第198条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第201条の10において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこ

2～4 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第198条の6 (略)

れに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(協力医療機関等)

第200条の4 (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(準用)

第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第90条、第92条、第94条及び第157条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と、

(協力医療機関等)

第200条の4 (略)

2 (略)

(準用)

第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、~~第76条~~、第77条、第90条、第92条、第94条及び第157条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90

同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第201条」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第201条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第201条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うもの

条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第201条」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第201条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第201条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

でなければならない。

(地域との連携等)

第201条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以

(協議の場の設置等)

第201条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない

。

下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。
(準用)

第201条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。
(準用)

第201条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第76条、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障

入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第201条の12 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第201条の22において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助（第201条の14第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第201条の13 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の

害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第201条の12 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第201条の22において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活の援助（第201条の14第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第201条の13 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常

日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第201条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の7まで、第199条、第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の22において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第201条の22」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型

生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第201条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第76条、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで、第199条、第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の22において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第201条の22」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス

指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等に関する特例)

第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項並びに第174条第4項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第80条第1項第3号及び第7項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び第5項並びに第174条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第2項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定

利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等に関する特例)

第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援条例第68条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項並びに第174条第4項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとするすることができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第80条第1項第3号及び第7項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び第5項並びに第174条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第2項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各

により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

(1)・(2) (略)

(従業者の員数)

第205条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

(4)～(6) (略)

2 前項第3号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3・4 (略)

(管理者)

第206条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

(1)・(2) (略)

(従業者の員数)

第205条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 理学療法士又は作業療法士 1以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

(4)～(6) (略)

2 前項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3・4 (略)

(管理者)

第206条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができるものとする。

(準用)

第208条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第83条、第88条から第90条まで、第91条(第10号を除く。)及び第92条から第94条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項の「第32条」とあるのは「第210条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項及び第3項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項及び第3項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「6月(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあっては、3月)」と、第61条中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第60条第1項」

(準用)

第208条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第83条、第88条から第90条まで、第91条(第10号を除く。)及び第92条から第94条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項の「第32条」とあるのは「第210条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項及び第3項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項及び第3項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあっては、3月)」と、第61条中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第60条第1項」

と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第210条第1項において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第201条第1項」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 (略)

(電磁的記録等)

第209条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第149条、第149条の5、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20並びに第208条第1項において準用する場合を含む。)、第15条(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の5、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22並びに第208条第1項において準用する場合を含む。)、第54条第1項、第104条第1項(第110条の4において準用する場合を含む。)、第198条の3第1項(第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって

と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第210条第1項において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第201条第1項」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 (略)

(電磁的記録等)

第209条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20並びに第208条第1項において準用する場合を含む。)、第15条(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22並びに第208条第1項において準用する場合を含む。)、第54条第1項、第104条第1項(第110条の4において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって

は認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

附 則

(経過措置)

2～6 (略)

7 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第201条又は第201条の22において準用する第60条の規定を適用する場合には、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第5項に定める期間内に附則第6項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第5項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

8～11 (略)

12 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和9年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

13 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指

は認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

附 則

(経過措置)

2～6 (略)

7 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第201条又は第201条の22において準用する第60条の規定を適用する場合には、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第5項に定める期間内に附則第6項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

8～11 (略)

12 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

13 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指

<p>定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>令和9年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>14～19 (略)</p>	<p>定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>令和6年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>14～19 (略)</p>
---	---

第2条 郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第9章 (略)</p> <p>第9章の2 就労選択支援</p> <p>第1節 基本方針 (第161条の2)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第161条の3・第161条の4)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第161条の5)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第161条の6—第161条の9)</p> <p>第10章～第18章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 支給決定障害者等 <u>法第5条第24項</u>に規定する支給決定障害者等をいう。</p> <p>(4)～(17) (略)</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第3条 指定障害福祉サービス事業者 (第3章、第4章、<u>第8章、第9章</u>及</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第9章 (略)</p> <p>第10章～第18章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 支給決定障害者等 <u>法第5条第23項</u>に規定する支給決定障害者等をいう。</p> <p>(4)～(17) (略)</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第3条 指定障害福祉サービス事業者 (第3章、第4章及び<u>第7章</u>から第15</p>

び第10章から第15章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 (略)

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第161条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労選択支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第161条の3 指定就労選択支援の事業を行う者(以下「指定就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労選択支援事業所」という。)に置くべき就労選択支援員(指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当

章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 (略)

該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(準用)

第161条の4 第52条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する

。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第161条の5 第83条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する

。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第161条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第161条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができ

る。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第161条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

（準用）

第161条の9 第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条（第2項第1号を除く。）、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条及び第157条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第161条の9において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項に規定する療養

介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第161条の9において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第161条の9」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第161条の9において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。））」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。））」と読み替えるものとする。

（就労選択支援に関する情報提供）

第171条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

（準用）

第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第146条、第147条及び第171条の2の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第184条の2」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第

（準用）

第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第146条及び第147条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第184条の2」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第146条第2項」と

146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第185条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第185条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条、第171条の2、第180条第6項及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第190条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と

、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第185条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第185条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条、第180条第6項及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第190条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3

と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第190条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第190条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、第147条、第171条の2、第180条第6項、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第194条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第

号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第190条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第190条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、第147条、第180条第6項、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第194条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第194条」と

194条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

、第94条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(郡山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 郡山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年郡山市条例第67号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p>(生活介護を行う指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数)</p> <p>第5条 生活介護を行う場合に指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(指定障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(生活介護を行う指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数)</p> <p>第5条 生活介護を行う場合に指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）
、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、ア及びイに掲げる数を合計した数以上とし、看護職員及び生活支援員の数は生活介護の単位ごとに1以上、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は生活介護の単位ごとに当該訓練を行うために必要な数とする。

ア・イ (略)

(3) (略)

2 (略)

3 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4・5 (略)

(自立訓練（機能訓練）を行う指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数)

第6条 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合に指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とし、看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の数は、それぞれ1以上とする。

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）
、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、ア及びイに掲げる数を合計した数以上とし、看護職員及び生活支援員の数は生活介護の単位ごとに1以上、理学療法士又は作業療法士の数は利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は生活介護の単位ごとに当該訓練を行うために必要な数とする。

ア・イ (略)

(3) (略)

2 (略)

3 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4・5 (略)

(自立訓練（機能訓練）を行う指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数)

第6条 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合に指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とし、看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の数は、それぞれ1以上とする。

(2) (略)

2 (略)

3 第1項第1号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4～6 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第33条 (略)

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第34条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第35条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5 (略)

(2) (略)

2 (略)

3 第1項第1号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4～6 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第33条 (略)

2・3 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第34条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3・4 (略)

6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第5項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときには、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。

9・10 （略）

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の業務）

第35条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2)・(3) （略）

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければ

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときには、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8・9 （略）

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の業務）

第35条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2)・(3) （略）

ならない。

(地域との連携等)

第35条の2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第35条の3 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確

認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第34条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

(運営規程)

第53条 指定障害者支援施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第59条第1項において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1) 指定障害者支援施設の目的及び運営の方針

(2)～(13) (略)

(協力医療機関等)

第58条 (略)

2 (略)

3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である

(運営規程)

第53条 指定障害者支援施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第59条第1項において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1) 指定障害者支援施設等の目的及び運営の方針

(2)～(13) (略)

(協力医療機関等)

第58条 (略)

2 (略)

場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第65条 削除

(地域との連携等)

第65条 指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うこと等の地域との交流に努めなければならない。

(郡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 郡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年郡山市条例第68号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。)第6条の6第1号に掲げる自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(生活訓練)(同条第2号に掲げる自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型(施行規則第6条の10第1号に掲げる就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(同条第2号に掲げる就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。)の事業、放課後等デイサービス(同条第3項に規定する放課後等デイサービスをいう。)の事業、居宅訪問型児童発達支援(同条第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。)の事業のうち2以上の事業を一</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。)第6条の6第1号に掲げる自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(生活訓練)(同条第2号に掲げる自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型(施行規則第6条の10第1号に掲げる就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(同条第2号に掲げる就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。)の事業、<u>医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。)</u>の事業、放課後等デイサービス(同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。)の事業、居宅訪問型児童発達支援(同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)の事業及び保育所等訪問支援</p>

体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（療養介護の取扱方針）

第16条（略）

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支配に配慮するよう努めなければならない。

3・4（略）

（療養介護計画の作成等）

第17条（略）

2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5（略）

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

（同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（療養介護の取扱方針）

第16条（略）

2・3（略）

（療養介護計画の作成等）

第17条（略）

2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3・4（略）

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第5項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。

9・10 （略）

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の業務）

第18条 （略）

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

（職員の配置の基準）

第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) （略）

(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、（ア）から（ウ）までに掲げる利用者の平均障害支援区分（基準省令第39条第1項第

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8・9 （略）

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の業務）

第18条 （略）

（職員の配置の基準）

第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) （略）

(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、（ア）から（ウ）までに掲げる利用者の平均障害支援区分（基準省令第39条第1項第3号イの厚生

3号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。) に応じ、それぞれ(ア) から(ウ) までに掲げる数とする。

(ア) ~ (ウ) (略)

イ (略)

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(4) (略)

2・3 (略)

4 第1項第3号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5~8 (略)

(職員の配置の基準)

第52条 自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、自立訓練(機能訓

労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。) に応じ、それぞれ(ア) から(ウ) までに掲げる数とする。

(ア) ~ (ウ) (略)

イ (略)

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(4) (略)

2・3 (略)

4 第1項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5~8 (略)

(職員の配置の基準)

第52条 自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、自立訓練(機能訓練)事業所ご

練) 事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～9 (略)

(地域生活への移行のための支援)

第54条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第61条の2に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 (略)

(準用)

第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第55条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第55条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3

とに、1以上とする。

エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～9 (略)

(地域生活への移行のための支援)

第54条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第63条第1項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 (略)

(準用)

第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第55条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第55条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3

月」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と、第37条ただし書き中「第37条ただし書」とあるのは「第55条において準用する基準省令第37条ただし書」と読み替えるものとする。

(準用)

第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

(規模)

第61条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第63条 就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

月」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と、第37条ただし書き中「第37条ただし書」とあるのは「第55条において準用する基準省令第37条ただし書」と読み替えるものとする。

(準用)

第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第63条 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に

(1)～(4) (略)

2～6 (略)

(準用)

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第69条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

(規模に関する特例)

第88条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所

置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

2～6 (略)

(準用)

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第69条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第37条ただし書中「第37条ただし書」とあるのは「第69条において準用する基準省令第37条ただし書」と、「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

(規模に関する特例)

第88条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所

(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。)及び就労継続支援B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(郡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年郡山市条例第11号。以下「指定通所支援条例」という。))第5条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援条例第78条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。)及び就労継続支援B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(郡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年郡山市条例第11号。以下「指定通所支援条例」という。))第5条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業、指定医療型児童発達支援(指定通所支援条例第67条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。))の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援条例第78条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

第5条 郡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第5章 (略) <u>第5章の2 就労選択支援(第60条の2—第60条の8)</u> 第6章～第10章 (略) 附則 (障害福祉サービス事業者の一般原則) 第3条 障害福祉サービス事業を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。)(次章から第5章まで及び第6章から第8章までに掲げる事業</p>	<p>目次 第1章～第5章 (略) 第6章～第10章 (略) 附則 (障害福祉サービス事業者の一般原則) 第3条 障害福祉サービス事業を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。)(次章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、</p>

を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 (略)

第5章の2 就労選択支援

(基本方針)

第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(規模)

第60条の3 就労選択支援の事業を行う者(以下「就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労選択支援事業所」という。)は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第60条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員(就労選択支援の提供に当たる者として基準省令第61条の4第1項第2号の厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)

就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 (略)

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(実施主体)

第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及

び市、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供しよう努めなければならない。

（準用）

第60条の8 第8条、第9条（第2項第1号を除く。）、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条及び第45条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

(就労選択支援に関する情報提供)

第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

○
(準用)

第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで、第53条及び第68条の2の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第84条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第68条の2、第71条、第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第87条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第87条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第87条において準用する第30条第2項」と

(準用)

第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第84条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第71条、第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第87条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第87条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第87条において準用する第30条第2項」と、同項第4号

、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第87条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と、第37条ただし書中「第37条ただし書」とあるのは「第87条において準用する基準省令第37条ただし書」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

中「第32条第2項」とあるのは「第87条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と、第37条ただし書中「第37条ただし書」とあるのは「第87条において準用する基準省令第37条ただし書」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(郡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 郡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年郡山市条例第71号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</u></p>	<p>(障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(生活介護を行う障害者支援施設に置くべき職員及びその員数)

第11条 生活介護を行う場合に障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）
、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 看護職員、
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活
介護の単位ごとに、常勤換算方法で、ア及びイに掲げる数を合計した数
以上とし、看護職員及び生活支援員の数は生活介護の単位ごとに1以上
、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は利用者に対して日常生
活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は生活
介護の単位ごとに当該訓練を行うために必要な数とする。

ア・イ (略)

(4) (略)

2 (略)

3 第1項第3号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保すること
が困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能
の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能
訓練指導員として置くことができる。

4・5 (略)

(自立訓練（機能訓練）を行う障害者支援施設に置くべき職員及びその員
数)

第12条 自立訓練（機能訓練）を行う場合に障害者支援施設に置くべき職員
及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員
看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総
数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とし、看護職員

(生活介護を行う障害者支援施設に置くべき職員及びその員数)

第11条 生活介護を行う場合に障害者支援施設に置くべき職員及びその員数
は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）
、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 看護職員、理学療法士又
は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換
算方法で、ア及びイに掲げる数を合計した数以上とし、看護職員及び生
活支援員の数は生活介護の単位ごとに1以上、理学療法士又は作業療法
士の数は利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止す
るための訓練を行う場合は生活介護の単位ごとに当該訓練を行うために
必要な数とする。

ア・イ (略)

(4) (略)

2 (略)

3 第1項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合
には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止
するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員と
して置くことができる。

4・5 (略)

(自立訓練（機能訓練）を行う障害者支援施設に置くべき職員及びその員
数)

第12条 自立訓練（機能訓練）を行う場合に障害者支援施設に置くべき職員
及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 看護職員、理
学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利
用者の数を6で除した数以上とし、看護職員、理学療法士又は作業療法

、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の数は、それぞれ1以上とする。

(3) (略)

2 (略)

3 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4～6 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第25条 (略)

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

3・4 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第26条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第27条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を

士及び生活支援員の数は、それぞれ1以上とする。

(3) (略)

2 (略)

3 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4～6 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第25条 (略)

2・3 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第26条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5 (略)

6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第5項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。

9・10 (略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の業務）

第27条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

（地域との連携等）

第27条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては

3・4 (略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8・9 (略)

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の業務）

第27条 (略)

、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第27条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第

26条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第47条 (略)

2 (略)

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第51条 削除

(協力医療機関等)

第47条 (略)

2 (略)

(地域との連携等)

第51条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うこと等の地域との交流に努めなければならない。

(郡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 郡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年郡山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

目次

第1章・第2章 (略)

第3章 削除

第4章～第8章 (略)

附則

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通所給付決定保護者 法第6条の2の2第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。
- (2) 指定障害児通所支援事業者 法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。
- (3)～(9) (略)
- (10) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項 (法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者が受けることをいう。
- (11)・(12) (略)
- (13) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第78条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第90条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第98条に規定する指定保育所等訪問支

目次

第1章・第2章 (略)

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針 (第67条)

第2節 人員に関する基準 (第68条・第69条)

第3節 設備に関する基準 (第70条)

第4節 運営に関する基準 (第71条—第77条)

第4章～第8章 (略)

附則

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通所給付決定保護者 法第6条の2の2第9項に規定する通所給付決定保護者をいう。
- (2) 指定障害児通所支援事業者等 法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。
- (3)～(9) (略)
- (10) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項 (法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。
- (11)・(12) (略)
- (13) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第67条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第78条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第90条に規定する指定居宅訪問型児童発達支

援の事業並びに郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年郡山市条例第66号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第79条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス基準条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準条例第162条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス基準条例第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス基準条例第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

（指定障害児通所支援事業者の一般原則）

第4条 指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第28条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

援の事業及び第98条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年郡山市条例第66号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第79条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス基準条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準条例第162条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス基準条例第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス基準条例第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

第4条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第28条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第5条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものでなければならない。

（従業者の員数）

第7条 （略）

2 （略）

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

4 第2項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第5条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

（従業者の員数）

第7条 （略）

2 （略）

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上

- 5 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- 6 第1項第2号ア及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 7 第1項（第1号を除く。）、第2項及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
- 8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会

- (2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） 機能訓練を行うために必要な数
- (3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
- (1) 看護職員 1以上
- (2) 機能訓練担当職員 1以上
- 6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- 7 第1項第2号ア、第4項第1号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 8 第1項から第5項まで（第1項第1号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

福祉施設の職務に従事させることができる。

9 前2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(管理者)

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第11条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要

9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(管理者)

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第11条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

な設備を設けなければならない。

3 第1項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 発達支援室

ア・イ (略)

(2) (略)

4 第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第2項に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

(利用定員)

第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）にあっては、利用定員を5人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第24条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、この限りでない。

(1) 指導訓練室

ア・イ (略)

(2) (略)

3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

4 第1項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

(利用定員)

第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、利用定員を5人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第24条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3～6 （略）

（通所利用者負担額に係る管理）

第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 （略）

（指定児童発達支援の取扱方針）

第27条 指定児童発達支援事業者は、第28条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を

3～6 （略）

（通所利用者負担額に係る管理）

第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 （略）

（指定児童発達支援の取扱方針）

第27条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3 (略)

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

5 (略)

6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。

(1)～(7) (略)

7 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるように

2 (略)

3 (略)

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1)～(7) (略)

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

することで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

（児童発達支援計画の作成等）

第28条 （略）

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 （略）

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電

（児童発達支援計画の作成等）

第28条 （略）

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 （略）

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達

話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 (略)

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援(法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を提供する者に交付しなければならない。

8～10 (略)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第29条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

(支援)

第31条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を支援に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。

(通所給付決定保護者に関する市への通知)

第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児

支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 (略)

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

8～10 (略)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第29条 (略)

(指導、訓練等)

第31条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(通所給付決定保護者に関する市への通知)

第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児

に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(安全計画の策定等)

第41条の2 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 (略)

(協力医療機関)

第43条 指定児童発達支援事業者(治療を行うものを除く。)は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(利益供与等の禁止)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第5条第19項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(設備)

に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(安全計画の策定等)

第41条の2 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 (略)

(協力医療機関)

第43条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(利益供与等の禁止)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(設備)

第61条 基準該当児童発達支援事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援を行う場所は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第3章 削除

第67条から第77条まで 削除

第61条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針

第67条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第68条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数

(2) 児童指導員 1以上

(3) 保育士 1以上

(4) 看護職員 1以上

(5) 理学療法士又は作業療法士 1以上

(6) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職

員を置かなければならない。

3 第1項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(準用)

第69条 第8条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

。

第3節 設備に関する基準

第70条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
- (2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
- (3) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。

2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

3 第1項各号に規定する設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号に規定する設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第71条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

（通所利用者負担額の受領）

第72条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

(1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第60条第4項のこども家庭庁長官が定めるところによるものとする。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までに規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第73条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市への通知)

第74条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第75条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間

- (4) 利用定員
- (5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項（情報の提供等）

第76条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（準用）

第77条 第13条から第23条まで、第25条、第27条（第4項及び第5項を除く。）から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第75条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第72条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とある

第78条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第81条 指定放課後等デイサービス事業所は、発達支援室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)
(設備)

第87条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援を行う場所は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)
(従業者の員数)

第91条 (略)

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するも

のは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第74条」と読み替えるものとする。

第78条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第81条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)
(設備)

第87条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)
(従業者の員数)

第91条 (略)

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有す

の又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援(以下この項において単に「支援」という。)を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 (略)
(準用)

第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第6項及び第7項を除く。)、第27条の2、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第42条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第95条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項を除く。)、第27条の3、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第42条、第44条から第46条まで、

るもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 (略)
(準用)

第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第76条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第95条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第42条、第44条から第46条まで、第

第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第102条において準用する第95条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

（従業者の員数に関する特例）

第103条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項から第3項まで及び第5項、第7条（第4項及び第5項を除く。）、第79条第1項から第3項まで及び第5項、第91条第1項並びに第99条第1項の規定の適用につ

48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第76条及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第102条において準用する第95条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

（従業者の員数に関する特例）

第103条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項から第3項まで及び第5項、第7条（第3項及び第6項を除く。）、第68条、第79条第1項から第3項まで及び第5項、第91条第1項並びに第99条第1項の規定の

いては、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第6項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第7項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第8項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」と、第79条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第91条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第99条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 (略)

適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第68条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同項第3号並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第79条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第91条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第99条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 (略)

(利用定員に関する特例)

第105条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第12条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第12条及び第82条の規定にかかわらず、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第12条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

5 (略)

(電磁的記録等)

第106条 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第59条、第63条、第84条、第85条、第89条、第97条及び

(利用定員に関する特例)

第105条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第12条、第71条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第12条、第71条及び第82条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条、第71条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第12条、第71条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

5 (略)

(電磁的記録等)

第106条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、

第102条において準用する場合を含む。)、第18条(第59条、第63条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

第97条及び第102条において準用する場合を含む。)、第18条(第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定並びに第7条中郡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第50条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下この項において「新指定障害福祉サービス基準等条例」という。)第198条の7(新指定障害福祉サービス基準等条例第201条の22において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第201条の10の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準等条例第198条の7第2項及び第3項並びに第201条の10第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準等条例第198条の7第4項及び第201条の10第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

(郡山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の郡山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定

- める条例（次項において「新指定障害者支援施設基準等条例」という。）第35条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 4 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、新指定障害者支援施設基準等条例第35条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。
（郡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）
- 5 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第6条の規定による改正後の郡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「新障害者支援施設基準条例」という。）第27条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 6 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、新障害者支援施設基準条例第27条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。
（郡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置）
- 7 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、第7条の規定による改正後の郡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援基準等条例」という。）第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 8 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新指定通所支援基準等条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 9 この条例の施行の際現に指定を受けている第7条の規定による改正前の郡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において「旧指定通所支援基準等条例」という。）第7条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準等条例第7条及び第12条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 10 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準等条例第7条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準等条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 11 新指定通所支援基準等条例第27条の2（新指定通所支援基準等条例第59条、第63条、第84条、第85条、第89条及び第97条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、第27条の2中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

(提 案 要 旨)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係条例の改正を行う。

郡山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

郡山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年郡山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を父又は母のいずれか一方が監護する家庭をいう。ただし、児童が父又は母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）に養育されている家庭を除く。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 父又は母が母又は父の申し立てにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項又は第10条の2の規定による命令を受けた児童</p> <p>(9) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を父又は母のいずれか一方が監護する家庭をいう。ただし、児童が父又は母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）に養育されている家庭を除く。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 父又は母が母又は父の申し立てにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を受けた児童</p> <p>(9) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

郡山市上下水道事業の設置等に関する条例（平成28年郡山市条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1,000,000円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1,000,000円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市水道事業給水条例及び郡山市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市水道事業給水条例及び郡山市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

(郡山市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 郡山市水道事業給水条例(昭和41年郡山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第9条 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ事業管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、事業管理者が別に定める給水装置工事については、この限りでない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 事業管理者は、給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に定める基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第9条 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ事業管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、事業管理者が別に定める給水装置工事については、この限りでない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 事業管理者は、給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に定める基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

(郡山市簡易水道事業給水条例の一部改正)

第2条 郡山市簡易水道事業給水条例(昭和42年郡山市条例第76号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第7条 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の<u>国土</u></p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第7条 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の<u>厚生</u></p>

交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ事業管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、事業管理者が別に定める給水装置工事については、この限りでない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第32条 (略)

2 事業管理者は、給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に定める基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ事業管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、事業管理者が別に定める給水装置工事については、この限りでない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第32条 (略)

2 事業管理者は、給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に定める基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 万里

郡山市体育施設条例の一部を改正する条例

郡山市体育施設条例（昭和48年郡山市条例第63号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第15条 削除 附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。	<u>（職員）</u> 第15条 総合体育館に館長 <u>その他必要な職員を置く。</u>

（提案要旨）

郡山総合体育館の管理について指定管理者制度を導入することに伴い、所要の改正を行う。

郡山市歴史情報博物館条例を次のように制定する。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市歴史情報博物館条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、歴史、考古、民俗等（以下「歴史等」という。）に関する資料を収集、保管及び展示し、併せてこれらの資料に関する調査研究、情報の提供等を行うことにより、市民の歴史等に関する知識と教養の向上を図り、もって文化の発展に寄与するため、博物館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
郡山市歴史情報博物館	郡山市麓山一丁目5番30号

(事業)

第3条 郡山市歴史情報博物館（以下「博物館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 歴史等に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）その他の資料（郡山市公文書管理条例（令和6年郡山市条例第 号）第2条第4号に規定する特定歴史公文書等（以下「特定歴史公文書等」という。）を除く。以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。
 - (2) 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。
 - (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
 - (4) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、頒布すること。
 - (5) 博物館資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。
 - (6) 博物館資料の利用に関し必要な説明、助言等を行うこと。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと。
- 2 博物館は、公文書館法（昭和62年法律第115号）の趣旨にのっとり、特定歴史公文書等を保存し、展示し、及び一般の利用に供するとともに、これに関連する調査研究を行うものとする。
- 3 博物館は、前2項に規定する事業の充実を図るため、他の博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館をいう。）、指定施設（博物館法第31条第2項に規定する指定施設をいう。）、公文書館（公文書館法第4条第1項に規定する公文書館をいう。）その他これらに類する

施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

4 博物館は、第1項及び第2項に規定する事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（博物館法第3条第3項に規定する文化観光をいう。）その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。

（観覧料）

第4条 博物館の常設展（博物館資料の常設展示をいう。以下同じ。）を観覧しようとする者は、別表第1に定める常設展観覧料を納入しなければならない。ただし、次項に定める企画展を観覧する場合は、常設展観覧料を無料とする。

2 博物館の企画展（常設展以外の展示をいう。以下同じ。）を観覧しようとする者は、別表第2に定める企画展観覧料を納入しなければならない。

（観覧料等の不返還）

第5条 既納の常設展観覧料及び企画展観覧料（以下「観覧料等」という。）は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 観覧しようとする者の責めによらない理由により、観覧ができなかったとき。

(2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

（観覧料等の免除）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料等の全部又は一部を免除することができる。

(1) 市（市の機関を含む。）が主催する事業の活動として観覧するとき。

(2) その他市長が特に観覧料等を免除する必要があると認めるとき。

（入館の制限等）

第7条 市長は、博物館に入館しようとする者又は入館している者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設、設備、博物館資料等を汚損し、損傷し、若しくは滅失したとき又はこれらのおそれがあるとき。

(3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき又はそのおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、管理運営上適当でない行為をしたとき又はそのおそれがあるとき。

（利用の許可）

第8条 学術研究等のため、博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影、複写等（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項に規定する複写による特別利用は、当該博物館資料の写し等（以下「複写物」という。）を交付する方法により行う。
- 3 市長は、博物館資料の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

（利用の制限）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用を許可しない。

- (1) 博物館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (2) 寄託された博物館資料で、寄託者の同意を得ていないとき。
- (3) 著作権者がある博物館資料で、著作権者の同意を得ていないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、管理運営上適当でないと認めるとき。

（許可の取消し等）

第10条 市長は、第8条の規定による許可を受けた者（以下「特別利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該利用の許可の取消しにより特別利用者に生じた損害については、市は、賠償の責めを負わない。

- (1) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可に付された条件に違反したとき。
- 2 前項の規定による場合のほか、市長は、公益上その他の事由により特に必要と認めるときは、特別利用の許可を取り消し、又はその利用を中止し、変更し、若しくは制限することができる。

（権利譲渡等の禁止）

第11条 特別利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（手数料等）

第12条 第8条第2項の規定により複写物の交付によって博物館資料を利用しようとする者（以下「複写物利用者」という。）は、別表第3に定める額の手数料を納付しなければならない。

- 2 前項の手数料は、複写物の交付を受ける際に納付しなければならない。
- 3 市長は、複写物利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、手数料を免除することができる。
 - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項各号に掲げる支援給付を受けている者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市の機関等が、災害その他特別の理由があると認める者
- 4 既納の手数料は、これを返還しない。
- 5 複写物利用者は、第1項の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用をあらかじめ納付して、複写物の送付を求めることができ

る。この場合において、送付に要する費用は、別に定める方法により納付しなければならない。

(賠償責任)

第13条 施設、設備、博物館資料等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(博物館協議会)

第14条 博物館法第23条第1項の規定に基づき、博物館に郡山市歴史情報博物館協議会（以下「博物館協議会」という。）を置く。

2 博物館協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から市長が委嘱する。

3 委員の定数は、10人以内とし、その任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職員)

第15条 博物館に館長、学芸員その他必要な職員を置く。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第2条、第5条関係） 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償		別表第2（第2条、第5条関係） 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償	
1 報酬		1 報酬	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	

文化財保護審議会	(略)		文化財保護審議会	(略)	
歴史情報博物館協議会	会長	日額 8,100円			
	副会長				
	委員				
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		
2 (略)			2 (略)		

(郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の一部改正)

4 郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例（平成11年郡山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
公の施設	使用料	公の施設	使用料
(略)		(略)	
郡山市歴史情報博物館	郡山市歴史情報博物館条例（令和6年郡山市条例第 号）第4条第1項本文及び第2項に規定する観覧料		

(郡山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

5 郡山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成26年郡山市条例第60号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職務権限の特例)	(職務権限の特例)
第2条 次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、執行するものとする。	第2条 次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、執行するものとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 郡山市歴史情報博物館の設置、管理及び廃止に関すること。	

(郡山市歴史資料館条例の廃止)

6 郡山市歴史資料館条例（平成13年郡山市条例第34号）は、廃止する。

別表第1（第4条関係）

常設展観覧料

区分	観覧料	
	個人	団体
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	1人1回につき100円	1人1回につき70円
一般	1人1回につき200円	1人1回につき150円

備考

- 1 「団体」とは、20人以上をいう。
- 2 65歳以上の者は、無料とする。

別表第2（第4条関係）

企画展観覧料

区分	観覧料	
	個人	団体
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	1人1回につき 1,500円の範囲内でそのつど市長が	
一般	定める額	

備考

- 1 「団体」とは、20人以上をいう。
- 2 団体観覧料は、個人観覧料の10分の8に相当する額とし、10円未満の端数が生じた場合は、これを10円に切り上げる。

別表第3（第12条関係）

区分	単位	手数料
白黒印刷の場合	用紙1枚につき	10円
カラー印刷の場合	用紙1枚につき	20円
直径120mmの光ディスクの場合	ディスク1枚につき	100円

備考

- 1 複写物の交付に用いる用紙は、日本産業規格A列4番によるものとする。ただし、これにより難しいときは、日本産業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うことができる。
- 2 用紙の両面に印刷された複写物を交付する場合には、片面を1枚として計算する。
- 3 市長以外の者に委託して複写物を作成し、交付する場合における手数料の額は、この表の区分にかかわらず、当該委託に係る費用の額とする。

4 この表の区分以外のものの複写物の交付に係る手数料の額は、当該複写物の交付に要した費用の額とする。

(提 案 要 旨)

郡山市歴史情報博物館を設置する。

包括外部監査契約について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 契約の目的 | 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定による監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和6年4月1日 |
| 3 契約金額 | 金12,500,000円を上限とする額 |
| 4 費用の支払方法 | 契約の定めるところによる。 |
| 5 契約の相手方 | 住所 郡山市赤木町2番18号
氏名 郡司 拓也
資格 公認会計士 |
| 6 支出科目 | 令和6年度
一般会計
（款）2 総務費
（項）1 総務管理費
（目）1 総務法務費 |

(提案要旨)

地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結する。

郡山市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり郡山市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 指定する郵便局 所在地 郡山市朝日二丁目24番6号
名称 郡山郵便局
- 2 指定する郵便局において取り扱う事務
 - (1) 法第2条第8号に規定する個人番号カードの交付の申請の受付に関する事務
 - (2) 法第2条第9号に規定する個人番号カードの交付に当たり、電子情報処理組織（郡山市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該指定郵便局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって本人確認の措置を行う場合における当該本人確認の措置に係る書類の受付及び個人番号カードの交付の申請をした者が当該本人確認の措置を受けるために必要な連絡その他の事務
- 3 指定期間
令和6年8月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、当該指定期間満了の日の3か月前までに、郡山市及び日本郵便株式会社のいずれからも事務の取扱いを廃止する旨の意思表示がないときは、当該指定期間をさらに1年間延長することとし、以後も同様とする。

(提 案 要 旨)

郡山市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する。